

1 健康福祉政策課 事業体系

〔(新)〕は新規事業、〔(単)〕は県単独事業、
 〔〔地震〕〕は熊本地震からの創造的復興関係事業、
 〔〔コロナ〕〕は新型コロナウイルス感染症関係事業、
 〔〔豪雨〕〕は令和2年7月豪雨復旧・復興関係事業、
 〔〔喫緊〕〕は基本方針関係事業を表す

		頁		
安全で安心できる県民生活の確保	被災者の救助・支援	被災者の救助〔地震〕〔豪雨〕	34	
		被災者生活再建支援制度実施事業〔地震〕〔豪雨〕	35	
		災害派遣福祉チーム(熊本DCAT)事業	35	
		(新)災害弱者支援事業(単)〔豪雨〕	35	
		地域支え合いセンター運営支援事業〔地震〕〔豪雨〕	36	
		住まいの再建支援事業(単)	36	
健康福祉施策の総合的な推進		社会福祉審議会(単)	36	
		保健医療計画推進事業(単)	37	
		地域保健医療推進協議会費(単)	37	
情報通信技術を活用した行政・公共サービスの展開	保健・医療・福祉分野における高度情報化の推進	厚生統計調査事業	38	
		福祉総合情報システム運営費	39	
		衛生総合情報システム運営費	39	
健康福祉施策の推進体制の整備	保健・医療・福祉を支える人材の育成・確保等	保健福祉職員研修(単)	39	
		地域における福祉活動の推進と相談体制の充実	地域福祉計画推進・支援事業(単)	40
			地域の縁がわづくり推進・支援事業(単)	40
	地域福祉総合支援事業(単)		41	
	健軍くらしささえ愛工房管理事業(単)		41	
	地域共生社会推進事業		42	
	水俣・芦北地域見守り活動等推進事業		42	
	社会福祉法人指導監督事務		42	
	県社協活動助成費(単)		43	
	県ボランティアセンター事業費補助		43	
	(新)災害ボランティアセンター支援事業	43		
	社会福祉功労者表彰(単)	43		
	やさしいまちづくりの推進	やさしいまちづくり推進協議会等運営事業(単)	44	
		UDやさしいまちづくり普及啓発事業	44	
	御所浦地域振興策		施設通所等交通費支援事業(御所浦地域振興策)(単)	45

被災者の救助【地震】【豪雨】

1 災害救助法による災害救助

実施主体	県	負担割合	令和2年度 国79.7/100 県20.3/100 令和元年度 国50.0/100 県50.0/100
令和3年度予算額	3,391,953千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	16,474,967千円	災害救助法	

<目的>

火災、風水害、地震等の災害のため一定規模以上の被害が生じた場合で、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に応急的な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としている。

<事業内容>

災害救助法に基づき、災害救助法を適用した市町村の区域内における災害救助を実施する。

具体的な救助業務については県が行うが、救助を迅速に行うため、事務の一部を市町村に委任している。

なお、救助実施市に指定された熊本市の市域・市民に対する救助は、熊本市が行う。

(救助の種類) (1) 避難所、応急仮設住宅の設置 (2) 食品、飲料水の給与 (3) 被服、寝具等の給与
(4) 医療、助産 (5) 被災者の救出 (6) 住宅の応急修理 (7) 学用品の給与
(8) 埋葬 (9) 死体の捜索及び処理 (10) 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去

2 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

実施主体	市町村	負担割合	国1/2 県1/4 市町村1/4
令和3年度予算額	22,500千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	260,625千円	災害弔慰金の支給等に関する法律第3条、第8条	

<目的>

災害により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金及び災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して支給する災害障害見舞金の支給を行い、住民の福祉及び生活の安定に資することを目的としている。

<事業内容>

市町村が条例に基づき支給する災害弔慰金（生計維持者500万円、その他250万円）及び災害障害見舞金（生計維持者250万円、その他125万円）を助成する。

被災者生活再建支援制度実施事業【地震】 【豪雨】

(事業開始年度：平成11年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2 基金1/2
令和3年度予算額	一千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	一千円	被災者生活再建支援法第3条	

<目的>

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としている。

<事業内容>

被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援法の対象となる自然災害が発生し、居住する住宅が全壊、大規模半壊又は中規模半壊となった世帯からの申請により、住宅の被害程度と再建方法に応じた支援金を支給する。(中規模半壊は加算支援金のみ支給。また、中規模半壊は令和2年7月豪雨災害分のみ適用)

また、住宅の半壊又は敷地の被害により当該住宅に継続居住が困難なため住宅を解体した場合や長期避難世帯は、全壊と同様の支援金を支給する。

なお、支援金は、全都道府県からの支援法人(公益財団法人都道府県センター)への拠出金とその運用益、さらに国からの補助金を原資として、支援法人から支給される。

*支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊世帯、解体世帯、長期避難世帯	大規模半壊世帯	中規模半壊世帯
支給額	100万円	50万円	—

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借	備考
支給額	200万円	100万円	50万円	全壊、解体、長期避難、大規模半壊世帯
支給額	100万円	50万円	25万円	中規模半壊世帯

※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額

災害派遣福祉チーム(熊本DCAT)事業

(事業開始年度：平成25年度)

実施主体	県	負担割合	別記
令和3年度予算額	2,160千円	(根拠法令等)	
平成2年度予算額	2,779千円	災害救助法、熊本県地域防災計画	

<目的>

災害の発生時に、避難所等において、高齢者や障がい者などの生活に介助が必要な方々を支援する「熊本DCAT」の派遣に備え、体制を整備する。

<事業内容>

1 DCAT隊員傷害保険(負担割合：県10/10)

県の要請に基づく活動時の不慮の事故に備え、隊員の傷害保険に加入する。

2 DCAT体制整備事業(負担割合：国10/10)

関係団体との連携会議の開催や、被災地での活動に備え、派遣を想定した隊員研修等を実施する。

新) 災害弱者支援事業(単)【豪雨】

(事業開始年度：令和3年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	16,019千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	一千円	水防法、災害対策基本法	

<目的>

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び自力では避難が困難な避難行動要支援者を対象とした個別計画の作成等を支援することにより、高齢者や障がい者等の配慮が必要な要支援者の避難体制を確保する。

<事業内容>

(1) 要配慮者支援施設等避難確保計画作成促進事業(社会福祉施設等に対する説明会等に要する経費)

(2) 要支援者個別計画策定支援事業(避難行動要支援者名簿や個別計画の作成、見直し等を行う市町村に対する補助等)

地域支え合いセンター運営支援事業【地震】【豪雨】

(事業開始年度：平成28年度)

実施主体	県、市町村	負担割合	別記(事業ごとに記載)
令和3年度予算額	274,822千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	340,671千円	生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱	

<目的>

被災者の安心した日常生活を支え、生活再建と自立を支援するため、見守り・生活支援・地域交流の促進等の総合的な支援体制を構築する。

<事業内容>

- 1 熊本県地域支え合いセンター支援事務所設置・運営事業(【地震】負担割合：国3/4 県1/4、【豪雨】負担割合：国10/10)
各市町村の地域支え合いセンターの運営を支援する「熊本県地域支え合いセンター支援事務所」を設置し、支援員等に対する研修、情報管理システム運用、先災県等からのアドバイザー派遣等を実施する。
- 2 市町村地域支え合いセンター設置・運営支援事業(負担割合：国10/10)
実施市町村における地域支え合いセンターの設置・運営に必要な経費を助成する。

住まいの再建支援事業(単)【地震】【豪雨】

(事業開始年度：平成29年度)

実施主体	県・市町村	負担割合	県10/10(平成28年熊本地震復興基金) 県10/10(令和2年7月豪雨被災者等支援交付金)
令和3年度予算額	2,074,600千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	1,170,942千円		

<目的>

仮設住宅等の入居者について、それぞれの意向に沿った住まいの再建を後押しし、住まいの再建を迅速に実現するために実施する。

<事業内容>

- ①リバースモーゲージ利子助成
高齢者世帯がリバースモーゲージ型融資を受けて自宅再建をした場合に、融資額のうち850万円までの利子分について助成を行う。
- ②自宅再建利子助成
子育て世帯等が融資を受けて自宅再建をした場合に、融資額のうち850万円までの利子分について助成を行う。
- ③民間賃貸住宅入居費助成
民間賃貸住宅に入居した場合に、入居時の初期支援として一律20万円を助成する。
- ④転居費用助成
仮設住宅から次の住まいへ引っ越しをした場合、転居費用として一律10万円を助成する。
- ⑤保証人不在被災者支援(※本事業は熊本地震被災者に限定)
民間賃貸住宅入居希望者のうち保証人がいない者へ支援することにより、入居を可能とし、その見守料の一部として、一律10万円を助成する。
- ⑥公営住宅入居助成
公営住宅に入居した場合に、入居時の初期支援として一律10万円を助成する。

社会福祉審議会(単)

(事業開始年度：昭和26年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	285千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	285千円	社会福祉法第7条 熊本県社会福祉審議会条例	

<目的>

社会福祉に関する事項を調査審議する機関を設置し、知事の諮問に対して答申を行うとともに、意見の具申を行う。

<事業内容>

社会福祉審議会の開催。
専門分科会として、①民生委員審査専門分科会 ②児童福祉専門分科会 ③高齢者福祉専門分科会 ④身体障害者福祉専門分科会を設置している。

保健医療計画推進事業(単)

(事業開始年度：平成 14 年度)

実施主体	県	負担割合	県 10 / 10
令和 3 年度予算額	886 千円	(根拠法令等)	
令和 2 年度予算額	886 千円	医療法第30条の4	

<目 的>

熊本県保健医療計画の進捗状況の把握など、計画の着実な推進を図る。

<事業内容>

熊本県保健医療推進協議会を開催し、計画に定めた評価指標の把握などの進捗管理を行う。

地域保健医療推進協議会費(単)

(事業開始年度：昭和 56 年度)

実施主体	県	負担割合	県 10 / 10
令和 3 年度予算額	5,262 千円	(根拠法令等)	
令和 2 年度予算額	5,314 千円	医療計画の作成及び推進における保健所の役割について (H19.7.20 健総発第0720001号厚生労働省健康局総務課長通知)	

<目 的>

二次保健医療圏ごとに地域保健医療推進協議会を開催し、各地域の地域保健医療計画の進捗状況を把握し、計画の着実な推進を図る。

<事業内容>

二次保健医療圏ごとに地域保健医療推進協議会を開催し、計画に定めた評価指標の数値把握などの進捗管理を行う。

厚生統計調査事業

実施主体	県	負担割合	国10/10（国庫委託事業）
令和3年度予算額	7,711千円	(根拠法令等) 令和3年度厚生労働統計調査の委託について	
令和2年度予算額	10,888千円		

<目的>

人口の動態に関する調査及び保健、医療、福祉に関する各種調査を実施し、厚生行政の基礎資料を得る。また、調査結果は、県の行政施策に活用するほか、市町村、県民等に提供し、保健、医療、福祉の向上に役立てる。

<事業内容>

各種統計調査を実施するとともに、衛生統計年報等の統計資料の作成を行う。

(令和3年度実施予定の調査)

調査・報告名	調査・報告の内容
人口動態調査	戸籍法及び死産の届出に関する規程に基づき届けられた出生、死亡、婚姻、離婚、死産の各事件の状況を調査
医療施設調査	医療施設（医療法に定める病院・診療所）を対象に、施設名、開設者、従事者数、病床数、診療科目等を調査
病院報告	病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況及び従事者の状況を報告
地域保健・健康増進事業報告	保健所、市町村における保健衛生事業の活動状況、市町村における健康増進事業の実施状況を報告
衛生行政報告例	県・指定都市・中核市における公衆衛生、医務、薬務関係行政の業務実績及び母体保護統計等を報告
介護サービス施設・事業所調査	介護保険施設、居宅サービス事業所等全数を対象に、介護サービスの提供体制、提供内容を調査
国民生活基礎調査	国勢調査の調査区から抽出された地区の全世帯について、世帯及び世帯員の状況、家計支出の状況等を調査
社会福祉施設等調査	老人福祉施設、児童福祉施設、身体障害者更生援護施設等の社会福祉施設の状況を調査
福祉行政報告例	県・指定都市・中核市における社会福祉関係行政の業務実績を報告
社会保障・人口問題基本調査（世帯動態調査）	国民生活基礎調査地区内より無作為抽出した調査地区内に居住する世帯を対象に、結婚や出産に関する経験や考えなどを調査
社会保障に関する意識調査	国民生活基礎調査地区内より無作為抽出した調査地区内で世帯及び世帯員を対象に、「社会保障制度法における給付と負担」「租税制度における負担」をはじめとした、社会保障施策の浸透状況、影響度について調査

福祉総合情報システム運営費

(事業開始年度：平成元年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	44,218千円	(根拠法令等) 熊本県総合情報通信高度化計画 社会保障・税番号制度システム整備事業実施要綱	
令和2年度予算額	132,621千円		

<目的>

急速に進む高齢化、多様化する福祉ニーズ、増大・複雑化する行政施策など急変する福祉環境の中で、事務の簡素化・迅速化、正確化、行政需要の多様化への対応及び行政サービスの質の向上を図るため、各種福祉業務の電算処理を行う福祉総合情報システムの維持管理等を行う。

<事業内容>

福祉総合情報システムの運営

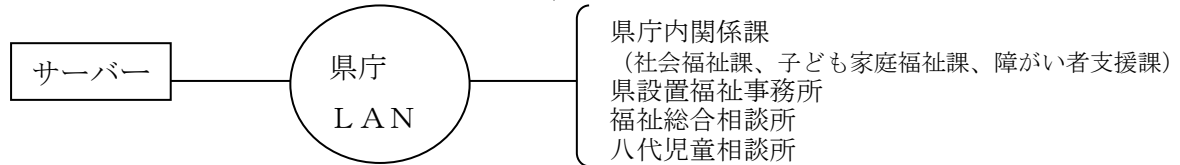
システム及びハードウェアの維持管理を行う。

(対象業務)

- | | |
|----------------|--------------------------|
| (1) 生活保護業務 | (2) 児童相談業務 (児童福祉施設措置を含む) |
| (3) 児童扶養手当支給業務 | (4) 母子父子寡婦福祉資金貸付業務 |
| (6) 療育手帳交付業務 | (7) 特別児童扶養手当支給業務 |
| (9) 理学判定業務 | (10) 心身障害者扶養共済業務 |
| | (11) 女性相談業務 |

(システムの構成)

県庁のサーバーと県設置福祉事務所等のパソコンを県庁LANで結び、各業務を行う。



衛生総合情報システム運営費

(事業開始年度：平成2年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	22,427千円	(根拠法令等) 熊本県総合情報通信高度化計画 社会保障・税番号制度システム整備事業実施要綱	
令和2年度予算額	19,826千円		

<目的>

保健所と県庁をオンラインで結び、安全性と信頼性の高いシステムを構築し、また利活用することで、保健・医療に関する各種データの一元化と、事務の効率化、迅速化、省力化、正確化とともに個人情報の保護を図る。

また、保健所を地域保健医療サービスの情報拠点と位置づけ、オンラインで得た情報をもとに、データの集計・分析をすることで、市町村や保健医療関係団体などへの情報提供機能強化及び第6次熊本県保健医療計画の着実な実施評価のための調査研究・企画整備機能の充実を図る。

<事業内容>

衛生総合情報システム運営事業

県庁のサーバーと保健所等のパソコンをオンラインで結び、次の各システム等の運用を行う。

- (1) 衛生総合情報システム
- (2) 公費負担医療システム

保健福祉職員研修^①

(事業開始年度：昭和59年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	2,218千円	(根拠法令等) 社会福祉法、地域保健法、健康福祉部研修基本方針	
令和2年度予算額	2,773千円		

<目的>

保健福祉業務に携わる職員等を対象にした研修を企画・実施するとともに、県民の健康・福祉の増進に資する人材を育成する。

<対象>

本庁・各出先機関・地域振興局・市町村で保健福祉業務に従事する職員

<事業内容>

本庁・各出先機関・地域振興局・市町村で保健福祉業務に従事する職員に対して研修実施。

地域福祉計画推進・支援事業^①

(事業開始年度：平成15年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10 (地域福祉基金)
令和3年度予算額	2,705千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	2,147千円	社会福祉法第107条、第108条	

<目的>

誰もが「熊本に生まれ育ってよかった、住んでよかった」という幸せを実感できる熊本づくりを目指し、すべての住民の皆さんがそれぞれ主体となって地域の課題に積極的にに関わり、福祉関係者や行政等との協働で課題を解決する「福祉のまちづくり」を支援するため、県地域福祉支援計画を推進する。

<事業内容>

1 県地域福祉推進委員会

県地域福祉支援計画や本県における地域福祉の進捗状況を検証するため、有識者や福祉関係者による委員会を開催する。

2 地域のしごとおこし推進・支援事業

福祉の視点を持った地域の縁がわ等からの起業化や、経済的活動によって障がい者の方なども含めた誰もが生き生きと活躍できる場の創出や、高齢者等の生きがいにつながる取組みを支援するため、事例と課題の把握と検証、普及啓発等を実施する。

3 地域の結びづくり推進・支援事業

地域の協力事業者等と連携し、地域の見守りに係るネットワーク（熊本見守り応援隊）を構築する。

地域の縁がわづくり推進・支援事業^①【4カ年】

(事業開始年度：平成23年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10 (地域福祉基金)
令和3年度予算額	3,274千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	2,922千円	第3期熊本県地域福祉支援計画	

<目的>

子どもから高齢者まで、障がいがあってもなくても、誰もが住み慣れた地域で生き生きと安心して暮らせるよう、誰もが集い、支え合う地域の拠点「地域の縁がわ」や「地域の縁がわ」の機能に、デイサービス等（日中支援）とインフォーマルなお泊りのサービス（夜間支援）を付加した「地域ふれあいホーム」の普及と活動の充実を図る。

<事業内容>

1 地域の縁がわづくり支援（委託により実施）

地域の縁がわの相談窓口を設け、各種相談対応を行いながら、研修会等を開催し、地域の縁がわの普及を行う。

2 地域の縁がわの普及推進

地域の縁がわの更なる登録を推進するとともに、地域の縁がわの活発な活動を促す。

地域福祉総合支援事業(単)

(事業開始年度：平成28年度)

実施主体	県	負担割合	別記(事業ごとに記載)
令和3年度予算額	20,598千円	(根拠法令等)	第3期熊本県地域福祉支援計画
令和2年度予算額	20,694千円		

<目的>

「地域の縁がわ」、「地域ふれあいホーム」の整備に取り組む団体を支援すること、及び地域福祉活動団体が行う総意と工夫を凝らした先駆的又はモデル的な福祉活動の支援を行うことで、第3期熊本県地域福祉支援計画の推進を目指す。

<事業内容>

- (1) 「地域の縁がわ」、「地域ふれあいホーム」に取り組んでいる団体の施設整備費用を助成する。
- ①地域の縁がわ施設整備(負担割合：基金2/3(上限1,000千円)(地域福祉基金)、事業者1/3)
- ②地域ふれあいホーム施設整備
- (A)改修・新築(負担割合：基金2/3(上限2,500千円)(地域福祉基金)、事業者、1/3)
- (B)消防用設備
- a)自動火災報知機設備(負担割合：基金2/3(上限1,000千円)(地域福祉基金)、事業者1/3)
- b)火災通報装置(負担割合：基金2/3(上限300千円)(地域福祉基金)、事業者1/3)
- c)スプリンクラー(負担割合：基金(7千円×対象面積)(地域福祉基金)、残りは事業者負担)
- ※a)+b)+c)の上限2,500千円
- (2)第3期熊本県地域福祉支援計画の推進に寄与する先駆的又はモデル的な地域福祉活動事業に取り組む民間団体の事業遂行に必要な費用を助成する。
- (負担割合：基金2/3(上限1,000千円)(地域福祉基金)、事業者1/3)
- (3)被災地のコミュニティ再生や被災者の生活を支援する事業。上記助成について、補助率、上限額を引き上げる。
- ①被災地における「地域の縁がわ」「地域ふれあいホーム」の施設整備
- (負担割合：基金3/4(上限2,500千円)(地域福祉基金)、事業者1/4)
- ②被災地における地域福祉活動事業
- (負担割合：基金3/4(上限2,000千円)(地域福祉基金)、事業者1/4)
- ※「被災地」とは、熊本地震により地域支え合いセンターを設置している3市町(熊本市、西原町、益城町)及び令和2年7月豪雨により応急仮設住宅の建設を行う7市町村(八代市、芦北町、津奈木町、人吉市、相良村、山江村、球磨村)、計10市町村。

健軍くらしささえ愛工房管理事業(単)

(事業開始年度：平成17年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	1,043千円	(根拠法令等)	第3期熊本県地域福祉支援計画
令和2年度予算額	7,257千円		

<目的>

平成17年10月に、県営健軍団地の1階に地域の拠点「地域の縁がわ」のモデルとして整備した「健軍くらしささえ愛工房」を民間団体(NPO法人おーさあ)に貸付け、地域住民、商店街、ボランティア等とのパートナーシップによる事業運営を行いながら、先駆的な地域福祉サービスのモデルを県内市町村や関係機関へ普及・啓発する。

<事業内容>

健軍くらしささえ愛工房(熊本市東区栄町2-15)の管理・運営

法令等により所有者(県)に義務を課せられた保守点検及び修繕等の実施

(法定点検)自家用電気工作物点検、消防用設備点検、建築設備点検

※令和2年度においては、ウッドデッキ改修工事を実施(工事費7,480千円(不足分は他事業より流用))

地域共生社会推進事業

(事業開始年度：令和2年度)

実施主体	県	負担割合	国3/4、県1/4
令和3年度予算額	4,112千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	4,830千円	社会福祉法第6条、第106条の3、第108条 生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱	

<目的>

地域住民の参画と協働により、誰もが支え合う地域共生社会の実現に向けて、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られる体制の構築を推進する。

<事業内容>

- 1 地域福祉活動推進セミナーの開催
地域住民の地域福祉活動への参加を促すために、地域共生社会の実現に向けた考え方や好事例を紹介するセミナーを開催する。
- 2 地域福祉活動実践アドバイザーの派遣
地域の様々な課題の解決を図るため、市町村社会福祉協議会等に対して、その分野に先進的に取り組む社会福祉協議会職員や学識経験者等をアドバイザーとして派遣し、地域福祉活動計画の策定や地域福祉を推進するための地区研修会の開催等を支援する。
- 3 地域の底力向上研修会の開催
地域住民の中から、地域福祉の考え方を理解して地域の課題やニーズをまとめ、地域福祉活動のリーダーとなる人材を養成する。
- 4 相談支援従事者の養成
市町村が行う包括的相談支援体制の構築を支援するため、複合化・複雑化した課題に対応でき、既存の相談支援機関間のコーディネートなどを行う相談支援従事者を養成する。
- 5 市町村研修会の開催
市町村職員向けに、包括的な支援体制づくりの必要性や重層的支援体制整備事業の内容、先進事例等を周知するための研修会を開催する。

水俣・芦北地域見守り活動推進事業

(事業開始年度：平成23年度)

実施主体	市町村	負担割合	国8/10 県2/10 (地域福祉基金)
令和3年度予算額	15,000千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	15,000千円	水俣病総合対策費補助金交付要綱	

<目的>

身近な地域で、住民が支えたり支えられたりする小地域ネットワーク活動等を普及することにより、誰もが身近な地域で安心して生活できるまちづくりを推進する。

<事業内容>

水俣市、芦北町、津奈木町に地域福祉コーディネーターを配置する経費を助成して、地域から孤立した要援護者への安否確認や高齢者等の日常生活の困りごとの解決を図るなど地域住民による見守り支え合う仕組みづくりを推進する。

社会福祉法人指導監督事務

実施主体	県	負担割合	県10/10 (一部国1/2、県1/2)
令和3年度予算額	208千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	260千円	生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱 熊本県社会福祉施設等指導監査要項	

<目的>

社会福祉協議会等の社会福祉法人の健全な経営と運営基盤の向上を図る。

<事業内容>

社会福祉法人（町村社会福祉協議会等）の指導を実施する。

県社協活動助成費^①

(事業開始年度：昭和26年度)

実施主体	(福)熊本県社会福祉協議会	負担割合	県10/10 (事業費にあたる980千円は地域福祉基金)
令和3年度予算額	30,650千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	30,650千円	熊本県社会福祉協議会運営費補助金交付事務取扱要領	

<目的>

熊本県社会福祉協議会の運営費を助成することによって、地域福祉活動の充実と発展を図る。

<事業内容>

熊本県社会福祉協議会が設置する福祉活動指導員等の人件費及び事業費に対する助成

県ボランティアセンター事業費補助

(事業開始年度：平成6年度)

実施主体	(福)熊本県社会福祉協議会	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	5,537千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	6,086千円	生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱	

<目的>

熊本県社会福祉協議会に設置されている熊本県ボランティアセンターにおいて、市町村ボランティアセンターへの支援やボランティア活動に参加しやすくするための体制整備を促進することにより、ボランティア活動の推進を図り、地域における福祉コミュニティの形成を図る。

<事業内容>

- 1 需給マッチング事業 (インターネットを活用した最新情報の発信、県ボランティアセンターの運営等)
- 2 人材育成事業 (ボランティアコーディネーター研修等)

新 災害ボランティアセンター支援事業

(事業開始年度：令和3年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2、県1/2
令和3年度予算額	4,968千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	— 千円	熊本県地域防災計画 生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱	

<目的>

熊本県社会福祉協議会に配置する災害ボランティアコーディネーターに係る経費を助成することにより、市町村災害ボランティアセンターの円滑な設置・運営を図る。

<事業内容>

災害ボランティアコーディネーターは、研修の開催や災害ボランティアセンター設置訓練への助言等により、市町村社会福祉協議会を支援する。また、同センターに係る人材や資材、施設等を確保する仕組みの整備や、関係団体との連携体制の構築等を図る。

社会福祉功労者表彰^①

(事業開始年度：昭和35年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	292千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	366千円	熊本県社会福祉功労者及び団体等知事表彰実施要綱	

<目的>

社会福祉の向上に著しい功績のあった者及び団体を表彰することにより、長年の労苦をねぎらうとともに、福祉の啓発、社会福祉に対する理解と意識の高揚を図る。

<対象>

ボランティア、施設職員、ホームヘルパー、心身障がい者自立更生者、民生委員・児童委員等

やさしいまちづくり推進協議会等運営事業(単)

(事業開始年度：平成5年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	321千円	(根拠法令等) 熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例	
令和2年度予算額	1,077千円	くまもと・高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進協議会設置要綱	

<目的>

行政、事業者、県民が一体となって取組みを推進するため、「くまもと・高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進協議会」等の推進組織を運営する。

<事業内容>

- 1 やさしいまちづくりを全県的に推進するため、行政、事業者、県民で構成する、やさしいまちづくり推進協議会を運営
- 2 やさしいまちづくりを全庁的に推進するため、全部局で構成する、やさしいまちづくり庁内推進会議を運営

UDやさしいまちづくり普及啓発事業

(事業開始年度：平成6年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10 (一部国1/2、県1/2) (地域福祉基金)
令和3年度予算額	8,888千円	(根拠法令等) 熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例	
令和2年度予算額	8,827千円	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	

1 やさしいまちづくりの普及啓発

<目的>

高齢者や障がい者等の社会参加を促進するため、ユニバーサルデザイン(UD)を理念としたやさしいまちづくりの推進を通じて、社会全体における一層の意識づくりや人材の育成等を図る。

<事業内容>

- 1 障がい者等用駐車場利用証(ハートフルパス)事業
ハートフルパス制度の普及・啓発を推進し、障がい者等用駐車場及び障がい者等優先駐車場の協力施設拡大、利用証交付窓口拡大と適正利用を促進する。
- 2 おでかけ安心トイレ普及事業
一定の基準を充たした利用者以外にも開放しているトイレ施設の情報を収集し、ホームページや携帯サイト等で広く公表することにより、誰もが気軽に外出できるまちづくりを推進する。
- 3 ハートフルサポーター育成事業
高齢者や障がい者と接する機会の多い事業者のおもてなしの向上を図るため、従業員向けに障がい特性や対応方法等について研修会を実施し、ハートフルサポーターとして育成することで、誰もが外出しやすいまちづくりを推進する。また、UDを理念としたやさしいまちづくりを展開していくために必要な情報提供、支援及び助言等を行う。
- 4 UDやさしいまちづくり普及啓発事業
UDを理念としたやさしいまちづくりの普及啓発のため、UD移動ミュージアム(UDキットの貸出)を実施。
- 5 ヘルプカード・ヘルプマーク普及啓発事業
外見からわかりにくい障がいや症状、難病や発達障がいの方が身に付けることで周囲からの配慮を得やすくするヘルプカード・ヘルプマークを作製し、県民への周知を図る。

施設通所等交通費支援事業（御所浦地域振興策）**①**

（事業開始年度：平成27年度）

実施主体	天草市	負担割合	県10／10
令和3年度予算額	1,608千円	(根拠法令等) 御所浦地域振興策	
平成2年度予算額	1,609千円		

<目的>

県と天草市で取りまとめた「御所浦地域振興策」に基づき、御所浦地域からの「乳幼児健診」、「産婦検診」及び「障がい者福祉サービス（施設通所）」を受ける際に要する交通費（定期船等往復分）を補助することで、島民の経済的負担を緩和する。

<事業内容>

天草市が実施する次の事業に対して、補助金を交付する。

- 1 乳幼児健診の受診に要する定期船等運賃の補助（3・4カ月、7・8カ月、1.6歳、3歳、5歳児健診）
- 2 産婦検診の受診に要する定期船等運賃の補助
- 3 障がい者福祉サービス施設への通所に要する定期船等運賃の補助（付添者1人分を含む）

2 健康危機管理課 事業体系

〔(新)〕は新規事業、〔(単)〕は県単独事業、
 〔(地震)〕は熊本地震からの創造的復興関係事業、
 〔(コロナ)〕は新型コロナウイルス感染症関係事業、
 〔(豪雨)〕は令和2年7月豪雨復旧・復興関係事業、
 〔(喫緊)〕は基本方針関係事業を表す

頁

健康危機から県民を守る 取組み	健康危機管理に関する 体制づくり	健康危機管理推進事業(単)	48
	感染症対策の推進	(新)新型コロナウイルス感染症保健所機能強化事業【コロナ】	48
		(新)新型コロナウイルス感染症医療・検査等体制整備事業【コロナ】	48
		(新)新型コロナワクチン接種体制支援事業【コロナ】	49
感染症予防事業		49	
新型インフルエンザ対策事業		49	
予防接種救済給付金		49	
感染症発生動向調査事業		50	
感染症指定医療機関運営指導費		50	
エイズ予防対策事業		50	
肝炎対策事業		51	
結核対策特別促進事業		51	
結核患者医療費		51	
私立学校等結核予防費補助金(単)		52	
結核検診事業		52	
風しん対策事業		52	
食品の安全確保と衛生 管理		食品営業監視事業(単)	52
		食品衛生監視機動班活動事業(単)	53
		食品衛生指導員巡回指導等委託事業(単)	53
		農産物の残留農薬検査指導事業(単)	53
	食中毒防止対策事業	54	
	食品検査指導事業(単)	54	
	食品衛生検査施設業務管理事業(単)	54	
	食品監視強化対策事業(単)	55	
	管理・運営費	55	
	と畜検査整備事業	55	
	畜水産物食品安全対策事業(単)	56	
	食鳥肉処理安全対策事業(単)	56	
	ふぐ処理師免許試験実施事業(単)	56	
	対米等輸出食肉検査事業(単)	56	
公衆衛生獣医師確保育成事業(単)	57		
動物の愛護、管理	犬取締事業(単)	57	
	動物愛護管理事業(単)	57	
	動物愛護センター維持補修事業(単)	57	
	動物愛護推進事業(単)【喫緊】	58	

健康危機管理推進事業⑧

(事業開始年度：平成10年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	935千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	1,169千円	熊本県健康危機管理基本指針(H10.12.3)	

<目的>

本庁と保健所における健康危機管理体制を整備するとともに、健康被害の未然防止及び発生時の対応にあたる。

<事業内容>

- 1 部内関係課からなる健康危機管理調整会議及び関係機関の参加による健康危機管理推進会議の開催
- 2 健康危機発生を想定した訓練の実施
- 3 職員の資質向上を目的とした健康危機管理研修
- 4 原因究明や被害の拡大を防止する実地疫学調査チーム及び災害時健康危機管理支援チームの養成 等
- 5 レジオネラ症防止対策のための説明会の実施

⑨新型コロナウイルス感染症保健所機能強化事業【コロナ】

(事業開始年度：令和3年度)

実施主体	県	負担割合	別記(事業ごとに記載)
令和3年度予算額	694,014千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	— 千円	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等	

<目的>

新型コロナウイルス感染症の対応を担う保健所業務に必要な人材確保や業務委託を進めることで、感染予防及びまん延防止を図る。

<事業内容>

- 1 積極的疫学調査を行う人材確保、地域対策協議会の開催(国1/2 県1/2)
- 2 健康観察等を行う人材確保、クラスター発生時の支援保健師の確保(国10/10)
- 3 感染症対策の専門的の指導を行う認定看護師等の派遣(国10/10)
- 4 検体搬送・患者搬送業務の委託(国1/2 県1/2)
- 5 一般相談コールセンター・受診案内センターの委託(国10/10)

⑩新型コロナウイルス感染症医療・検査等体制整備事業【コロナ】

(事業開始年度：令和3年度)

実施主体	県	負担割合	別記(事業ごとに記載)
令和3年度予算額	1,591,144千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	— 千円	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等	

<目的>

身近な医療機関で新型コロナウイルス感染症に係る診療・検査が可能となる体制の構築や、感染患者の入院や宿泊・自宅療養時に必要な医療費の負担などにより、医療・検査等の提供体制の整備を図る。

<事業内容>

- 1 新型コロナウイルス感染症患者の入院医療費の負担(国3/4 県1/4)
- 2 宿泊療養・自宅療養となった感染症患者の医療費の負担(国10/10)
- 3 県が実施する行政検査に必要な検査試薬の購入、業務の一部委託(国1/2 県1/2)
- 4 医療機関が実施する保険適用検査に係る本人負担分の補助(国1/2 県1/2)
- 5 検体採取・検査業務に必要な研修の実施(国1/2 県1/2)
- 6 地域外来・検査センターの運営に関する委託(国1/2 県1/2)
- 7 検査体制強化に必要な機器整備、外来機能強化に必要な設備整備等への助成(国10/10)

① 新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業【コロナ】

(事業開始年度：令和3年度)

実施主体	県	負担割合	国10/10
令和3年度予算額	33,652千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	— 千円	予防接種法等	

<目的>

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの円滑な接種を実施するため、必要な体制の確保を図る。

<事業内容>

- 1 広域での接種の実施体制の確保に係る調整
- 2 医療従事者等への接種の実施体制の確保
- 3 専門的相談窓口の確保

感染症予防事業

(事業開始年度：平成11年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10 (一部国1/2 県1/2)
令和3年度予算額	4,163千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	18,676千円	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第3条	

<目的>

感染症の発生予防のための各種啓発活動やまん延防止のための措置を実施する。また、新興、再興感染症の予防及び発生に適切に対応するため、感染症危機管理体制の整備を図る。

<事業内容>

- 1 感染症発生に伴う措置
- 2 各種会議、予防啓発研修等事業
- 3 調査研究事業
- 4 防疫及び患者搬送に必要な機材等の購入

新型インフルエンザ対策事業

(事業開始年度：平成18年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10 (一部国1/2 県1/2)
令和3年度予算額	18,414千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	37,852千円	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第3条	

<目的>

新型インフルエンザの感染拡大を防止するため、医療機関の体制整備、研修などを実施する。

<事業内容>

- 1 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄
- 2 各種会議、医療従事者研修会等

予防接種救済給付金

(事業開始年度：昭和52年度)

実施主体	県・市町村	負担割合	国1/2 県1/4 市町村1/4
令和3年度予算額	39,954千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	36,090千円	予防接種法第26条第2項	

<目的>

予防接種に係る健康被害に対し市町村が給付する医療費、医療手当等について、その一部を助成し、その救済を行う。

<事業内容>

- 1 健康被害の認定を受けた者に対し医療費の自己負担額等を給付した市町村に対する助成給付の種類
(1) 医療費及び医療手当 (2) 障害児養育年金 (3) 障害年金 (4) 死亡一時金 (5) 葬祭料
- 2 健康被害発生時に市町村が開催する調査委員会経費に対する助成

感染症発生動向調査事業

(事業開始年度：昭和53年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	5,906千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	5,919千円	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第3条、第38条、第60条	

<目的>

感染症に関する情報を迅速に収集、解析し、広く公表することで、感染症の予防を図る。

<事業内容>

県内の医療機関及び感染症指定届出機関から収集した感染症発生情報を集計し、感染症発生動向調査企画委員会で解析した内容を、保健所、医師会、感染症指定届出医療機関などに情報提供を行う。また、県庁ホームページなどを通して県民へも幅広く情報提供を行う。

- 1 感染症指定届出機関からの情報収集、分析
- 2 感染症発生動向調査企画委員会の開催
- 3 県保健環境科学研究所で実施する病原体検査

感染症指定医療機関運営指導費

(事業開始年度：平成11年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2 県1/2 (一部県10/10)
令和3年度予算額	17,404千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	17,004千円	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第3条、第38条、第60条	

<目的>

「感染症指定医療機関」の運営費等に対して助成することで、感染症のまん延防止及び感染症患者に対する医療の提供を確保する(ただし、公立病院を除く。)

<事業内容>

- 1 管理運営費補助
 - (1)第1種感染症指定医療機関 …… 県内に1ヵ所2床(対象：一類、二類感染症)
 - (2)第2種感染症指定医療機関 …… 二次医療圏(10ヵ所)ごとに1ヵ所4床～(対象：二類感染症)
- 2 感染症指定医療機関に対する医療機器の整備費用の助成

エイズ予防対策事業

(事業開始年度：昭和62年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	2,837千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	3,195千円	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第3条	

<目的>

エイズのまん延を防止するため、「正しい知識の普及・啓発」と「相談検査体制の充実」を柱に、各種対策を実施し、エイズ拠点病院を中心とした治療体制の充実等を図る。

<事業内容>

- 1 予防対策
 - (1)予防啓発活動の実施等
 - (2)保健所におけるエイズ相談、HIV抗体検査(迅速検査)の実施
- 2 医療体制の整備
 - (1)エイズ(中核)拠点病院の会議及び研修派遣
 - (2)針刺し後のHIV感染防止体制整備
 - (3)エイズカウンセラー派遣

肝炎対策事業

(事業開始年度：平成20年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	278,798千円	(根拠法令等) 肝炎治療特別促進事業実施要綱 肝炎患者等支援対策事業実施要綱 (H23.3.31健発0331第15号厚生労働省健康局長通知) 特定感染症検査等事業実施要綱 (H14.3.27健発0327012号厚生労働省健康局長通知)	
令和2年度予算額	294,572千円		

<目的>

国内最大の感染症であるB型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎の早期治療の促進を図り、将来の肝硬変、肝がんの予防を図る。

<事業内容>

- 1 肝炎インターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療並びに核酸アナログ製剤治療に関する医療費の助成
- 2 B型・C型ウイルス性肝炎に起因する肝がん・重度肝硬変患者の入院医療費の助成
- 3 肝炎ウイルス無料検査の実施
- 4 肝炎ウイルス陽性者へのフォローアップ及び検査費用の助成
- 5 肝疾患診療に係る関係医療機関の連携診療体制の整備
- 6 肝炎サロン及び市民公開講座の開催
- 7 肝疾患コーディネーターの養成

結核対策特別促進事業

(事業開始年度：昭和61年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10 (一部：国10/10)
令和3年度予算額	6,957千円	(根拠法令等) 結核対策特別促進事業実施要綱 (H20.3.31健発0331001号厚生労働省健康局長通知)	
令和2年度予算額	1,827千円		

<目的>

結核の発生及びまん延を防止するため、保健所を中心に結核対策事業（啓発事業・研修会等）を実施するとともに、患者への直接服薬確認（DOTS）を行い、患者の治療完了を図る。

<事業内容>

- 1 普及・啓発事業、関係者等研修
- 2 直接服薬確認（DOTS）事業
- 3 地域連携パス普及事業
- 4 結核予防全国大会の開催に係る経費

結核患者医療費

(事業開始年度：昭和26年度)

実施主体	県	負担割合	国3/4 県1/4 (一部：国1/2 県1/2)
令和3年度予算額	31,370千円	(根拠法令等) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条、第37条の2	
令和2年度予算額	31,370千円		

<目的>

結核患者に適切な医療を提供することで、結核のまん延を防止する。

<事業内容>

入院勧告又は入院措置を実施した場合、あるいは一般の結核患者（通院）に、医療費を助成する。

私立学校等結核予防費補助金^①

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	3,782千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	3,876千円	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2、第60条第1項	

<目的>

結核の発生及びまん延を防止するため、結核の定期健康診断を実施する学校又は施設に対して助成を行う。

<事業内容>

私立学校（大学、高等学校）、専修学校、施設で実施する定期健康診断での胸部レントゲン検査経費への助成

結核検診事業

実施主体	県	負担割合	県10/10（一部：国1/2 県1/2）
令和3年度予算額	26,757千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	27,074千円	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条、第24条、第53条の13	

<目的>

結核の発生及びまん延を防止するため、接触者の健康診断や結核患者等の精密検査を行い、また、診査協議会を置いて結核患者の入院勧告等の事項を診査する。

<事業内容>

- 1 接触者への健康診断
- 2 結核患者等への精密検査
- 3 診査協議会の設置・運営

風しん対策事業

(事業開始年度：平成26年度)

実施主体	県、市町村	負担割合	県10/10（一部国1/2 県1/2）
令和3年度予算額	12,235千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	10,401千円	特定感染症検査等事業実施要綱（H14.3.27健発0327012号厚生労働省健康局長通知）	

<目的>

妊娠を希望する者やそのパートナーを対象とする抗体検査や市町村が実施する予防接種事業に助成を行うことで、風しん・先天性風しん症候群を予防する。

<事業内容>

- 1 医療機関での抗体検査
- 2 市町村が実施する予防接種事業への助成

食品営業監視事業^①

(事業開始年度：昭和23年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	26,679千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	10,413千円	食品衛生法第52条、第28条、第30条 食品表示法第15条、製菓衛生師法第4条 熊本県特定食品衛生条例第3条	

<目的>

食品営業申請者に対する事前指導及び営業施設に対する監視指導や、国際的な衛生管理手法であるHACCPを普及することにより、飲食に起因する危害の発生を防止し、公衆衛生の向上に努める。

<対象>

食品衛生法・熊本県特定食品衛生条例に定める食品営業施設（製造・販売業）及び集団給食施設等

<事業内容>

食品営業に係る許認可業務、営業施設等の監視指導、製菓衛生師の試験及び免許交付等

(令和2年度監視件数(監視指導計画に基づく数)) 許可要施設 10,251施設 許可不要施設 5,379施設

食品衛生監視機動班活動事業①

(事業開始年度：昭和46年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	932千円	(根拠法令等) 食品衛生法第28条、第30条、 熊本県食品衛生監視機動班設置要綱	
令和2年度予算額	912千円		

<対 象>

県内全域の各種食品製造業(25業種)

<事業内容>

食品の安全確保について、重点的かつ広域的に対処するため、食品衛生監視機動班を設置し、食品添加物の適正使用等について監視・指導を実施する。(食品衛生監視機動班2名 監視車2台)

(令和2年度実績) 監視件数 54施設 監視日数 9日(※新型コロナウイルス感染症対策優先のため業務縮小)

食品衛生指導員巡回指導等委託事業②

(事業開始年度：昭和38年度)

実施主体	県(委託先：(一社)熊本県食品衛生協会)	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	4,010千円	(根拠法令等) 食品衛生指導員巡回指導等事業委託契約 熊本県食品衛生協会食品衛生指導員設置規定	
令和2年度予算額	7,186千円		

<目 的>

食品の安全確保は、行政による指導取締りと営業者自身による自主管理が重要であることから、(一社)熊本県食品衛生協会の食品衛生指導員による巡回指導等を行うことにより食品衛生行政推進の一助とする。

<事業内容>

- 1 年4回の巡回指導の計画を立て、指導票による営業施設の巡回指導
- 2 新人指導員に対する養成講習会の開催

(令和2年度実績) 巡回指導件数 13,696件(※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため業務縮小)

農産物の残留農薬検査指導事業③

(事業開始年度：平成5年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10(一部 国10/10)
令和3年度予算額	9,304千円	(根拠法令等) 食品衛生法第2条、第11条、第28条、第29条 食品添加物等の規格基準の一部改正について(S43.4.19 厚生省環境衛生局長通知)	
令和2年度予算額	5,745千円		

<目 的>

県内に流通する国内産及び輸入農産物の安全性の確保を図る。

<対 象>

青果市場、青果物集荷場、販売店等

<事業内容>

- 1 農薬の残留基準に基づき、県保健環境科学研究所で分析検査を実施する。

(令和2年度実績) 検体数 61件 検査項目数 8,201項目

(※新型コロナウイルス感染症対策優先のため業務縮小)

- 2 厚生労働省で基準値を設定した農薬等についての試験法開発を行う国の委託事業

食中毒防止対策事業

(事業開始年度：昭和62年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10 (一部 国10/10)
令和3年度予算額	2,567千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	2,876千円	食品衛生法第2条、第58条、同施行令第36条 カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律第8条	

<事業内容>

- 食品営業者、従事者のみならず消費者に対しても衛生知識の普及啓発を図り、食中毒の発生防止に努める。
また、食中毒発生時には迅速に対応し、被害の拡大防止、原因の追求及び原因食品の早期排除に努める。
発生防止……集中的監視指導、広報活動の実施、情報提供等
発生時……早期探知、被害拡大防止、原因施設等の調査、再発防止の指導等
(令和2年度実績) 講習会 109回 (参加人員：3,120人)
(※新型コロナウイルス感染症対策優先のため業務縮小)
- カネミ油症認定患者の健康実態調査及び健康調査支援金の支給

食品検査指導事業(単)

(事業開始年度：昭和49年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	7,571千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	12,041千円	食品衛生法第11条、第28条、第29条	

<目的>

食品の製造・加工技術等の高度化、多様化及び広域化に対応して、食品衛生法における食品等の規格基準に基づき県内に流通している食品を定期的に収去・試験検査を実施し、食品の安全性の確保を図る。

<対象>

食品営業施設

<事業内容>

食品添加物、重金属、微生物の検査等

(令和2年度実績) 検体数 156件 検査項目数 487項目

(※新型コロナウイルス感染症対策優先のため業務縮小)

食品衛生検査施設業務管理事業(単)

(事業開始年度：平成10年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	1,306千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	1,759千円	食品衛生法第29条、同施行令第8条	

<目的>

食品衛生検査施設における検査業務について、業務管理を実施することにより検査精度の維持、検査結果の信頼性確保を図る。

<対象>

食品衛生検査施設

<事業内容>

食品衛生検査施設の業務管理 (内部点検、内部精度管理、外部精度管理等)

食品監視強化対策事業(単)

(事業開始年度：平成16年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	2,623千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	2,626千円	食品衛生法第11条、第19条	

<目的>

加工食品を対象として表示が義務付けられているアレルギー物質7品目(卵、乳、小麦、そば、落花生、えび、かに)の検査を行い、検査結果に基づく適正表示を指導する。また、輸入食品について、残留農薬等の検査を行い、違反食品を市場から排除する。

<対象>

- 1 アレルギー物質検査：アレルギー物質7品目の使用の可能性があるが、必要な表示がない加工食品
- 2 輸入食品検査：農産物、食肉等の輸入食品

<事業内容>

年間を通じ計画的に収去検査を実施。

(令和2年度検査数)

- (1)アレルギー物質検査 検体数 延べ22件
- (2)輸入食品検査 検体数 2件 (他事業の検体数から再掲)

管理・運営費

(事業開始年度：昭和48年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10 (一部国定額)
令和3年度予算額	9,943千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	192,051千円	と畜場法第14条	

<目的>

食肉衛生検査所の適切な運営、維持及び検査を行う上で必要な機器等の維持管理を行い、円滑な検査体制を確保する。

<事業内容>

- 1 食肉衛生検査所庁舎の管理運営
- 2 食肉衛生検査所機能整備事業

と畜検査整備事業

(事業開始年度：昭和62年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10 (一部国1/3 県2/3)
令和3年度予算額	91,089千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	86,635千円	と畜場法第14条、牛海綿状脳症対策特別措置法第7条	

<事業内容>

県内5カ所のと畜場でと畜検査を実施し、食肉の安全性を確保することで食肉による健康被害の発生を防止する。

また、多様化する家畜疾病を排除し、安全な食肉の供給を図るため、必要な検査機器の整備及び最新の科学技術に基づく検査技術習得を目指し、と畜検査員の研修を実施する。

また、食用に供する24か月齢以上で特定の症状(神経症状等)を示す牛に対し、必要に応じて実施するBSEのスクリーニング検査体制を整備する。

- (令和2年度と畜検査数) 牛：32,381頭 馬：4,564頭 豚：177,668頭 綿山羊：4頭
 (令和2年度BSE検査頭数) 0頭

畜水産物食品安全対策事業^①

(事業開始年度：昭和55年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	5,935千円	(根拠法令等) 食品衛生法第7条、第17条 乳及び乳製品の成分規格に関する省令	
令和2年度予算額	6,032千円		

<事業内容>

畜水産物の安全確保を図るため、食品衛生法に基づく規格基準検査及び農薬、微生物、抗菌性物質等の動物用医薬品の残留検査、また魚介類については、水銀の検査も実施する。

食肉の安全に関する取組みや知識の普及啓発のため、消費者等とのリスクコミュニケーション事業を実施する。
(令和2年度検査件数)

魚介類 22 (水銀検査 16、その他 6)、食肉 22、乳類 13、卵類 2、はちみつ 3 合計62件

食鳥肉処理安全対策事業^①

(事業開始年度：昭和55年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	33,924千円	(根拠法令等) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第3条、第12条、第15条	
令和2年度予算額	30,612千円		

<事業内容>

食鳥肉の安全確保を図るため、知事が指定する県内5か所の食鳥処理場において処理される食鳥を対象に検査を行い、食用としての適否を判断するとともに、それに伴う検査機器の整備や県内13か所の認定小規模食鳥処理場における確認状況の指導及び食鳥処理場の衛生管理指導等を実施する。

(令和2年度検査数) 20,143,035羽

ふぐ処理師免許試験実施事業^①

(事業開始年度：昭和63年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	410千円	(根拠法令等) 熊本県ふぐ取扱条例第8条	
令和2年度予算額	409千円		

<事業内容>

条例に基づき、ふぐの取扱いについて監視・指導を行い、ふぐの毒による食中毒防止の目的で試験を実施する。

(令和2年度実績) 受験者数 20名 合格者数 7名

対米等輸出食肉検査事業^①

(事業開始年度：平成23年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	12,101千円	(根拠法令等) と畜場法第14条 対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱	
令和2年度予算額	9,319千円		

<目的>

熊本畜産流通センターが食肉を米国等に対し輸出するために必要となる、厚生労働省の対米輸出食肉認定の要件である食肉検査体制を整備する。

<事業内容>

対米輸出食肉認定要件の1つであるサルモネラ検査やSTEC (志賀毒素産生大腸菌) 検査の実施に伴い、必要となる器具、試薬等を整備する。

公衆衛生獣医師確保育成事業①

(事業開始年度：平成24年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	9,239千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	9,397千円		

＜目的＞

口蹄疫や鳥インフルエンザ等の家畜の病気、食中毒や感染症に対する業務等、県職員獣医師が担う分野の重要性が増しているが、獣医師確保は非常に困難な状況にあり、獣医師確保のための獣医学生への修学資金貸与や大学訪問、獣医師業務の更なるレベルアップを図るための研究支援等を行う。

＜事業内容＞

- 1 獣医系大学在学中の学生を対象とした就学資金の貸与（返還免除付き）を実施
- 2 全国の獣医系大学生を訪問して本県の公衆衛生獣医師職域に係る説明を実施
- 3 パンフレット作成や、獣医師会ホームページ等への職員募集案内掲載を実施
- 4 獣医師職員が自主的に取り組む研究を促進するため、自主企画研修を実施

犬取締事業①

(事業開始年度：昭和25年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	570千円	(根拠法令等) 狂犬病予防法第4条、第5条、第6条 熊本県動物の愛護及び管理に関する条例第6条	
令和2年度予算額	823千円		

＜目的＞

狂犬病予防法に基づき、犬の登録、狂犬病予防注射の徹底を行うとともに、熊本県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき未けい留犬の捕獲・収容を行い、狂犬病の発生や犬による人や動物への被害発生を防止する。

＜事業内容＞

- 1 犬の登録、狂犬病予防注射の周知・啓発
(令和元年度実績) 犬新規登録頭数 4,118頭 狂犬病予防注射 39,601頭
- 2 犬の取締、苦情処理
- 3 収容施設の維持管理

動物愛護管理事業①

(事業開始年度：昭和52年度)

実施主体	県(委託先：(株)熊本県弘済会)	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	158,376千円	(根拠法令等) 狂犬病予防法第6条 動物の愛護及び管理に関する法律第35条 熊本県動物の愛護及び管理に関する条例第6条	
令和2年度予算額	158,376千円		

＜事業内容＞

犬の捕獲、犬猫の引取り、収集、抑留施設の維持管理及び動物愛護業務等を委託する。
(令和元年度実績) 犬捕獲頭数 1,063頭 犬引取頭数 98頭 猫引取頭数 338頭

動物愛護センター維持補修事業①

(事業開始年度：昭和49年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	498千円	(根拠法令等) 動物の愛護及び管理に関する法律第6条、第9条 狂犬病予防法 熊本県動物の愛護及び管理に関する条例第3条	
令和2年度予算額	498千円		

＜事業内容＞

犬及び猫の保護収容施設である動物愛護センターを適正に維持管理するため、定期的に補修等を行う。

動物愛護推進事業(単)【喫緊の課題】

(事業開始年度：平成20年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	101,093千円	(根拠法令等) 動物の愛護及び管理に関する法律第6条、第38条、第39条 熊本県動物の愛護及び管理に関する条例第3条	
令和2年度予算額	87,700千円		

<目的>

動物の愛護及び管理に関する法律第6条に基づき平成29年度末に策定した「第3次熊本県動物愛護推進計画」に関する事業。計画の目的である「命を大切にし、やさしさあふれる人と動物が共生できるくまもと」の実現を目指すため、令和2年3月に策定した「熊本県動物愛護センター基本計画」に基づき、動物愛護に特化した施設整備及び体制整備に関する事業を実施する。

<事業内容>

- 1 県民や飼い主への啓発等動物愛護啓発事業
- 2 保健所や動物愛護センターの保護犬猫の譲渡の促進
- 3 動物愛護推進協議会の運営、委嘱、活動支援
- 4 保健所抑留所の機能強化
- 5 飼い主のいない猫の避妊去勢手術助成事業
- 6 動物愛護センター整備事業 等

3 長寿社会局

(1) 高齢者支援課 事業体系

「(新)」は新規事業、「(単)」は単独事業、
 「【地震】」は熊本地震からの創造的復興関係事業、
 「【コロナ】」は新型コロナウイルス感染症関係事業、
 「【豪雨】」は令和2年7月豪雨復旧・復興関係事業、
 「【喫緊】」は基本方針関係事業を表す

頁

高齢者保健福祉施策の企画・運営	高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画等評価・推進事業(単)	60	
要援護高齢者に対する取組み	介護基盤緊急整備等事業(単)【コロナ含む】	60	
	施設開設準備経費助成特別対策事業(単)	61	
	老人福祉施設整備等事業(単)【豪雨含む】	61	
	指定サービス事業者管理事業	62	
	介護保険苦情処理体制整備事業(単)	62	
	介護サービス情報の公表制度支援事業	62	
	介護人材キャリアパス導入等支援事業	63	
	介護人材確保対策推進事業(単)【喫緊】	63	
	介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業(単)	63	
	介護アシスタント育成事業(単)	64	
軽費老人ホーム事務費補助事業(単)	64		
老人福祉法等施行事務費(単)	64		
介護職員勤務環境改善支援事業(単)【喫緊】	65		
生涯現役社会の実現に向けた取組み	生きがい対策	明るい長寿社会づくり推進事業(単)【喫緊】	65
		高齢者能力活用推進事業(単)【喫緊】	65
		高齢者のいきがい就労推進事業(単)【喫緊】	66
		県老人クラブ連合会活動推進事業【喫緊】	66
		市町村老人クラブ活動推進事業【喫緊】	67
		老人週間行事(単)	67
健康福祉政策の推進体制の整備	保健・医療・福祉を支える人材の育成	福祉人材センター運営事業【喫緊】	67
		福祉人材緊急確保事業(単)【喫緊】	68
		外国人介護人材受入環境整備事業【喫緊】	68
		介護福祉士修学資金等貸付事業費補助(県負担分)(単)【喫緊】	69
		(新)福祉系高校修学資金等貸付事業費補助(単)【喫緊】	69
		介護福祉士を目指す留学生受入支援事業(単)【喫緊】	69
		介護入門的研修推進事業(単)【喫緊】	70
		STOP離職！介護職員定着支援事業(単)【喫緊】	70
災害や感染症への対応	老人福祉施設等災害復旧事業【豪雨】	71	
	(新)介護施設等における防災リーダー養成等支援事業【豪雨】	71	
	介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業【コロナ】	72	

高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画等評価・推進事業①

(事業開始年度：平成12年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	2,223千円	(根拠法令等) 老人福祉法第20条の9、第20条の10、第20条の11 介護保険法第118条、第119条 高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条	
令和2年度予算額	2,844千円		

<目的>

県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画（長寿・安心・くまもとプラン）及び県高齢者居住安定確保計画（くまもと・長寿・あんしん・住まいプラン）の進捗状況や、その後の情勢変化等により生じた問題点等を評価・分析し、県民に公表するとともに、市町村に対しても適切な施策の進め方等を適宜助言していくことで、介護保険事業を含む高齢者福祉施策の計画的推進を図ることを目的とする。

<事業内容>

- 1 熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会保健福祉推進部会の開催
- 2 長寿・安心・くまもとプラン及びくまもと・長寿・あんしん・住まいプランの進捗状況の把握
- 3 介護保険事業を含む高齢者福祉施策の円滑な運営のための市町村への助言
- 4 長寿・安心・くまもとプラン等に掲げる施策の進捗状況の評価・分析

介護基盤緊急整備等事業①【コロナ含む】

(事業開始年度：平成21年度)

実施主体	市町村、社会福祉法人等	負担割合	県10/10(地域医療介護総合確保基金(介護分)) (事業内容欄の補助単価に単位数を乗じて得た額を上限とし、残りは設置者負担)
令和3年度予算額	1,966,535千円	(根拠法令等) 老人福祉法第20条の11、介護保険法第120条	
令和2年度予算額	2,232,537千円		

<目的>

地域密着型介護老人福祉施設等の施設整備等を行う市町村等に対して、その施設整備費を助成する。

<対象施設>

地域密着型特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護予防拠点、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等

<事業内容>

施設種別	補助単価	単位
地域密着型特別養護老人ホーム	2,000～4,480千円の範囲内で知事が定める額	床数
認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～33,600千円の範囲内で知事が定める額	施設数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5,940千円	施設数
介護予防拠点	8,910千円	施設数
既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修	個室→ユニット化 1,190千円	整備床数
	多床室→ユニット化 2,380千円	
	創設 2,240千円	
介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換整備	改築 2,770千円	床数
	改修 1,115千円	
	簡易陰圧装置設置経費支援	
ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援	1,000千円	個所数
従来型個室・多床室のゾーニング開設支援	6,000千円	個所数
2方向から出入りできる家族面会室の整備経費支援	3,500千円	施設数

施設開設準備経費助成特別対策事業(単)

(事業開始年度：平成21年度)

実施主体	市町村、社会福祉法人等	負担割合	県10/10(地域医療介護総合確保基金(介護分)) (事業内容欄の補助単価に単位数を乗じて得た額を上限とし、残りは設置者負担)
令和3年度予算額	377,156千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	380,161千円	老人福祉法第20条の11、介護保険法第120条	

<目的>

施設の開設時から安定した質の高いサービスを提供するため、老人福祉施設等の整備を行う市町村、社会福祉法人等に対して、施設の開設準備に要する経費(人件費、研修費、備品費等)を助成する。

<対象施設>

広域型特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所等

<事業内容>

施設種別	補助単価	単位
広域型特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所	839千円	定員数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	14,900千円	施設数
介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換整備	219千円	定員数

老人福祉施設整備等事業(単)【豪雨含む】

(事業開始年度：昭和38年度)

実施主体	市町村、社会福祉法人等	負担割合	県10/10 (事業内容欄の配分基礎単価に単位数を乗じて得た額を上限とし、残りは設置者負担)
令和3年度予算額	193,802千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	76,800千円	老人福祉法第20条の11	

<目的>

老人福祉施設等の整備(改築)及び耐震改修を行う市町村、社会福祉法人等に対して、その施設整備費を助成する。
(一部事務組合を含み、政令市を除く)

なお、耐震改修については、平成30年度のみを対象とした事業。

<事業内容>

対象事業	施設種別	配分基礎単価	単位
老人福祉施設整備等事業	養護老人ホーム(改築(個室整備)に限る)	3,200千円	整備床数
	特別養護老人ホーム(定員30人以上)(個室ユニット型整備に限る)	3,000千円	
ブロック塀等耐震改修整備事業	定員30人以上の大規模施設施設等	知事が定める額	施設数
非常用自家発電設備整備事業	定員30人以上の大規模施設施設等	知事が定める額	施設数
多床室の個室化改修事業	定員30人以上の大規模施設施設等	978千円の範囲内で知事が定める額	施設数
給水設備整備事業	定員30人以上の大規模施設施設等	知事が定める額	施設数
水害対策強化事業	定員30人以上の大規模施設施設等	知事が定める額	施設数
換気設備整備事業	定員30人以上の大規模施設施設等	施設延べ床面積×4,000円	施設数

指定サービス事業者管理事業

(事業開始年度：平成11年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2、県1/2 (システム改修のみ) 県10/10 (システム改修以外)
令和3年度予算額	14,357千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	20,554千円	介護保険法、同法施行令及び同法施行規則等	

<目的>

介護保険法第41条第1項等に基づき、知事は介護サービスを提供する居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者及び介護保険施設の指定等を行うが、当該事業者等に係る情報の管理を行うとともに、介護サービスの利用者等に対し、サービスが適切に提供されるよう、指定等を行った事業者等の指導を行う。

<対象>

指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定介護老人福祉施設、
介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、指定介護医療院

<事業内容>

指定を行った介護サービスを提供する事業者等のサービス提供体制等情報の管理を適切に行う。

また、介護給付費等対象サービスの質の確保及び介護給付費請求の適正化を図るため、事業者等に対し、指導及び監査を行う。

介護保険苦情処理体制整備事業^(単)

(事業開始年度：平成12年度)

実施主体	熊本県国民健康保険団体連合会	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	3,060千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	3,060千円	介護保険法第176条第1項第3号	

<目的>

国民健康保険団体連合会(国保連)が行う介護サービスについての苦情処理が、保険者(市町村)及び県との連携のもと、円滑に推進されるよう、その体制整備及び運営に対して助成する。

<対象>

熊本県国民健康保険団体連合会

<事業内容>

国保連では、居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者、居宅介護支援事業者、介護保険施設等での介護サービスについて、利用者からの苦情を受け付けて調査を行い、改善が必要な場合は事業者に対して指導・助言を行い、その処理結果を申立人に通知する。

なお、事業者に指定基準違反の疑いがある場合には、その旨を県に連絡する。

介護サービス情報の公表制度支援事業

(事業開始年度：平成18年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	2,948千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	3,088千円	介護保険法第115条の35	

<目的>

利用者が介護サービス事業者を選択するにあたっての判断に資するため、介護サービス情報を円滑かつ容易に取得できる環境を整備する。

介護サービス情報は、介護サービス情報公表システム (<http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>) で公表する。

<事業内容>

「介護サービス情報の公表」制度の運営管理及び普及・啓発

介護人材キャリアパス導入等支援事業

(事業開始年度：平成29年度)

実施主体	県（一部委託）	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 2 (地域医療介護総合確保基金(介護分))
令和3年度予算額	9,057千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	20,398千円		

<目的>

介護職員がキャリアアップを図れる環境を実現するために、介護施設や事業所にキャリアアップの導入を促すとともに、介護職員処遇改善加算等の取得を支援することで、給与面での処遇を改善し、介護職員の就業促進・育成・定着を図る。

<事業内容>

介護報酬処遇改善加算等に関する制度の周知・広報を行い、加算の取得を促進するとともに、介護保険事業所への助言（主に電話）及び専門家（社労士等）を事業所に派遣し、加算取得のための具体的な助言、指導を行う。

介護人材確保対策推進事業④【喫緊】

(事業開始年度：平成23年度)

実施主体	別記（事業ごとに記載）	負担割合	県 10 / 10 (地域医療介護総合確保基金(介護分)) 別記（事業ごとに記載）
令和3年度予算額	16,583千円	(根拠法令等) 介護保険法第118条第3項第3号	
令和2年度予算額	16,583千円		

<目的>

今後の高齢者人口の増加に伴う要介護者の増加や少子化による労働力人口の減少等により、介護人材の不足が確実に見込まれ、喫緊の課題となっている。このため、介護人材確保対策として、介護職の魅力、専門性等をPRする広報・啓発や、就労促進のための研修等を実施することにより、介護人材の確保・定着を図っていく。

<事業内容>

- 1 熊本県介護人材確保対策推進協議会の開催（事業主体：県）（負担割合：基金10/10）
- 2 介護人材確保啓発事業
介護の日関連イベントへの助成（実施主体：介護の日inくまもと実行委員会）
（負担割合：基金10/10（1,100千円を上限とし、残りは実施主体負担））
- 3 介護職員定着支援事業（実施主体：施設団体等）（負担割合：基金10/10（1,250千円を上限とし、残りは実施主体負担））

介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業④

(事業開始年度：平成23年度)

実施主体	県	負担割合	県 10 / 10 (地域医療介護総合確保基金(介護分)) *手数料は自己負担
令和3年度予算額	5,819千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	5,819千円		

<目的>

特別養護老人ホーム等において、医療職との連携・協力の下に、医療的ケアのニーズが高い入居者等に対して、介護職員等によるたんの吸引等の医療的ケアの適切な実施を可能とするための研修を行う。

<事業内容>

国が実施する講習を受講した医師・看護師が講師となる介護職員等を対象とした「喀痰吸引等研修（基本研修、実地研修）」及び喀痰吸引等研修の実地研修において介護職員等の指導・評価を行う医師・看護師を対象とした「指導者養成講習」を実施する。

介護アシスタント育成事業(単)【喫緊】

(事業開始年度：平成28年度)

実施主体	各施設（団体）等	負担割合	県10/10(地域医療介護総合確保基金(介護分)) (6,342千円を上限とし、残りは実施主体負担)
令和3年度予算額	13,194千円	(根拠法令等) 介護保険法第118条第3項第3号 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針	
令和2年度予算額	20,394千円		

<目的>

今後の高齢者人口の増加に伴う要介護者の増加や少子化による労働力人口の減少等により、介護人材の不足が確実に見込まれ、喫緊の課題となっている。このため、介護施設で周辺の業務に従事する介護アシスタントを導入し、介護専門職（介護福祉士等）が専門的な業務に専念できる環境を構築することで、介護現場の担い手確保、負担軽減を図る。

<事業内容>

介護アシスタントを導入する施設（団体）等が実施する次の取組みに対して助成する。

- 1 介護アシスタントとして働くことを希望する者の募集
- 2 受入先施設の募集
- 3 参加者に従事させる業務の検討
- 4 参加希望者を対象とした職場見学や事前説明会の実施
- 5 参加希望者と受入先施設のマッチング
- 6 受入先施設での雇用（3ヶ月程度）

軽費老人ホーム事務費補助事業(単)

(事業開始年度：昭和48年度)

実施主体	社会福祉法人	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	505,436千円	(根拠法令等) 老人福祉法第20条の6	
令和2年度予算額	509,851千円		

<事業内容>

身体機能の低下、家庭環境等の理由により居宅において生活することが困難な高齢者が低額な料金を軽費老人ホームを利用できるよう、軽費老人ホーム設置者が、利用者から徴収する利用料（事務費相当分）を減免した場合にその減免額について助成する（熊本市に所在する軽費老人ホームを除く）。

<軽費老人ホーム事務費補助額>

(単位：千円)

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
実績額	457,283	461,594	470,202	470,224	488,243	492,048	491,791	494,048

老人福祉法等施行事務費(単)

(事業開始年度：平成26年度)

実施主体	県	負担割合	別記（事業ごとに記載）
令和3年度予算額	3,700千円	(根拠法令等) 老人福祉法第6条の2、第29条	
令和2年度予算額	3,834千円		

<目的>

老人福祉法の適正な執行を図るため、老人福祉施設に対する指導及び市町村に対する助言を行う。

<事業内容>

- 1 福祉サービス連絡調整事業（負担割合：県10/10）
管内市町村における福祉サービスの均衡ある向上を図るため、広域本部（地域振興局）ごとに管内市町村の福祉担当者との協議調整の場として「福祉サービス連絡調整会議」を開催し、各市町村担当者が状況の変化に応じて適切な対応ができるよう課題等の整理を行う。
- 2 老人ホーム入所措置事務支援事業（負担割合：県10/10）
養護老人ホーム措置事務に係る助言・支援を行い、措置事務の適正な実施を確保する。
- 3 有料老人ホーム運営研修事業（負担割合：基金10/10（地域医療介護総合確保基金（介護分）））
有料老人ホームの施設長等を対象とした研修を行い、有料老人ホームの運営の質の向上を通じて、高齢者の良質な住まいの確保を図る。

介護職員勤務環境改善支援事業^④【喫緊】

(事業開始年度：平成29年度)

実施主体	介護サービス事業者等	負担割合	県10/10(地域医療介護総合確保基金(介護分)) (上限あり)
令和3年度予算額	107,944千円	(根拠法令等) 介護保険法第118条第3項第3号 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針	
令和2年度予算額	78,594千円		

<目的>

介護職員の負担軽減や業務効率化を目的として、介護施設における介護ロボット・ICTの導入等を支援し、介護職への就職者の増加(離職者の減少)につなげる。

<事業内容>

- 1 介護ロボット
 - 1 機器につき1/2を助成(移乗・入浴支援は上限100万円、その他は上限30万円)。
ただし、利用定員数を5で除した数を限度台数とする。
- 2 ICT導入
 - 事業所の職員数に応じて上限設定。補助率1/2。

明るい長寿社会づくり推進事業^④【喫緊】

(事業開始年度：平成3年度)

実施主体	(一財)熊本さわやか長寿財団	負担割合	県10/10(24,570千円を上限とし、残りは実施主体負担)
令和3年度予算額	24,570千円	(根拠法令等) 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業について(H1.10.19老福第187号)	
令和2年度予算額	24,570千円		

<目的>

少子高齢化が進展し、高齢者が地域で安心して暮らせる社会づくりが重要となる中で、高齢者が中心となって地域を活性化し、また、見守り活動等で高齢者相互の支援を行う担い手となることが期待されている。

このため、(一財)熊本さわやか長寿財団の実施する高齢者の生きがい・健康づくりや社会参加活動の推進に資する事業に助成する。

<事業内容>

- 1 啓発・普及事業
 - (1)情報誌の発行 (2)ホームページの管理運営
- 2 スポーツ・文化振興、指導者育成事業
 - (1)熊本さわやか大学の運営 (2)シルバースポーツ交流大会の開催
 - (3)全国健康福祉祭(ねんりんピック)への選手派遣等
- 3 法人管理費 法人運営に関する人件費、事務費の助成

高齢者能力活用推進事業^④【喫緊】

(事業開始年度：昭和59年度)

実施主体	(一財)熊本さわやか長寿財団	負担割合	県10/10(14,440千円を上限とし、残りは実施主体負担)
令和3年度予算額	14,440千円	(根拠法令等) 熊本県高齢者無料職業紹介事業運営要項	
令和2年度予算額	14,440千円		

<目的>

高齢期になっても生涯現役で活躍できるよう、高齢者の能力を生かした積極的な社会活動を推進し、生きがいづくりを促すとともに、生活の安定を図るため、就職を希望する高齢者(概ね65歳以上)に無料で職業紹介を行う。

<内容>

熊本県総合福祉センター内に「紹介責任者」を、各地域振興局に「能力活用推進員」を配置し、管内企業の訪問等により高齢者雇用の職場を開拓し、職業紹介を行う。

高齢者のいきがい就労推進事業(単)【喫緊】

(事業開始年度：平成28年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	690千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	862千円	高齢者等の雇用の安定等に関する法律	

<目的>

高齢者が知識や経験を生かし活躍できる「生涯現役社会」の実現のため、就労のマッチング機関、事業者団体や高齢者団体等と連携し、高齢者の多様な就業機会の確保を支援する環境を整備することで、元気高齢者を中心として、本人の希望や能力に合う就労を推進するとともに、事業者の人材不足の解消を図る。

<事業内容>

就労のマッチング機関、事業者団体、高齢者団体等で構成する「熊本県生涯現役促進地域連携協議会」の運営等

県老人クラブ連合会活動推進事業【喫緊】

(事業開始年度：昭和38年度)

実施主体	別記(事業ごとに記載)	負担割合	別記(事業ごとに記載)
令和3年度予算額	12,661千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	12,161千円	老人福祉法第13条第2項 老人クラブ活動等事業実施要項、老人クラブ等事業運営要綱	

<目的>

老人クラブ活動等の一層の活性化を図り、高齢者の生きがい・健康づくりや地域・社会貢献活動、介護予防活動を推進するために、県老人クラブ連合会に対して助成し、明るい長寿社会の実現に資する。また、元気な高齢者が、ひとり暮らしや体の弱い高齢者の方を訪問し、話し相手や日常生活の援助などを行う友愛訪問員(シルバーヘルパー)の活動の活性化を図り、高齢者同士が互いに支えあう心豊かな地域社会をつくる。

<内容>

1 老人クラブ活動推進員設置事業

(実施主体：(公社)熊本県老人クラブ連合会 負担割合：国1/2 県1/2)

高齢者の社会参加を促進するために、単位老人クラブや市町村老人クラブ連合会が行う活動を指導・助言する活動推進員を県老人クラブ連合会に設置する(2人設置)。

2 県老人クラブ連合会運営費助成事業

(実施主体：(公社)熊本県老人クラブ連合会 負担割合：県10/10)

単位老人クラブ及び郡・市町村老人クラブ連合会の育成指導とクラブ活動の推進を図るため、熊本県老人クラブ連合会に対し、その活動運営費を助成する。

3 県老人クラブ連合会健康づくり支援事業

(実施主体：(公社)熊本県老人クラブ連合会 負担割合：国1/2 県1/2)

- (1)「健康・生きがいづくり推進委員会」の開催
- (2)「健康づくり推進員」フォローアップ研修会の開催
- (3)「健康づくり講演会、健康づくり活動実践報告会」の開催
- (4)広報啓発活動(チラシ作成や機関誌への掲載・事例集の作成等)
- (5)高齢者の体力測定の実施・モデル事業の推進(体力測定、健康ウォーキング)

4 シルバーヘルパー等養成事業(負担割合：県10/10)

シルバーヘルパー及びその指導者(養成研修で指導をしたり、友愛訪問活動時に中心となり活躍する。)の養成を行う((公社)熊本県老人クラブ連合会へ委託)。

5 シルバーヘルパー活動支援事業(負担割合：国1/2 県1/2)

全県域で継続して充実した友愛訪問活動が展開できるよう、啓発活動、モデル地区の指定、連絡会議の開催を行う。

6 元気老人クラブ活動広報推進事業(負担割合：国1/2 県1/2)

老人クラブの活動事例の発表や講演などを実施し、一堂に会する発信の機会を設け、老人クラブ会員等の意識啓発を図る。また、活動事例等をまとめたパンフレットを作成し、広報啓発活動を行う。

市町村老人クラブ活動推進事業【喫緊】

(事業開始年度：昭和38年度)

実施主体	別記(事業ごとに記載)	負担割合	別記(事業ごとに記載)
令和3年度予算額	52,448千円	(根拠法令等) 老人福祉法第13条第2項 老人クラブ活動等事業実施要項、老人クラブ等事業運営要綱	
令和2年度予算額	54,800千円		

<目的>

生きがい、健康づくりや地域・社会貢献事業に取り組む老人クラブ及び市町村老人クラブ連合会の活動に対し、国、市町村と連携して支援することで、高齢者ができるだけ自立し、安心して暮らせる社会づくりを目指す。

<内容>

- 1 老人クラブの生きがい・健康づくり活動や地域貢献活動等に対して助成する。
- 2 市町村老人クラブ連合会の活動促進に対する助成
(実施主体：市町村老人クラブ連合会 負担割合：国1/3 県1/3 市町村1/3)
市町村老人クラブ連合会が行う調査研究、啓発広報活動、生きがいと健康づくりに資する事業催物、研修などの各種事業に対して助成する。
- 3 市町村老人クラブ連合会健康づくり推進事業
(実施主体：市町村老人クラブ連合会 負担割合：国1/3 県1/3 市町村1/3)
市町村老人クラブ連合会が行う高齢者の健康づくりに関する実践活動、健康に関する知識等についての普及・啓発、心の健康づくりに関する事業などに対して助成する。

老人週間行事[㊦]

(事業開始年度：昭和59年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	34千円	(根拠法令等) 国民の祝日「敬老の日」の設定について(S41.6.25 厚生省社会局長通知) 「敬老の日」を中心とする行事について(S41.7.12 厚生省社会局老人福祉課長通知) 国民の祝日に関する法律及び老人福祉法の一部改正する法律の公布について(H13.6.25 厚生労働省老健局長通知)	
令和2年度予算額	56千円		

<事業内容>

多年にわたり社会の進展に寄与された高齢者を敬愛し、その長寿を祝うとともに、高齢者対策についての県民の理解と関心を深めるため、「老人の日・老人週間」にあわせて、次の行事を行う。

- ・記念品の贈呈(県内最高齢者)：県内最高齢者に対し、記念品を贈呈する。

福祉人材センター運営事業

(事業開始年度：平成4年度)

実施主体	県(委託先：(福)熊本県社会福祉協議会)	負担割合	別記(事業ごとに記載)
令和3年度予算額	20,086千円	(根拠法令等) 社会福祉法第93条及び94条 生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱(国)	
令和2年度予算額	21,134千円		

<目的>

福祉分野への就労を支援・促進するとともに、経営者や従事者に対する研修等を実施し、質の高い福祉人材の確保を図る。

<対象>

社会福祉事業従事者、社会福祉事業経営者、社会福祉事業に従事しようとする者

<事業内容>

- 1 福祉人材センター運営事業(負担割合：国1/2 県1/2(事業費の一部は地域福祉基金10/10))
熊本県社会福祉協議会に委託して、次の取組みを実施する。
(1)無料職業紹介(就労あっせん)
(2)養成学校進路指導者等との連絡会議
- 2 福祉・介護人材確保推進事業(負担割合：県10/10)
厚生労働省、全国社会福祉協議会が主催する全国会議への派遣(県直接実施)

福祉人材緊急確保事業①【喫緊】

(事業開始年度：平成21年度)

実施主体	県(委託先：(福)熊本県社会福祉協議会)	負担割合	県10/10(地域医療介護総合確保基金(介護分))
令和3年度予算額	46,613千円	(根拠法令等) 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条	
令和2年度予算額	45,816千円		

<目的>

近年の福祉分野における人材確保の厳しい状況を踏まえ、福祉人材の参入促進、資質向上及び定着支援のための取組みを推進する。

<事業内容>

1 福祉人材緊急確保事業

熊本県社会福祉協議会に次の事業を委託して実施する。

(1) 福祉人材参入促進事業

熊本県社会福祉協議会にコーディネーターを配置し、中学生以上の学生と保護者を対象とした地元の施設従事者による出前講座、学生等を対象とした職場体験、広報啓発等を通じ、福祉に対するイメージアップを図ることで、将来にわたって人材の安定的な参入促進を図る。

(2) 福祉人材マッチング機能強化事業

熊本県社会福祉協議会に専門員を配置し、施設・事業所の求人ニーズの把握と求職者の適性の確認及び就業後のフォローアップ、合同面接会の開催、事業所への求人に係るアドバイザー派遣等により、人材の円滑な参入と確実な定着を図る。

(3) 「KAiGO PRiDE」を活用した魅力発信

令和元年度に県が作成した「KAiGO PRiDE」を活用し、啓発・セミナー等を行うことで、介護の魅力発信を図る。

2 福祉高校生育成支援事業

熊本県高等学校教育研究会福祉部会に対し、福祉高校生の介護福祉士国家試験受験資格等に係る経費や、小中学生を対象とした介護の体験、調査学習を通じた魅力発信事業を行うための経費を助成する。

外国人介護人材受入環境整備事業【喫緊】

(事業開始年度：平成26年度)

実施主体	受入施設等	負担割合	別記(事業ごとに記載)
令和3年度予算額	7,745千円	(根拠法令等) 生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱(国)	
令和2年度予算額	7,666千円		

<目的>

経済連携協定(EPA)に基づく、外国人介護福祉士候補者を受け入れる個々の施設では、候補者に対し日本語の学習や介護分野の専門学習、学習環境の整備及び研修担当者の活動に必要な経費が発生することから、それらの費用に対する助成を行う(候補者は、4年の間に介護福祉士資格の習得を目指す)。

<事業内容>

1 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業

受入施設が行う候補者の日本語学習や介護分野の専門学習の費用、学習環境整備の費用及び研修担当者の活動経費を助成する。

2 技能実習生等介護人材受入れ支援事業

外国人介護人材(技能実習生、1号特定技能外国人)が介護現場に円滑に就労・定着できるよう、日本語習得や介護技術の向上に繋がる研修等を行う。

介護福祉士修学資金等貸付事業費補助(県負担分) ㊦【喫緊】 (事業開始年度：平成21年度)

実施主体	(福)熊本県社会福祉協議会	負担割合	県10/10 (全体フレームは国9/10+県1/10)
令和3年度予算額	9,990千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	13,863千円	介護福祉士等修学資金貸付制度実施要綱(国)	

<目的>

介護福祉士又は社会福祉士の資格取得を目指す学生等に対して、修学資金や、再就職のための経費を貸与し、修学・再就職を容易にすることにより、質の高い人材の養成・確保を図る。

<事業内容>

指定した介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設等に在学し、介護福祉士又は社会福祉士の資格取得を目指す学生等や、介護職への再就職を目指す者を対象に、修学資金や、再就職のための経費を貸与する熊本県社会福祉協議会に対して、貸付原資を助成する。

㊦福祉系高校修学資金等貸付事業費補助 ㊦【喫緊】 (事業開始年度：令和3年度)

実施主体	(福)熊本県社会福祉協議会	負担割合	県10/10(地域医療介護総合確保基金(介護分))
令和3年度予算額	35,575千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	-千円		

<目的>

介護福祉士等の資格取得を目指す高校生に対して、修学資金等を貸与し、修学を容易にすることにより、質の高い人材の養成・確保を図る。

また、他職種で働いていた者等の介護分野への参入促進に係る就職支援金を貸しつけることにより、介護職員の確保を図る。

<事業内容>

- 1 福祉系高校修学資金貸付事業費補助
- 2 介護分野就職支援金貸付事業費補助
1及び2の貸付事業を行う熊本県社会福祉協議会に対して貸付原資等を補助する。

介護福祉士を目指す留学生受入支援事業 ㊦【喫緊】 (事業開始年度：平成30年度)

実施主体	別記(事業ごとに記載)	負担割合	県10/10(地域医療介護総合確保基金(介護分))
令和3年度予算額	13,909千円	(根拠法令等) 医療介護提供体制改革推進交付金及び地域医療対策支援臨時特例交付金交付要綱	
令和2年度予算額	13,909千円		

<目的>

平成29年9月に在留資格「介護」が創設され、介護福祉士養成施設に留学し、卒業後に介護福祉士の資格を取得した者についても在留資格が与えられることとなった。

そのため、介護福祉士養成施設において実施する留学生への日本語学習支援等による質の高い人材の養成及び確保に係る取組への助成を行う。

<事業内容>

- 1 介護福祉士を目指す留学生への日本語学習支援(実施主体：介護福祉士養成施設)
介護福祉士養成施設に対し、介護福祉士を目指す留学生等に対する日本語教育のための専門員を配置し、日本語検定N2程度の日本語能力を習得するための費用を助成する。
- 2 介護福祉士を目指す留学生受入促進事業(実施主体：日本介護福祉士養成施設協会九州ブロック熊本支部)
日本介護福祉士養成施設協会九州ブロック熊本支部に対し、現地における情報収集や積極的なPR等に係る費用を助成する。

介護入門的研修推進事業(単)【喫緊】

(事業開始年度：令和元年度)

実施主体	県（一部委託）	負担割合	県10/10(地域医療介護総合確保基金(介護分))
令和3年度予算額	4,639千円	(根拠法令等) 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条 介護に関する入門的研修の実施について(平成30年3月30日付け社援基 発0330第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長)	
令和2年度予算額	7,798千円		

<目的>

介護人材のすそ野の拡大に向けて、介護未経験者が受講しやすい入門的研修を実施することで、より多くの方が介護を知る機会とするとともに、介護分野で働く際の不安を払拭し、多様な人材の確保に向けて介護分野への介護未経験者の参入を促進する。

<事業内容>

- 1 地域の高齢者や企業、団体等の主に退職前の従業員に対して、「介護に関する入門的研修」の実施
- 2 退職前セミナーへの講師派遣

STOP離職！介護職員定着支援事業(単)【喫緊】

(事業開始年度：令和元年度)

実施主体	県（一部委託）	負担割合	県10/10(地域医療介護総合確保基金(介護分))
令和3年度予算額	8,515千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	8,515千円		

<目的>

ストレスを抱える介護職員及び事業所を支援するため、エルダー・メンター制度の研修及び導入支援、電話相談等によるサポートを行い、介護職員の心身の安定に寄与することで離職防止を図り、介護サービスの安定的提供を図る。

<事業内容>

介護職員の離職防止、定着支援等に係る各種支援の実施。

- ①エルダー・メンター制度への理解を深めるための全体研修会の開催。
- ②エルダー・メンター制度を導入するため、事業所への個別支援の実施。
- ③事業所からの相談に対応する電話相談窓口の設置。
- ④上記研修等の周知広報。
- ⑤運営委員会の開催。

※エルダー制度（教育制度の整備）：先輩や年長者等による新入社員OJT制度。

メンター制度（精神的サポート）：配属部署の上司とは別に指導・相談役となる先輩社員が新入社員をサポートする制度。

老人福祉施設等災害復旧事業（令和2年7月豪雨分）【豪雨】

（事業開始年度：令和2年度）

実施主体	市町村、社会福祉法人等	負担割合	下記のとおり
令和3年度予算額	0千円	(根拠法令等) 令和2年7月豪雨に係る社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱等	
令和2年度予算額	722,344千円		

<目的>

市町村等が実施する老人福祉施設等の災害復旧に要する経費を助成する。（政令市内に所在する老人福祉施設等を除く）

<補助率等>

(1) 施設等災害復旧事業

「対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額等を控除した額を比較して少ない方の額」と「災害復旧費国庫補助金交付要綱による基準額」を比較して少ない方の額」に、下表の補助率を乗じて得た額の範囲内を交付する。

施設種別	補助率
老人福祉センター	3/4
訪問看護ステーション	1/2
上記以外の施設等	5/6

(2) 設備災害復旧事業

令和2年7月豪雨等により被災した事業所等の事業再開に必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費について、「被災事業所ごとの数に下表の基準額を乗じて得た額を合計した額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額」と「総事業費から寄付金その他の収入額等を控除した額」を比較して少ない方の額を交付する。

施設種別	基準額
(1) 訪問入浴介護事業所	4,710千円
(2) 夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）事業所	3,675千円
(3) 訪問介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	3,360千円
(4) 通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、福祉用具貸与事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所	2,975千円
(5) 認知症対応型共同生活介護事業所	2,675千円
(6) 特定施設入居者生活介護事業所、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院	2,450千円
(7) 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所	2,250千円
(8) 居宅介護支援事業所、地域包括支援センター	1,612千円

⑧ 介護施設等における防災リーダー養成等支援事業⑧【豪雨】

（事業開始年度：令和3年度）

実施主体	県（委託）	負担割合	県10/10（地域医療介護総合確保基金（介護分））
令和3年度予算額	6,624千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	- 千円		

<目的>

介護施設等の利用者は自力避難困難な方が多く、令和2年7月豪雨のような大規模自然災害が発生した際には、施設職員が避難の判断や指示を行う必要があるため、施設職員の防災知識の習得が求められる。

介護施設等の職員を対象とした防災研修及びBCP（業務継続計画）策定のアドバイザー派遣等、介護施設等の防災力向上を図る。

<事業内容>

- 1 防災力向上に関する研修会
- 2 BCP策定に関するアドバイザー派遣

介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業【コロナ】 (事業開始年度：令和2年度)

実施主体	県	負担割合	国2/3 県1/1(地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)) ※事業所・施設当たりの基準額を設定
令和3年度予算額	139,920千円		
令和2年度予算額	130,000千円		

<目 的>

介護サービス事業所・介護施設等が関係者との連携のもと、新型コロナウイルス感染症への感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供できるよう、通常の介護サービスの提供時では想定されない、かかり増し経費等について支援を行う。

<事業内容>

- 1 介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業
休業要請を受けたり、利用者又は職員に感染者が発生したり濃厚接触者に対応した介護サービス事業所等に対し事業所・施設等の消毒・清掃費や衛生用品の購入費用等を支援。
- 2 介護サービス事業所等との連携支援事業
介護サービス事業所等で感染者が発生した場合、当該施設への職員の応援派遣や利用者受入れに係る費用を支援。
- 3 緊急時介護人材応援派遣に係るコーディネート事業
連絡調整員（コーディネーター）を配置し、緊急時に備えた対応を支援。

3 長寿社会局

(2) 認知症対策・地域ケア推進課 事業体系

〔(新)〕は新規事業、〔(単)〕は単独事業、
 〔〔地震〕〕は熊本地震からの創造的復興関係事業、
 〔〔コロナ〕〕は新型コロナウイルス感染症関係事業、
 〔〔豪雨〕〕は令和2年7月豪雨復旧・復興関係事業、
 〔〔喫緊〕〕は基本方針関係事業を表す

		頁	
いつまでも住み慣れた 地域で暮らせるための 取組み	市町村介護保険事業 の円滑な運営	介護給付費県負担金交付事業(単)	74
		第1号保険料県負担金交付事業(単)	74
		地域支援事業交付金交付事業(単)	74
		要介護認定支援事業	75
		介護給付適正化推進事業	75
		ケアプラン点検支援体制構築事業(単)	75
		介護保険審査会設置運営事業(単)	76
		介護保険低所得者対策特別事業	76
		介護保険財政安定化基金事業	77
		高齢者住宅改造助成事業(単)	77
	第8期介護保険事業計画支援事業(単)	78	
	認知症対策の推進	認知症診療・相談体制強化事業	79
		「熊本モデル」認知症疾患医療機能強化事業 (単)	80
		認知症医療体制地域連携強化事業(単)	80
		認知症総合支援研修事業(単)	80
		認知症介護研修等事業(単)	81
		認知症介護の質の向上支援事業	81
		若年性認知症対策事業	81
		認知症サポーターアクティブチーム支援事業	82
		「熊本モデル」若年性認知症対応力向上支援事 業(単)	82
		高齢者権利擁護等推進事業	83
		高齢者人権啓発事業	83
		権利擁護人材育成事業(単)	84
		〔(新)〕成年後見制度利用促進体制整備促進事業	84
		地域包括ケアの推進	地域包括ケアシステム構築加速化事業(単)
	地域包括ケア多職種人材育成事業(単)		85
	高齢者を支える地域活動支援事業(単)		86
	在宅医療連携推進事業(単)		86
	在宅医療サポートセンター事業(単)		86
	在宅歯科医療機能強化事業(単)		87
訪問看護推進事業(単)	87		
ケアマネジメント活動推進事業(単)	88		
〔(新)〕復興リハビリテーションセンター設置・運営 事業	88		

介護給付費県負担金交付事業^①

(事業開始年度：平成12年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	25,364,780千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	25,165,969千円	介護保険法第123条第1項及び第2項	

<事業内容>

介護保険の給付に要する費用のうち県が負担する分（施設サービス分は17.5%、他は12.5%）について、市町村に対して助成する。

第1号保険料県負担金交付事業^①

(事業開始年度：平成27年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	717,050千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	730,763千円	介護保険法第124条の2	

<目的>

介護保険制度は、その財源の1/2が保険料により賄われている。今後も介護給付費の増加は避けられない中で、制度を持続可能なものとするためには、低所得者も保険料を負担してもらう必要があるため、公費の投入による低所得者の保険料軽減を行う。

<事業内容>

介護保険の第1号保険料について、給付費とは別枠で公費を投入し、低所得者の高齢者の保険料軽減を強化するため、保険料の軽減に要する費用のうち県が負担する分（軽減分の25%）について、市町村に対して助成する。

地域支援事業交付金交付事業^①

(事業開始年度：平成18年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	1,377,414千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	1,381,064千円	介護保険法第115条の45、第123条第3項及び第4項	

<目的>

介護保険の被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する。

<対象>

市町村

<事業内容>

市町村が実施する「地域支援事業」に対して、介護保険法で定められた率を乗じて交付金を交付する。

地域支援事業の事業構成は次のとおり。

1 新しい介護予防・日常生活支援総合事業

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

①訪問型サービス ②通所型サービス ③その他の生活支援サービス ④介護予防ケアマネジメント

(2) 一般介護予防事業

2 任意事業及び包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

3 包括的支援事業（社会保障充実分）

(1) 地域包括支援センターの運営

(2) 在宅医療・介護連携の推進

(3) 認知症施策の推進

(4) 生活支援サービスの体制整備

要介護認定支援事業

(事業開始年度：平成10年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	3,640千円	(根拠法令等) 介護保険法第27条第2項、認定調査員等研修事業の実施について (H20.6.4老発第0604001号 厚生労働省老健局長通知)	
令和2年度予算額	4,314千円		

<目的>

全国一律の基準に基づく公平公正な要介護認定の事務運営が行われるよう認定調査員等の資質向上のための研修を実施し、もって円滑な介護保険制度の運営に資するものとする。

<事業内容>

- 1 認定調査員研修事業
認定調査員に対し、認定調査の手法、調査の留意点等の研修を実施することにより、認定調査事務の円滑化・適正化を図る。
- 2 介護認定審査会委員研修事業
介護認定審査会委員に対し、要介護認定の仕組み、認定調査の内容等について研修を実施することにより、認定審査事務の円滑化・適正化を図る。
- 3 主治医研修事業
主治医に対し、要介護認定の仕組み、主治医意見書の記載方法等について研修を実施することにより、要介護認定に係る審査判定の重要な資料である主治医意見書の記載方法等の適正化を図る。

介護給付適正化推進事業

(事業開始年度：平成25年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10 (地域福祉基金)
令和3年度予算額	404千円	(根拠法令等) 介護給付適正・適切化推進事業実施要綱 第5期熊本県介護給付適正化プログラム	
令和2年度予算額	404千円		

<目的>

第5期熊本県介護給付適正化プログラムに基づき、保険者(市町村)における介護給付適正化の取組みを支援し、介護サービスの適切化及び介護給付費や介護保険料の抑制を目指す。

<事業内容>

- 1 保険者に対する研修会の開催
- 2 圏域別の介護給付適正化検討会の開催
- 3 取組みが低迷する保険者への実地支援の実施
- 4 国保連合会と連携した市町村支援の実施(不適切な介護報酬請求等のチェック)

ケアプラン点検支援体制構築事業^①

(事業開始年度：平成27年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10 (地域福祉基金)
令和3年度予算額	2,111千円	(根拠法令等) 第5期熊本県介護給付費適正化プログラム	
令和2年度予算額	2,111千円		

<目的>

保険者が行うケアプラン点検について、より専門的な指導・助言によりケアマネジメントの質向上につながるよう、県介護支援専門員協会等と連携し広域的な支援体制の構築を図る。

<事業内容>

- 1 保険者が実施するケアプラン点検へ指導者レベルの介護支援専門員が同行し実地支援を実施。
- 2 圏域単位での保険者及び主任介護支援専門員等を対象とした研修の実施。

介護保険審査会設置運営事業

(事業開始年度：平成11年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	1,559千円	(根拠法令等) 介護保険法第183条、第184条、第188条 介護保険法施行令第46条等	
令和2年度予算額	1,789千円		

<目的>

介護保険法第183条の規定に基づく審査請求の処理を目的とする。

<事業内容>

介護保険審査会において、市町村（保険者）等が行った行政処分に対する審査請求の審理・裁決を行う。

介護保険低所得者対策特別事業

(事業開始年度：平成12年度)

実施主体	市町村	負担割合	国1/2 県1/4 市町村1/4
令和3年度予算額	9,411千円	(根拠法令等) 低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について（H12.5.1老発第474号 厚生省老人保健福祉局長通知）	
令和2年度予算額	8,882千円		

<目的>

低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減のため、市町村が行う低所得者の利用者負担額の軽減への取組みに対して支援を行う。

<対象及び事業内容>

- 1 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する利用者負担の免除
低所得者世帯であって、障がい者施策によるホームヘルプサービスの利用者で一定の要件を満たす者については、利用者負担を全額免除する。
- 2 社会福祉法人等による生計困難者等に対する利用者負担の軽減
介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、低所得で特に生計が困難である者及び生活保護受給者の利用者負担を軽減する場合に、当該社会福祉法人等に対し助成する。
- 3 中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担の軽減
中山間地域等の地域が存在する市町村において、訪問介護等のサービスを提供する小規模事業所を運営する社会福祉法人等が市町村民税本人非課税の者（生活保護受給者を除く）の利用者負担を軽減する場合に、当該社会福祉法人等に対し助成する。

介護保険財政安定化基金事業

(事業開始年度：平成12年度)

実施主体	県	負担割合	国 1 / 3 県 1 / 3 市町村 1 / 3
令和3年度予算額	19,806千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	26,070千円	介護保険法第147条	

<目的>

市町村の介護保険財政の安定化を図るため、通常努力を行っても生じる保険料未納や給付費の見込み誤り等に起因する財政不足について、財政安定化基金を設け、市町村に対して貸付又は交付を行う。

<事業内容>

1 貸付事業

(1) 貸付の要件

- ・年度を単位とした保険料収納率低下又は給付費増加による赤字が見込まれること
- ・3年間の事業運営期間（以下、「期間」という。）の1、2年目は、その年度において財政不足が見込まれること
- ・期間の3年目は期間を通じた財政不足が見込まれること

(2) 貸付額の算定

- ・期間の1、2年目については、財政不足見込み額の1.1倍の範囲内で貸付可能
- ・期間の3年目については、基金事業対象費用額から基金事業対象収入額と基金交付額を控除した額の1.1倍の範囲内で貸付可能

(3) 貸付金の返還

- ・次期期間中に毎年総額の1 / 3ずつを償還する。

2 交付事業

(1) 交付の要件

- ・期間を通じて保険料不足（保険料収納額の実績額が予定額を下回る）と財政不足（基金対象事業について収入額が費用額を下回る）が見込まれること

(2) 交付額の算定

- ・原則として保険料不足額の1 / 2、財政不足額が保険料不足額より少ない場合は、財政不足額の1 / 2を交付

高齢者住宅改造助成事業^①

(事業開始年度：平成8年度)

実施主体	市町村	負担割合	県 1 / 3 市町村 1 / 3 本人 1 / 3 (ただし、生活保護世帯、市町村民税非課税世帯については、県 1 / 2 市町村 1 / 2)
令和3年度予算額	8,863千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	11,079千円	熊本県高齢者及び障がい者住宅改造助成事業実施要項	

<対象>

要介護認定を受けた、又は同等の程度と認められる65才以上の高齢者のいる世帯で、生計中心者の前年所得税課税年額が7万円以下の世帯

<事業内容>

要介護高齢者の在宅生活での自立促進、寝たきり防止及び介護者の負担軽減を図る目的で住宅改造に必要な経費を助成する（中核市を除く）。

1 上限額 500千円

2 対象経費 玄関、廊下、階段、居室、浴室、便所、洗面所、台所等在宅の要介護高齢者が利用する部分の改造に要する経費

第8期介護保険事業計画支援事業⑧

(事業開始年度：令和3年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10(地域福祉基金)
令和3年度予算額	2,087千円	(根拠法令等) 介護保険法第5条第2項、第119条第1項 熊本県地域福祉基金運営要綱	
令和2年度予算額	2,093千円		

<目的>

2025年には団塊の世代が全て75歳以上に達し、さらに高齢化が進行する中で、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、市町村における第8期(令和3年度から令和5年度)介護保険事業計画の推進及び介護保険業務の効率化等を支援する。

<事業内容>

市町村における介護保険事業計画の推進及び業務効率化等を支援するための、会議や研修会等を実施する。

認知症診療・相談体制強化事業

(事業開始年度：平成21年度)

実施主体	県	負担割合	別記(事業ごとに記載)
令和3年度予算額	74,057千円		(根拠法令等) 介護保険法第118条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条 認知症疾患医療センター運営事業実施要綱 認知症地域医療支援事業実施要綱 認知症総合戦略推進事業実施要綱 熊本県地域福祉基金運営要綱
令和2年度予算額	78,007千円		

<目的>

高齢化の進展により認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症に関する医療技術の向上や医療と介護の連携、認知症に関する相談体制の充実を図ることにより、住み慣れた地域で安心して暮らせる体制を構築する。

<事業内容>

- 1 認知症疾患医療センター運営事業(実施主体：県(委託先：県内11の医療機関)、負担割合：国1/2、県1/2)
認知症の適切な診断、合併症対策等、認知症の医療体制を整備するため、県内11の医療機関に委託して認知症疾患医療センターを設置する。
- 2 認知症家族支援体制強化事業(実施主体：県(委託先：(公社)認知症家族の会 熊本県支部)、負担割合：国1/2、県1/2)
認知症の人やその家族等からの相談に対応するため、(公社)認知症家族の会 熊本県支部に委託し、熊本県認知症コールセンター(認知症ほっとコール)を設置する。
- 3 かかりつけ医認知症対応力向上研修(実施主体：県(委託先：(公社)熊本県医師会)、負担割合：県10/10)
高齢者が日頃から受診するかかりつけ医を対象に、認知症診療スキルの向上を図るため、(公社)熊本県医師会に委託して研修を実施する。
- 4 市町村認知症施策研修事業(実施主体：県、負担割合：国1/2、県1/2)
市町村における認知症施策の更なる推進を図るため、先進事例の紹介や情報交換等を行う研修を実施する。
- 5 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修事業(実施主体：県(委託先：(公社)熊本県看護協会)、負担割合：県10/10)
病院勤務の医師、看護師等の医療従事者に対し研修を行うことで、身体疾患を合併する認知症の方への対応力向上や認知症疾患医療センターを始めとした専門医療機関と病院との連携強化を一層促進するため、一部を(公社)熊本県看護協会に委託し、研修を実施する。
- 6 歯科医師向け認知症対応力向上研修(実施主体：県(委託先：(一社)熊本県歯科医師会)、負担割合：県10/10)
歯科医師の認知症対応力向上を図るため、(一社)熊本県歯科医師会へ委託して研修を実施する。
- 7 薬剤師向け認知症対応力向上研修(実施主体：県(委託先：(公社)熊本県薬剤師会)、負担割合：県10/10)
薬剤師の認知症対応力向上を図るため、(公社)熊本県薬剤師会へ委託して研修を実施する。
- 8 認知症施策広報啓発事業(実施主体：県(委託先：民間事業者)、負担割合：国1/2、県1/2)
認知症への理解を深め、熊本型認知症医療体制を広く周知するとともに、「注文をまちがえる料理店」の実施を通して啓発する。
- 9 熊本県認知症施策推進計画策定会議(実施主体：県、負担割合：国1/2、県1/2)
熊本県における認知症施策推進に関する計画を策定するため、会議を実施する。

「熊本モデル」認知症疾患医療機能強化事業①

(事業開始年度：平成24年度)

実施主体	国立大学法人熊本大学	負担割合	県10/10 (地域医療介護総合確保基金(医療分・介護分))
令和3年度予算額	34,770千円	(根拠法令等) 介護保険法第118条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条	
令和2年度予算額	34,770千円		

<目的>

認知症専門医や認知症に習熟した専門スタッフを養成し、認知症の早期発見・早期対応の取組みを推進する。

<事業内容>

国立大学法人熊本大学が実施する認知症専門医等を養成する次の事業に助成する。

- 1 認知症専門医の養成。
- 2 認知症医療に習熟した看護師、精神保健福祉士等の専門職を養成するための研修や、認知症初期集中支援チーム員等への支援業務。

認知症医療体制地域連携強化事業②

(事業開始年度：令和2年度)

実施主体	国立医学法人熊本大学	負担割合	県10/10(地域医療介護総合確保基金(医療分))
令和3年度予算額	10,114千円	(根拠法令等) 認知症施策推進総合戦略 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条	
令和2年度予算額	6,818千円		

<目的>

認知症診断の専門医となる地域の精神科医や、認知症サポート医同士の連携促進を図る中で、認知症サポート医の果たすべき役割や課題、期待される具体的な活動等を検討し、結果を横展開していくことで、認知症に関する医療体制の充実及び連携強化を図る。

<事業内容>

熊本大学病院がモデル圏域の幹事病院に対し、「認知症医療体制医地域連携強化会議」等に要する費用を助成する。

認知症総合支援研修事業③

(事業開始年度：平成27年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10(地域医療介護総合確保基金(介護分))
令和3年度予算額	1,733千円	(根拠法令等) 介護保険法第118条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条 地域支援事業実施要綱 認知症地域医療支援事業実施要綱	
令和2年度予算額	1,733千円		

<目的>

各市町村が設置する認知症初期集中支援チームと各市町村が配置する認知症地域支援推進員が円滑に事業を実施できるよう研修を実施する。

<事業内容>

- 1 認知症初期集中支援チーム員研修事業(実施主体：県、負担割合：県10/10)
認知症初期集中支援チーム員の要件である研修の実施(伝達研修の実施)及び国が定める認知症初期集中支援チーム員の要件である研修を受講したものによる伝達研修を実施する。(委託により実施)
- 2 認知症地域支援推進員研修事業(実施主体：県、負担割合：県10/10)
市町村の認知症地域支援推進員に必要な知識、連携、ネットワークづくり等について研修を実施する。

認知症介護研修等事業^④

(事業開始年度：平成18年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10(地域医療介護総合確保基金(介護分)) (一部：県単費10/10)
令和3年度予算額	3,531千円	(根拠法令等) 介護保険法第118条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条 認知症介護実践者等養成事業実施要項 熊本県認知症介護実践研修等実施要項	
令和2年度予算額	3,519千円		

<目的>

認知症介護施設従事者向けの研修を実施し、認知症介護に係る知識や技術の向上を図る。

<事業内容>

認知症介護実務者(介護保険施設等の従事者)を対象に、認知症介護の知識や技術習得を目的とした研修を実施する。

認知症介護の質の向上支援事業

(事業開始年度：平成29年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2、県1/2
令和3年度予算額	1,626千円	(根拠法令等) 高齢者権利擁護等推進事業実施要綱 熊本県地域福祉基金運営要綱	
令和2年度予算額	1,626千円		

<目的>

認知症であっても、その人の個性や人生を重んじ尊厳を尊重するケアを実現するため、認知症ケアの質の向上に取り組む事業所等への支援体制を構築する。

<事業内容>

認知症介護の質の向上のため、施設の状況や課題に応じた研修を実施する。

若年性認知症対策事業

(事業開始年度：平成24年度)

実施主体	県	負担割合	別記(事業ごとに記載)
令和3年度予算額	5,189千円	(根拠法令等) 認知症施策推進総合戦略 認知症総合戦略推進事業実施要綱	
令和2年度予算額	5,129千円		

<目的>

65歳未満で発症し、高齢期の認知症とは異なる課題を抱えることも多い若年性認知症の方の支援を図る。

<事業内容>

- 若年性認知症自立支援ネットワーク事業(実施主体：県、負担割合：国1/2、県1/2)
若年性認知症自立支援ネットワーク会議を設置、開催する。
- 若年性認知症受入事業所等支援事業(実施主体：県(委託先：県内の3事業所)、負担割合：国1/2、県1/2)

若年性認知症受入の意向がある事業所を対象に、ケアの質の向上及び事業所間のネットワークづくりを目的とした研修を実施する。

認知症サポーターアクティブチーム支援事業

(事業開始年度：平成30年度)

実施主体	県	負担割合	別記(事業ごとに記載)
令和3年度予算額	8,427千円	(根拠法令等)	認知症総合戦略推進事業実施要綱 熊本県地域福祉基金運営要綱
令和2年度予算額	8,230千円		

<目的>

認知症サポーター養成率日本一を維持しつつ、認知症サポーターが活躍できる機会を増やすことで、認知症の人とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせる体制づくりを推進する。

<事業内容>

- 1 認知症サポーターアクティブチーム認定事業(実施主体：県、負担割合：国1/2、県1/2)
認知症サポーターがこれまで以上に活躍しやすい環境をつくり、認知症の人ができる限り住み慣れた地域の良い環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会の実現するため、活動的な団体に対する認定制度等の運営を実施する。
- 2 キャラバン・メイトスキルアップ事業(実施主体：県、負担割合：県10/10)
認知症サポーター養成講座の講師役であるキャラバン・メイトの質の向上に向けた研修を開催する。
- 3 認知症サポーター見守り体制等推進補助金事業(実施主体：申請者、負担割合：国1/2、県1/2(市町村の場合30万円、その他の場合は15万円を上限とし、残りは申請者負担))
認知症サポーターによる認知症の人やその家族の見守り体制づくりを団体や市町村が行う際に、その活動を促進するとともに、活動報告会などとおして、その具体的な取組方法を全県的に普及させるため、活動に係る経費を各申請者に助成する。
- 4 認知症サポーター養成事業(実施主体：県、負担割合：国1/2、県1/2)
認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者である認知症サポーターを養成するため、講座を実施する。
- 5 認知症広域SOSネットワーク体制構築事業(実施主体：県、負担割合：国1/2、県1/2)
各市町村が実施しているSOSネットワークの広域連携の在り方を検討し、広域的なSOSネットワーク体制の構築を推進するため、研修を実施する。

「熊本モデル」若年性認知症対応力向上支援事業(単)

(事業開始年度：平成29年度)

実施主体	別記(事業ごとに記載)	負担割合	別記(事業ごとに記載)
令和3年度予算額	3,318千円	(根拠法令等)	医療介護総合確保推進法第4条 認知症総合戦略推進事業実施要綱
令和2年度予算額	3,318千円		

<目的>

若年性認知症の方の受入れを行う介護事業所の増加や、認知症の人の視点を入れた施策の実現を図る。

<事業内容>

若年性認知症対応力向上支援事業(実施主体：県、負担割合：県10/10)
県内3地域に専任担当者を配置することで、それぞれの地域内で若年性認知症の人の受け入れを継続して実施できる事業所及びその人材育成を行い、各地域内での若年性認知症への対応力を高める。

高齢者権利擁護等推進事業

(事業開始年度：平成19年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	5,403千円	(根拠法令等) 高齢者虐待防止法第3条第2項 高齢者権利擁護等推進事業実施要綱	
令和2年度予算額	4,586千円		

<目的>

高齢者虐待の防止、認知症高齢者への支援など、高齢者の権利擁護を推進するための体制づくりを目指すとともに、高齢者の虐待防止に係る研修等を実施し、高齢者の権利擁護を図る。

<事業内容>

- 1 熊本県認知症施策・高齢者権利擁護推進会議
学識経験者、関係団体、行政等からなる高齢者権利擁護推進会議を開催し、認知症高齢者への支援体制、高齢者への虐待防止に関する検討等を行う。
- 2 高齢者権利擁護等推進事業
介護保険施設等の職員、市町村職員を対象に、認知症ケアの理解や身体拘束をしない介護知識・技術を身に付けるための研修を実施するなど、高齢者の権利擁護の推進に取り組む。
- 3 広域本部・地域振興局ネットワークの設置
各圏域における関係機関・団体の連絡会議を設置し、高齢者権利擁護及び高齢者虐待防止に係るネットワークを構築する。
- 4 専任職員の配置
市町村において虐待が疑われる介護施設への立入りを行う際の同行、研修の企画及び関係機関との調整を行う嘱託職員を熊本県認知症対策・地域ケア推進課に配置する。

高齢者人権啓発事業

(事業開始年度：平成19年度)

実施主体	県	負担割合	国10/10
令和3年度予算額	519千円	(根拠法令等) 高齢者虐待防止法第3条第2項 高齢者権利擁護等推進事業実施要綱	
令和2年度予算額	519千円		

<目的>

高齢者虐待等を防止するとともに、高齢者の権利擁護を図るため、市町村職員等に対して、研修等を実施し、資質向上及び相談体制の充実を図る。

<事業内容>

- 市町村、地域包括支援センター等の職員を対象とした高齢者の権利擁護に関する研修会を実施する。

権利擁護人材育成事業^①

(事業開始年度：平成28年度)

実施主体	県	負担割合	別記(事業ごとに記載)
令和3年度予算額	20,355千円		(根拠法令等) 老人福祉法第32条の2 高齢者虐待防止法第28条 障害者虐待防止法第44条
令和2年度予算額	20,355千円		介護保険法第118条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条 熊本県地域福祉基金運営要綱 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)

<目的>

今後の認知症高齢者の増加を踏まえると、判断能力の低下した認知症高齢者等の権利擁護推進のために成年後見制度を活用する必要性が高まることから、成年後見制度の普及・啓発を行うとともに、市町村における体制構築と市民後見人養成等の権利擁護人材育成の促進を図る。また、市町村の体制整備を進めるため圏域ごとの広域的な範囲での成年後見制度利用促進・強化を支援する。

<事業内容>

- 権利擁護人材育成事業(実施主体：県(委託：熊本県高齢者・障害者虐待対応専門職チーム)、市町村、負担割合：県10/10)
市町村職員等向けの資質向上・実務知識習得等のための研修会や、市民後見人の養成・養成後のフォローアップを実施する。
- 法人後見広域化促進強化事業(実施主体：市町村、負担割合：県10/10)
広域的な範囲での成年後見制度の利用を促進する。
- 成年後見利用促進連携・相談体制整備事業(実施主体：県(委託：熊本県高齢者・障害者虐待対応専門職チーム)、負担割合：国1/2、県1/2)
市町村の成年後見制度利用促進体制の構築を支援するため、広域的体制整備等について、専門職等による助言・相談を行う。

② 成年後見制度利用促進体制整備推進事業

(事業開始年度：令和3年度)

実施主体	市町村	負担割合	国3/4、市町村1/4
令和3年度予算額	450千円		(根拠法令等) 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金交付要綱
令和2年度予算額	0千円		

<目的>

国の「成年後見制度利用促進基本計画(H29.3.24閣議決定)」において、令和3年度末までにすべての市町村において、「中核機関」を設置するよう求められているが、コロナ禍においては、対面方式での面談や会議が困難であることから、中核機関等におけるオンライン活用を推進する。

<事業内容>

中核機関等におけるオンライン化に要する経費(情報通信機器等の購入等経費、ソフトウェア導入に係る初期費用等を助成する)。

地域包括ケアシステム構築加速化事業^(単)

(事業開始年度：令和2年度)

実施主体	県	負担割合	別記（事業ごとに記載）
令和3年度予算額	28,743千円	(根拠法令等)	介護保険法第5条、115条の45、地域支援事業実施要綱 第8期熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画 地域リハビリテーション広域支援センターの指定及び運営要項
平成2年度予算額	22,820千円		

<目的>

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送るために必要な医療、介護、生活支援等が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築と介護予防等による健康寿命の延伸対策への取組を進める市町村を包括的に支援し地域包括システム構築及び健康寿命の取組の加速化を図る。

<事業内容>

- 地域包括ケア推進市町村支援事業（事業主体：県、負担割合：県10/10【地域福祉基金】）
市町村の地域包括ケアシステム構築に係る進捗状況等を踏まえ、職員や専門職派遣による包括的伴走型支援、市町村及び関係機関を対象とした研修会の開催。
- 地域リハビリテーション推進事業（事業主体：熊本地域リハビリテーション支援協議会等、負担割合：県10/10【地域福祉基金1/2】）
市町村や介護予防事業所等に対し専門職による効果的な支援を実施するため、県支援センター、広域支援センター、地域密着リハセンターを設置し、専門職の派遣体制整備等を行う
- 高齢者を支える地域資源検討支援事業（事業主体：県、負担割合：10/10【地域福祉基金】）
市町村の地域課題解決につながる取組を推進するため、シンクタンクを活用（委託）し様々な地域に共通する課題の解決に向けた検討を行い、取組モデルを示す。
- 地域包括ケアシステム構築に向けたオンライン化促進事業（事業主体：県、負担割合：県10/10【地域福祉基金】）
会議や研修の開催等のオンライン化に関するアドバイザー派遣等、オンライン化に係るサポートを行う。

地域包括ケア多職種人材育成事業^(単)

(事業開始年度：平成29年度)

実施主体	別記（事業ごとに記載）	負担割合	別記（事業ごとに記載）
令和3年度予算額	8,277千円	(根拠法令等)	医療介護総合確保推進法第4条
平成2年度予算額	9,283千円		

<目的>

高齢者が住み慣れた家や地域で、安全安心で自立した生活をできるよう、医療・介護・生活支援等の専門職に対し自立支援に資するスキルに関する研修を実施するとともに、介護事業所と医療機関のネットワークの充実強化を進め、医療・介護サービス基盤の充実を図る。

<事業内容>

- 歯科衛生士による高齢者の自立支援事業（事業主体：熊本県歯科衛生士会、負担割合：県10/10【地域医療介護総合確保基金（介護分）】）
介護予防事業に従事する歯科衛生士を対象とした研修会の開催に対する助成。
- 自立支援に向けた多職種人材育成事業（事業主体：熊本県リハビリテーション専門職三団体協議会、負担割合：県10/10【地域医療介護総合確保基金（介護分）】）
地域ケア会議や介護予防に関与し、高齢者の自立支援や地域課題の解決に向けた技術的支援を実施できる専門職育成に対する助成。
- 生活支援コーディネーター等資質向上支援事業（事業主体：県（委託先：熊本県社会福祉協議会）、負担割合：県10/10【地域医療介護総合確保基金（介護分）】）
生活支援コーディネーターの知識・技術取得やネットワーク構築を目的とした研修及び連絡会の開催。
- 介護関連施設に勤務する看護管理者の管理能力向上支援事業（事業主体：熊本県看護協会、負担割合：県10/10【地域医療介護総合確保基金（介護分）】）
看護管理者に必要な管理能力の向上を図る研修会の開催等に対する助成。

高齢者を支える地域活動支援事業^①

(事業開始年度：平成26年度)

実施主体	中山間地域等で在宅サービス拠点や生活支援サービスの基盤づくりに取り組む事業者等	負担割合	県10/10(地域福祉基金) (上限超過分は事業者負担)
令和3年度予算額	16,308千円	(根拠法令等)	
平成2年度予算額	12,407千円	熊本県地域福祉基金運営要綱	

<目的>

中山間地域における在宅サービス提供体制の充実・向上を図り、高齢者が住み慣れた家や地域で安心して住み続けることができるよう、それぞれの地域の特性に応じた在宅生活を支える基盤づくりを支援する。

<事業内容>

包括ケア体制づくりを推進するため、次の内容による助成を行う。

- 1 施設整備費(補助率1/2以内、上限100万円) ※コロナ感染症対策を講じる事業者は上限200万円
- 2 立上げ期の運営費補助(上限10万円/月、最大6カ月間)
※令和2年7月豪雨の被災地でサービス提供するものは最大12カ月間

在宅医療連携推進事業^①

(事業開始年度：平成24年度)

実施主体	県	負担割合	別記(事業ごとに記載)
令和3年度予算額	6,636千円	(根拠法令等)	
平成2年度予算額	7,096千円	医療介護総合確保推進法第4条	

<目的>

病気になっても安心して居宅等で暮らすことができるよう、訪問診療や訪問看護等の在宅医療と介護を一体的に提供できる体制の整備を図る。

<事業内容>

- 1 在宅医療連携体制推進事業(負担割合：県10/10【地域医療介護総合確保基金(医療分)】)
在宅医療の現状・課題の抽出、分析、対策、多職種連携のあり方などについて検討するため、在宅医療連携体制検討協議会を開催する。また、地域毎(保健所単位)に在宅医療連携体制検討地域会議を開催する。
- 2 在宅医療レセプトデータ分析事業(負担割合：県10/10【地域福祉基金】)
国保レセプトデータの集計・分析、分析結果活用に係る支援を行う。

在宅医療サポートセンター事業^①

(事業開始年度：平成30年度)

実施主体	熊本県医師会、医療機関等	負担割合	県10/10(地域医療介護総合確保基金(医療分))
令和3年度予算額	52,803千円	(根拠法令等)	
平成2年度予算額	52,866千円	疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について(厚生労働省通知)	

<目的>

高齢化の進展や病床機能の分化・連携により増加が見込まれる在宅医療の需要に適切に対応するため、在宅医療において必要な連携を担う拠点である在宅医療サポートセンターの機能強化を図り、県内全域で包括的かつ継続的な在宅医療を提供する体制を構築する。

<事業内容>

県在宅医療サポートセンター及び地域在宅医療サポートセンターを整備し、在宅医療の4つの機能「入退院支援」、「日常の療養支援」、「急変時対応」及び「看取り」等の充実を図る。

在宅歯科医療機能強化事業(単)

(事業開始年度：平成26年度)

実施主体	別記(事業ごとに記載)	負担割合	県10/10(地域医療介護総合確保基金(医療分))
令和3年度予算額	13,243千円	(根拠法令等) 医療介護総合確保推進法第4条 熊本県保健医療計画 熊本県歯科保健医療計画	
平成2年度予算額	13,243千円		

<目的>

医療や介護が必要となっても住み慣れた地域で安心して、自分らしく暮らしていける「地域包括ケアシステム」の実現に向け、在宅歯科医療の機能強化を推進するため、在宅歯科医療連携室の体制強化を図り、地域歯科医師会と連携した訪問歯科診療調整対応、県民への普及啓発の強化等を行う。

<事業内容>

- 1 在宅歯科医療連携室機能強化事業(事業主体：熊本県歯科医師会)
訪問歯科医療調整や在宅歯科医療の普及啓発を行う在宅歯科医療連携室の運用費に対して助成する。
- 2 在宅歯科診療器材整備事業(事業主体：歯科医療機関)
歯科医療機関が訪問歯科診療を行うための機器整備に必要となる経費を助成する(補助率1/2以内)。

訪問看護推進事業(単)

(事業開始年度：平成28年度)

実施主体	別記(事業ごとに記載)	負担割合	別記(事業ごとに記載)
令和3年度予算額	23,044千円	(根拠法令等) 熊本県地域福祉基金運営要綱、医療介護総合確保推進法第4条	
平成2年度予算額	23,044千円		

<目的>

地域包括ケアシステムの構築を図る上で必要な在宅医療の充実の要となる訪問看護サービスの提供体制を安定化・高度化することにより、在宅医療環境の充実を図る。

<事業内容>

- 1 訪問看護サービス提供体制強化事業(事業主体：法人等、負担割合：県10/10【地域福祉基金】)
訪問看護師を新たに採用し人材育成に取り組む小規模な訪問看護ステーションに、一定期間運営費を助成する(上限16万円/月、最大6ヶ月間)。
- 2 訪問看護サポート強化事業(事業主体：熊本県看護協会、負担割合：県10/10【地域医療介護総合確保基金(医療分)】)
①経営管理、看護技術等に関する相談対応やアドバイザー等による現地支援、②人材育成のための研修会の開催、③訪問看護ステーションが抱える課題検討等を一体的に実施するために必要となる経費を助成する。

ケアマネジメント活動推進事業^④

(事業開始年度：平成10年度)

実施主体	別記(事業ごとに記載)	負担割合	別記(事業ごとに記載)
令和3年度予算額	12,045千円	(根拠法令等)	介護保険法第69条の2、第69条の7、第69条の8 介護保険法施行規則第113条の4、第113条の16、第113条の18、第140条の68 介護保険法施行令第37条の15 介護支援専門員資質向上事業の実施について(出18.6.15老発第0615001号厚生労働省老健局長)
平成2年度予算額	6,857千円		

<目的>

要介護者等が可能な限り住み慣れた地域で、その人らしい、自立した生活を送るためには、多様なサービス主体が連携して要介護者等を支援できるよう、適切にケアマネジメントを行うことが重要である。その中核的な役割を担う介護支援専門員が養成段階で受講する研修の充実と、指導にあたる研修講師の質の向上を図ることで、養成された介護支援専門員により、利用者本位、自立支援、公正中立等の理念に基づいた、適切なケアマネジメントが実践されることを目的とする。併せて、介護支援専門員名簿の適切な管理を実施する。

<事業内容>

- 1 介護支援専門員更新研修事業(事業主体：県、負担割合：県10/10【地域医療総合確保基金(介護分)】)
介護支援専門員法定研修の見直しのための研修向上委員会の開催等
- 2 介護支援専門員名簿管理業務(事業主体：県、負担割合：県10/10(※手数料は自己負担))
介護支援専門員の新規登録・更新等に係る事務
- 3 講師養成研修事業(事業主体：県、負担割合：県10/10【地域医療総合確保基金(介護分)】)
研修講師の質の向上及び指導ポイントの共有を図るための講師養成研修の実施
- 4 介護支援専門員実務研修における感染防止対策支援事業(事業主体：指定研修実施機関、負担割合：県10/10)
令和2年度介護支援専門員実務研修の後期研修について、前期研修同様に受講者に新たな負担を求めることなく感染防止対策を講じ研修を実施するために、指定研修実施機関に対し必要な費用を助成する。
- 5 介護支援専門員法定研修オンライン化推進事業(事業主体：県、負担割合：県10/10【地域医療総合確保基金(介護分)】)
指定研修実施機関の支援及び受講者からの各種問い合わせに対応する人員を配置して、円滑なオンライン研修の実施をサポートする。

④復興リハビリテーションセンター設置・運営事業^④【豪雨】

(事業開始年度：令和2年度)

実施主体	熊本地域リハビリテーション支援協議会	負担割合	県10/10(地域福祉基金)
令和3年度予算額	14,998千円	(根拠法令等)	
平成2年度予算額	22,686千円		

<目的>

令和2年7月豪雨に伴う被災地域の高齢者等の心身機能の低下を防ぐため、リハビリテーション等の専門職を派遣し、生活不活発病予防及び介護予防に取り組む体制の構築を図る

<事業内容>

- 1 復興リハビリテーションセンター設置・運営事業(事業主体：熊本地域リハビリテーション支援協議会、負担割合：県10/10【地域福祉基金】)
介護予防等の取組を人的に支援するため、「熊本県復興リハビリテーションセンター」を設置し、応急仮設住宅等に専門職を派遣するための派遣者の登録、コーディネート及び派遣を行う。

3 長寿社会局

(3) 社会福祉課 事業体系

〔(新)〕は新規事業、〔(単)〕は県単独事業、
 〔〔地震〕〕は熊本地震からの創造的復興関係事業、
 〔〔コロナ〕〕は新型コロナウイルス感染症関係事業、
 〔〔豪雨〕〕は令和2年7月豪雨復旧・復興関係事業、
 〔〔喫緊〕〕は基本方針関係事業を表す

頁

健康福祉政策の推進 体制の整備	監査等による社会福祉施設等の体制の整備	社会福祉施設指導監査事業	90
		小規模法人のネットワーク化による協働推進事業等	90
	地域における福祉活動の推進と相談体制の充実	民生委員費	90
		権利擁護のための支援体制の整備	
	日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)	91	
	福祉サービス運営監視・苦情解決事業	91	
福祉サービス第三者評価推進事業(単)	91		
母子家庭、寡婦、父子家庭及び低所得者世帯などの自立への支援	低所得者世帯の自立への支援	生活保護法による保護	92
		行旅病人及び行旅死亡人の救護(単)	94
		生活困窮者自立支援プラン推進事業	94
		生活保護世帯からの進学「夢」応援事業(単)	94
		生活福祉資金貸付事業	95
		矯正施設等退所者社会復帰支援事業	96
	生活困窮者総合相談支援事業	96	
	戦没者遺家族などへの援護	旧軍人軍属等恩給進達事務	97
		戦傷病者戦没者遺族等援護事務	98
		戦傷病者特別援護事務	99
特別給付金等支給事務		100	
引揚者等援護事務	100		

社会福祉施設指導監査事業

(事業開始年度：平成3年度)

実施主体	県	負担割合	県 10/10 (一部国 1/2)
令和3年度予算額	2,351千円	(根拠法令等) 社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について (H29.4.27雇児 発0427第7号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護 局長、老健局長通知)	
令和2年度予算額	2,424千円		

<事業内容>

社会福祉法人及び同法人が運営する社会福祉施設等の適正な運営確保を目的に、指導監査を実施する。

また、指導監査結果について、指摘事項の早期改善を図るとともに、福祉サービスを利用する県民等へ情報を提供するために、公表（県庁ホームページに掲載等）する。

小規模法人のネットワーク化による協働推進事業等

(事業開始年度：平成29年度)

実施主体	県、県が認めた団体	負担割合	国 10/10
令和3年度予算額	16,068千円	(根拠法令等) 「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」の実施に ついて ((H31.3.28社援発0328第26号 厚生労働省社会・援護局 長通知)	
令和2年度予算額	22,047千円		

<目的>

小規模な社会福祉法人を含め、地域の様々な福祉サービス提供機関が連携し、地域貢献のための取組が促進されるよう、その環境整備を図ることを通じて、地域における福祉サービスの充実や重層的な支援体制の構築を図る。

<事業内容>

複数の小規模法人や団体等がネットワークを構築して実施する地域貢献や福祉・介護人材確保のための取組等に対して助成する。

民生委員費

(事業開始年度：昭和23年度)

実施主体	県、市町村（熊本市を除く）	負担割合	県 10/10 (一部国 1/2、県 1/2)
令和3年度予算額	190,078千円	(根拠法令等) 民生委員法第5条、第6条、第18条、第20条、第26条	
令和2年度予算額	190,280千円		

<目的>

社会福祉の増進のために住民の立場に立って相談や援助を行う民生委員・児童委員を支援する。

<事業内容>

- 1 民生委員・児童委員に対する手当を支給する。
- 2 民生委員・児童委員が地域福祉活動を行う上で必要な社会福祉に関する知識や技術の習得を図るため次の研修会等を開催する。
 - (1) 一般研修会（地域振興局単位で実施）
 - (2) 市町村民生委員・児童委員協議会会長研修
 - (3) 中堅民生委員・児童委員研修
- 3 市町村民生委員・児童委員協議会活動の充実や推せん会委員の活動を支援するため次の事務を行う。
 - (1) 市町村民生委員・児童委員協議会の活動の充実のための助成
 - (2) 市町村民生委員推せん会委員の費用弁償の助成
 - (3) 単村民生委員・児童委員協議会が実施する民生委員・児童委員活動PRのための助成

日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）

（事業開始年度：平成11年度）

実施主体	(社)熊本県社会福祉協議会	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	38,397千円	(根拠法令等) 生活困窮者自立相談支援事業等の実施について(H27.7.27社援発0727第2号)	
令和2年度予算額	38,647千円		

<目的>

熊本県社会福祉協議会が実施主体となって、認知症高齢者や知的障がい者など判断能力が不十分な方を対象に、福祉サービスの利用等を援助し、地域で自立した生活を送ることができるよう支援する。

<事業内容>

- 熊本県社会福祉協議会に設置された「地域福祉権利擁護センター」において、次の業務を行う。
 - 市町村社会福祉協議会の指導・支援
 - 「契約締結審査会」（利用者の意思確認）の運営
 - 広報啓発業務
 - 生活支援員等に対する研修業務
- 熊本県社会福祉協議会又は熊本県社会福祉協議会から委託を受けた市町村社会福祉協議会は、次の業務を行う。
 - 相談・調査
 - 支援計画の作成、契約締結
 - 生活支援員の派遣及び指導監督
- 生活支援員は、熊本県社会福祉協議会若しくは市町村社会福祉協議会と契約した利用者に対し、利用者の経費負担により、次の業務を行う。
 - 福祉サービスの利用援助
 - ①情報提供、助言
 - ②手続援助（申込手続の同行・代行、契約締結）
 - ③福祉サービスの利用料の支払い
 - ④苦情解決制度の利用援助 等
 - ② 日常的金銭管理
通帳、権利証書等の保管等

福祉サービス運営監視・苦情解決事業

（事業開始年度：平成12年度）

実施主体	(福)熊本県社会福祉協議会	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	6,185千円	(根拠法令等) 生活困窮者自立相談支援事業等の実施について(H27.7.27社援発0727第2号 厚生労働省社会援護局長通知)	
令和2年度予算額	6,181千円		

<目的>

熊本県社会福祉協議会に設置された「運営適正化委員会」において、福祉サービスに関する苦情を適切に解決し、また、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の適正な運営を確保する。

<事業内容>

- 運営適正化委員会
 - 「運営監視部会」の設置及び運営監視事業の運営
 - ①日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の監視
 - ②実施主体に対する助言、現地調査又は報告
 - 「苦情解決部会」の設置及び苦情解決事業の運営
 - ①苦情解決に必要な調査、指導、助言、あっせん
 - ②県への通報、情報提供
- 運営適正化委員会事務局
 - ①福祉サービス利用者からの苦情受付
 - ②運営適正化委員会及び各部会の開催に伴う事務
 - ③事業者に対する巡回指導

福祉サービス第三者評価推進事業^①

（事業開始年度：平成16年度）

実施主体	県	負担割合	県10/10（地域福祉基金）
令和3年度予算額	2,283千円	(根拠法令等) 熊本県福祉サービス第三者評価事業推進要綱	
令和2年度予算額	2,283千円		

<目的>

福祉事業者が提供する福祉サービスの質を公正・中立な第三者評価機関が専門的・客観的に評価することで、福祉サービスの質の向上を図るとともに、利用者の適切な福祉サービスの選択に資する。

<事業内容>

- 第三者評価推進委員会の運営（評価機関の認証、評価基準の策定・更新等）
- 評価調査者養成研修・継続研修の実施
- 評価事業の普及啓発（パンフレットの配布、説明会の開催）

生活保護法による保護

(事業開始年度：昭和25年度)

実施主体	県、市	負担割合	国3/4 県、市1/4
令和3年度予算額	(県分)3,696,086千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	(県分)3,847,362千円	生活保護法	

<目的>

生活に困窮する者に対して、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する。

<対象>

資産や能力の全てを活用して得られる収入と厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費を比較して、収入が最低生活費に満たない者

<事業内容>

困窮の程度に応じて必要な保護を行うとともに、要保護者個々の需要に応じた援助を行う。

- ①生活扶助 ②住宅扶助 ③教育扶助 ④介護扶助 ⑤医療扶助 ⑥出産扶助 ⑦生業扶助 ⑧葬祭扶助

被保護世帯数 (年平均)

年 度	県 計			郡 部			市 部			全国平均 保護率
	被保護世帯数	被保護人員数		被保護世帯数	被保護人員数		被保護世帯数	被保護人員数		
	実 数	実 数	保護率	実 数	実 数	保護率	実 数	実 数	保護率	
H28	20,098	26,384	14.87	1,763	2,285	6.69	18,335	24,100	16.82	16.9
H29	19,609	25,406	14.39	1,748	2,253	6.67	17,861	23,153	16.21	16.8
H30	19,389	24,782	14.11	1,762	2,252	6.72	17,627	22,530	15.58	16.6
R 1	19,391	24,571	14.07	1,790	2,286	6.88	17,601	22,285	15.76	16.4
R 2	19,450	24,364	14.09	1,832	2,305	6.98	17,619	22,059	15.69	—

※保護率は%。(パーミル：1000分の1) 四捨五入の関係で内訳数と合計とは必ずしも一致しない。

※保護停止中を含む。

※令和2年度は速報値

被保護世帯類型 (県計：年平均)

年 度	高 齢 者		母 子		傷病、障がい者		そ の 他		合 計	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
H28	10,152	50.8	939	4.7	5,692	28.5	3,212	16.1	19,995	100
H29	10,327	52.9	862	4.4	5,469	28.0	2,850	14.6	19,508	100
H30	10,511	54.5	803	4.2	5,204	27.0	2,782	14.4	19,300	100
R 1	10,861	56.3	776	4.0	4,882	25.3	2,789	14.4	19,308	100
R 2	11,062	57.1	743	3.8	4,639	24.0	2,932	15.1	19,376	100

※四捨五入の関係で内訳数と合計とは必ずしも一致しない。

※保護停止中を含まない。

※令和2年度は速報値

生活保護費の推移

(千円)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R 1 年度
総 額	43,593,199	42,123,482	41,450,544	40,771,938	40,837,239
生活扶助	12,635,362	12,311,809	11,589,662	10,993,352	10,542,011
住宅扶助	4,984,704	4,945,628	4,757,473	4,787,925	4,852,691
教育扶助	221,977	207,637	194,047	156,089	125,609
介護扶助	839,675	859,055	865,441	886,706	907,406
医療扶助	23,730,961	22,578,062	22,854,563	22,757,345	23,206,423
出産扶助	4,576	6,547	3,413	3,471	5,764
生業扶助	114,680	110,523	107,696	88,960	72,101
葬祭扶助	99,069	87,370	79,519	79,423	80,711
施設事務費	953,690	1,008,113	989,303	996,159	1,026,759
就労自立給付金	8,501	8,738	9,428	9,107	8,864
進学準備給付金				13,400	8,900

生活保護申請件数の推移（熊本市を含む県全体）

年 度	H27年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 1 年度
件 数	3,677	3,459	3,249	3,452	3,483
対 前 年 度 比	0.0%	-5.9%	-6.1%	6.2%	0.9%

行旅病人及び行旅死亡人の救護^①

(事業開始年度：明治32年度)

実施主体	市町村	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	868千円	(根拠法令等) 行旅病人及び行旅死亡人取扱法 熊本県行旅病人、行旅死亡人等の救護及び取扱いに関する要領 (S62.7.17社福第733号)	
令和2年度予算額	868千円		

<目的>

身元不明の病人及び死亡人の救護を行う。

<対象>

歩行に堪えない行旅中の病人等で療養の途を有せず、かつ救護者のいない者及び行旅中の死亡者で引取人のいない者

<事業内容>

上記の者の救護に要した経費を法に基づき負担する(指定都市を除く)。

行旅病人及び行旅死亡人件数の推移(熊本市除く)

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
行旅病人	件数	0	0	0	0	0	0
	支出額(千円)	0	0	0	0	0	0
行旅死亡人	件数	1	4	1	1	2	0
	支出額(千円)	33	563	101	132	292	0

生活困窮者自立支援プラン推進事業

(事業開始年度：平成27年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2 県1/2 (一部国2/3 県1/3)
令和3年度予算額	114,537千円	(根拠法令等) 生活困窮者自立支援法	
令和2年度予算額	127,318千円		

<目的>

生活保護受給者や非正規雇用労働者等の増加により、生活困窮に至るリスクの高い層が増加し、生活保護に至る前の段階の「第2のセーフティネット」として制定された生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者の自立・就労支援のための各種サービスの整備を図ることを目的とする。

<対象>

生活困窮者(現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者)

<事業内容>

- | | |
|-----------------|-------------------------------|
| 1 就労準備支援事業 | 一般就労に向けた準備としての必要な訓練を実施 |
| 2 子どもの学習・生活支援事業 | 生活保護世帯や生活困窮世帯の子どもへの学習支援 |
| 3 家計改善支援事業 | 家計に関する相談・指導、貸付の斡旋 |
| 4 一時生活支援事業 | 住宅のない生活困窮者に対して一時的な宿泊場所や衣食の提供等 |

生活保護世帯からの進学の「夢」応援事業^①

(事業開始年度：平成21年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	2,486千円	(根拠法令等) 生活保護世帯からの進学の「夢」応援資金貸付要項(H22.10.1告示第912号)	
令和2年度予算額	5,500千円		

<目的>

生活保護世帯から大学等での就学を希望する者に対して、その生活費を貸し付けることにより、自立の意欲を高め将来的に貧困の連鎖を断ち切ることを目的とする。

<対象>

生活保護世帯から世帯分離された子どもで、大学等(大学・短大・専修学校・各種学校・熊本県立技術短期大学校・熊本高等技術専門学校)に就学する者

<事業内容>

大学等に就学する者に対し、生活費(生活保護基準の居宅(第1類)に掲げる額のうち年齢区分18歳~19歳に対応する額を限度)の貸付けを実施。

(参考)令和元年度 熊本市居住者の場合 月額38,030円以内

生活福祉資金貸付事業

(事業開始年度：昭和30年度)

実施主体	(社福)熊本県社会福祉協議会	負担割合	原資 事務費	国2/3 県1/3 国1/2 県1/2(一部 国10/10)
令和3年度予算額	15,037千円	(根拠法令等) 生活困窮者自立相談支援事業等の実施について(平成27年7月27日社援発0727第2号)		
令和2年度予算額	15,037千円			

<目的>

低所得者、障がい者又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とする。

<対象>

低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯

<事業内容>

「生活福祉資金の種類」掲載の低利資金貸付けと必要な相談支援を一体的に行う。貸付窓口は、市町村社会福祉協議会。県は熊本県社会福祉協議会の貸付事務費等に対して助成する。

<生活福祉資金の種類 (R3. 4. 1現在)>

資金の種類		内容	貸付限度額		保証人 貸付利率	据置期間	償還期間
総合 支援 資金	生活 支援 費	生活再建までの間に必要な生活費用	二人以上 世帯	月額 20 万円 以内	保証人あり 無利子	最終貸付 の日から 6 月以内	据置期間 経過後 10 年以内
			単身世帯	月額 15 万円 以内			
	住宅入 居 費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40 万円以内		保証人なし 年 1.5%	貸付の日 から 6 月 以内	
一時生 活再建 費	生活を再建するため一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用	60 万円以内					
福祉 資金	福祉費	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために、一時的に必要なであると見込まれる費用	580 万円以内 (資金の用途に応じて上限目安額あり)		保証人あり 無利子 保証人なし 年 1.5%	貸付の日 から 6 月 以内	据置期間 経過後 20 年以内
	緊急小 口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	10 万円以内		保証人不要 無利子	貸付の日 から 2 月 以内	据置期間 経過後 12 月以内
教育 支援 資金	教育支 援費 ※	低所得世帯に属する者が学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、短期大学、大学に就学するために必要な経費	高校	月額 3.5 万円以内	保証人不要 無利子	卒業後 3 月以内	据置期間 経過後 20 年以内
			高専	月額 6 万円以内			
			短大	月額 6 万円以内			
			大学	月額 6.5 万円以内			
	就学支 度 費	低所得世帯に属する者が高等学校、高等専門学校、短期大学、大学への入学に際し必要な経費	50 万円以内				
不動産 担保 型 生活 資金	不動産 担保 型 生活 資金	低所得の高齢世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として貸付ける生活資金	土地の評価額の 7 割、月額 30 万円以内 (貸付期間) 借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間		推定相続人の中から選任 年 3% 又は 長期プライム レート のいずれか低 い利率	契約の終了後 3 月 以内	据置期間 終了時
	要保護 世帯向 け不 動 産 担 保 型 生 活 資 金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として貸付ける生活資金	土地・建物の評価額の 7 割(集合住宅 50%)生活扶助費の 1.5 倍以内 (貸付期間) 借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間		保証人不要 3% 又は長 期プライム レート のいずれか低 い利率		

※ 教育支援費については、特に必要と認められる場合は、それぞれ月額1.5倍まで申込可能

矯正施設等退所者社会復帰支援事業

(事業開始年度：平成22年度)

実施主体	県	負担割合	国3/4 県1/4
令和3年度予算額	22,380千円	(根拠法令等) 生活困窮者自立相談支援事業等の実施について(H27.7.27社援発0727第2号)	
令和2年度予算額	22,688千円		

<目的>

高齢又は障がいのため、福祉的な支援を必要とする矯正施設（以下、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院を指す。）退所予定者について、本人が矯正施設入所中から退所後直ちに福祉サービス等（障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など）につなげるための準備を保護観察所等と協働して進める役割を担う「熊本県地域生活定着支援センター」を設置し、司法と福祉が連携して、矯正施設退所者等の社会復帰を支援し、再犯防止対策に資することを目的とする。

<対象>

矯正施設退所予定者等

<事業内容>

- 1 コーディネート業務
- 2 フォローアップ業務
- 3 相談支援業務
- 4 高齢・障害被疑者等支援業務

生活困窮者総合相談支援事業

(事業開始年度：平成27年度)

実施主体	県	負担割合	国3/4 県1/4
令和3年度予算額	112,350千円	(根拠法令等) 生活困窮者自立支援法	
令和2年度予算額	100,606千円		

<目的>

生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、生活困窮者に対する支援の種類及び内容等を記載した計画の作成などの支援を行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。

<事業内容>

生活困窮者の把握及び相談受け付けのための窓口を設置し、また、支援実施のための支援員を配置して、生活困窮者に対する包括的かつ継続的な支援を行う。

旧軍人軍属等恩給進達事務

(事業開始年度：昭和28年度)

実施主体	県	負担割合	国10/10
令和3年度予算額	268千円	(根拠法令等) 恩給法	
令和2年度予算額	269千円		

<対象>

旧軍人・軍属

<事業内容>

旧軍人・軍属等に係る各種恩給の請求指導及び国への請求書の進達

<年金恩給の種類と対象者>

種 類		対 象 者	恩給額 (平成27年度最低保障額)	
本人 に 対 す る 給 付	普 通 恩 給	実在職年数が最短恩給年限以上の者 (長期在職者)	65歳以上の場合 1,132,700円 65歳未満の場合 849,500円	
		実在職年数が最短恩給年限未満の者 (短期在職者)で65歳以上の者又は傷 病恩給や戦傷病者・戦没者遺族等援 護法による障害年金受給者	実在職9年以上 849,500円 実在職6年以上 679,600円 実在職6年未満 568,400円	
	傷 病 恩 給	増 加 恩 給	公務に起因する傷病により、重度の 障がいをも有する者 (在職年数に関係 なく、原則として普通恩給が併給)	障がいの程度に応じて 1,853,000円～9,729,100円
		傷 病 年 金	公務に起因する傷病により、比較的 軽度の障がいをも有する者	障がいの程度に応じて 961,000円～1,686,000円
特例傷病恩給		昭和16年12月8日以後、本邦等で職 務に関連して受傷罹病し、障がいをも 有する旧軍人等	障がいの程度に応じて 743,000～7,417,100円	
遺 族 に 対 す る 給 付	普 通 扶 助 料		普通恩給受給者の遺族 長期在職 792,000円 (寡婦加算を含む額 944,800円) 実在職9年以上 594,000円 (寡婦加算を含む額 746,800円) 実在職6年以上 475,200円 (寡婦加算を含む額 628,000円) 実在職6年未満 404,800円 (寡婦加算を含む額 557,600円)	
	公 務 関 係 扶 助 料	公 務 扶 助 料	公務傷病により死亡した者の遺族 (戦没者の遺族がその代表例) 1,814,000円 (遺族加算額含む額 1,966,800円)	
		増 加 非 公 死 扶 助 料	公務以外の事由により死亡 (平病 死) した増加恩給受給者の遺族 1,420,700円 (遺族加算額含む額 1,573,500円)	
		特 例 扶 助 料	昭和16年12月8日以後、本邦等で職 務に関連する傷病により死亡した旧 軍人等の遺族	
傷 病 者 遺 族 特 別 年 金		平病死した傷病年金又は特例傷病恩 給受給者の遺族 傷病年金や第1款症以上404,800円 (遺族加算額含む額 557,600円) 第2款症以下303,600円 (遺族加算額含む額 456,400円)		

戦傷病者戦没者遺族等援護事務

(事業開始年度：昭和27年度)

実施主体	県	負担割合	国10/10
令和3年度予算額	1,165千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	1,165千円	戦傷病者戦没者遺族等援護法	

<対象>

軍人・軍属又は準軍属及びその遺族

<事業内容>

- 1 軍人・軍属又は準軍属に係る各種年金等の請求指導及び国への請求書の進達
- 2 戦没者遺族相談員の研修

年金等給付の種類

(令和3年度)

	年金等種別	給付の内容	年金額
本人に対する給付	障害年金	公務傷病又は勤務関連傷病により一定程度以上の障がいをもつ者に支給する。	公務傷病 9,729,100～961,000円 勤務関連 7,417,100～743,000円
	障害一時金	障がいの程度が第1款症から第5款症までの者は障害一時金を選択できる。	公務傷病 6,088,000～2,855,000円 勤務関連 4,640,900～2,177,100円
遺族に対する給付	遺族年金(遺族給与金)	公務傷病により死亡した者の遺族に支給する。	公務傷病死 先順位者 1,966,800円 後順位者 72,000円
	弔慰金	公務又は勤務関連傷病により死亡した者の遺族に支給する(遺族年金(遺族給与金)に併給)。	50,000円
	特例遺族年金(特例遺族給与金)	勤務関連傷病により死亡した者の遺族に支給する。	勤務関連死 先順位者 1,573,500円 後順位者 56,400円
	平病死遺族年金(平病死遺族給与金)	第1款症以上公務の障害年金受給者が当該傷病以外の事由で死亡した場合その遺族に支給する。	先順位者 1,573,500円 後順位者 56,400円
	障害者遺族特例年金(障害者遺族特例給与金)	勤務関連又は第2款症以下公務の障害年金受給者が当該傷病以外の事由で死亡した場合その遺族に支給する。	公務傷病第2款症以下 勤務関連傷病第1款症以上 557,600円 第2款症以下 456,400円
特設年金(特設給与金)	公務傷病等に併発したと考えられる疾病により、一定期間内に死亡した者の遺族に支給する。	公務傷病後の併発死亡 456,400円 勤務関連傷病後の併発死亡 335,000円	

(注) ()内は準軍属に係る遺族給付の名称

※先順位者、後順位者：①配偶者、②子、③父母、④孫 ⑤祖父母 等の順序で、数字の小さい者が先順位者、大きい者が後順位者となる。

戦傷病者特別援護事務

(事業開始年度：昭和38年度)

実施主体	県	負担割合	国10/10
令和3年度予算額	209千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	238千円	戦傷病者特別援護法	

<対象>

戦傷病者手帳所持者

<事業内容>

軍人軍属等であった者で、国が公務上の負傷・疾病と認めた者に対し、療養給付などの援護を行う。

種類	内容		
戦傷病者手帳の交付	日本国籍を有する軍人、軍属等であって恩給法による公務疾病の程度が、款症以上(旧軍人、準軍人は第4目症以上)の障がい及び公務上の傷病のため、厚生労働大臣が療養を必要と認めた者に対して交付する。		
療養の給付	戦傷病者(戦傷病者手帳の交付を受けた者)が公務上の傷病により療養を受ける必要があるときは療養の給付を行う。		
療養手当の支給	療養の給付を受けている者で引続き1年以上入院している者に対して、月額30,700円を支給する。ただし、傷病恩給等受給者を除く。		
葬祭費の支給	療養の給付を受けていた者の死因が公務上の傷病である場合に、その葬祭を行った者に209,000円を支給する。		
更生医療の給付	公務上の傷病により傷病の程度が第5款症以上の戦傷病者が更生医療を必要とするときは、更生のため必要な医療の給付を行う。		
国立保養所への収容	公務上の傷病で、傷病の程度が第2項症以上の重度障がい者に対し、国立保養所に収容し、療養させることができる。		
補装具の支給及び修理	視覚障がい、聴覚障がい、言語機能障がい及び中枢神経機能障がい又は肢体不自由の状態にある戦傷病者に対し、補装具の支給及び修理を行う。(ほぼ第3款症以上のもの)		
JR無賃乗車(船)券急行券引換証の交付	傷病の程度が目症以上の者に対し、毎年その障がいの程度に応じ、乗車(船)券、急行券引換証を交付する。(障がい区分は新法によるものである。)		
	戦傷病者の障がいの程度	乗車券引換証枚数(年度間)	
		甲種(戦傷病者と介護者)	乙種(戦傷病者単身)
	特別項症	12枚	—
	第1項症	—	12枚
	第2項症	—	10枚
	第3項症	2枚	8枚
		3枚	6枚
		4枚	4枚
		5枚	2枚
6枚		—	
第4項症		—	6枚
第5項症	1枚	4枚	
第6項症	2枚	2枚	
第1款症(旧第7項症)	3枚	—	
第2款症(旧第1款症)	—	4枚	
第3款症(旧第2款症)	1枚	2枚	
第4款症(旧第3款症)	2枚	—	
第5款症(旧第4款症)	—	—	
第1目症	—	2枚	
第2目症	—	—	
第3目症	—	—	
第4目症	1枚	—	

特別給付金等支給事務

(事業開始年度：昭和38年度)

実施主体	県	負担割合	国10/10
令和3年度予算額	18,901千円	(根拠法令等) 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法	
令和2年度予算額	23,755千円		

<対象>

(一定の基準日において次の要件を満たす者に支給)

1 戦没者等の妻に対する特別給付金

- (1) 昭和6年9月18日(満洲事変)以後の、公務起因により死亡した者の妻(事実婚を含む)
- (2) 次の給付を受ける権利を有する妻
 - ①公務扶助料 ②特例扶助料 ③遺族年金 ④遺族給与金 ⑤旧令共済組合殉職年金 など

2 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

- (1) 受給資格要件
 - ①死亡者の死亡当時における三親等内の親族であること
 - ②年金給付(遺族年金、遺族給与金、公務扶助料等)の受給権を有する遺族がないこと
 - ③日本国籍を有していること
 - ④死亡者との親族関係が終了(離縁)していないこと

(2) 支給順位 …※父母から兄弟姉妹までについては、生計関係等により順位の条件がある。
弔慰金受給権者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、左記以外の3親等内の親族

3 戦傷病者等の妻に対する特別給付金

- (1) 戦傷病者等と婚姻(事実上の婚姻を含む)している妻であること
- (2) 戦傷病者等と離婚(事実上の離婚を含む)していないこと
- (3) 戦傷病者等が恩給法に定める第5款症以上の障がいの程度を有し、年金給付(障害年金、増加恩給、傷病年金等)を受けていること
- (4) 日本国籍を有していること

4 戦没者の父母等に対する特別給付金

- (1) 昭和6年9月18日(満洲事変)以後に公務起因による負傷または疾病により死亡した者の父母又は祖父母
- (2) 戦没者死亡当時、その戦没者以外に氏を同じくする子も孫もなく、かつその後、氏を同じくする子も孫も有するに至らなかった父母または祖父母
- (3) 基準日において、次の給付を受ける権利を有する者
 - ①公務扶助料 ②特例扶助料 ③遺族年金 ④遺族給与金 ⑤旧令共済組合殉職年金 など

<事業内容>

戦没者等の遺族に対する各種給付金等の請求指導及び裁定

引揚者等援護事務

(事業開始年度：昭和56年度)

実施主体	県、市町村	負担割合	国3/4 県、市1/4 (一部：国10/10)
令和3年度予算額	31,122千円	(根拠法令等) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律	
平成2年度予算額	33,958千円		

<対象>

中国残留孤児、中国残留婦人

<事業内容>

- 1 中国残留邦人の帰国手続き及び帰国後の定着自立の援護を行う。
- 2 中国残留邦人帰国者の老後の生活の安定を図るため、老齢基礎年金の満額支給を補完する生活支援(支給給付：生活保護の例により実施)を行う。
- 3 中国残留邦人が地域社会の一員として生き生きと暮らすことができるよう地域社会における生活支援等(通訳の派遣、日本語教育の支援等)を行う。

4 子ども・障がい福祉局

「(新)」は新規事業、「(単)」は単独事業、
 「【地震】」は熊本地震からの創作的復興関係事業、
 「【コロナ】」は新型コロナウイルス感染症関係事業、
 「【豪雨】」は令和2年7月豪雨復旧・復興関係事業、
 「【喫緊】」は基本方針関係事業を表す

(1) 子ども未来課 事業体系

頁

総合的な少子化対策 及び子ども・子育て支 援の推進	子ども・子育て支援事業支援計画推進事業(単)	103	
結婚支援	「くまもとスタイル」結婚推進事業【喫緊】	103	
	少子化対策総合交付金事業(単)【喫緊】	103	
母子保健の推進	健やか母子支援事業(単)	104	
	先天性代謝異常等検査事業(単)	104	
	未熟児養育医療費助成事業	104	
	自立支援(育成)医療費助成事業	104	
	小児慢性特定疾病対策事業	105	
	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	105	
	乳幼児医療費助成事業(単)	105	
	女性のケア事業【コロナ】	106	
	思春期からの性と生を育む事業	106	
	不妊対策事業(一部新規)	107	
	発達障がい児早期発見・早期支援事業	107	
	災害時の子どもの心のケア研修事業【地震】	108	
	新生児聴覚検査体制整備事業	108	
	旧優生保護法一時金支給事業	108	
結婚・妊娠・出産・子育ての ステージに応じた 切れ目のない支援	子どものための教育・保育給付費	109	
	特別保育総合推進事業	109	
	病児・病後児保育総合推進事業	110	
	子どもの食育推進事業(単)	110	
	現任保育士等研修事業	110	
	保育士修学資金貸付等事業	111	
	保育士人材確保事業	111	
	(新)予備保育士確保促進事業【喫緊】	111	
	産休等代替職員設置費補助事業(単)	112	
	施設職員退職共済費事業	112	
	認可外保育施設児童等健康管理支援事業	112	
	教育支援体制整備事業	113	
	私立幼稚園教諭人材確保支援事業	113	
	認定こども園施設整備事業	113	
	私立幼稚園経常費助成事業	114	
	私立幼稚園特別支援教育経費補助	114	
	私立幼稚園子育て支援事業補助	114	
	子育て家庭への経済 的支援	多子世帯子育て支援事業(単)	115
		(新)多子・多胎世帯子育て支援総合補助金(単)【喫緊】	115

地域全体での子育て 支援の充実	「くまもとスタイル」子育て推進事業【喫緊】	115
	みんなで子育て推進事業(単)	116
	放課後児童クラブ施設整備事業	117
	放課後児童健全育成事業等【喫緊】	117
	子育て支援強化事業補助事業	117
	(新)放課後児童健全育成事業等におけるICT 化推進事業(第3次補正分)【コロナ】	118

子ども・子育て支援事業支援計画推進事業^①

(事業開始年度：平成26年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	2,173千円	(根拠法令等) 子ども・子育て支援法 熊本県子ども・子育て会議条例	
令和2年度予算額	2,542千円		

<目的>

県計画を策定し、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る必要がある。そこで、熊本県子ども・子育て会議における調査審議等を経て、子ども・子育て支援事業支援計画の策定及び推進を行う。

<事業内容>

県計画の策定及び推進、子ども・子育て会議及び幼保連携型認定こども園調査審議部会の運営等

「くまもとスタイル」結婚推進事業【喫緊】

(事業開始年度：令和2年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2、2/3、県1/2、1/3
令和3年度予算額	10,503千円	(根拠法令等) 地域少子化対策重点推進交付金	
令和2年度予算額	10,034千円		

<目的>

企業や行政等の「よかボス」の普及促進等により、社会の温かいまなざしで、誰もが結婚や子育てを応援する熊本を創り、結婚への機運醸成を図る。

<事業内容>

結婚を望む人の希望が叶うよう「よかボス企業」等と連携して結婚支援の取組みを行う。

- 1 企業間交流支援センターを設置し、企業・団体等のマッチングにつなげる。
- 2 企業間交流支援センターを中心に、独身社員を対象にした異業種間交流セミナー等を開催する。
- 3 新婚夫婦等に交付したパスポートを「結婚応援の店」に提示することで様々なサービスを受けることができる「まりっくまパスポート」の普及促進を図る。

少子化対策総合交付金事業^①【喫緊】

(事業開始年度：令和元年度)

実施主体	市町村	負担割合	県3/4、市町村1/4
令和3年度予算額	186,470千円	(根拠法令等) 少子化対策総合交付金交付要項	
令和2年度予算額	186,883千円		

<目的>

少子化対策として、結婚、妊娠、出産に至る一連の取組みを強化し、市町村と一体となって、熊本県の出生数の増加を目指す。

<事業内容>

少子化対策を進めるため、結婚・妊娠・出産に係る次の各事業に総合的に取り組む市町村を支援する。

- 1 市町村が実施する婚活イベントや結婚相談窓口等に取り組む経費を助成する。
- 2 一般不妊治療（人工授精）経費を助成する。
- 3 早産予防対策に係る検査経費を助成する。
- 4 少子化対策に資する市町村の創意工夫事業に対して助成する。

健やか母子支援事業(単)

(事業開始年度：昭和54年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	1,401千円	(根拠法令等) 母子保健法第8条 児童福祉法第19条 地域保健法第3条、第6条、第8条	
令和2年度予算額	1,873千円		

<目的>

関係者の資質向上を図るとともに、地域のニーズに合った母子保健施策を展開し、保護者が安心して子どもを産み育てられるための体制を整備する。

<事業内容>

- 1 保健所を単位とした母子保健関係者会議の開催
- 2 運動発達に問題のある乳幼児に対するこども総合療育センターの専門職員による巡回相談（宇城保健所、御船保健所を除く）
- 3 ハイリスク妊産婦（産後うつ病等）の支援体制整備のための関係者の連絡会及び研修会の開催
- 4 地域の課題解決に必要な事業の実施（リトルエンジェル支援等）

先天性代謝異常等検査事業(単)

(事業開始年度：昭和52年度)

実施主体	県（委託先：KMバイオロジクス株式会社）	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	27,351千円	(根拠法令等) 熊本県先天性代謝異常等検査実施要領	
令和2年度予算額	30,077千円		

<目的>

フェニルケトン尿症等の先天性代謝異常症の20疾患について早期発見、早期治療を図る。

<事業内容>

産科医療機関が保護者の同意を得て、日齢4～6日の新生児の血液を採取し、県の委託先であるKMバイオロジクス株式会社において先天性代謝異常等の検査を行う。

未熟児養育医療費助成事業

(事業開始年度：昭和33年度)

実施主体	市町村	負担割合	国1/2 県1/4 市町村1/4
令和3年度予算額	48,535千円	(根拠法令等) 母子保健法第20条 未熟児養育事業の実施について(S62.7.31児発第668号 厚生省児童家庭局長通知) 未熟児養育医療費等国庫負担金交付要綱(H26.5.26厚生労働省発雇児0526第3号厚生労働事務次官通知)	
令和2年度予算額	41,258千円		

<事業内容>

出生時体重2,000g以下又は生活力が特に弱い赤ちゃん（1歳未満）で、入院治療を必要とする場合に、医療費の自己負担分を助成する制度。

平成25年4月1日に県から市町村に権限移譲され、県は市町村に対して助成する。

自立支援（育成）医療費助成事業

(事業開始年度：昭和29年度)

実施主体	市町村	負担割合	国1/2 県1/4 市町村1/4
令和3年度予算額	20,090千円	(根拠法令等) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条	
令和2年度予算額	20,237千円		

<事業内容>

身体に障がいのある児童で、放置すると障がいが残る可能性があり、手術等の治療によって確実な治療効果が期待される児童（18歳未満）を対象とし、医療費の自己負担分を助成する制度。

平成25年4月1日に県から市町村に権限移譲され、県は市町村に対して助成する。

小児慢性特定疾病対策事業

(事業開始年度：昭和49年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	287,002千円	(根拠法令等) 児童福祉法第19条 児童福祉法施行令第22条 児童福祉法施行規則第7条	
令和2年度予算額	283,382千円		

<目的>

小児慢性特定疾病にかかっている児童等の医療費を助成することで健全な育成を図るとともに、相談支援等により自立を支援する。

<事業内容>

1 小児慢性特定疾病医療費助成

小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、医療費の自己負担分の一部を助成する。

- ・対象者：18歳未満の児童（引き続き治療が必要な場合は20歳未満）
- ・対象疾患：16疾患群、762疾病

2 小児慢性児童等自立支援事業

NPO法人NEXTSTEP（委託）及び県保健所に小児慢性特定疾病児童等自立支援員を配置して相談支援を行い、必要に応じて自立支援計画の作成を行う。その他にピアカウンセリング、交流会、疾患別勉強会等を開催する。

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

(事業開始年度：平成21年度)

実施主体	市町村	負担割合	市：国1/2 市1/2、 町村：国1/2 県1/4 町村1/4
令和3年度予算額	1,474千円	(根拠法令等) 小児慢性特定疾病対策等総合支援事業実施要綱（H29.5.30健発0530第12号厚生労働省健康局長通知） 熊本県小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業費補助金交付要領	
令和2年度予算額	1,457千円		

<目的>

小児慢性特定疾病医療費支給認定の対象児童等に対して、特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより日常生活の便宜を図る。

<事業内容>

日常生活用具の給付を希望する対象者の保護者に対し給付の決定を行い、給付に要した費用を支払った市町村に対し助成する。

乳幼児医療費助成事業(単)

(事業開始年度：昭和48年度)

実施主体	市町村	負担割合	県1/2 市町村1/2 (熊本市：県1/6 市町村5/6)
令和3年度予算額	386,686千円	(根拠法令等) 熊本県乳幼児医療費助成事業補助金交付要領	
令和2年度予算額	422,838千円		

<目的>

乳幼児の疾病の早期治療を促進し、乳幼児の健全な育成と保護者の経済的負担の軽減を図る。

<対象>

満4歳未満児 入院・通院

多子（3人以上）世帯の場合には、就学前までの全子について入院のみ

〔 自己負担額：3,000円/月、市町村民税非課税世帯は 入院2,040円/月、通院1,020円/月
所得制限：児童手当一般特例給付制限限度額 〕

<事業内容>

乳幼児医療費の一部負担を行った市町村に対して助成する。

女性のケア事業【コロナ】

(事業開始年度：平成15年度)

実施主体	県	負担割合	事業1、2、4、5：国1/2 県1/2 事業3：県10/10
令和3年度予算額	150,193千円	(根拠法令等) 母子保健法第22条 母子保健医療対策総合支援事業実施要綱 (H30.3.28子発0328第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)	
令和2年度予算額	88,920千円		

<目的>

女性が、健康状態に応じた的確な自己管理を行うことができるよう支援し、HTLV-1 母子感染予防対策を含め、生涯を通じた健康の保持増進を図る。また、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制づくりを目指す。

<事業内容>

- 女性のケア事業(平成15年度～)：妊娠に関する悩みなど女性特有の様々な悩みに対する電話や来所による相談
 - ・助産師等による電話相談 相談対応時間：月曜日～土曜日 9:00～20:00
電話番号：096-381-4340
実施機関：熊本県女性相談センター(熊本県福祉総合相談所内)
 - ・精神科医師による専門相談 相談対応日：隔月1回(要予約、面接)
- HTLV-1 母子感染予防対策事業(平成24年度～)：HTLV-1 母子感染対策協議会、関係者研修会の開催
- 望まない妊娠予防対策事業(平成24年度～)：家族計画等のリーフレット作成
- 妊娠・出産包括支援推進事業(平成27年度～)：市町村が設置主体となる子育て世代包括支援センターの関係者との意見交換会や研修会等開催
- 感染症流行下における妊産婦総合対策事業(令和2年度～)【コロナ】
 - ・分娩の概ね2週間前の妊婦で、新型コロナウイルス感染症に対する不安を抱えるに對してのPCR検査費用の助成。
 - ・新型コロナウイルス感染症に罹患し、退院した妊産婦に対する助産師等の家庭訪問等による支援。

思春期からの性と生を育む事業

(事業開始年度：平成24年度)

実施主体	県	負担割合	事業1：国1/2 県1/2 事業2：県10/10
令和3年度予算額	1,446千円	(根拠法令等) 母子保健医療対策総合支援事業実施要綱 (H30.3.28子発0328第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)	
令和2年度予算額	1,448千円		

<目的>

命や性の大切さや妊孕性等の正しい知識を思春期の子ども達に伝え、予期しない妊娠を防ぎ、ライフデザインを描けるように支援する。

<事業内容>

- 思春期健康教育事業(平成20年度～)：高校における思春期保健教育講演会、思春期健康教育(ピアエデュケーション)事業の実施、ライフデザイン手帳の作成・配付
- 思春期保健対策事業：思春期保健関係者連絡会、思春期の性に関するQ&A(県ホームページ)による啓発、思春期相談に係る周知カードの作成

不妊対策事業（一部^新）

（事業開始年度：平成24年度）

実施主体	県	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 2 (熊本市補助 国 1 / 2 市 1 / 2)
令和3年度予算額	413,516千円	(根拠法令等) 母子保健医療対策総合支援事業実施要綱 (H30.3.28子発0328第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) 国「不育症対策に関するプロジェクトチームによる検討報告」	
令和2年度予算額	165,960千円		

<目的>

不妊に悩む方への相談対応や特定不妊治療（体外受精・顕微授精）に要する費用の助成を行うことにより不妊に悩む方の身体的・精神的・経済的な負担軽減を図る。

また、不育症に悩む方への相談対応や検査費用の助成を行うことにより、身体的・精神的・経済的な負担軽減を図る。

<事業内容>

- 不妊専門相談事業 不妊等で悩む方を対象とした電話や来所による相談
 実施機関：熊本県女性相談センター（熊本県福祉総合相談所内）
 相談体制：助産師等の専門相談員による電話相談 月～土曜日、午前9時～午後8時
 産婦人科医師による面接相談：要予約
- 特定不妊治療費助成事業 特定不妊治療（体外受精・顕微授精）に要する費用の助成
 対象者：特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された者（原則、法律婚を対象とするが、生まれてくる子の福祉に配慮しながら、事実婚関係にあるものも対象）
 助成回数：妻の治療開始年齢が40歳未満は6回まで、40歳以上43歳未満は3回まで
 （助成を受けた後、出産、または妊娠12週以降の死産に至った場合、回数リセット可）
 助成内容：1回30万円まで（治療内容によっては10万円まで）
 所得制限：なし
- 不育症検査費助成事業^新（令和3年度～）
 保険適用されている不育症の検査に加え、保険外併用の仕組みで実施した検査費用に対し、上限5万円を助成

発達障がい児早期発見・早期支援事業

（事業開始年度：平成24年度）

実施主体	県	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 2
令和3年度予算額	710千円	(根拠法令等) 発達障害者支援法第5条、第6条、第7条 地域生活支援促進事業実施要綱 (H31.3.28障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 母子保健法第10条、第12条、第13条	
令和2年度予算額	730千円		

<目的>

発達障がいを早期に発見し、関係者がその子の特性に応じた関わりや支援を行うことで、発達障がい児の身近自立や社会性を促進し、また、保護者の育児不安の軽減を図る。

<事業内容>

保健師等の早期発見・早期支援技術のスキルを向上するための研修会開催や保護者向け手引書の作成・配付

災害時の子どもの心のケア研修事業【地震】

(事業開始年度：平成28年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2、県1/2
令和3年度予算額	436千円	(根拠法令等) 母子保健医療対策総合支援事業実施要綱 (H30.10.11子発1011第7号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)	
令和2年度予算額	436千円		

<目的>

平成28年熊本地震により被災した子どもへの適切な対応方法等について、関係者の資質向上を図る。

<事業内容>

- ・保育士、放課後児童支援員、保健師等に対する研修会を開催する。

新生児聴覚検査体制整備事業

(事業開始年度：令和2年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2、県1/2
令和3年度予算額	283千円	(根拠法令等) 「新生児聴覚検査の実施について」(H29.12.28子母発1228第1厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知)	
令和2年度予算額	457千円		

<目的>

聴覚障がい、早期に発見し適切な支援につなげることで音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、全ての新生児を対象として実施する新生児聴覚検査の体制整備を図る。

<事業内容>

- ・県内産婦人科医療機関等における新生児聴覚検査実施状況調査
- ・新生児聴覚検査協議会を開催し、関係者で課題等について協議

旧優生保護法一時金支給事業

(事業開始年度：令和元年度)

実施主体	県	負担割合	国10/10
令和3年度予算額	1,383千円	(根拠法令等) 旧優生保護法一時金支給法 (H31.4.24)	
令和2年度予算額	3,779千円		

<目的>

旧優生保護法(1948年～1996年)下で不妊手術を強いられた障がい者等に対して、本人等からの請求に基づく一時金の請求受付調査及び相談支援を行う。請求期間は5年間

<事業内容>

- ・一時金支給に対する電話及び来所相談への対応
- ・一時金支給受付等事務
- ・制度の普及啓発を図るための広報

子どものための教育・保育給付費

(事業開始年度：平成27年度)

実施主体	市町村	負担割合	別記(事業ごとに記載)
令和3年度予算額	17,943,660千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	18,162,600千円	子ども・子育て支援法第67条、附則第9条第4	

<目的>

保育所、認定こども園、幼稚園(一部)及び地域型保育事業の学校教育・保育に要する費用を負担することで、子育て支援を図る。

<対象>

市町村の確認を受けた施設から教育・保育を受ける子どもの保護者
 ※保護者が私立保育所から保育の提供を受ける場合は、施設が対象になる。

<事業内容>

- (1) 子どものための教育・保育給付費負担金(国1/2 県1/4 市町村1/4)
 保育所、認定こども園、幼稚園(一部)及び地域型保育事業の運営費の負担
- (2) 子どものための教育・保育給付費補助金(県1/2 市町村1/2)
 幼稚園(一部)、認定こども園(幼稚園部分)の運営費のうち、市町村が設定する地方単独費用部分への補助
- (3) 子育てのための施設等利用給付交付金(国1/2 県1/2 市町村1/4)
 認可外保育施設、一時預かり事業等の利用料を無償化する幼児教育・保育の無償化の実施に係る経費

特別保育総合推進事業

(事業開始年度：平成2年度)

実施主体	市町村	負担割合	別記(事業ごとに記載)
令和3年度予算額	246,473千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	177,419千円	子ども子育て支援法第67条	

1 延長保育事業(国1/3 県1/3 市町村1/3)

<目的>

保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等で引き続き保育を実施することで、安心して子育てができる環境を整備する。

<対象>

保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育所、家庭的保育事業所

<事業内容>

市町村が実施する延長保育事業に対して助成する。

2 保育環境改善等事業(保育所障害児受入促進事業)(国1/3 県1/3 市町村1/3)

<目的>

既存の保育所における障がい児を受け入れるために必要な改修等について市町村に対して助成することにより、障がい児の処遇の向上を図るとともに、障がい児を受け入れる保育所の拡大を図る。

<対象>

当該年度中又は翌年度に障がい児の受入れを予定している保育所

<事業内容>

市町村が実施する保育環境改善等事業(保育所障害児受入促進事業)に対して助成する。

3 医療的ケア児保育支援事業(国1/2 県1/4 市町村1/4)

<目的>

保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。

<対象>

医療的ケア児の受け入れをしている保育所等

<事業内容>

市町村が実施する医療的ケア児保育支援事業に対して助成する。

病児・病後児保育総合推進事業

(事業開始年度：平成25年度)

実施主体	市町村	負担割合	国1/3 県1/3 市町村1/3
令和3年度予算額	145,695千円	(根拠法令等) 子ども子育て支援法第67条	
令和2年度予算額	144,542千円		

<目的>

保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図る。

<事業内容>

集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な病児・病後児を病院・保育所等で一時的に保育する際に必要な運営費等を市町村に対して助成する。

子どもの食育推進事業^(単)

(事業開始年度：平成23年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	1,564千円	(根拠法令等) 熊本県健康食生活・食育推進計画	
令和2年度予算額	1,564千円		

<目的>

将来にわたって健康で活力ある生活を送るための基礎づくりとなる乳幼児期に、子ども自身が食生活を営む力を身に付けるとともに、保護者が食生活支援の知識や技術を習得できるよう、人材の育成及び体制づくりを行う。

<対象>

児童福祉施設等の職員等

<事業内容>

- (1) 保育所等への指導や支援
- (2) 地域における食育相談の実施
- (3) 児童福祉施設等の食育・給食担当者研修会の実施

現任保育士等研修事業

(事業開始年度：平成18年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	47,117千円	(根拠法令等) くまもと子ども・子育てプラン 子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金交付要綱 保育の質の向上のための研修事業実施要綱 保育士等キャリアアップ研修の実施について(厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)	
令和2年度予算額	47,117千円		

<目的>

保育士等保育所職員に対する研修会の充実を図り、保育士等の知識や技術を高め、保育所における保育の質の向上を図る。

<対象>

保育士等保育所職員

<事業内容>

- 現任保育士等研修会の実施
- 保育士等キャリアアップ研修の実施

保育士修学資金貸付等事業

(事業開始年度:平成25年度)

実施主体	社会福祉法人熊本県社会福祉協議会	負担割合	国 9 / 10 県 1 / 10
令和3年度予算額	25,728千円	(根拠法令等) 保育士修学資金貸付等制度の運営について(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)	
令和2年度予算額	25,840千円		

本事業は、国庫分(9/10)については平成28年度から令和6年度分まで予算措置済みだが、県費分(1/10)については毎年度予算措置する必要がある。

<目的>

保育士資格取得のための修学資金、潜在保育士の再就職時の就職準備金等への貸付を行い、質の高い保育士の養成・確保を図る。

<対象>

指定保育士養成施設において保育士資格の取得を目指す者

保育士資格を取得していながら、保育士として保育所等で就労していない者 等

<事業内容>

- ・貸付期間は2年間を限度とする
- ・貸付額は、月額50,000円以内とする。(就職準備金を加算できる。) 等

保育士人材確保事業

(事業開始年度:平成25年度)

実施主体	県、市町村等	負担割合	事業1・2:国 1 / 2 県 1 / 2 事業3:国 3 / 4 県 1 / 8 市町村 1 / 8 事業4:国 1 / 2 県 1 / 4 市町村 1 / 4
令和3年度予算額	399,606千円	(根拠法令等) 保育対策総合支援事業費補助金交付要綱 子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金交付要綱	
令和2年度予算額	408,060千円		

<目的>

新規保育士及び潜在保育士の就職、再就職支援を行うとともに、保育士の業務負担軽減、勤務環境改善の支援により、離職防止を図ることで、保育人材を確保し保育の質の向上や待機児童解消に繋げる。

<事業内容>

- 1 保育士再就職支援コーディネーターの配置事業
- 2 保育士人材確保研修事業
- 3 保育補助者雇上強化事業費補助
- 4 保育体制強化事業費補助

⑧ 予備保育士確保促進事業【喫緊】

(事業開始年度:令和3年度)

実施主体	市町村	負担割合	県 1 / 2 市町村 1 / 2
令和3年度予算額	59,856千円	(根拠法令等) 熊本県予備保育士確保促進事業実施要領	
令和2年度予算額	千円		

<目的>

保育のニーズは、出生や育児休業からの復帰、再就職の決定等により年度の後半にかけて増加する。一方で、新規保育士の就職は4月が一般的であることや保育のニーズが増加した一定期間のみにスポット的に保育士を雇用することは困難であることから、増加した保育のニーズに応えることができず、4月以降待機児童は増加する傾向にある。そこで、年度当初から配置基準を超えて予備的に保育士を雇用する保育所等にその経費の一部を補助することで、年度途中の保育のニーズ増加に対応し、待機児童解消に繋げる。

<事業内容>

一定の待機児童を抱える市町村において、年度当初から配置基準を超えて、予備的に保育士を雇用する保育所等に対して、人件費の一部を助成。

産休等代替職員設置費補助事業^(単)

(事業開始年度：昭和37年度)

実施主体	県	負担割合	県1/2 設置者1/2
令和3年度予算額	2,735千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	6,216千円	熊本県児童福祉施設等産休等代替職員費補助金交付要領	

<目的>

児童福祉施設等に勤務する職員が出産又は傷病のため、長期間にわたって継続する休暇を必要とする場合に、その職員の職務を行わせるための代替職員を当該児童福祉施設等の長が臨時的に任用し、もって職員の母体の保護又は専心療養の保障を図りつつ、施設における児童等の処遇の正常な実施を確保する。

<対象>

- 対象者 民間児童福祉施設等に勤務する職員（政令市を除く）
 対象期間 出産：出産予定の8週間（多胎児の場合は14週間）前の日から産後8週間を経過する日まで
 傷病：病休を開始して31日を経過したその日から起算して60日を経過する日まで

<事業内容>

児童福祉施設等の長が任用した産休等代替職員の任用を承認し、その費用を県が負担する。

施設職員退職共済費事業

(事業開始年度：昭和36年度)

実施主体	独立行政法人福祉医療機構	負担割合	国1/3 県1/3 施設1/3
令和3年度予算額	761,545千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	772,757千円	社会福祉施設職員等退職手当共済法第19条	

<目的>

民間社会福祉施設に勤務する職員の退職金の支給に要する経費を助成することにより、社会福祉事業に従事する人材を確保し、福祉サービスの安定的な供給と質の向上を図る。

<対象>

独立行政法人福祉医療機構と共済契約を結ぶ県内社会福祉施設に勤務する職員

<事業内容>

独立行政法人福祉医療機構と共済契約者（社会福祉施設経営者）が契約した退職手当金の給付財源の概ね1/3を助成する。

認可外保育施設児童等健康管理支援事業

(事業開始年度：平成12年度)

実施主体	市町村	負担割合	児童分：県1/2 市町村1/2 職員分：国1/3 県1/3 市町村1/3
令和3年度予算額	829千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	757千円	熊本県認可外保育施設児童等健康管理支援事業交付要領	

<目的>

児童の処遇の向上を図る観点から、一定の基準に達している認可外保育施設で入所児童及び職員の健康診断を行う際に要する経費について助成する。

<対象>

次の条件を満たしている認可外保育施設とする。

- 1 熊本市以外に所在
- 2 届出制対象施設
- 3 事業所内保育施設（従業員のために設置された保育施設）及びへき地保育所以外の施設
- 4 認可外保育施設指導監督基準（平成14年7月12日付け雇児発第0712005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『認可外保育施設に対する指導監督の実施について』の改正について」の別添）の1～4に概ね適合する施設

<事業内容>

補助内容：嘱託手当の助成（入所児童及び職員の健康診断実施のための助成）

補助基準額：児童健康診断経費補助 1施設当たり133,000円以内（経費に3/4を乗じた額との比較上限額）
 職員健康診断経費補助 1市町村当たり354,000円以内

教育支援体制整備事業

(事業開始年度：平成20年度)

実施主体	県（事業3のみ県及び指定都市）	負担割合	事業1、2、4：国1/2 事業所1/2 ※事業1の幼稚園においては国1/3 事業所2/3 事業3：国1/2 県1/2 ※指定都市においては国1/2 市1/2 事業5：国3/4 事業所1/4
令和3年度予算額	65,567千円	(根拠法令等) 教育支援体制整備事業交付金交付要綱 教育支援体制整備事業交付金交付要領	
令和2年度予算額	51,095千円		

<目的>

認定こども園等における教育支援体制の整備等に要する経費を助成することにより、幼児教育の質の向上を図る。

<事業内容>

1. 私立幼稚園緊急環境整備事業
2. 認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援事業
3. 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業
4. 認定こども園等への円滑な移行のための準備支援事業
5. 園務改善のためのICT化支援事業

私立幼稚園教諭人材確保支援事業

(事業開始年度：平成30年度)

実施主体	県	負担割合	国1/4 県1/4 園1/2
令和3年度予算額	20,304千円	(根拠法令等) 私学振興助成法第1条・9条 私立高等学校等経常費助成費補助金（一般補助）交付要綱 熊本県私立幼稚園教員の人材確保のための処遇改善事業費補助金交付要項	
令和2年度予算額	13,029千円		

<目的>

私立幼稚園教員の処遇改善に要する経費を助成することにより、教員の確保を図る。

<対象>

通常のベースアップを超える給与改善を行った幼稚園

<事業内容>

・給与改善を行った幼稚園に対し、通常のベースアップを超える部分に対して助成する。

※H31年度から予算は私立幼稚園経常費助成事業に統合

認定こども園施設整備事業

(事業開始年度：平成27年度)

実施主体	市町村	負担割合	国1/2、市町村1/4
令和3年度予算額	387,705千円	(根拠法令等) 認定こども園施設整備交付金交付要綱 認定こども園施設整備交付金実施要領 等	
令和2年度予算額	310,638千円		

<目的>

認定こども園の施設整備に要する経費を助成することにより、幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園の施設整備の促進を図る。

<対象>

学校法人及び社会福祉法人の設置する幼稚園、保育所、幼保連携型認定子ども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園

<事業内容>

幼保連携型認定こども園の幼稚園、保育所型認定こども園、幼稚園型認定こども園の幼稚園機能部分の新設、修理改善等

私立幼稚園経常費助成事業

(事業開始年度：昭和61年度)

実施主体	私立幼稚園	負担割合	定額
令和3年度予算額	450,112千円	(根拠法令等) 私学振興助成法第1条・9条	私立高等学校等経常費助成費補助金(一般補助)交付要綱 熊本県私立学校経常費補助金交付要項
令和2年度予算額	413,585千円		

<目的>

私立幼稚園における経常的に必要な経費を助成することにより、教育条件の維持、向上及び経営の健全化、幼児の修学上の経済的負担の軽減等を図る。

<対象>

幼稚園及び認定こども園の経営に要する経常的経費

<事業内容>

(1) 私学助成園に対する助成

一般分：学校数、学級数、生徒数、教職員数、教職員人件費、学校の特別教育活動等に応じた配分
特色ある私学教育助成分：一種免許状保有促進、財務改善状況に応じた配分

(2) 新制度移行幼稚園に係る特色分

認定こども園等の教育の質の向上(幼稚園教諭一種免許状保有促進)及び財務改善を行う園に対する助成

私立幼稚園特別支援教育経費補助

(事業開始年度：昭和59年度)

実施主体	学校法人	負担割合	(2人以上就園) 国1/2 県1/2 (1人就園) 県10/10
令和3年度予算額	181,496千円	(根拠法令等) 私立高等学校等経常費補助金(幼稚園特別支援教育経費・過疎高等学校特別経費・教育改革推進特別経費・授業料減免事業等支援特別経費)交付要綱 熊本県私立幼稚園等特支援教育経費補助金交付要項	
令和2年度予算額	182,672千円		

<目的>

特別支援教育に必要な経費を助成することにより、障がい児受け入れの促進を図る。

<事業内容>

障がい児を受け入れている学校法人立幼稚園及び認定こども園が実施する特別支援教育に要する経費に対して助成する。

私立幼稚園子育て支援事業補助

(事業開始年度：平成19年度)

実施主体	学校法人	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	25,270千円	(根拠法令等) 私立高等学校等経常費補助金(過疎・教育改革推進経費)交付要綱 熊本県私立幼稚園子育て支援事業補助金交付要項	
令和2年度予算額	31,588千円		

<目的>

核家族化・地域の子育て支援力の低下等が進んでいることから、私立幼稚園の機能を活かした地域の子育て支援の推進を図る。

<事業内容>

幼稚園が実施する預かり保育推進事業(通常預かり保育・休業日預かり保育・長期休業日預かり保育)及び子育て支援活動に要する経費に対して助成する。

多子世帯子育て支援事業^①

(事業開始年度：平成10年度)

実施主体	市町村	負担割合	県1/2 市町村1/2
令和3年度予算額	476,386千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	407,633千円	熊本県多子世帯子育て支援事業補助金交付要領	

<目的>

子育て支援施策の一つである「子育て家庭への経済的支援」の一環として、児童が3人以上いる多子世帯の保育料の軽減又は無料化を図る。

<事業内容>

認可保育所等に入所している保育認定を受けた第3子以降の満3歳未満児の保育料を軽減又は無料化。

① 多子・多胎世帯子育て支援総合補助金^①【喫緊】

(事業開始年度：令和3年度)

実施主体	市町村	負担割合	県1/2、市町村1/2
令和3年度予算額	50,696千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額		多子・多胎世帯子育て分野支援総合補助金交付要領	

<目的>

多様な子育てスタイルに対応し、多子・多胎世帯に対する精神的負担及び経済的負担の軽減策を講じることで、切れ目ない支援の実現を図る。

<事業内容>

1 在宅多子・多胎世帯育児サービス促進事業

在宅で養育している0～2歳の多子又は多胎児を育児する世帯(所得要件あり)へ育児サービス利用料を助成する。

2 放課後児童クラブ利用サポート事業

兄弟姉妹が同時に放課後児童クラブの利用している多子世帯(所得要件あり)の放課後児童クラブ利用料を助成する。

「くまもとスタイル」子育て推進事業【喫緊】

(事業開始年度：令和2年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2、2/3、県1/2、1/3
令和3年度予算額	20,921千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	20,956千円	地域少子化対策重点推進交付金	

<目的>

企業や行政等の「よかボス」の普及促進等により、社会の温かいまなざしで、誰もが結婚や子育てを応援する熊本を創り、子育てしやすい環境整備を図る。

<事業内容>

企業や行政等の「よかボス」の登録推進を図り、「よかボス企業」等と連携して、結婚や子育ての機運醸成のための取組を行う。

1 「よかボス企業」の普及促進を図る。

2 「よかボス企業」が取り組む結婚、妊娠・出産、子育て等に関するセミナー等の活動(ラボ推進活動)支援。

3 多様な働き方(子連れ出勤や子連れコワーキング)に関する取組みや、子どもと子育てに優しいまなざしキャンペーンの実施により、子育てを応援する社会の機運醸成を図る。

みんなで子育て推進事業^①

(事業開始年度：平成21年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10 (地域福祉基金)
令和3年度予算額	6,367千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	6,367千円	くまもと子ども・子育てプラン	

<目的>

未婚者や子育て家庭の父親をはじめ県民全体に対して子育てについてのポジティブなメッセージを発し、それを受け止めてもらうことによって、「子育てが楽しい」と感じる県民の増加につなげるとともに、育児の悩みを語り合い、情報交換する場を提供することで、子育て中の母親や父親を応援し、子育ての環境改善と地域ぐるみで子育てを支援していく。

<事業内容>

1 県民意識啓発事業

子育て情報誌、実践事例集、パンフレット、ホームページにより子育て支援に関する情報を提供し、社会全体で子ども・子育てを支えていく県民意識の啓発を図る。

2 くまもと子育て応援プロジェクト

著名人や子育て支援関係者などが、それぞれの経験・活動等を通して「子育ての楽しさ、素晴らしさ」などを語る「基調講演」や参加者が育児の悩み等を語り合い、情報交換する「分科会」を行う。(主催：くまもと子育て応援プロジェクト実行委員会、県、熊本放送)

3 くまもと子育て応援の店・企業推進事業

子育てを支援する企業、店舗等を「子育て応援団」として募集・登録し、その活動を広報、支援することにより、子育てを地域ぐるみで支え合う意識の啓発の輪を広げる。

4 ファミリー・サポート・センター設置推進事業

ファミリー・サポート・センターの設立を促進するために必要な指導、啓発、その他の支援を行う。

お出かけするなら子育て応援の店へ！

子育てを支援する企業、店舗などを応援団として募集・登録し、その活動を広報、支援することにより子育て家庭を応援します。

【応援団の種類】

①子育てとくとく応援団

「就学前の子どもを養育している家庭」を対象に、料金の割引、特典などのサービスを提供します。

②子育てあったか応援団

子育て家庭への遊び場、休憩所、おむつ替えコーナーや授乳スペースなどの提供によりお出かけしやすい環境の整備などを行います。

③子育て従業員応援団

企業などが仕事と子育ての両立を支援するため従業員の子育て環境を整備します。登録しているお店の情報はこちらから。

<http://www.hapimon.jp/list00525.html>



(九州子育て応援シンボルマーク)

放課後児童クラブ施設整備事業

(事業開始年度：平成13年度)

実施主体	市町村、社会福祉法人等	負担割合	国1/3 県1/3 市町村1/3 (一部:国2/9 県2/9 市町村2/9 社会福祉法人等1/3)
令和3年度予算額	117,106千円	(根拠法令等) 子ども・子育て支援整備交付金要綱	
令和2年度予算額	132,360千円		

<目的>

昼間保護者のいない家庭の小学生の学校終了後の一時預かりである放課後児童クラブの設置促進を図る。

<事業内容>

市町村、社会福祉法人等に対し、放課後児童クラブ施設整備費を助成する。

放課後児童健全育成事業等【喫緊】

(事業開始年度：平成3年度)

実施主体	市町村	負担割合	国1/3 県1/3 市町村1/3
令和3年度予算額	1,282,858千円	(根拠法令等) 児童福祉法第6条の3第2項	
令和2年度予算額	1,193,246千円		

<目的>

昼間保護者のいない家庭の小学生の育成・指導に資するため、遊びを主とする児童クラブ活動を通して、児童の健全育成の向上を図るとともに、保護者の仕事と家庭の両立を支援する。

<対象>

小学生

<事業内容>

- 1 市町村が実施又は助成する放課後児童クラブ運営費等を助成する。
- 2 放課後児童支援員の資質の向上のために研修会を実施する。
- 3 放課後児童支援員認定資格研修を実施する。

子育て支援強化事業補助事業

(事業開始年度：平成25年度)

実施主体	市町村	負担割合	国1/3 県1/3 市町村1/3
令和3年度予算額	512,807千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	471,233千円		

<目的>

市町村が実施する子育て支援事業に対して助成することにより、児童及びその家庭の福祉の向上、子どもの健やかな育ちの支援を行う。

<事業内容>

市町村が実施する子育て援助活動支援（ファミリー・サポート・センター）事業、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、利用者支援事業に対し助成する。

⑨ 放課後児童健全育成事業等におけるICT化推進事業（第3次補正分）【コロナ】

（事業開始年度：令和3年度）

実施主体	市町村	負担割合	国1/3、県1/3、市町村1/3
令和3年度予算額	116,834千円	(根拠法令等) 子ども・子育て支援交付金	
令和2年度予算額			

<目的>

放課後児童クラブ等において、業務のICT化を推進するとともに、オンライン研修を行うために必要な経費を支援することにより、ポストコロナに向けたデジタル社会の実現を図る。

<事業内容>

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業において、利用児童等の入退出の管理や、オンラインを活用した会議、相談支援に必要なICT機器の導入に要する経費を助成する。

4 子ども・障がい福祉局

〔(新)〕は新規事業、〔(単)〕は単独事業、
 〔(地震)〕は熊本地震からの創造的復興関係事業、
 〔(コロナ)〕は新型コロナウイルス感染症関係事業、
 〔(豪雨)〕は令和2年7月豪雨復旧・復興関係事業、
 〔(喫緊)〕は基本方針関係事業を表す

(2) 子ども家庭福祉課 事業体系

頁

母子家庭、寡婦、父子家庭及び低所得者世帯などの自立への支援	母子家庭、寡婦、父子家庭の自立への支援	児童扶養手当支給事業	120	
		母子父子寡婦福祉資金の貸付(単)	120	
		母子父子寡婦福祉資金償還促進事業(単)	121	
		母子家庭等就業・自立支援センター事業【コロナ】	121	
		母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	122	
		母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業	122	
		ひとり親家庭等日常生活支援事業	123	
		ひとり親家庭等相談事業(単)	123	
		県ひとり親家庭福祉協議会に対する補助(単)	123	
		ひとり親家庭への県営住宅入居優遇措置	124	
		ひとり親家庭等医療費助成事業(単)	124	
		ひとり親家庭等学習支援・交流事業【喫緊】	124	
		ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	125	
		ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助	125	
		子どもの貧困対策推進事業(単)	125	
		(新)子ども食堂等応援事業【喫緊】	126	
子育てへの多様な支援	妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援	産前・産後母子支援事業	126	
		子育て相談の充実	子ども相談員事業(単)	127
			児童相談所(中央・八代)相談事業等(単)	127
	こんにちは赤ちゃん事業費等補助		128	
	子育て家庭への経済的支援	児童手当市町村交付金	128	
		子どもの自立支援の推進	児童養護施設等及び里親委託に係る措置費	129
県にかかる母子生活支援施設等運営費の支弁			129	
市にかかる母子生活支援施設等運営費の負担金	129			
清水が丘学園運営費	129			
児童保護費負担金徴収促進事業(単)	130			
児童家庭支援センター事業	130			
子ども虐待防止総合推進事業	131			
里親推進事業	131			
子ども・若者育成支援推進事業(単)	132			
子ども・若者総合相談センター事業(単)	132			
児童養護施設退所者等に対する自立支援貸付事業	132			
(新)社会的養護自立支援事業	133			
(新)児童養護施設等における新型コロナウイルス対策支援事業(3次補正分)【コロナ】	133			
DV対策の推進	DV被害者の保護・自立支援	DV対策支援事業	134	
		DV対策強化事業(単)	134	

児童扶養手当支給事業

(事業開始年度：昭和36年度)

実施主体	県(町村分のみ)	負担割合	国1/3 県2/3
令和3年度予算額	1,725,753千円	(根拠法令等) 児童扶養手当法	
令和2年度予算額	1,712,468千円		

<目的>

父又は母と生計を同じくしていない児童が育成されているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図る。

<対象>

父母が離婚した後、父又は母と生計を同じくしていない児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で政令で定める程度の障がいのある状態にある者。)等を監護している父母や父母にかわって児童を養育している者。

<事業内容>

児童扶養手当の支給
手当額

(令和3年4月1日現在)

	全額支給	一部支給
児童1人	月額 43,160円	月額 43,150円～10,180円(10円単位)
2人	10,190円加算	10,180円～5,100円
3人以上	1人につき 6,110円加算	1人につき6,100円～3,060円加算

児童扶養手当受給者数

(令和3年3月末現在)

生別世帯	死別世帯	未婚の世帯	父母が障がい者の世帯	遺棄世帯	DV保護命令世帯	その他の世帯	計	
離婚 2,776	その他 1	22	294	8	6	3	93	3,203

母子父子寡婦福祉資金の貸付(単)

(事業開始年度：昭和28年度)

実施主体	県(母子父子寡婦福祉資金特別会計事業)	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	98,577千円	(根拠法令等) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条、第31条の6、第32条 熊本県母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金貸付要項	
令和2年度予算額	94,976千円		

<目的>

ひとり親家庭の父母及び寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図り、併せて母子家庭の母・父子家庭の父が扶養している児童の福祉を増進する。

<対象>

- ・ひとり親家庭の父母、児童及び母子・父子福祉団体
 - ・寡婦及び40歳以上の配偶者のいない女子(所得制限あり)
- ※いずれも政令市・中核市を除く市町村在住者(政令市・中核市は別途実施)

<事業内容>

- 貸付金の種類
事業開始資金等母子福祉資金12種類、父子福祉資金12種類、寡婦福祉資金12種類
- 貸付金の財源
 - (1)一般会計からの繰入金
 - (2)国からの借入金
 - (3)貸付金の償還金
 - (4)附属雑収入

年度	貸付件数	貸付総額
平成28年度実績	207件	80,045千円
平成29年度実績	182件	84,807千円
平成30年度実績	192件	89,012千円
令和元年度実績	178件	92,070千円
令和2年度実績	144件	79,044千円

母子父子寡婦福祉資金償還促進事業(単)

(事業開始年度：昭和37年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	3,520千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	5,467千円	熊本県母子父子寡婦福祉資金償還協力員服務要領	

<目的>

母子父子寡婦福祉資金の償還について指導し、滞納金の徴収を進める。

<対象>

母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の滞納者

<事業内容>

各地域振興局福祉課に償還協力員(令和3年3月現在 計12人)を配置し、回収に努める。

母子家庭等就業・自立支援センター事業【コロナ】

(事業開始年度：平成15年度)

実施主体	県 (委託先: 県ひとり親家庭福祉協議会)	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	9,968千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	9,185千円	母子及び父子並びに寡婦福祉法第29条、第30条 熊本県母子家庭等就業・自立支援センター事業実施要項	

<目的>

心理面のアプローチも考慮した就業の相談、就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスを提供することにより、母子家庭等の自立を支援する。

また、専門家による相談体制の整備等生活支援サービスを併せて提供することにより、生活の安定を図る。

<対象>

熊本市を除くひとり親家庭の父母及び寡婦。(夫の暴力により母と子で家出をしている事例などで婚姻の実態は失われているが、やむを得ない事情により離婚の届け出を行っていない者等を含む。)

<事業内容>

1 就業相談・情報提供

就業支援員及び就業相談員が母子家庭の母等の就業相談に応じ、心理面のアプローチも考慮した職業能力の適性、職業訓練の必要性、求人情報の提供等、適切な助言等を行う。

2 就業支援講習会の実施

介護福祉士実務者研修等就業に結びつく可能性の高い技能、資格を習得するための就業支援講習会を開催する。

3 特別相談

養育費の取り決めや履行確保、消費者金融や悪質商法など法律に関する諸問題や生活上の諸問題に対応するため、弁護士による助言を行う。(弁護士による相談は月2回程度)

相談日：火～金 9:00～19:00

土日祝 9:00～17:00

※弁護士への相談の前に事前に相談員が面接又は電話で相談を受ける。

実施場所：〒862-0912 熊本市東区錦ヶ丘34-23母子・父子休養ホームしらゆり内

熊本県母子家庭等就業・自立支援センター (TEL:096-331-6736)

母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業

(事業開始年度：平成15年度)

実施主体	県	負担割合	国 3 / 4 県 1 / 4
令和3年度予算額	133千円	(根拠法令等) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条 熊本県母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給要領	
令和2年度予算額	105千円		

<目的>

ひとり親家庭の父母の主体的な能力開発の取組みを支援し、ひとり親家庭の自立の促進を図る。

<対象>

県内の町村に住所地を有するひとり親家庭の父母であって、次の要件を全て満たすもの

- 1 児童扶養手当支給水準の所得水準であること
- 2 その講座を受けることが適職に就くために必要であると認められるものであること

<事業内容>

県が指定する職業能力開発のための講座を受講した場合、講座修了後に受講料の一部を支給する。

支給額：一般教育訓練・特定一般教育訓練に係る講座 受講料の6割相当額（上限 20万円、下限 12千円）
 専門実践訓練に係る講座 受講料の6割相当額（上限 修学年数に20万円を乗じた額又は80万円のいずれか低い額、下限12千円）

対象講座：雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座等

母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業

(事業開始年度：平成15年度)

実施主体	県	負担割合	国 3 / 4 県 1 / 4
令和3年度予算額	44,768千円	(根拠法令等) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条 熊本県母子家庭等高等職業訓練促進給付金支給要領	
令和2年度予算額	39,134千円		

<目的>

ひとり親家庭の父母の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間のうち一定期間について高等職業訓練促進給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にする。

<対象>

県内の町村に住所地を有するひとり親家庭の父母であって、次の要件を全て満たすもの。

- 1 児童扶養手当支給水準の所得水準であること。
- 2 修業年限1年以上の養成機関において一定のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者。
- 3 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者。
- 4 高等職業訓練給付金事業と趣旨を同じくする給付を受けていない者であること。

対象資格：看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、理容師、美容師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、栄養士、保健師、助産師、准看護師、歯科衛生士、診療放射線技師、診療エックス線技師、歯科技工士、臨床検査技師、調理師、製菓衛生士、柔道整復師、視能訓練士、社会福祉士、精神保健福祉士、言語聴覚士、管理栄養士、医師、歯科医師、薬剤師、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士

<事業内容>

経済的自立に効果的な上記の資格を取得するために1年以上修業する場合に生活費の負担軽減のための給付を行う。

1 高等職業訓練促進給付金

支給期間：修業期間の全期間(上限3年。ただし、資格取得に4年以上の課程の履修が必要な場合は4年)

支給額：市町村民税非課税世帯 月額 100,000円 (平成23年度以前に修学を開始した者は、月額141,000円)

市町村民税課税世帯 月額 70,500円

※課程修了までの期間の最後の12月は市町村民税非課税・課税世帯ともに月額4万円の増額

2 高等職業訓練修了支援給付金

支給：修了日を経過した日以降に支給

支給額：市町村民税非課税世帯 50,000円 市町村民税課税世帯 25,000円

ひとり親家庭等日常生活支援事業

(事業開始年度：昭和50年度)

実施主体	市町村 (熊本市を除く)	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 4 市町村 1 / 4
令和3年度予算額	3,484千円	(根拠法令等) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条	
令和2年度予算額	2,764千円	熊本県母子家庭等日常生活支援事業実施要項	

<目的>

ひとり親家庭の父母及び寡婦が、自立促進に必要な事由や疾病などの事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合又は生活環境等の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣するなど、母子家庭等の生活の安定を図る。

<対象>

技能習得のための通学、就職活動等自立促進に必要な事由、又は疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、転勤、出張、学校等の公的行事の参加等社会通念上必要と認められる事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な家庭及び生活環境等が激変し、日常生活を営むのに特に大きな支障が生じているひとり親家庭の父母及び寡婦。

<事業内容>

一時的に生活援助や保育サービスが必要な場合、又は日常生活を営む上で特に大きな支障が生じている場合に、要請に基づき家庭生活支援員を派遣する。

[提供するサービスの種類及び内容] ※利用世帯の所得状況に応じて一部負担あり

- 1 生活援助 (家事、介護その他の日常生活の便宜)
- 2 子育て支援 (保育サービス及びこれに附帯する便宜)

ひとり親家庭等相談事業^①

(事業開始年度：昭和28年度)

実施主体	県	負担割合	県 10 / 10 (一部 国 10 / 10)
令和3年度予算額	27,458千円	(根拠法令等) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条	
令和2年度予算額	26,264千円	熊本県母子・父子自立支援員設置要項	

<目的>

ひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な指導を行う。

<対象>

ひとり親家庭の父母、寡婦等

<事業内容>

- 1 各種の問題に対する相談業務
- 2 母子父子寡婦福祉資金の貸付関係業務

※各福祉事務所に母子・父子自立支援員1名(計9名)を配置し、ひとり親家庭等に対する相談、助言等を行う。

県ひとり親家庭福祉協議会に対する補助^①

(事業開始年度：昭和43年度)

実施主体	県	負担割合	県 10 / 10
令和3年度予算額	522千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	522千円	県ひとり親家庭福祉協議会に対する補助金交付要領	

<目的>

母子及び父子並びに寡婦福祉事業の振興を図るため、熊本県ひとり親家庭福祉協議会へ助成する。

<対象>

社会福祉法人 熊本県ひとり親家庭福祉協議会

<事業内容>

熊本県ひとり親家庭福祉協議会が実施する次の事業に対して助成する。

- 1 ひとり親家庭の父母及び寡婦への相談事業
- 2 職業指導事業
- 3 新入学児童お祝い事業 など

ひとり親家庭への県営住宅入居優遇措置

(事業開始年度：昭和50年度)

実施主体	県	負担割合	—
令和3年度予算額	— 千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	— 千円	母子及び父子並びに寡婦福祉法第27条 公営住宅法	

<目的>

ひとり親家庭の生活向上を図るために、住居の安定を期する。

<事業内容>

条例に定める県営住宅の入居要件を備えているひとり親家庭に対し、入居にあたっての優遇措置（抽選倍率を2倍に優遇）を行う。

※建設・管理は住宅課所管

ひとり親家庭等医療費助成事業^(単)

(事業開始年度：昭和57年度)

実施主体	市町村	負担割合	県1/3 市町村1/3 自己負担1/3 (熊本市は県1/9 市5/9 自己負担3/9)
令和3年度予算額	153,676千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	153,229千円	熊本県ひとり親家庭等医療費助成事業補助金交付要領	

<対象>

ひとり親家庭等の父又は母と18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(児童扶養手当所得限度額(一部支給)に準じた所得制限あり)

<事業内容>

ひとり親家庭等における父又は母と児童の健康を保持し、その経済的負担を軽減することにより、家庭生活の安定を図るため、ひとり親家庭等の医療費を助成する。

〔令和2年度実績〕受給資格者数：49,341人、助成延件数：264,909件、補助総額：143,207千円

ひとり親家庭等学習支援・交流事業【喫緊】

(事業開始年度：平成27年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2 県1/2(4の事業のみ県10/10)
令和3年度予算額	18,109千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	13,505千円	「地域の学習教室」事業実施要項、「地域の学習教室」事業運用指針、ひとり親家庭等生活向上事業実施要綱(H28.4.1雇児発0401第31号 厚労省雇用均等・児童家庭局長通知)	

<目的>

ひとり親家庭等の子ども達の学習の支援や相互交流の促進を通じて、子ども達が夢をもち、夢を実現できる社会の実現を目指す。

<事業内容>

本事業においては、上記目的の達成のために、次の事業を行う。

1 地域の学習教室事業

ひとり親家庭等の子ども達の安らぎの場、学習の場としての「地域の学習教室」を県内各地に展開する。

「地域の学習教室」では、ボランティアによる「学習支援員」が指導にあたるほか、学習の場についても、社会福祉施設等から場所の提供を受けることで、子ども達は無償、もしくは1回100円以内の実費で教室に通うことができる。R3年度から、学習支援員の確保が困難な地域において、オンラインで学習支援を行う教室を設置する。

2 ひとり親家庭応援の塾事業

ひとり親家庭の子ども達を割引料金で受け入れる「ひとり親家庭応援の塾」を募り、県ホームページで公開する。

3 交流事業

上記学習支援員や、ひとり親家庭相互の交流を促進するために、交流会や事例発表会を開催する。

4 地域の学習教室の拡充及び居場所機能の充実

世帯の属性を問わず、支援が必要な子どもに対する学習教室を実施するとともに、居場所機能の充実に目的とした体験活動やイベント等を実施する。

5 子どもカフェ事業

地域の学習教室に相談対応機能を有する「子どもカフェ」を併設し、子どもや保護者が最寄りの地域で気軽に相談できる場所を提供する。

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

(事業開始年度：平成28年度)

実施主体	県	負担割合	国 3 / 4 県 1 / 4
令和3年度予算額	120千円	(根拠法令等) ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱 (H27. 4. 10 雇児発 0410 第 5 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)	
令和2年度予算額	150千円		

<目的>

高等学校を卒業していないひとり親及び子が高卒認定試験の合格を目指す場合に、対策講座の受講料の6割を補助し、受講料負担の軽減を図るとともに学び直しを支援する。

<事業内容>

県が指定する高卒認定試験の合格を目指す講座を受講した場合、講座修了後及び試験合格後（受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験の全科目に合格）に受講料の一部を支給する。

- 支給額：1 受講修了時給付金 受講料の4割相当額（上限10万円、下限4千円）
2 合格時給付金 受講料の2割相当額（上限1との合計で15万円）

対象講座：高卒認定試験の合格を目指す講座として県が適当と認めたもの

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助

(事業開始年度：平成28年度)

実施主体	熊本県社会福祉協議会	負担割合	国 9 / 10 県 1 / 10
令和3年度予算額	2,390千円	(根拠法令等) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱 (H28. 3. 7 厚生労働省雇児 0307 第 8 号厚生労働事務次官通知)	
令和2年度予算額	2,390千円		

<目的>

高等職業訓練促進給付金を活用して看護師等の養成機関に在学し資格取得を目指すひとり親家庭の親に対し、資格取得及び自立促進を図ることを目的とした貸付事業を行う熊本県社会福祉協議会に助成する。

<事業内容>

高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者に入学準備金、養成機関の課程を修了し、資格を取得した場合に就職準備金の貸付けを行う熊本県社会福祉協議会に助成する。

- 貸付額：1 入学準備金 上限50万円
2 就職準備金 上限20万円

子どもの貧困対策推進事業^①

(事業開始年度：平成30年度)

実施主体	県	負担割合	県 10 / 10
令和3年度予算額	5,115千円	(根拠法令等) 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年6月26日法律第64号）	
令和2年度予算額	7,752千円		

<目的>

子どもの貧困問題をめぐる社会的な関心が高まる中、平成29年度に実施した子どもの生活実態調査結果を踏まえ、貧困問題に対する啓発等を図るとともに、地域の実情に応じた効果的な取組みが行われるよう、市町村への支援を行う。

<事業内容>

①啓発事業

子どもの貧困対策を推進するため、関係機関や県民等を対象とした啓発イベントを開催する。

②市町村支援事業

市町村における子どもの貧困対策を実施するための現状や課題等の把握、関係機関による支援の検討や実施等に要する経費を補助する。（上限500千円）

新 子ども食堂等応援事業【喫緊】

(事業開始年度：令和3年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	5,589千円	(根拠法令等) 地域子供の未来応援交付金交付要綱(平成28年2月9日内閣総理大臣決定)	
令和2年度予算額	-千円		

<目的>

子ども達に食事や居場所を提供するなど重要な役割を担っている子ども食堂の活動・開設を支援することで、より多くの子ども達が身近な地域で安全に安心して子ども食堂を利用できる環境を整える。

<事業内容>

子ども食堂の新規立ち上げや運営をサポートするため、コーディネーターの配置や講習会の開催等を行う。

産前・産後母子支援事業

(事業開始年度：平成29年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	6,650千円	(根拠法令等) 産前・産後母子支援事業実施要綱	
令和2年度予算額	7,000千円		

<目的>

妊娠期から出産後の養育に支援が必要な妊婦、妊婦健診を受けずに出産に至った産婦といった特定妊婦等への支援の強化を図るため、産科医療機関等(母子生活支援施設、乳児院、助産所、NPO法人等)に特定妊婦や飛び込み出産に対する支援を行う相談員を配置することで、特定妊婦の発見率の向上、妊産婦の支援体制を強化し、児童虐待の予防につなげていく。

<事業内容>

産科医療機関等に相談員を配置するとともに、相談員が市町村(児童福祉主管課、母子保健主管課)、児童相談所、母子生活支援施設、民間シェルター、助産院、保健所等とのコーディネーター役となり、関係機関が妊産婦を包括的に支援する体制を構築する。

子ども相談員事業(単)

(事業開始年度：昭和39年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	24,317千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	22,223千円	熊本県子ども相談員設置要項、子ども相談員の職務について	

<目的>

地域における児童の健全育成を図るため、福祉事務所を単位として、相談員を配置する。

<対象>

児童及び保護者

<事業内容>

家庭における児童養育の技術に関する事項及び児童に係る家庭の人間関係に関する事項、その他家庭児童の福祉に関する事項に係る相談指導業務

<相談件数>

年度	性 格 ・ 生 活 等	知 能 ・ 言 語	学 校 生 活 等			非 行	家 族 関 係		環 境 福 祉	障 害	そ の 他	計
			人 関 係	登 拒 校 否	そ の 他		虐 待	そ の 他				
H28	279	180	96	569	432	25	324	421	418	490	146	3,380
H29	231	140	64	555	286	44	431	324	478	448	119	3,120
H30	181	91	25	510	316	22	468	252	580	434	106	2,985
R1	223	93	71	508	335	23	491	416	541	542	204	3,447

児童相談所（中央児童相談所・八代児童相談所）相談事業等(単)
(相談事業及び巡回相談判定事業)

(事業開始年度：昭和23年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	18,886千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	18,899千円	児童福祉法第12条	

<目的>

児童の養育についてのあらゆる相談を受け、必要に応じて児童の家庭状況、生活歴や性格行動などを、調査・判定し、それらに基づいて指導を行う。

<事業内容>

- 1 児童に関する各般の問題につき、家庭その他からの相談に応じる。
- 2 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行う。

<相談件数>

	養 護	保 健	肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性	し つ け	そ の 他	計
H27	704	103	18	196	11	31	1,984	18	34	40	132	47	6	41	133	3,498
H28	747	101	22	215	8	29	2,273	14	17	30	143	52	4	56	111	3,822
H29	840	108	30	207	7	32	2,549	10	25	38	132	44	3	55	69	4,149
H30	997	106	20	162	5	34	2,754	0	22	39	114	42	2	48	84	4,429
R1	1,257	101	15	162	3	38	2,727	0	30	33	96	45	0	160	97	4,764

こんにちは赤ちゃん事業費等補助

(事業開始年度：平成25年度)

実施主体	市町村	負担割合	国 1 / 3 県 1 / 3 市町村 1 / 3
令和3年度予算額	28,213千円	(根拠法令等) 乳児家庭全戸訪問事業実施要綱(H26.5.29雇児発第0529第32号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) 養育支援訪問事業実施要綱(H26.5.29雇児発第0529第33号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)	
令和2年度予算額	25,327千円	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業実施要綱(H26.5.29雇児発第0529第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)	

<目的>

市町村における訪問事業により、養育支援が必要な児童や保護者、妊婦等を把握し、その養育が適切に行われるよう必要な訪問による支援を行い、この訪問事業と要保護児童対策地域協議会の連携強化を図り、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応に資する。

<対象>

市町村

<事業内容>

- 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
生後4ヶ月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う
- 養育支援訪問事業
上記1の訪問事業等により把握した監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について支援が必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、居宅において、専門的相談支援や育児・家事援助等の必要な支援を行う。
- 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の調整機関の職員の専門性を図る取組みやネットワークを構成する関係機関の連携強化を図る取組みを支援する。

児童手当市町村交付金

(事業開始年度：昭和47年度)

実施主体	市町村（公務員分にあつては所属庁）	負担割合	別記（事業ごとに記載）
令和3年度予算額	4,309,393千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	4,389,195千円	児童手当法	

<目的>

児童手当の一部として支給される児童手当相当分について、県負担分を市町村に交付することにより、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援する。

<事業内容>

支給対象	手当月額	負担割合(※1)				対象児童数 (平成31年2月末)		
		国	事業主	県	市町村			
0～ 3歳未満	被用者	15,000円	16/45	21/45	4/45	4/45	29,989人	
	非被用者	15,000円	4/6		1/6	1/6	6,888人	
3歳～ 小学校修了前 (※2)	被用者	1子・2子	10,000円	4/6		1/6	1/6	87,825人
		3子以降	15,000円	4/6		1/6	1/6	17,546人
	非被用者	1子・2子	10,000円	4/6		1/6	1/6	21,623人
		3子以降	15,000円	4/6		1/6	1/6	5,293人
中学生	被用者	10,000円	4/6		1/6	1/6	30,889人	
	非被用者						8,391人	
特例給付（所得制限以上）(※3)		5,000円	4/6		1/6	1/6	11,260人	

※1 公務員分については所属庁が10/10負担する。

※2 小学校修了前とは、12歳到達後最初の年度末までのこと。

※3 所得制限は、税法上の扶養親族等の数により異なる（例：扶養親族等が3人の場合960万円以上）。

児童養護施設等及び里親委託に係る措置費

(事業開始年度：昭和22年度)

実施主体	県	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 2
令和3年度予算額	2,598,497千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	2,577,542千円	児童福祉法第50条	

<目的>

保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当と思われる児童を施設や里親に委託し、保護育成を図る。

<事業内容>

児童相談所を通じて、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院への入所措置や里親への委託を行った際に、必要な経費（保護者の負担分を除く）を支弁する。

県にかかる母子生活支援施設等運営費の支弁

(事業開始年度：平成13年度)

実施主体	県	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 2
令和3年度予算額	76,154千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	71,651千円	児童福祉法第50条	

<目的>

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を助産施設に、また、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情がある女子及びそれらの者の監護すべき児童を母子生活支援施設にそれぞれ入所させることにより、児童の福祉を確保する。

<事業内容>

県の福祉事務所長が児童福祉法第22条（助産所への入所）及び第23条（母子生活支援施設への入所）に基づく入所委託を行った場合に、入所後の保護に要する費用（入所利用者の自己負担分を除く）を支弁する。

市にかかる母子生活支援施設等運営費の負担金

(事業開始年度：昭和22年度)

実施主体	市	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 4 市 1 / 4
令和3年度予算額	18,959千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	15,871千円	児童福祉法第55条	

<目的>

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を助産施設に、また、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びそれらの者の監護すべき児童を母子生活支援施設にそれぞれ入所させることにより、児童の福祉を確保する。

<事業内容>

市の福祉事務所長が児童福祉法第22条（助産所への入所）及び第23条（母子生活支援施設への入所）に基づく入所委託を行った場合に、入所後の保護に要する費用（入所利用者の自己負担分を除く）の一部を負担する。

清水が丘学園運営費

(事業開始年度：昭和22年度)

実施主体	県	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 2
令和3年度予算額	61,528千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	64,125千円	児童福祉法第44条（児童自立支援施設）	

<目的>

児童福祉法に基づいて設立された児童福祉施設に、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の元から通わせて、個々の児童の状況に応じ、必要な指導を行いその自立を支援することを目的とする。

<事業内容>

1 生活指導 2 職業指導 3 家庭環境の調整 (入所定員 50名)

※熊本市立京陵中学校清水が丘分校、熊本市立高平台小学校清水が丘分教室として設置

児童保護費負担金徴収促進事業^(単)

(事業開始年度：平成9年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	5,933千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	5,618千円	児童福祉法第56条・児童福祉法施行細則第11条	

<目的>

児童相談所に児童保護費負担金徴収専門員を設置し、児童保護費負担金滞納金の徴収に努め、未収金の解消を図る。

<事業内容>

児童福祉施設への入所措置については、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じて費用を徴収できることとされている。この保護費負担金滞納金の徴収を進め、収納率を向上させるため、徴収専門員の設置、訪問納入指導の強化、電話での納入指導の強化などを行う。

児童家庭支援センター事業

(事業開始年度：平成11年度)

実施主体	県(委託先：社会福祉法人慈愛園他)	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	77,896千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	25,933千円	児童福祉法第44条の2、第26条第1項第2号	

<目的>

市町村や家庭からの要保護・要支援児童に係る相談に対して、援助や指導を行い、併せて児童相談所や児童福祉施設との連絡調整等を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図る。

<事業内容>

相談・支援担当職員及び心理療法担当職員が24時間体制で次の対応をする。

- 1 家庭からの相談、又は、市町村の求めに応じ、必要な助言を行う。
- 2 児童相談所からの委託を受けて児童及び保護者に対する指導を行う。
- 3 里親やファミリーホームからの相談に応じ、必要な支援を行う。
- 4 関係機関等との連絡調整を行う。

子ども虐待防止総合推進事業

(事業開始年度：平成10年度)

実施主体	県	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 2 他
令和3年度予算額	53,598千円	(根拠法令等)	児童虐待防止対策支援事業実施要綱 (H17.11.11雇児発第1111001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)
令和2年度予算額	52,423千円		

<事業内容>

近年急増している児童虐待の解消を目指し、保健・医療・教育・福祉・警察・司法などの関係機関との間に虐待の共通認識と連携協力体制を構築し、虐待の早期発見、早期対応及び発生防止に努め、被虐待児とその家族を支援するための総合的な援助体制（ネットワーク）づくりを推進する。

- 1 子ども虐待防止関係機関連携強化事業
児童虐待防止体制の強化を図るため、関係機関に対して研修や機関相互の情報交換を実施する。
- 2 子ども虐待防止地域支援ネットワーク事業
地域振興局単位の構築した地域ネットワークの実務レベルの連携強化や対応能力の向上を図るとともに市町村域でのネットワーク構築を支援する。
- 3 児童虐待防止対策支援事業
(1)主任児童委員の人材育成、(2)虐待事案に対する弁護士・医師からのアドバイス体制の整備、(3)虐待を行った保護者の心理ケア等を行う。
- 4 子ども虐待防止支援事業（ラッコ・だっこ・なかま、ひだまりの会）
被虐待児やその家族に対し週1回、作業療法士や心理療法士によるカウンセリング、創作活動等の作業療法、集団心理療法を実施する。
- 5 児童虐待防止及び対応充実強化事業
児童虐待の早期対応や被虐待児へのフォローアップのための情報収集、訪問ケアを行うとともに、児童相談所職員の資質の向上を図る。
- 6 子どもの権利啓発キャンペーン
11月の「児童虐待防止推進月間」にあわせて、子どもの人権啓発のための講演会や街頭啓発キャンペーンを実施する。
- 7 身元保証人確保対策事業
児童養護施設等を退所する児童等が、就職やアパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結し支払った保険料について助成する。
- 8 児童相談所機能強化事業
虐待通告のあった児童に係る目視による安全確認等の強化のための人員を配置する。
- 9 児童相談所職員の資質向上事業
関係職員の資質の向上や、児童の安全確認等の実践力向上のため、各種研修会等へ参加する。
- 10 児童相談所機能強化緊急対策事業
新プラン（児童虐待防止対策体制総合強化プラン H30.12）に基づき、児童相談所の体制強化に伴う人材育成等を実施する。

里親推進事業

(事業開始年度：平成21年度)

実施主体	県	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 2
令和3年度予算額	95,806千円	(根拠法令等)	児童福祉法第50条 里親支援機関事業の実施について (H29.4.1雇児発第0401011号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)
令和2年度予算額	42,307千円		

<目的>

里親委託を推進するため、里親制度に対する県民の理解を深めるとともに、里親を育成し、支える体制の整備を図る。

<事業内容>

里親制度の普及促進や里親研修の実施、子どもの委託までのマッチングの調整、里親家庭への訪問等による相談支援などの業務を総合的に実施する。また、新規里親の開拓を目的として、里親出前講座を実施する。

子ども・若者育成支援推進事業(単)

(事業開始年度：平成22年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	218千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	218千円	子ども・若者育成支援推進法	

<目的>

ニート、ひきこもり、不登校生徒や中途退学者等の支援を行うための関係機関による総合的な地域ネットワークを形成し、連携して継続した支援を行うことで、それぞれの個性や力を発揮させ「自己実現のできる社会」を目指す。

<事業内容>

子ども・若者支援地域協議会の運営、子ども・若者支援マップの作成・配布による相談窓口や支援の周知及び子ども・若者よりそいシンポジウムの開催等による周知啓発。

子ども・若者総合相談センター事業(単)

(事業開始年度：平成27年度)

実施主体	県(委託先：学校法人 松本学園)	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	20,722千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	20,778千円	子ども・若者育成支援推進法	

<目的>

ニート、ひきこもり、不登校、非行等の社会的自立が困難な子ども・若者の相談を受け、総合的なアセスメントを行い、適切な支援機関に繋ぐことで子ども・若者の社会参加や社会的自立を図る。

<事業内容>

- 1 電話及び来所による相談を受け、ケース検討(アセスメント)を行い、適切な支援機関に繋ぐ。
- 2 支援対象者への訪問等によるアプローチ
- 3 支援機関に繋がっていない対象者への同行支援
- 4 当事者会や家族会等の自助組織の育成
- 5 対象者を相談や支援に導く普及啓発

児童養護施設退所者等に対する自立支援貸付事業

(事業開始年度：平成28年度)

実施主体	社会福祉法人	負担割合	国9/10 県1/10
令和3年度予算額	2,852千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	3,058千円	平成28年度(平成27年度からの繰越分)児童虐待・DV対策等総合支援事業費(児童養護施設退所者等に対する自立支援貸付事業分)の国庫補助について(H28.6.29厚生労働省発雇児0629第7号厚生労働事務次官通知)	

<目的>

- ・ 児童養護施設や自立援助ホーム等を退所し就職した者、大学等へ進学した者のうち、保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難な状況にある者等に対して、家賃相当額の貸付けや生活費の貸付けを行う。
- ・ 児童養護施設や自立援助ホーム等に入所中の者等に対して、就職に必要な各種資格を取得するために必要となる費用の貸付けを行う。

<事業内容>

1 貸付月額

- (1)家賃貸付として家賃相当額(生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限)(参考：熊本市居住の場合：月額31,100円以内)
- (2)家賃貸付として家賃相当額(生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限)、生活費貸付として月額50,000円
- (3)資格取得貸付として実費(250,000円を上限)

2 貸付期間

- (1)2年
- (2)正規就学年数

⑨ 社会的養護自立支援事業

(事業開始年度：令和2年度)

実施主体	県	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 2
令和3年度予算額	42,477千円	(根拠法令等) 児童福祉法 社会的養護自立支援事業等の実施について(平成29年3月31日通知)通知 就学者自立生活援助事業の実施について(平成29年3月31日通知)	
令和2年度予算額	8,664千円		

<目的>

児童養護施設等から自立する者が、就学・就労を継続し、安定した生活を送るための支援コーディネーターの配置や、措置解除後も施設等に居住する22歳までの者について必要な費用を支援する。

<事業内容>

- 1 施設退所児童等自立支援事業(委託先：NPO法人ブリッジフォースマイル)
業務委託により、支援コーディネーターを配置し、生活相談・就労相談を受けられる場所を確保する。家庭からの相談、又は、市町村の求めに応じ、必要な助言を行う。
- 2 社会的養護自立支援事業(生活費等)
自立援助ホーム及び施設・里親等について、児相が入所の継続が必要と認めた場合、20歳到達後(措置解除後)から22歳までのホームや施設等で必要な費用について支援する。

⑩ 児童養護施設等における新型コロナウイルス対策支援事業(3次補正分)【コロナ】

(事業開始年度：令和3年度)

実施主体	県	負担割合	国 10 / 10
令和3年度予算額	231,177千円	(根拠法令等) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱、児童養護施設等の感染防止対策のための相談・支援事業実施要綱、一時保護所及び児童養護施設等における医療連携体制強化事業実施要綱	
令和2年度予算額	0千円		

※令和3年度予算額の欄には、令和2年度2月補正予算額(全額繰越)を記入している。

<目的>

児童養護施設等における新型コロナウイルスの感染拡大防止対策への支援を図る。

<事業内容>

- 1 感染防止対策支援事業
新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、児童養護施設等が購入するマスク等衛生用品や施設消毒経費のほか、個室化に要する改修に必要となる経費等を補助する。
- 2 感染拡大防止のための相談・支援事業
医療機関や感染症専門家等による適切な感染防止対策等に関する相談窓口の設置・派遣指導、職員のメンタルヘルス相談窓口の設置等を支援する。
- 3 一時保護所における医療連携体制強化事業
一時保護所において、濃厚接触者等の子どもに対し、健康観察等の個別的な対応の充実や、症状が出た場合の迅速な関係機関(保健所・医療機関等)との連携を図るため、看護師を配置する。

DV対策支援事業

(事業開始年度：平成20年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	12,905千円	(根拠法令等) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 売春防止法 児童虐待・DV対策支援事業及び母子家庭等対策総合支援事業実施要綱	
令和2年度予算額	15,014千円		

<目的>

売春防止法に基づく要保護女子の転落防止・自立支援、DV防止法に基づく被害者の保護・自立支援を行うことを目的とする。

<事業内容>

- 1 女性相談員活動事業
女性相談センターに、女性相談員2名を設置し、電話相談及び来所相談に応じる。(R1年度延べ相談件数：848件)
- 2 DV防止及び売春防止啓発事業
啓発用資料を作成し、関係機関との連携のもと啓発活動を実施する。
- 3 身元保証人確保対策事業
一時保護所を退所後、就職や住居の賃借をする際に身元保証人が得られないことにより、就職や住居の確保ができない者がいる。このため、一時保護所施設長が身元保証人となった場合に身元保証人を被保険者とした損害保険契約の保険料を助成することとし、保証人の確保を容易にする。
- 4 DV対策ネットワーク事業
被害者の早期発見、早期対応を図るため、県レベル及び地域振興局単位で福祉、医療、警察、教育関係等によるDV対策関係機関会議を開催し、関係機関のネットワーク強化を図る。
- 5 DV対策関係機関職員専門研修
件数が増加し複雑化するDV相談に対応するため、相談機関職員等を対象に、DVの基本的事項や相談技法等を習得するための研修及び加害者への対応も含めた関係機関の連携による多面的な被害者支援の手法の理解促進を図るガイドライン研修会を開催し、相談体制の強化を図る。
- 6 DV相談法的対応強化事業
DV被害者の支援にあたっては、離婚や退去命令等に関し、法律の専門的知識が必要とされることから弁護士による法律相談を実施する。
- 7 休日夜間電話相談事業
女性相談センターの相談体制を強化するため、夜間・休日DV電話相談を実施する。
- 8 婦人保護施設措置費
一時保護後、県内では安全確保が図れず、短期間での自立が難しい特段の事情が認められる単身女性について、県外の婦人保護施設へ措置を行う。

DV対策強化事業(単)

(事業開始年度：平成20年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	1,593千円	(根拠法令等) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律売春防止法 児童虐待・DV対策支援事業及び母子家庭等対策総合支援事業実施要綱	
令和2年度予算額	1,593千円		

<目的>

DVのない社会を実現するために、若年層等を対象とした啓発を行うほか、被害者の自立に向けた支援、民間シェルター運営団体への支援を行う。

<事業内容>

- 1 DV民間シェルター支援事業
DV被害者等を緊急一時的に保護する施設(シェルター)を運営している民間団体に対して事業費を助成し、運営を支援する。
- 2 DV未然防止教育講師派遣事業
若年層に対するDV予防を図るため、高校等の要請に応じ講師を派遣し、生徒に対してDV未然防止教育を実施するとともに、教職員に対しDV未然防止教育の研修を行う。
- 3 DV対策地域啓発事業
地域において「DVは許されない」という意識を醸成するとともに、相談窓口の周知に努める。
- 4 ステップハウス運営事業
被害者が一時保護退所後、自立した生活を営むことができるまで、住居がない場合に住居の提供を行う。
- 5 DV被害者サポート事業
被害者が集まり、互いの被害経験や気持ちを共有する場を設けて、暴力を受け続けて奪われた被害者の自尊心の回復を図る。

4 子ども・障がい福祉局

頁

(3) 障がい者支援課 事業体系

「(新)」は新規事業、「(単)」は単独事業、
 「【地震】」は熊本地震からの創造的復興関係事業、
 「【コロナ】」は新型コロナウイルス感染症関係事業、
 「【豪雨】」は令和2年7月豪雨復旧・復興関係事業、
 「【喫緊】」は基本方針関係事業を表す

障がい者施策の推進及び体制整備

- くまもと障がい者プラン推進事業(単) 137
- 社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会(単) 137
- 精神保健福祉審議会(単) 137
- 障害者介護給付費等不服審査会設置運営事業(単) 137
- 身体障害者更生相談所(福祉総合相談所)(単) 138
- 身体障がい者福祉援助強化事業(単) 138
- 地域リハビリテーション推進事業(単) 138
- 知的障害者更生相談所(福祉総合相談所)(単) 139
- 身体障害者手帳交付事業(単) 140
- 療育手帳交付事業(単) 140
- 精神障害者保健福祉手帳交付事業(単) 141
- 身体障害者福祉センター管理委託(単) 141
- 地域自殺対策推進センター運営事業 141

保健・医療体制の充実

障がい者への医療体制の充実

- 自立支援医療(更生医療)給付事業 142
- 精神保健医療費事業 142
- 重度心身障がい者医療費助成事業(単) 143

精神保健医療施策の充実

- 精神保健一般対策事業(単) 143
- 精神科救急医療体制整備事業 144
- 医療保護入院等患者移送 144
- 精神医療審査会(単) 144
- 精神科病院実地指導(単) 145
- 精神保健福祉センター費 145
- 自殺予防普及啓発事業 145
- 自殺予防対策推進事業 146
- かかりつけ医等心の健康対応力向上研修事業 146
- 災害派遣精神医療チーム体制整備事業 146
- こころのケアセンター運営事業 147
- 依存症対策推進事業 147

地域療育体制の整備

- 地域療育総合推進事業(単) 148
- 療育拠点施設・地域療育等支援事業(単) 148
- こども総合療育センター管理運営費(単) 149
- 障がい児(者)口腔ケア事業 149
- 医療的ケア児等支援事業 150

地域生活支援の体制整備

- 市町村地域生活支援事業 151
- 障害福祉サービス費等負担事業 153
- 水俣・芦北地域の障がい福祉推進モデル事業 153
- 地域包括ケアシステム構築事業 153
- 措置入院者の退院後支援事業 153

「住まい」の場の確保

- 障がい者住宅改造助成事業(単) 154

在宅サービスの充実

- 重度障害者に係る市町村特別支援事業 154
- 重度訪問介護の利用促進に係る市町村支援事業 154

施設サービスの充実

- 障がい者福祉施設整備費 155
- 障害児施設給付費等支給・障害児施設措置事業 155
- 希望の里敷地等維持管理事業(単) 155
- (新)障害福祉サービス等提供体制継続支援事業【コロナ】 156

家族に対する支援

- 精神障がい者支援教室等開催事業 156
- 重度障がい者居宅生活支援事業 156

所得保障制度の周知

- 特別児童扶養手当支給事務費 157
- 特別障害者手当等給付事業 157
- 心身障害者扶養共済事業 157

相談支援体制の充実

- 障がい者相談支援推進事業 158
- 障がい者人権権利擁護相談事業(障がい者110番事業) 158

新たな障がいに対する支援

発達障がい者への支援

- 北部発達障がい者支援センター事業 159
- 南部発達障がい者支援センター事業 159
- 発達障がい者支援体制整備事業 160
- 発達障がい者支援医療体制整備事業 161
- かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修事業 161

高次脳機能障がい者への支援

- 高次脳機能障害支援普及事業 162

福祉人材の養成・確保

- 障害支援程度区分認定調査員等研修事業 162
- サービス管理責任者研修事業 162
- 介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業 163
- 障がい福祉従事者養成促進事業 163

保健・医療及び地域生活支援体制の充実

地域生活支援の充実

安心して暮らせる社会環境の整備	雇用・就労の促進	工賃向上計画支援事業	163	
		就労継続支援A型に係る経営改善支援事業	164	
	情報・コミュニケーションの支援	聴覚障がい児補聴器購入費助成事業(単)	164	
		視覚障がい者生活訓練事業	164	
		オストメイト社会適応訓練事業	164	
		盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	165	
		点字図書館運営委託	165	
		聴覚障害者情報提供センター運営委託	165	
		点訳・朗読奉仕員養成事業	165	
		手話通訳者養成事業	165	
		手話通訳者養成ステップアップ研修事業	166	
		手話通訳設置事業	166	
		要約筆記者養成事業	166	
		要約筆記者ステップアップ研修事業	166	
		点訳奉仕員・朗読(音訳)奉仕員ステップアップ研修事業	166	
		音声機能障がい者発声訓練・指導者養成事業	167	
		盲ろう者通訳・介助員養成研修事業	167	
		盲ろう者通訳・介助員養成促進事業	167	
		字幕入り映像ライブラリー制作・頒布	167	
		点字による即時情報ネットワーク事業	167	
		聴覚障がい者生活情報・コミュニケーション改善事業(単)	168	
		コミュニケーション推進事業	168	
		コミュニケーション支援派遣コーディネーター研修事業	168	
		視覚障がい者歩行訓練指導等事業	168	
		要約筆記者指導者養成事業	168	
		失語症者向け意思疎通支援事業	169	
		スポーツ・レクリエーション・文化活動の支援	障がい者芸術・文化推進事業	169
			障がい者芸術文化活動普及支援事業	169
			(新)アール・ブリュット支援事業(単)	169
			精神保健福祉大会事業(単)	170
			精神障がい者作品展開催事業	170
			地域精神保健福祉普及啓発事業	170
			障がい者社会参加推進センター設置事業	171
			地域精神障がい者レクリエーション教室事業	171
			くまもと障がい者スポーツ大会開催事業	171
	地域精神障がい者スポレク大会事業		171	
	障がい者団体育成事業(単)		172	
	全国障害者スポーツ大会派遣事業(単)		172	
	2020東京パラリンピック選手育成・強化推進事業(単)	172		
	住みやすい生活環境の整備	身体障がい者補助犬育成事業	172	
	「ともに生きる社会」に向けた意識づくり	障害者条例推進事業(単)	173	
		障害者虐待防止対策支援事業	173	

くまもと障がい者プラン推進事業(単)

(事業開始年度：平成15年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	2,753千円	(根拠法令等)	障害者基本法第7条、第10条第2項及び第36条 熊本県障害者施策推進審議会条例
令和2年度予算額	4,541千円		

<事業内容>

障害者基本法に基づく障がい者施策に関する総合的な計画である第6期熊本県障がい者計画「くまもと障がい者プラン」(計画期間：令和3年度～令和8年度)について、次の方法により、計画に掲げる施策の着実な推進を図る。

- 1 障害者施策推進審議会による施策の実施状況の検証・評価
- 2 障がい当事者・家族団体等との意見交換会によるニーズ把握
- 3 計画推進のための普及・啓発

社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会(単)

(事業開始年度：昭和57年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	886千円	(根拠法令等)	社会福祉法第7条、第11条 熊本県社会福祉審議会条例第1条 熊本県社会福祉審議会運営要領
令和2年度予算額	903千円		

<事業内容>

身体障害者福祉法第15条第1項に基づく医師の指定、身体障害者手帳の障害程度の認定、障害者総合支援法第59条第1項に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定等身体障がい者の福祉に関する事項を調査審議する(委員数11名/年6回開催)。

精神保健福祉審議会(単)

(事業開始年度：昭和40年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	231千円	(根拠法令等)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第9条
令和2年度予算額	116千円		

<事業内容>

本県の精神保健福祉の向上を図るため、精神保健福祉に関する事項を調査審議する(委員数13名/不定期開催)。

障害者介護給付費等不服審査会設置運営事業(単)

(事業開始年度：平成18年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	666千円	(根拠法令等)	障害者総合支援法第97条、第98条 熊本県障害者介護給付費等不服審査会条例
令和2年度予算額	666千円		

<目的>

障がい者又は障がい児の保護者が市町村の行った介護給付費等に係る処分に不服がある場合、知事に対して提起された審査請求を審理する機関として、熊本県障害者介護給付費等不服審査会を設置し、専門的な立場から審査を行い、公平なサービス利用に資する。

<事業内容>

審査請求が提起された場合、必要に応じて不服審査会(合議体)を開催し審理を行う。

※ 2合議体(各5人の委員で構成)

身体障害者更生相談所（福祉総合相談所）**①**

（事業開始年度：昭和28年度）

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	16,639千円	(根拠法令等) 身体障害者福祉法第11条	
令和2年度予算額	16,360千円		

<目的>

身体障がい者の医学的、心理学的判定に基づき、専門的な相談・指導を行い、身体障がい者福祉の充実向上を図る。

<対象>

身体障がい者をはじめとする県民一般

<事業内容>

- 1 身体障がい者の来所、巡回による専門的な相談及び判定
- 2 身体障がい者の更生援護に係る市町村長からの依頼による各種判定
- 3 身体障がい者の補装具の処方及び適合判定

身体障がい者福祉援助強化事業**①**

（事業開始年度：平成5年度）

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	1,107千円	(根拠法令等) 身体障害者福祉法第11条、第11条の2	
令和2年度予算額	1,214千円		

<目的>

身体障害者更生相談所（福祉総合相談所）に身体障害者福祉司を配置し、身体障害者福祉法に則り、身体障がい者の福祉の増進を図る。

<対象>

市町村 等

<事業内容>

- 1 市町村職員に対する、技術的、専門的助言指導
- 2 補装具費の要否判定に伴う調査
- 3 補装具製作

地域リハビリテーション推進事業**①**

（事業開始年度：平成5年度）

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	117千円	(根拠法令等) 身体障害者更生相談所の運営について (S61.5.1社更第89号厚生省社会局長通知)	
令和2年度予算額	133千円		

<目的>

熊本県における障がい者支援を推進するため、市町村等へ制度説明及び意見交換、また、在宅障がい者の訪問調査を行い、障がい者福祉の増進に寄与することを目的とする。

<対象>

市町村、在宅障がい者等

<事業内容>

- 1 リハビリテーション関係職員研修
- 2 在宅障がい者訪問調査

知的障害者更生相談所（福祉総合相談所）^①

（事業開始年度：昭和35年度）

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	4,190千円	(根拠法令等) 知的障害者福祉法第12条	
令和2年度予算額	4,232千円		

<目的>

知的障がい者の福祉について相談に応じ、医学的、心理学的判定を行い、知的障がい者の福祉の増進を図る。

<対象>

知的障がい者をはじめとする県民一般

<事業内容>

- 1 知的障がい者についての来所、巡回相談に応じ、医学的、心理学的判定、これに伴う必要な指導を行う。
- 2 療育手帳の判定

<活動状況>

■来所・巡回相談内容状況

単位：件

年度	取扱 実人員	相談内容								計
		施設	職親	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	
H29	311	0	0	0	0	1	0	310	0	311
H30	332	0	0	0	0	3	0	329	0	332
R1	301	0	0	0	0	3	0	298	0	301
R2	224	0	0	0	0	0	0	223	1	224
来所	215	0	0	0	0	0	0	214	1	215
巡回	9	0	0	0	0	0	0	9	0	9
構成比(%)		0	0	0	0	0	0	99.6	0.4	100

■来所・巡回判定内容状況

単位：件

年度	判定内容				計
	医学的判定	心理判定	職能判定	その他の判定	
H29	103	310	0	0	413
H30	111	329	0	0	440
R1	96	298	0	0	394
R2	86	222	0	0	308
来所	86	213	0	0	299
巡回	0	9	0	0	9

身体障害者手帳交付事業(単)

(事業開始年度:昭和24年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	5,875千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	6,258千円	身体障害者福祉法第15条	

<事業内容>

身体障害者福祉法で定める「身体障害者」であることの証票として、身体に一定程度以上の永続する障がいのある者に交付する。(熊本市を除く)

手帳に記載された障がい名・障害程度等級に基づき、次のような障害者総合支援法に基づくものをはじめとした各種制度の利用が可能(障害程度等により適用の有無あり)となる。

- ①自立支援医療(更生医療)費の支給 ②補装具費の支給 ③介護給付費等の支給
- ④重度心身障害者医療費助成事業による医療費の助成 ⑤日常生活用具の給付
- ⑥市電・バス・JR・航空運賃の割引 ⑦国税、地方税の諸控除及び減免、NHK放送受信料の全額又は半額免除

1 年齢区分別・障がい別の状況(熊本市を含む) (令和3年3月31日現在)

障がい 年齢区分	視覚障がい	聴覚・平衡機能障がい	音声・言語・そし やく機能障がい	肢体不自由	内部障がい	計
18才未満	39	170	3	753	264	1,229
18才以上	5,629	8,911	806	40,026	29,011	84,383
計	5,668	9,081	809	40,779	29,275	85,612

2 障がい区分等級別の状況(熊本市を含む) (令和3年3月31日現在)

区分	等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障がい		2,194	1,693	369	377	635	400	5,668
聴覚・平衡機能障がい		268	2,049	1,201	2,086	48	3,429	9,081
音声・言語・そしやく機能障がい		18	62	472	257	0	0	809
肢体不自由		7,607	7,394	7,550	11,111	4,407	2,710	40,779
内部障がい		16,680	164	2,316	10,115	0	0	29,275
計		26,767	11,362	11,908	23,946	5,090	6,539	85,612

療育手帳交付事業(単)

(事業開始年度:昭和48年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	2,497千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	2,349千円	療育手帳制度要綱(S48.9.27厚生省発児第156号 厚生事務次官通知) 県療育手帳交付要項(S49.1.7家児第1309号通知)	

<目的>

知的障がい児(者)に対して一貫した指導、相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするため手帳を交付し、知的障がい児(者)の福祉の増進に資することを目的とする。

<対象>

福祉総合相談所又は八代児童相談所において知的障がいと判定された者(児)に対して交付する。

<事業内容>

福祉総合相談所又は八代児童相談所における判定結果に基づき手帳を交付する。

療育手帳所持者に対する各種援助措置として次のようなものがある(障害程度等により適用の有無あり)。

- 1 障害児福祉手当、特別障害者手当、特別児童扶養手当、心身障害者扶養共済などの各種手当(年金)等の給付
- 2 重度心身障害者医療費助成事業による医療費の助成
- 3 日常生活用具の給付
- 4 市電・バス・JR・航空運賃の割引
- 5 国税、地方税の諸控除及び減免、NHK受信料の全額又は半額免除

精神障害者保健福祉手帳交付事業^①

(事業開始年度：平成7年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	5,617千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	5,246千円	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条	

<事業内容>

精神障がい者の福祉及びノーマライゼーションの一層の推進を図るため、申請に基づき手帳を交付し、税制上の優遇措置等各種の援助制度を利用しやすくする。

身体障害者福祉センター管理委託^①

(事業開始年度：昭和50年度)

実施主体	県(指定管理者：(福)熊本県社会福祉事業団)	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	48,329千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	48,329千円	身体障害者福祉法第31条 熊本県身体障害者福祉センター条例	

<事業内容>

身体障がい者の各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上、スポーツレクリエーションなどの便宜を供与する熊本県身体障害者福祉センターの指定管理者を社会福祉法人熊本県社会福祉事業団とする。

地域自殺対策推進センター運営事業

(事業開始年度：平成28年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	423千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	558千円	自殺対策基本法 自殺総合対策大綱 地域自殺対策推進センター運営事業実施要綱	

<事業内容>

1 熊本県自殺対策推進センター

本県の自殺の現状把握や分析、自殺対策基本法の策定により義務付けられた「市町村自殺対策行動計画」の策定支援を行う。

2 熊本県自殺対策連絡協議会

自殺対策を推進するため、県内の関係機関・民間団体等の連携強化等を図り、「第2期熊本県自殺対策推進計画」の取組みについて、進捗管理や評価を行う。

自立支援医療（更生医療）給付事業

（事業開始年度：昭和29年度）

実施主体	市町村	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 4 市町村 1 / 4
令和3年度予算額	770,077千円	(根拠法令等) 障害者総合支援法第58条等	
令和2年度予算額	791,453千円		

<目的>

身体障がい者の身体機能の障がいを軽減又は改善するなど、身体障がい者の更生に必要な医療の給付を行う場合に市町村が支弁する費用に対して助成する。

<対象>

身体障害者手帳の交付を受けた者（18歳以上）

<事業内容>

- 1 診察
- 2 薬剤又は治療材料の支給
- 3 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- 4 病院又は診療所への収容
- 5 看護
- 6 移送

精神保健医療費事業

（事業開始年度：昭和25年度）

実施主体	県	負担割合	措置入院 : 国 3 / 4 県 1 / 4 自立支援医療 : 国 1 / 2 県 1 / 2
令和3年度予算額	65,285千円	(根拠法令等) 障害者総合支援法第58条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条	
令和2年度予算額	65,285千円		

<事業内容>

1 措置入院

入院させなければ精神障がいのために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがある者に対して、医療及び保護を行うために、知事の権限で入院措置を行う。入院費全体に対し各医療保険制度を適用し、残りの部分を公費負担する。

2 自立支援医療費（精神通院医療）

精神疾患の治療を受けている方が外来で保険診察を受けた際、医療費の一部を公費で負担し、自己負担の保険診療分を原則一割負担とするもの。所得の低い方や継続的に相当額の医療費負担が発生する方については、月当たりの負担額に上限を設定する。

重度心身障がい者医療費助成事業^①

(事業開始年度：昭和48年度)

実施主体	市町村	負担割合	県1/2 市町村1/2 (熊本市：県1/6 熊本市5/6)
令和3年度予算額	1,250,164千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	1,285,449千円	熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金交付要領	

<事業内容>

重度心身障がい者の医療費助成事業を行う市町村に対して助成する。

- 1 給付方法 償還方式 (一部市町村に現物給付あり)
- 2 所得制限 障害児福祉手当所得制限限度額
- 3 一部負担金 入院 1 医療機関につき 2,040 円/月
通院 1 医療機関につき 1,020 円/月
訪問看護 1 医療機関につき 1,020 円/月

<対 象>

- 1 身体障害者手帳1級又は2級所持者
- 2 療育手帳A1又はA2所持者
- 3 精神障害者保健福祉手帳1級所持者
- 4 福祉手当受給相当者

精神保健一般対策事業^①

(事業開始年度：昭和40年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	4,313千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	4,913千円	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第47条 保健所及び市町村における精神保健福祉業務について (H12.3.31 障第251号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知)	

<事業内容>

精神障がい者の早期発見、早期治療及び社会復帰の促進並びに福祉の向上を援助するために、保健所において精神科嘱託医、保健師による相談及び訪問指導等を行う(嘱託医相談日：月1回)。

精神科救急医療体制整備事業

(事業開始年度：平成9年度)

実施主体	県・熊本市(委託先：(公社)熊本県精神科協会)	負担割合	国1/2 県1/4 熊本市1/4
令和3年度予算額	28,881千円	(根拠法令等) 精神科救急医療体制整備事業実施要綱(H23.4.25障発0425第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)	
令和2年度予算額	28,980千円		

<事業内容>

1 精神科救急医療確保事業

本事業は、休日・夜間において、精神疾患の急発及び急変のため、速やかな精神科治療を必要とする精神障がい者等が迅速かつ適切な医療及び保護を受けられる体制を確保し、もって精神障がいの社会復帰を支援することを目的とする。

当番病院は、精神保健指定医及び看護師等を待機させ、入院のための空床を確保する。

令和元年度 延べ885件(外来診察272件、入院195件、助言指導385件、その他33件)

2 精神科救急情報センター事業

本事業は、休日・夜間において、精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化等により、緊急な医療を必要とする精神障がい者等及びその家族等からの相談を受け、必要に応じて精神科救急医療施設等と連携を取り、適切な医療を確保することを目的とする。

令和元年度 延べ1,218件

3 身体合併症救急医療確保事業

本事業は、休日・夜間において、精神疾患又は身体疾患の急発及び急変のため、速やかな医療及び保護を必要とする身体合併症患者(身体疾患を合併している精神疾患患者)が迅速かつ適切な医療を受けられる体制を確保し、もって精神障がい者が安心して地域で日常生活を送ることができるよう支援することを目的とする。

令和元年度 延べ791件(外来診察225件、入院566件)

医療保護入院等患者移送

(事業開始年度：平成12年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	33千円	(根拠法令等) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第34条	
平成2年度予算額	33千円		

<事業内容>

精神保健指定医による診察の結果、直ちに入院させなければ医療及び保護を図る上で著しく支障がある精神障がい者であって、その精神障がいのため本人の同意に基づく入院が行われる状態にないと判定されたものを、医療保護入院又は応急入院させるため、応急入院指定病院に移送する。

精神医療審査会(単)

(事業開始年度：昭和63年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	6,693千円	(根拠法令等) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条	
令和2年度予算額	6,881千円		

<事業内容>

当審査会は、精神障がい者の人権に配慮し、その適正な医療及び保護を確保するために設置された独立した第三者機関であり、次の審査を行う。

- 1 医療保護入院届、措置入院者及び医療保護入院者の定期病状報告があったとき、その入院の可否について
- 2 精神科病院に入院中の者又はその保護者から、退院請求又は処遇改善請求があったとき、その入院の可否又は処遇の適否について

県下の病院を2つの合議体で(各5人の委員により構成)分担して、それぞれ毎月1回開催

<事業実績>

平成30年度審査件数 医療保護入院時の届出 2,229件
 定期の報告 (措置入院) 53件、(医療保護入院) 1,504件
 退院等請求 28件

精神科病院実地指導^①

(事業開始年度：昭和63年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	783千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	832千円	精神保健及び精神障害者福祉に関する法第38条の6	

<事業内容>

精神障がい者の人権に配慮した適正な医療及び保護を目的に、精神科病院への入院の要否、処遇の適否等を審査するとともに、入院手続等の事務手続の一層の適正化を図るため、全病院について年1回実地指導を実施する。

<対象>

熊本市内の精神科病院を除く26の精神科病院

精神保健福祉センター費

(事業開始年度：昭和47年度)

実施主体	県	負担割合	社会復帰・アルコール依存・思春期精神保健関連:国1/3 県2/3、その他:県10/10
令和3年度予算額	12,780千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	13,144千円	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条、第7条 精神保健福祉センター運営要領 (H8.1.19健医発57号 厚生省保健医療局長通知)	

<事業内容>

精神保健福祉センターにおいて、精神保健福祉業務の中心的指導機関として、専門職員を配置して、精神保健に関する調査研究、保健所及び関係機関への技術指導援助、複雑困難なケースの相談指導及び酒害相談、社会復帰援助、県民に対する精神保健知識の普及・啓発、思春期精神保健に関する研修・相談、心の健康づくりに関する電話・来所相談、協力組織育成等を行い、精神保健の向上及び精神障がい者の福祉の増進を図る。

自殺予防普及啓発事業

(事業開始年度：平成21年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2、県1/2
令和3年度予算額	0千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	223千円	自殺対策基本法 地域自殺対策強化事業実施要領 (H27.2.19府政共生第158号内閣府政策統括官通知)	

<目的>

自殺者総数は減少傾向にあるものの、依然として若年層の自殺死亡率が高く、高齢者の自殺者数が多い現状がある。自殺や精神疾患に対する正しい知識を普及・啓発し、自殺予防や精神疾患の早期発見・早期治療につなげていき、一人でも多くの県民の命を守る。

<事業内容>

自殺予防週間(9月)や自殺対策強化月間(3月)等において、各保健所の圏域ごとに、街頭における各種啓発リーフレット配付等の啓発活動を実施する。

自殺予防対策推進事業

(事業開始年度：平成29年度)

実施主体	県、市町村、民間団体	負担割合	別記（事業ごとに記載）
令和3年度予算額	35,711千円	(根拠法令等) 自殺対策基本法 地域自殺対策強化事業実施要領 (H27.2.19府政共生第158号内閣府政策統括官通知)	
令和2年度予算額	39,851千円		

<目的>

本県においては従来から自殺対策を実施してきたが、平成28年4月の熊本地震、令和2年7月豪雨災害、新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえ、自殺リスクが高まることが予測されるため、相談支援等の予防対策を中心に事業の実施に取り組む。

<事業内容>

- 自殺予防相談支援等事業（負担割合[若者相談支援事業]：国 2/3、県 1/3）
（負担割合[相談支援事業、ゲートキーパー養成事業ほか]：国 1/2、県 1/2）
自殺に関する専門相談員の配置、ゲートキーパーの養成研修等を実施
- 市町村等自殺対策推進事業（負担割合[市町村実施分]：各事業メニューの選択により、国1/2、2/3、10/10）
（負担割合[民間団体実施分]：国 1/2、県 1/2）
自殺対策に取り組む市町村・民間団体への補助

かかりつけ医等心の健康対応力向上研修事業

(事業開始年度：平成25年度)

実施主体	県、熊本市	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 2
令和3年度予算額	244千円	(根拠法令等) 精神障害関係従事者養成研修事業について (H26.3.31障発第0331第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)	
令和2年度予算額	248千円		

<目的>

かかりつけ医師等に対し、適切なうつ病等精神科疾患に関する診療の知識・技術、精神科等の専門の医師との連携方法、家族からの話や悩みを聞く姿勢等を習得させるための研修を実施すること、及び精神科医療機関への受診の円滑化を促進する取組みにより、うつ病等精神疾患の早期発見・早期治療による一層の自殺対策を推進する。

<対象>

熊本県内の医師

災害派遣精神医療チーム体制整備事業

(事業開始年度：平成26年度)

実施主体	県	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 2
令和3年度予算額	1,685千円	(根拠法令等) 災害派遣精神医療チーム体制整備事業実施要綱 (H26.3.31日障発第0331第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)	
令和2年度予算額	2,098千円		

<目的>

地震・風水害などの自然災害の被災者は心理的外傷後ストレス障害（PTSD）等の様々な心理的反応を生じることから、災害時等の緊急時におけるケアに関する専門的な対応が円滑に行えるよう、緊急支援チームを整備し、災害発生時の緊急支援体制を強化する。

こころのケアセンター運営事業

(事業開始年度：平成28年度)

実施主体	県(委託先：(公社)熊本県精神科協会)	負担割合	国3/4 県1/4
令和3年度予算額	36,394千円	(根拠法令等) 熊本県心のケア事業実施要綱	
令和2年度予算額	52,957千円		

<目的>

熊本地震による被災者のPTSD、うつ病、アルコール問題等のこころの問題に中長期に対応するため、熊本県精神科協会へ委託し、平成28年10月から「熊本こころの医療ケアセンター」を開設している。

<事業内容>

- ①被災者への相談支援等：電話相談、来所相談、訪問支援
- ②人材育成：支援者に等に対する研修
- ③支援者の支援：支援者への技術的助言
- ④普及啓発：メンタルヘルスケアに係る情報発信、講演会等の開催
- ⑤医療と保健のネットワーク形成・総合調整等：関係団体との連携・協働の調整、運営委員会の開催

依存症対策推進事業

(事業開始年度：平成29年度)

実施主体	県、民間団体	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	3,439千円	(根拠法令等) アルコール健康障害対策基本法 依存症対策総合支援事業実施要綱	
令和2年度予算額	4,059千円		

<事業内容>

- 1 各種依存症患者やその家族が地域において適切な治療と支援を受けることができるように、各精神科医療機関の依存症に対応できる人材を派遣し、精神保健福祉センター内や各地域で相談対応や支援を行う。
- 2 依存症関連問題に取り組む民間団体へ補助を行う。

地域療育総合推進事業(単)

(事業開始年度：平成17年度)

実施主体	別記（事業ごとに記載）	負担割合	別記（事業ごとに記載）
令和3年度予算額	36,013千円		(根拠法令等) 障害者総合支援法第78条 熊本県難聴児療育拠点施設事業実施要項 熊本県地域療育センター事業実施要項 熊本県地域療育センター機能強化事業実施要項
令和2年度予算額	29,536千円		

<目的>

在宅の重症心身障がい児（者）、知的障がい児、身体障がい児、発達障がい児及びその疑いがある児童（以下、「在宅障がい児等」という。）の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談支援等が受けられる療育体制を充実し、在宅障がい児の福祉の向上を図る。

<事業内容>

- 1 地域療育センター事業(単)（事業主体：市町村、負担割合：県1/2、市町村1/2）
各障害保健福祉圏域内の療育中核機関となる地域療育センターにおいて市町村が実施する療育事業に係る費用を助成する。（療育相談員設置事業・地域療育支援事業（訪問療育/外来療育/施設支援一般））
- 2 地域療育センター機能強化事業（事業主体：法人、負担割合：国1/2、県1/2）
各障害保健福祉圏域内の児童発達支援センターに設置された地域療育センターが実施する療育事業に係る費用を助成する。（施設支援事業・児童発達支援センター等機能強化事業）
- 3 障害児等療育支援事業(単)（事業主体：県、負担割合：県10/10）
県内における難聴児に対する療育の向上を図るため、難聴幼児通園施設「熊本県ひばり園」が地域への療育支援などを行う。
- 4 地域療育ネットワーク推進事業(単)（事業主体：県、負担割合：県10/10）
障害保健福祉圏域内の療育関係機関を構成員とする「地域療育ネットワーク会議」を振興局ごとに設け、圏域内の療育関係者の連携強化を図るとともに、障がい児の状況や地域療育の課題を検討する。

療育拠点施設・地域療育等支援事業(単)

(事業開始年度：平成15年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	3,284千円		(根拠法令等) 障害者総合支援法第78条等 熊本県障害児（者）療育拠点施設事業実施要項
令和2年度予算額	3,284千円		

<目的>

在宅の重症心身障がい児（者）、知的障がい児、身体障がい児、発達障がい児及びその疑いがある児童（以下、「在宅障がい児等」という。）の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談支援等が受けられる療育体制を充実し、在宅障がい児等の福祉の向上を図ることを目的とする。

<事業内容>

様々な障がいに対して専門的かつ総合的な療育機能を有する施設である熊本県こども総合療育センターが、地域療育センター等を支援することなどにより、県内における療育の向上を図る。

こども総合療育センター管理運営費(単)

(事業開始年度：平成6年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	361,124千円	(根拠法令等) 児童福祉法第42条第2号(医療型障害児入所施設) 児童福祉法第43条第2号(医療型児童発達支援センター) 児童福祉法第43条第1号(福祉型児童発達支援センター) 医療法第1条の5第1項(病院) 熊本県こども総合療育センター条例	
令和2年度予算額	339,625千円		

<目的>

本県の療育拠点施設として障がい及び障がいの疑いのある子どもの早期発見、早期療育のための総合診断や療育の方向づけを行う。

<対象>

18歳未満の障がい及び障がいの疑いのある子ども

<事業内容>

- 1 診療 入所児・通園児及び外来児に対し、小児科・整形外科を中心として機能障がい改善のための治療を行う。
- 2 機能訓練 入所児・通園児及び外来児に対し、機能障がいの改善のため、個別の訓練・指導や集団での訓練及び保護者指導等を行う。
- 3 生活指導 将来の社会生活のために、身につけなければならない基本的な生活習慣等の指導や援助を行う。3歳以上の入所児は隣接の県立松橋東支援学校(高等部なし)に通学し教育を受ける。
- 4 地域療育支援 療育拠点施設として地域療育センター等に対して専門スタッフを派遣するとともに、障がい児療育に関する情報提供や研修等を行う。

(定員) 医療型障害児入所施設 60名、医療型児童発達支援センター20名、福祉型児童発達支援センター30名

障がい児(者)口腔ケア事業

(事業開始年度：平成15年度)

実施主体	県(委託先：(社)熊本県歯科医師会)	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	434千円	(根拠法令等) 歯科口腔保健の推進に関する法律 8020運動・口腔保健推進事業実施要綱(H28.4.1医政発0401第34号厚生労働省医政局長通知)	
令和2年度予算額	434千円		

<目的>

障がい児(者)の口腔環境の向上を図る。

<事業内容>

障がい児(者)の歯科疾患の予防及び口腔機能の維持向上に関する取組みの推進を図るため、障がい児(者)施設職員や保護者に対し、むし歯予防や口腔清掃等の指導を行う。また、各地域の歯科医師及び歯科衛生士を対象に、障がいの特性に応じた歯科治療について研修を行う。

医療的ケア児等支援事業

(事業開始年度：平成30年度)

実施主体	県(研修は社会福祉法人等へ委託)	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 2
令和3年度予算額	1,546千円	(根拠法令等) 児童福祉法第56条の6第2項 地域生活支援事業実施要綱及び地域生活支援促進事業実施要綱 (H18.8.1障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)	
令和2年度予算額	1,933千円		

<目的>

医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等に対する支援が適切に行える人材を養成するとともに、医療的ケア児等の支援に携わる保健、医療、福祉、教育等の関係機関等の連携体制を構築することにより医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図る。

<事業内容>

- 1 医療的ケア児等支援検討協議会
保健、医療、福祉、教育の各分野関係者及び行政関係課による協議の場を開催
- 2 医療的ケア児等コーディネーター養成研修
地域において医療的ケア児等への支援を総合調整する者（コーディネーター）を養成する。
- 3 医療的ケア児等支援者養成研修
地域の障害児通所支援事業所、保育所、放課後児童クラブ及び学校等において医療的ケア児等への支援に従事できる者を養成する。

市町村地域生活支援事業

(事業開始年度：平成18年度)

実施主体	市町村	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 4 市町村 1 / 4
令和3年度予算額	191,509千円	(根拠法令等) 障害者総合支援法第77条、第94条 地域生活支援事業実施要綱及び地域生活支援促進事業実施要綱 (H18.8.1障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)	
令和2年度予算額	199,165千円		

<目的>

障害者総合支援法に基づき、市町村が地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により実施する、地域生活支援事業等に要する経費を助成する。

<事業内容>

1 地域生活支援事業

(1) 必須事業

法律上、市町村が地域の特性や利用者の状況に応じて必ず実施しなければならない事業

① 理解促進研修・啓発事業

障がい者等の理解を深めるための研修・啓発

② 自発的活動支援事業

障がい者等による悩みの共有や情報交換のできる交流会活動、災害対策活動、ボランティア活動等を支援

③ 基幹相談支援センター等機能強化事業

特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センターに配置

④ 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

一般住宅への入居が困難な障がい者等に対する入居支援

⑤ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の申し立てに要する経費及び後見人などの報酬の助成（知的・精神）

⑥ 成年後見制度法人後見支援事業

法人後見実施のための研修、地域の実態把握、検討会などの実施、適正な活動のための支援等

⑦ 意思疎通支援事業

手話通訳者、要約筆記者の派遣、手話通訳者の配置、点訳、代筆、代読、音声訳等による支援、又は遠隔手話通訳サービスの導入など

⑧ 日常生活用具給付等事業

日常生活上の便宜を図るため別告示の要件を満たす6種の用具の給付又は貸与（身体・知的・精神・難病患者）

⑨ 手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員の養成研修

⑩ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等への外出のための支援

⑪ 地域活動支援センター機能強化事業

障がい者等に対して創作的活動等の機会の提供等を行う地域活動支援センターの機能の充実強化

(2) 任意事業

市町村の判断により、障がい者の自立した日常生活又は社会生活のために実施する事業

① 福祉ホームの運営

障がい者に低額な料金で居室その他の設備を提供し、地域生活を支援

② 訪問入浴サービス

看護師、准看護師、介護職員が居宅を訪問して行う、入浴の介護（身体障がい者対象）

③ 生活訓練等

障がい者等に日常生活上必要な訓練・指導等

④ 日中一時支援

障がい者等の日中活動の場を確保し、家族の一時的な休息を支援

⑤ 地域移行のための安心生活支援

緊急一時的な宿泊や地域での1人暮らしに向けた体験的宿泊を提供するための居室の確保及び地域生活を支援するためのコーディネーターの配置

⑥ 巡回支援専門員整備

発達障がい等に関する知識を有する専門員による、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場への巡

回等支援

- ⑦相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制確保
相談支援事業所等における退院支援体制の確保
- ⑧協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援
市町村協議会における先進的な地域資源の開発・利用促進等の支援
- ⑨レクリエーション活動等支援
各種レクリエーション教室や運動会等の開催
- ⑩芸術文化活動振興
障がい者等の作品展、音楽会、映画祭など文化芸術活動の機会を提供
- ⑪点字・声の広報等発行
文字による情報入手が困難な障がい者に、点訳、音声訳等により、地方公共団体等の広報など必要度の高い情報を提供
- ⑫奉仕員養成研修
点訳奉仕員、朗読奉仕員等の養成研修
- ⑬複数市町村による意思疎通支援の共同実施促進
意思疎通支援事業について、未実施の市町村等において行う近隣市町村等との共同実施による効率的な事業実施の方法の検討
- ⑭家庭・教育・福祉連携推進事業
市町村内における家庭・教育・福祉の連携推進、地域支援対応力向上のための協議の場の設置や福祉機関と教育機関等との連携を担うコーディネーターを配置
- ⑮盲人ホームの運営
針灸等の資格を有する視覚障がい者で、自営や雇用が困難な者に対し、施設を活用した技術指導の実施
- ⑯知的障害者職親委託
知的障がい者に対し、一定期間、事業経営者等（職親）の下での生活指導、技能習得訓練等の実施
- ⑰特別支援事業
意思疎通支援従事者の養成強化等

2 地域生活支援促進事業

- (1)発達障害児者地域生活支援モデル事業
発達障がい者の特性を踏まえた先進的な取組みを行い、自治体の取組みとして実施可能な条件等を整理するためのモデル事業を実施
- (2)障害者虐待防止対策支援事業
障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における協力体制の整備や支援体制の強化を図る
- (3)成年後見制度普及啓発事業
成年後見制度利用促進のための普及啓発
- (4)アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業
アルコール依存症を含むアルコール関連問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援
- (5)薬物依存症問題に取り組む民間団体支援事業
薬物依存症に関する問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援
- (6)ギャンブル等依存症問題に取り組む民間団体支援事業
ギャンブル等依存症に関する問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援
- (7)発達障害児及び家族等支援事業
ペアレントメンターの養成や活動支援
- (8)重度訪問介護利用者の大学修学支援事業
重度障害者が修学するために必要な支援体制を大学が構築できるまでの間において、重度障害者に対して修学に必要な身体介護等支援を提供し、障害者の社会参加の促進を図る

障害福祉サービス費等負担事業

(事業開始年度：平成18年度)

実施主体	市町村	負担割合	国1/2 県1/4 市町村1/4
令和3年度予算額	11,987,950千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	11,554,650千円	障害者総合支援法第94条	

<目的>

市町村が支弁する自立支援給付費の支給に要する費用の一部を負担することにより、障がい者及び障がい児の福祉の増進を図る。

<事業内容>

障害者自立支援給付費負担金の支給に要する費用の一部負担

水俣・芦北地域の障がい福祉推進モデル事業

(事業開始年度：平成23年度)

実施主体	県	負担割合	国8/10 県2/10
令和3年度予算額	12,714千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	12,714千円	水俣病総合対策費補助金交付要綱(H4.4.30環保業第227号環境事務次官通知)	

※障がい者相談支援事業所の機能強化モデル事業

<目的>

胎児性水俣病患者をはじめ、重度障がい者に対するケアマネジメントを確実に実施し、障がい者の生活の質の向上と介護者の介護負担の軽減を図る。

<事業内容>

障がい者に対する相談対応やケアマネジメント業務を行っている指定相談支援事業所の担当職員を増員する場合の経費を助成する。

地域包括ケアシステム構築推進事業

(事業開始年度：平成30年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	1,298千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	2,184千円	地域生活支援促進事業実施要綱 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業	

<目的>

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるようにするため、障害福祉圏域ごとに、保健医療、福祉関係者による協議の場を設置し、地域の課題を共有化した上で、地域の基盤を整備するとともに、地域移行の仕組みづくりに携わる関係機関との重層的な連携体制を構築する。

措置入院者の退院後支援事業

(事業開始年度：令和元年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	4,561千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	4,931千円	地域生活支援促進事業実施要綱 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業	

<目的>

措置入院となった者が退院後も地域で安心して暮らし続けられるよう、患者から同意を得た上で、入院中から個別の退院後支援に関する計画を作成し、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な包括的な支援を継続的かつ確実に受けられるようにする。

障がい者住宅改造助成事業^①

(事業開始年度：平成8年度)

実施主体	市町村（熊本市を除く）	負担割合	県1/3 市町村1/3 本人1/3 (ただし、生活保護世帯、市町村民税非課税世帯については県1/2、市町村1/2)
令和3年度予算額	4,446千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	5,025千円	熊本県高齢者及び障がい者住宅改造助成事業実施要項	

<目的>

障がい者の在宅生活継続のための住環境を確保することにより在宅福祉の推進を図る。

<対象>

65歳未満の重度の障がい者（身体障害者手帳1・2級所持者、療育手帳A1・A2所持者又は重度の障がい者と同居する世帯で、生計中心者の前年所得税課税年額が7万円以下の世帯）

<事業内容>

- 1 基準額 900千円（改造1件当たり）
- 2 対象経費 便所、浴室、洗面所、玄関、居室等、障がい者が利用する部分の改造に要する経費

重度障害者に係る市町村特別支援事業

(事業開始年度：平成21年度)

実施主体	市町村	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	522千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	574千円	地域生活支援事業実施要綱(H18.8.1障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障顔保健福祉部長通知)	

<目的>

訪問系サービス利用者全体に占める重度障がい者の割合が著しく高く訪問系サービスの支給額が国庫負担基準を超えた市町村のうち、利用者全体に占める重度障がい者の割合が著しく高い市町村に対し、都道府県が一定の財政支援を行うことにより、重度の障がい者の地域生活を支援することを目的とする。

<事業内容>

訪問系サービスの全体の利用者数に占める重度訪問介護対象者の割合が1割を超え、かつ訪問系サービスの支給額が国庫負担基準額を超過している市町村に対して、訪問系サービスの支給額のうち、訪問系サービスの国庫負担基準を超過した額の一部又は全部について助成する。

重度訪問介護の利用促進に係る市町村支援事業

(事業開始年度：平成21年度)

実施主体	市町村（熊本市を除く）	負担割合	国1/2 県1/4 市町村1/4
令和3年度予算額	30,059千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	31,741千円	障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領(H19.2.6障発第0206004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)	

<目的>

重度訪問介護の利用において、在宅での重度障がい者の長時間サービスを保障するため、国庫負担基準超過市町村のうち、重度障がい者に係る市町村特別支援事業の対象外の市町村及び対象となるがなお超過額のある市町村を対象に一定の財政支援を行うことにより、重度障がい者の地域生活を支援することを目的とする。

<事業内容>

次の要件を満たす市町村に対し、国庫負担基準を超過する金額の範囲内で費用を助成する。

- 1 国庫負担基準の区分間合算を適用しても、なお、国庫負担基準を超過する市町村
- 2 重度障害者に係る市町村特別支援事業の対象外の市町村及び対象となるがなお超過額のある市町村（重度障害者に係る市町村特別支援事業の補助対象市町村にあつては、重度障害者に係る市町村特別支援事業による補助を優先適用する。）

障がい者福祉施設整備費

(事業開始年度：平成18年度)

実施主体	社会福祉法人等	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 4 社会福祉法人等 1 / 4
令和3年度予算額	158,597千円	(根拠法令等) 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱(H17.10.5厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知)	
令和2年度予算額	190,403千円		

<事業内容>

障がい者福祉施設の創設、改築、修繕などを行う社会福祉法人等に対し、その経費を助成する。

障害児施設給付費等支給・障害児施設措置事業

(事業開始年度：昭和24年度)

実施主体	県、市町村	負担割合	入所支援 国 1 / 2 県 1 / 2 通所支援 国 1 / 2 県 1 / 4 市町村 1 / 4 相談支援 国 1 / 2 県 1 / 4 市町村 1 / 4
令和3年度予算額	4,471,120千円	(根拠法令等) 児童福祉法第21条の5の2、第21条の5の4、第21条の5の12、第21条の5の28、第21条の6、第24条の2、第24条の6、第24条の20、第24条の25、第24条の26、第24条の27、第50条第7号及び第50条第7号の2 熊本県児童福祉法施行細則	
令和2年度予算額	3,873,041千円		

<目的>

福祉型障害児入所施設等の指定障害児入所施設において、障がいのある児童に対する訓練・保護等を行う。

また、市町村が支弁する障害児通所給付費の支給に要する費用の一部を負担することにより、障がい児の福祉の増進を図る。

<対象>

障がい児

<事業内容>

指定障害児入所施設等から障害児入所支援を受けた障がい児の保護者等に対し、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費及び障害児入所医療費を給付する。

児童相談所が児童福祉法第27条第1項第3号に係る措置が適当と判断した障がい児を障害児入所施設に入所させ、これを保護し、自立自活に必要な知識技能などを提供する。

障害児通所給付費負担金の支給に要する費用の一部を負担する。

希望の里敷地等維持管理事業^①

(事業開始年度：平成17年度)

実施主体	県(委託先：(福)熊本県手をつなぐ育成会)	負担割合	県 10 / 10
令和3年度予算額	1,003千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	1,259千円		

<目的>

宇城市に整備した総合的な福祉施設「希望の里」の維持管理を行う。

<事業内容>

「希望の里」敷地内の除草及び屋外便所清掃管理について、社会福祉法人熊本県手をつなぐ育成会に委託する。

新 障害福祉サービス等提供体制継続支援事業【コロナ】

(事業開始年度：令和3年度)

実施主体	県	負担割合	国2/3 県1/3
令和3年度予算額	22,483千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	0千円	熊本県障害福祉サービス等提供体制継続支援事業補助金交付要領	

<目的>

障害福祉サービス等は、障害児者やその家族の生活を支えるために必要不可欠なものであることから、新型コロナウイルス感染症防止対策を徹底した上で、必要な障害福祉サービス等を継続して提供できる体制を構築するための支援を行う。

<事業内容>

新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した障害福祉サービス施設・事業所等がサービス提供の継続に必要なとなる経費の補助、及び緊急時の応援に係るコーディネート機能の確保。

精神障がい者支援教室等開催事業

(事業開始年度：昭和50年度)

実施主体	県(委託先：(一社)熊本県精神障害者福祉会連合会)	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	115千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	144千円	障害者総合支援法第78条第2項	

<目的>

精神障がい者の家族を対象に研修会や家族教室を開催し、精神保健福祉に関する知識の普及啓発や精神障がい者の専門的技能の習得を図る。

<事業内容>

知識や情報、援助を十分に得られず孤立して悩んでいる精神障がい者の家族に対して、精神障がいについての知識や情報を提供し、患者への理解や対応の基本を習得する講習会を開催するとともに相談事業を行う。

また、精神障がい者の家族に対して、周りの家族からの精神保健福祉相談に対応するために必要な知識を習得してもらうための研修を行う。

(平成30年度実績) 家族教室・相談事業：2ヵ所実施 家族リーダー等研修：1ヵ所実施

重度障がい者居宅生活支援事業

(事業開始年度：平成27年度)

実施主体	県	負担割合	別記(事業ごとに記載)
令和3年度予算額	12,843千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	12,843千円	地域生活支援事業実施要綱(H18.8.1障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)	

<目的>

在宅で重度障がい児(者)の介護を行っている家族のレスパイトケアを図るため、居宅介護サービスや医療的ケアを行う事業所の設置運営を支援する。

<事業内容>

1 重度訪問介護従業者養成研修事業(負担割合：国1/2 県1/2)

重度訪問介護に対応できる介護従事者の育成のための研修を実施する。

2 医療型短期入所事業所等設置支援事業

(負担割合：県3/4(地域医療介護総合確保基金(医療分) 事業者1/4)

医療的なケアが必要な重度障がい児(者)を新たに受け入れる事業所に対し、受入れのために必要となる送迎用自動車購入費用等の一部を助成する。

特別児童扶養手当支給事務費

(事業開始年度：昭和39年度)

実施主体	県	負担割合	国10/10
令和3年度予算額	7,944千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	6,879千円	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	

<目的>

精神又は身体に障がい有する児童を在宅で養育している者に、特別児童扶養手当を支給するための認定事務を行う。

<対象>

20歳未満で一定程度の障がいの状態にある障がい児を監護又は養育している者。

ただし、対象となる児童が施設に入所していたり障がいを支給事由とする年金の給付を受けるときを除く。

<支給額> (R3.4.1~)

1級：1人につき 月額 52,500円 2級：1人につき 月額 34,970円

(H31.3.31現在、単位：人)

受給者数	受給対象障がい児数				支給停止者数
	知的障がい	身体障がい	その他	計	
3,120	1級	480	300	22	100
	2級	1,581	166	966	

特別障害者手当等給付事業

(事業開始年度：昭和61年度)

実施主体	県・市	負担割合	国3/4 県・市1/4
令和3年度予算額	149,570千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	146,009千円	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	

<事業内容>

次の手当を支給する。

	支給対象	支給月額 (R3.4~)	支給月
特別障害者手当	精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者。	27,350円	2、5、8、11月に、それぞれ前月分まで支給
障害児福祉手当	精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者。	14,880円	
経過的福祉手当	昭和61年3月31日において20歳以上であり、現に従来の福祉手当の受給者であった者のうち、特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ障害基礎年金も支給されない者。	14,880円	

※いずれの手当も、受給資格者又はその配偶者若しくは扶養義務者の前年の所得が扶養親族等の有無及びその数に応じて一定額以上である場合は、その年の8月から翌年の7月までの1年間、支給が停止される。

心身障害者扶養共済事業

(事業開始年度：昭和46年度)

実施主体	県、独立行政法人福祉医療機構	負担割合	—
令和3年度予算額	232,176千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	229,678千円	熊本県心身障害者扶養共済制度条例	

<対象>

心身障がい者を扶養している65歳未満の保護者

<事業内容>

心身障がい者の保護者が生存中に一定額の掛金を納付することにより、保護者が死亡又は重度障がいになったとき、障がい者に終身一定額の年金(加入一口につき月20,000円)を支給する。

平成31年4月現在 加入者 284人 年金受給者 478人

障がい者相談支援推進事業

(事業開始年度：平成19年度)

実施主体	県	負担割合	事業1：県10/10 事業2：国1/2 県1/2
令和3年度予算額	2,369千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	1,863千円	地域生活支援事業実施要綱（H18.8.1障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）	

<目的>

県下全域の相談支援体制の充実を図るため、障害者自立支援協議会を設置し、各圏域における相談支援体制の状況を把握、評価し、体制整備等に関する助言等を行うことにより、圏域におけるネットワークづくりの支援に取り組むとともに、相談支援業務に従事する相談支援専門員等に対して研修を行い、人材養成に努める。

<事業内容>

- 1 障害者自立支援協議会の設置、運営
- 2 相談支援従事者研修の内容検討、実施
- 3 障がい者基幹相談支援センターの設置促進

障がい者人権権利擁護相談事業（障がい者110番事業）

(事業開始年度：平成10年度)

実施主体	県(委託先：熊本県障がい者社会参加推進センター (福)熊本県身体障害者福祉団体連合会)	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	611千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	946千円	障害者総合支援法第78条第2項	

<目的>

障がい者の人権及び権利の擁護に関する相談に応じ、必要な助言等を行うことにより、障がい者の人権及び権利の擁護を図り、もって障がい者の自立及び社会参加の促進並びに障がい者関係施設等における処遇の適正化を図る。

<事業内容>

1 事業内容

常設の相談窓口を置き、障がい者、または家族等関係者からの相談に対応して、必要な助言等を行い、内容に応じて弁護士等の専門相談員により対応するほか、必要に応じて他の専門機関等の紹介、取次ぎ等を行う。

2 相談専用番号 (096) 354-4110 (電話・FAX兼用)

3 受付場所及び受付時間

社会福祉法人熊本県身体障害者福祉団体連合会（熊本市中央区南千反畑町3-7）

月曜日～金曜日（ただし、休日及び年末年始の休日を除く）13:00～17:00

なお、上記以外の時間帯は、留守番電話及びFAXで受け付ける。

北部発達障がい者支援センター事業

(事業開始年度：平成14年度)

実施主体	県(委託先：(福)三気の会)	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	27,053千円	(根拠法令等) 発達障害者支援法第14条	発達障害者支援センター運営事業実施要綱(H17.7.8障発0708004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
令和2年度予算額	27,053千円		

<目的>

自閉症等の特有な発達障がいをもつ障がい児(者)(以下、「発達障がい児(者)」という。)に対する支援を総合的に行うため、発達障がい児(者)及びその家族等からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設等との連携強化等により、発達障がい児(者)に対する総合的な支援体制の整備を推進する。

<対象>

主に県北地域(有明、鹿本、菊池、阿蘇、上益城圏域)在住の発達障がい児(者)及びその家族等

<事業内容>

- 1 発達障がい児(者)及びその家族等から様々な相談に応じ、適切な指導又は助言をするとともに必要な情報提供を行う。
- 2 発達障がい児(者)及びその家族等に対する療育に関する相談を実施し、家庭での療育方法に関する指導及び助言、並びに必要な情報提供を行う。
- 3 発達障がい児(者)の就労に向けて相談等による支援を行う。
- 4 発達障がいの特性、対処方法等について広く周知を図るため、障害者支援施設等の関係施設及び福祉事務所等の関係機関、関係団体等の職員等を対象に研修会や講演会を行う。また、パンフレットやチラシ等による普及啓発も随時実施する。

南部発達障がい者支援センター事業

(事業開始年度：平成25年度)

実施主体	県(委託先：(福)清流会)	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	27,133千円	(根拠法令等) 発達障害者支援法第14条	発達障害者支援センター運営事業実施要綱(H17.7.8障発0708004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
令和2年度予算額	27,133千円		

<目的>

年々増加傾向にある県民からの発達障がいに関する相談支援要請に対応し、発達障がい児(者)や家族の思いを尊重しながらライフステージに応じた総合的な支援の実現を図るため、新たな発達障がい者支援センターを基幹的な相談支援機関がない県南地域に設置したことで、発達障がい児(者)及びその家族等からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設等との連携強化等により、発達障がい児(者)に対する総合的な支援体制の整備を推進する。

<対象>

主に県南地域(宇城、八代、芦北、球磨、天草圏域)在住の発達障がい児(者)及びその家族等

<事業内容>

- 1 発達障がい児(者)及びその家族等から様々な相談に応じ、適切な指導又は助言をするとともに必要な情報提供を行う。
- 2 発達障がい児(者)及びその家族等に対する療育に関する相談を実施し、家庭での療育方法に関する指導及び助言並びに必要な情報提供を行う。
- 3 発達障がい児(者)の就労に向けて必要な相談等による支援を行う。
- 4 発達障がいの特性、対処方法等について広く周知を図るため、障害者支援施設等の関係施設及び福祉事務所等の関係機関、関係団体等の職員等を対象に研修会や講演会を行う。また、パンフレットやチラシ等による普及啓発も随時実施する。

発達障がい者支援体制整備事業

(事業開始年度：平成17年度)

実施主体	県（事業内容の2と3は委託）	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 2
令和3年度予算額	13,431千円	(根拠法令等) 発達障害者支援法第3条第4項等 発達障害者支援体制整備事業実施要綱（H17.7.8障発第0708003号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知） 熊本県発達障がい者支援体制整備検討委員会設置要項	
令和2年度予算額	13,431千円		

<目的>

発達障がい児(者)やその家族の思いを尊重しながら、ライフステージに応じた総合的な支援の実現を図るため、発達障がい者支援体制整備検討委員会及び医療体制検討部会を設置するとともに、発達障がいの診断を受けて間もない保護者の支援のためペアレントメンター養成研修等事業を実施することで、発達障がい児(者)とその家族等を支援する。

<事業内容>

発達障がい者支援体制整備事業（実施主体：県）

- 1 発達障がい者支援体制整備検討委員会及び医療体制検討部会の設置
 - (1)発達障がい者の実態把握に関すること
 - (2)県支援計画の策定に関すること
 - (3)今後の支援体制のあり方に関すること
- 2 ペアレントメンター養成研修等事業（実施主体：県（委託先：（福）三気の会、（福）清流会））
 - ・発達障がいのある子どもの保護者に対する支援
- 3 発達障がい地域支援体制サポート事業（実施主体：県（委託先：（福）三気の会、（福）清流会））
 - (1)発達障がい者支援センターに「発達障がい者地域支援マネジャー」を配置
 - (2)発達障がい者支援センターの支援ノウハウを市町村や通所支援事業所等に普及させ、発達障がいのある人とその家族が身近な地域で十分な支援を受けることができる体制を構築する。

発達障がい者支援医療体制整備事業

(事業開始年度：平成26年度)

実施主体	県(委託先：1 熊本大学、 2 (福) 三気の会、(福) 清流会)	負担割合	国1/2(事業費限度額あり) 県1/2
令和3年度予算額	27,822千円	(根拠法令等) 発達障害者支援法第19条 母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱(H17.8.23雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) 発達障害診断待機解消事業の実施について (H31.3.27日障発第0327第22号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)	
令和2年度予算額	27,822千円		

<目的>

本県では子どもの発達障がいを診療する医療機関が少ないことなどから受診までの待機期間が生じているため、身近な地域で発達障がいを診療できる医師を確保するとともに、小児科医と精神科医が連携した医療の提供等により受診までの待機期間の短縮や診療できる医療機関の充実を図るなど医療体制を整備することで、発達障がい児(者)やその疑いのある子ども等と家族を支援する。

<事業内容>

1 発達障がい医療センター事業

- (1) 地域医療機関への医師や医療関係職員の派遣等による発達障がいに関する診断や診療等、地域医療機関の医師等への専門支援等(診療支援、専門的指導・助言等)
- (2) 地域医療機関の医師や医療関係者等を対象とした発達障がいに関する症例検討会の開催等
- (3) 発達障がいを診療する医師を養成するための発達障がい研修プログラムの作成及び医師養成機関等への周知等
- (4) 厚生労働省及び熊本県の行う各種事業への協力と連携等

2 発達障がい診断待機解消事業

北部・南部発達障がい者支援センターに心理検査が可能な専門心理士を各1名配置し、以下の取り組みを実施。

- (1) 従来、医療機関が行う事前アセスメントと診断後の保護者カウンセリングを実施。
- (2) 専門的視点から、医療への繋がりが不可欠の見極め(トリアージ)を実施。
- (3) トリアージや診断結果の地域保健師への繋ぎによる、地域保健師のトリアージスキルの向上。

かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修事業

(事業開始年度：平成28年度)

実施主体	県(熊本県医師会へ委託)	負担割合	国1/2(事業費限度額あり) 県1/2
令和3年度予算額	510千円	(根拠法令等) かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業の実施について (H28.3.30日障発第0330第16号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)	
令和2年度予算額	1,378千円		

<目的>

発達障がいの早期発見・早期支援の重要性に鑑み、どの地域においても一定水準の発達障がいへの対応を可能とすることを目的とする。

<事業内容>

発達障がい者等が日頃より受診する診療所の主治医等の医療従事者等に対して、発達障がいに関する研修を実施する。

高次脳機能障害支援普及事業

(事業開始年度：平成20年度)

実施主体	県	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 2
令和3年度予算額	4,336千円	(根拠法令等) 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業実施要綱 (H25.5.15障発0515第11号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)	
令和2年度予算額	4,389千円		

<目的>

高次脳機能障がい者の支援拠点施設における専門的な相談支援、関係機関とのネットワークの構築及び高次脳機能障がいの正しい理解を促進するための普及・啓発を行うことにより、高次脳機能障がい者に対する支援体制の確立を図る。

<対象>

高次脳機能障がい者とその家族、その他高次脳機能障がい者の関係者

<事業内容>

支援拠点施設（高次脳機能障害支援センター）に支援コーディネーターを配置し、高次脳機能障がいに関する相談を受け個別支援を行うとともに、高次脳機能障害の正しい理解促進、関係機関の連携及びスタッフのレベルアップを図るため、関係機関が開催する連絡会議、研修会等に協力する。

障害支援区分認定調査員等研修事業

(事業開始年度：平成17年度)

実施主体	県	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 2
令和3年度予算額	264千円	(根拠法令等) 障害者総合支援法第2条第2項第1号 障害程度区分認定調査員等研修等事業実施要綱(H17.12.5障発第1205005号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 地域生活支援事業実施要綱(H18.8.1障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)	
令和2年度予算額	372千円		

<目的>

全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正に障がい者給付等の事務が行われるよう、研修会を通じて、障害支援区分認定調査員、市町村審査会委員、医師意見書を記載する主治医等の資質向上を図る。

<対象>

障害支援区分認定調査員、市町村審査会委員、主治医 等

<事業内容>

- 障害支援区分認定調査員研修
認定調査に従事する者に対し、公平・公正かつ適切な認定調査を実現するために必要となる知識・技能の習得を図る研修の実施
- 市町村審査会委員研修
市町村審査会委員に対し、障害支援区分の二次判定等における公平・公正かつ適切な審査を実現するために必要となる知識・技能の習得を図る研修の実施
- 主治医研修
主治医等に対し、障害者区分認定に係る審査判定の重要な資料である医師意見書の記載方法等の習得を図る研修の実施

サービス管理責任者研修事業

(事業開始年度：平成18年度)

実施主体	県	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 2
令和3年度予算額	618千円	(根拠法令等) 障害者総合支援法第78条第2項、サービス管理責任者研修事業実施要綱(H18.8.30障発第0830004号)	
令和2年度予算額	618千円		

<事業内容>

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所はサービス管理責任者の配置が義務づけられ、本研修がサービス管理責任者となるための要件の一つとなっている。

研修は、国の実施する指導者研修を受講した者が講師となって実施する。

介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業

(事業開始年度：平成23年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10(地域医療介護総合確保基金(介護分))
令和3年度予算額	2,836千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	2,843千円	喀痰吸引等研修実施要綱(H24.3.30社援発0330第43号)	

<目的>

居宅介護事業所等において、医療職との連携・協力の下に、医療的ケアのニーズが高い障がい者(児)に対して、介護職員等によるたんの吸引等の医療的ケアの適切な実施を可能とするための研修を行う。

<事業内容>

指導者養成研修を受講した医師・看護師が講師となり、県において「基本研修」及び「実地研修」を実施する。

障がい福祉従事者養成促進事業

(事業開始年度：事業1：平成26年度、事業2：令和元年度)

実施主体	県	負担割合	事業1：国1/2 県1/2 事業2：国1/4 県1/4 事業者1/2
令和3年度予算額	2,143千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	4,889千円	地域生活支援促進事業実施要綱(H18.8.1障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)	

<目的>

- 1 自傷や他害行為等危険を伴う行為を頻回に示す強度行動障がい児(者)について学ぶ機会を確保し、強度行動障がいのある人に適切な支援が提供されるよう障害福祉サービス事業所の職員を対象として研修会を実施する。
- 2 現任の障がい福祉従事者が研修を受講している期間における代替職員確保のための経費について助成することと、研修受講の促進を図り、障がい福祉従事者の確保や専門性の向上を図る。

<事業内容>

- 1-1 厚生労働省が実施する指導者養成研修に県から障害福祉サービス等従事者を派遣し、県が実施する研修会で講師となる者を養成する。
- 1-2 1で派遣した者を講師として研修会を実施する。
- 2 指定研修期間が開催する研修(強度行動障害支援者養成研修・同行援護従業者養成研修・行動援護従業者養成研修)を障がい福祉サービス等事業所が現任職員を受講させた場合に、受講期間における代替職員の人件費について助成を行う。

工賃向上計画支援事業

(事業開始年度：平成24年度)

実施主体	県	負担割合	基本事業：国1/2 県1/2 特別事業：国10/10
令和3年度予算額	7,965千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	8,551千円	熊本県工賃向上3か年計画 工賃向上計画支援等事業実施要綱	

<目的>

障がい者支援施設等利用者の工賃水準の引上げを図り、利用者が地域で自立して生活することを支援する。

<事業内容>

- 1 県、市町村、国の機関等の障害者就労施設等からの優先調達を推進するための展示・商談会等の開催
- 2 大型商業施設等での販売会や、農福マルシェ等の開催
- 3 就労継続支援B型事業所等の経営改善、商品等の開発・販路拡大、農業と福祉の連携等を図るための施設の管理者及び実務者向けの各種研修会の開催、専門アドバイザーの派遣や農福連携コーディネーターの設置

就労継続支援A型に係る経営改善支援事業

(事業開始年度：令和元年度)

実施主体	県(県中小企業診断士協会等へ委託)	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	1,450千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	2,610千円	熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第180条	

<目的>

県内の就労継続支援A型事業所のうち、利用者賃金を就労事業収益で賄えていない事業所に対し、経営診断アドバイザー派遣等の支援を行い、事業所の経営健全化及び利用者賃金の向上に繋げる。

<事業内容>

- 1 経営診断アドバイザーの派遣
- 2 経営改善セミナーの開催

聴覚障がい児補聴器購入費助成事業^①

(事業開始年度：平成24年度)

実施主体	市町村	負担割合	県1/3 市町村1/3 本人1/3
令和3年度予算額	776千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	952千円	熊本県難聴児補聴器購入費助成事業実施要項	

<目的>

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の聴覚障がいのある児童(難聴児)に対して、補聴器の購入費用の一部を助成することにより、補聴器の装用による音声言語能力の向上や、等しく学び、成長できる環境を確保し、コミュニケーション能力等の成長に寄与する。

<対象>

次の要件の全てを満たす18歳未満の難聴児

- 1 熊本県内に住所を有していること。
- 2 両耳の聴力レベルが30dB以上で、身体障害者手帳の交付の対象とならないこと。
- 3 補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断するもの。

<事業内容>

市町村が補聴器1台当たりの基準価格の範囲内で、補聴器購入費の3分の2を限度に助成した場合、市町村に対し、その助成した額の2分の1以内を助成する。

視覚障がい者生活訓練事業

(事業開始年度：昭和47年度)

実施主体	県熊本県視覚障がい者福祉協会	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	318千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	397千円	障害者総合支援法第78条第2項	

<事業内容>

視覚障がい者に対して、日常生活を営む上で必要とされる諸能力についての訓練指導を行う。

- 1 視覚障がい者家庭生活訓練
- 2 視覚障がい者社会生活教室
- 3 中途失明者緊急生活訓練

オストメイト社会適応訓練事業

(事業開始年度：昭和62年度)

実施主体	県(委託先：(福)熊本県身体障害者福祉団体連合会)	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	192千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	192千円	障害者総合支援法第78条第2項	

<事業内容>

ストマ用装具の装着者に対して装具の使用等についての正しい知識を付与し、また社会生活に必要な基本事項について相談に応じる。

盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

(事業開始年度：平成15年度)

実施主体	県(委託先：(一財)熊本県ろう者福祉協会)	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	932千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	1,165千円	障害者総合支援法第78条第1項	

<事業内容>

重度盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション支援や移動介助の技術を習得した通訳・介助員を派遣する。

点字図書館運営委託

(事業開始年度：昭和45年度)

実施主体	県(委託先：(福)熊本県視覚障がい者福祉協会)	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	23,000千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	23,000千円	身体障害者福祉法第34条、熊本県身体障害者福祉センター条例	

<事業内容>

熊本県身体障がい者福祉センター内に熊本県点字図書館を設置し、点字刊行物を収集、製作、貸出し、その他視覚障がい者の教養の向上を図るために必要な業務を行う。

聴覚障害者情報提供センター運営委託

(事業開始年度：平成3年度)

実施主体	県(委託先：(一財)熊本県ろう者福祉協会)	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	28,000千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	28,000千円	身体障害者福祉法第34条、熊本県身体障害者福祉センター条例	

<事業内容>

熊本県身体障がい者福祉センター内に熊本県聴覚障害者情報提供センターを設置し、聴覚障がい者用の録画物を収集、製作、貸出し、その他聴覚障がい者の教養の向上を図るために必要な業務を行う。

点訳・朗読(音訳)奉仕員養成事業

(事業開始年度：点訳 昭和46年度、朗読 昭和49年度)

実施主体	県(委託先：(福)熊本県視覚障がい者福祉協会)	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	420千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	420千円	障害者総合支援法第78条第2項	

<事業内容>

点訳、朗読に必要な技術等の指導を行い、点訳奉仕員、朗読奉仕員を養成する。

手話通訳者養成事業

(事業開始年度：平成21年度)

実施主体	県(委託先：(一財)熊本県ろう者福祉協会)	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	575千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	575千円	障害者総合支援法第78条第2項	

<事業内容>

手話に必要な技術等の指導を行い、手話通訳者を養成する。

手話通訳者養成ステップアップ研修事業

(事業開始年度：平成22年度)

実施主体	県(委託先：(一財)熊本県ろう者福祉協会)	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	103千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	128千円	障害者総合支援法第78条第2項	

<事業内容>

手話通訳者の資格取得を目指す登録手話通訳者を対象に技能等の向上を図るため現任研修を実施する。

手話通訳設置事業

(事業開始年度：昭和55年度)

実施主体	県(委託先：(一財)熊本県ろう者福祉協会)	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	2,037千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	2,027千円	障害者総合支援法第78条第2項	

<事業内容>

コミュニケーションの円滑化を推進するため、手話通訳者を県庁に設置する。

要約筆記者養成事業

(事業開始年度：平成元年度)

実施主体	県(委託先：(一財)熊本県ろう者福祉協会)	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	388千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	388千円	障害者総合支援法第78条第2項	

<事業内容>

要約筆記に必要な技術等の指導を行い、要約筆記者を養成する。

要約筆記者ステップアップ研修事業

(事業開始年度：平成22年度)

実施主体	県(委託先：(一財)熊本県ろう者福祉協会)	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	188千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	236千円	障害者総合支援法第78条第2項	

<事業内容>

要約筆記者の資格取得を目指す要約筆記奉仕員、要約筆記者を対象に技能等の向上を図るため現任研修を実施する。

点訳奉仕員・朗読(音訳)奉仕員ステップアップ研修事業

(事業開始年度：平成25年度)

実施主体	県(委託先：(福)熊本県視覚障がい者福祉協会)	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	140千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	174千円	障害者総合支援法第78条第2項	

<事業内容>

点訳奉仕員・朗読奉仕員を対象に技能等の向上を図るため現任研修を実施する。

音声機能障がい者発声訓練・指導者養成事業

(事業開始年度：昭和47年度)

実施主体	県(委託先：(福)熊本県身体障害者福祉団体連合会)	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	88千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	110千円	障害者総合支援法第78条第1項、第2項	

<事業内容>

喉頭を摘出し音声機能を喪失した者に対して発声訓練を行うとともに、発声訓練に携わる指導者を養成する。

盲ろう者通訳・介助員養成研修事業

(事業開始年度：平成9年度)

実施主体	県(委託先：(一財)熊本県ろう者福祉協会)	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	230千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	230千円	障害者総合支援法第78条第2項	

<事業内容>

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者通訳・介助員を養成する。

盲ろう者通訳・介助員養成促進事業

(事業開始年度：平成22年度)

実施主体	県(委託先：(一財)熊本県ろう者福祉協会)	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	56千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	57千円	障害者総合支援法第78条第2項	

<事業内容>

盲ろう者通訳・介助員を対象に、技能等の向上を図るため現任研修を実施する。

字幕入り映像ライブラリー制作・頒布

(事業開始年度：平成2年度)

実施主体	県(委託先：(一財)熊本県ろう者福祉協会)	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	284千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	355千円	障害者総合支援法第78条第2項	

<事業内容>

熊本県聴覚障害者情報提供センターにおけるライブラリー事業の効果的な運営を図るため、字幕入りビデオカセットテープ等の制作及び頒布に関する業務を委託する。

点字による即時情報ネットワーク事業

(事業開始年度：平成3年度)

実施主体	県(委託先：(福)熊本県障がい者福祉協会)	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	700千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	700千円	障害者総合支援法第78条第2項	

<事業内容>

新聞情報等を社会福祉法人日本盲人会連合で入力し、電話回線を利用したコンピューターネットワークにより点字図書館などで点字で出力し、視覚障がいの者の閲覧に供する。

聴覚障がい者生活情報・コミュニケーション改善事業(単)

(事業開始年度：平成8年度)

実施主体	県(委託先：(一財)熊本県ろう者福祉協会)	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	159千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	199千円	平成27年度障害者社会参加総合推進事業(手話通訳設置事業等)実施要項	

<目的>

聴覚障がい者へのきめ細かな情報提供及びニーズの把握を行い、情報不足に対する生活環境の改善を図るとともに、ホームページやメールを使用した情報発信等を行うことにより、聴覚障がい者に対する日常生活の支援体制を整備する。

<主な事業内容>

生活情報ニュースの提供、情報誌の発行、巡回情報講座の開催

コミュニケーション推進事業

(事業開始年度：平成24年度)

実施主体	県(委託先：(一財)熊本県ろう者福祉協会)	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	439千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	466千円	障害者総合支援法第78条第1項 熊本県コミュニケーション推進事業(手話通訳者等派遣事業)実施要項	

<事業内容>

- 1 専門性の高い意思疎通支援者の派遣 2 広域派遣

コミュニケーション支援派遣コーディネーター研修事業

(事業開始年度：平成25年度)

実施主体	県(委託先：(一財)熊本県ろう者福祉協会)	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	37千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	46千円	障害者総合支援法第78条第2項	

<事業内容>

意思疎通支援者の派遣を行うコーディネーターを対象に、技能等の向上を図るため現任研修を実施する。

視覚障がい者歩行訓練指導等事業

(事業開始年度：平成28年度)

実施主体	県(委託先：(福)熊本県視覚障がい者福祉協会)	負担割合	国1/2 県1/2 (一部 県10/10)
令和3年度予算額	3,904千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	3,904千円	障害者総合支援法第78条第2項	

<事業内容>

(福)熊本県視覚障がい者福祉協会に委託し、歩行訓練の指導ができる職員1名を新規に養成のうえ、視覚障がい者に歩行訓練指導等を実施する。

要約筆記者指導者養成事業

(事業開始年度：平成25年度)

実施主体	県(委託先：(一財)熊本県ろう者福祉協会)	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	160千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	216千円	障害者総合支援法第78条第2項	

<事業内容>

要約筆記者指導者研修の受講に係る旅費の一部を助成する。

失語症者向け意思疎通支援事業

(事業開始年度：平成30年度)

実施主体	県(委託先：(一社)熊本県言語聴覚士会)	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	799千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	814千円	障害者総合支援法第78条第2項	

<事業内容>

失語症のある人とのコミュニケーションについて、一定の知識と技能を有し、失語症のある人を支援する「失語症者向けの意思疎通支援者」の養成を行うことにより、失語症者の社会生活等における意思疎通を支援し、自立と社会参加の促進を図る

障がい者芸術・文化推進事業

(事業開始年度：平成8年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	1,662千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	2,526千円	障害者総合支援法第78条第2項	

<事業内容>

障がい者に対する県民の理解促進及び障がい者の社会参加を促進することを目的として、県内の障がい者芸術展等の啓発イベントを開催する。

- 1 「心の輪を広げる障害者理解促進事業」
- 2 「障害者週間」啓発イベント

障がい者芸術文化活動普及支援事業

(事業開始年度：平成30年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	3,132千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	3,166千円	障害者総合支援法第1条 障害者差別解消法第1条	

<事業内容>

障がい者にとって重要な社会活動の一つである芸術活動を支援するため、芸術活動に係る相談支援、支援に係る人材の育成(研修会の実施)、展示会の開催、作家・作品の調査、発掘等を行う。

新 アール・ブリュット支援事業(単)

(事業開始年度：令和3年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	2,000千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	0千円	障害者総合支援法第1条、第78条第2項	

<事業内容>

海外でも評価される本県出身(在住)の障がい者の作品を本格的な芸術として県民等に認知させ、作品の売買等による収入増により障がい者の自立に積極的につなげるための支援を行う。

精神保健福祉大会事業(単)

(事業開始年度：昭和36年度)

実施主体	県、熊本県精神保健福祉協会、熊本県精神科病院共同組合	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	30千円	(根拠法令等) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第46条 障害者総合支援法第78条第2項	
令和2年度予算額	36千円		

<事業内容>

正しい保健知識の普及啓発を図るため、(公社)熊本県精神保健福祉協会及び熊本県精神科病院協同組合との共催で精神保健福祉大会を開催する。

<事業実績>

平成30年度 開催場所：熊本市 参加者数：390人

精神障がい者作品展開催事業

(事業開始年度：平成8年度)

実施主体	県(委託先：(公社)熊本県精神保健福祉協会)	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	142千円	(根拠法令等) 障害者総合支援法第78条第2項	
令和2年度予算額	177千円		

<目的>

精神障がい者は社会復帰のため日々訓練を行っており、その成果品を展示することで、障がい者の創作意欲を高めるとともに、健常者と障がい者が直接ふれあう場を提供することにより、精神障がい者への理解を深め、精神障がい者の自立と社会参加を促進することを目的とする。

<事業内容>

精神障がい者の作成した作品(木工、手芸、紙工芸、陶芸品等)を県内精神科病院、社会復帰施設等に展示する。

地域精神保健福祉普及啓発事業

(事業開始年度：平成9年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2(予定) 県1/2
令和3年度予算額	246千円	(根拠法令等) 障害者総合支援法第78条第2項	
令和2年度予算額	306千円		

<目的>

精神障がいに対する正しい理解を促進し、精神障がい者に対する偏見や差別を是正するため、各保健所を中心に普及啓発活動を実施する。

<対象>

地域で生活する住民、小・中・高等学校生徒等

<事業内容>

- 1 地域精神保健福祉連絡協議会等の運営
- 2 啓発ポスター、パンフレット、リーフレット等の発行
- 3 講演会、講習会、学習会等の開催

障がい者社会参加推進センター設置事業

(事業開始年度：平成2年度)

実施主体	県(委託先：(福)熊本県身体障害者福祉団体連合会)	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	3,278千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	3,604千円	障害者総合支援法第78条第2項	

※令和3年度予算額3,278千円のうち、611千円は障がい者権利擁護相談事業(障がい者110番事業)の再掲
 <事業内容>

(福)熊本県身体障害者福祉団体連合会に障がい者社会参加推進センターを設置し、障がい者の地域における自立生活と社会参加を促進する。平成19年度より、障がい者社会参加推進センター設置事業の一部として、熊本県障がい者人権権利擁護相談事業(障がい者110番事業)を実施している。

- 1 社会参加促進事業の受託実施
- 2 熊本県障がい者人権権利擁護相談事業(障がい者110番事業)の実施
- 3 社会参加促進事業の推進に必要な情報の収集、分析及び提供
- 4 関係団体指導者、社会参加促進事業に携わる者等の指導・研修等

地域精神障がい者レクリエーション教室事業

(事業開始年度：平成9年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	242千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	306千円	障害者総合支援法第78条第2項	

<目的>

戸外活動や障がい者同士の交流の機会が少ない精神障がい者の自立意欲を高めるため、各種レクリエーション教室を開催する。

<対象>

地域で生活する精神障がい者、ボランティア等

<事業内容>

- 1 皆で楽しめるレクリエーション・スポーツの実施
- 2 音楽教室や陶芸、絵画教室などの開催

くまもと障がい者スポーツ大会開催事業

(事業開始年度：昭和39年度)

実施主体	県・熊本市(委託先：(社福)熊本県社会福祉事業団)	負担割合	国1/2 県・熊本市1/2
令和3年度予算額	4,525千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	4,451千円	障害者総合支援法第78条第2項	

<事業内容>

スポーツが生活をより豊かにするという視点に立ち、障がいのある方々が、競技等を通じスポーツの楽しさを体験し、また、競技力の向上を図るとともに、県民の障がいに対する理解を一層深め、障がい者の社会参加の推進に寄与することを目的として、スポーツ大会を開催する。

競技種目：陸上、水泳、卓球、ボウリング

地域精神障がい者スポレク大会事業

(事業開始年度：平成6年度)

実施主体	県(委託先：(社福)熊本県社会福祉事業団)	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	1,565千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	1,959千円	障害者総合支援法第78条第2項	

<目的>

地域で生活する精神障がい者のスポーツ振興を図り、精神障がい者の社会参加及び地域社会の理解と交流を促進するとともに、本大会を通じて精神障がい者がスポーツの楽しさを体験し、親睦を深めることを目的とする。

<対象>

県内の地域で生活する精神障がい者及びその家族、医療機関等関係者、ボランティア等

<事業内容>

毎年秋、パークドーム熊本に県内各地から集まり、地域別10チーム(約1,500人)対抗により、つなひきやリレー等の競技、交流レクリエーション等を行う。

障がい者団体育成事業(単)

(事業開始年度：平成5年度)

実施主体	熊本県障害者スポーツ・文化協会	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	1,828千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	1,828千円	熊本県障害者福祉団体の事業等補助金交付取扱要領	

<事業内容>

障がい者のスポーツ・文化活動の振興を図る熊本県障害者スポーツ・文化協会に対し、運営費及び事業費を助成する。

全国障害者スポーツ大会派遣事業(単)

(事業開始年度：平成13年度)

実施主体	県(委託先：(社福)熊本県社会福祉事業団)	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	16,644千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	15,537千円	全国障害者スポーツ大会について(H26.4.1文科ス2号文部科学省スポーツ・青少年局長知)	

<事業内容>

障がい者の自立と社会参加促進のため、秋季国民体育大会開催都道府県において開催される全国障害者スポーツ大会に熊本県選手団を派遣する。

競技種目：陸上、水泳、卓球、アーチェリー、フライングディスク、ボウリング、フットベースボール等

2020東京パラリンピック選手育成・強化推進事業(単)

(事業開始年度：平成27年度)

実施主体	熊本県障害者スポーツ・文化協会	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	3,851千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	7,632千円	熊本県健康福祉部補助金等交付要領等	

<目的>

2020年の東京パラリンピックに向けて、出場の可能性が高い県内選手を集中的に育成強化し、同大会への出場者を生み出し、障がい者の社会参加促進を図る。

<事業内容>

熊本県障害者スポーツ・文化協会が、育成・強化対象選手の所属する競技団体等に対し、練習・合宿費、大会遠征費、専門トレーナーによるサポート、競技用具の購入費用、全国大会等の開催等に要する経費を助成する事業に対し、補助金を交付する。

身体障がい者補助犬育成事業

(事業開始年度：昭和57年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	1,200千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	1,200千円	障害者総合支援法第78条第2項	

<事業内容>

身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬及び聴導犬)の給付に関し適当と認められる団体に対し、身体障害者補助犬の育成に要する費用を助成する。

障害者条例推進事業(単)

(事業開始年度：平成24年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	12,579千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	12,436千円	障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例	

<目的>

障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例に基づき、障がいや理由とした不利益な取扱い等に関する相談体制、事案解決の仕組みを整備し、運用することにより、障がいの有無にかかわらず、安心して暮らすことができる共生社会（共に生きる熊本）の実現を目指す。

<事業内容>

- 1 相談体制の整備及び運用
- 2 「熊本県障害者の相談に関する調整委員会」の運営
- 3 条例の普及・啓発
- 4 手話言語の理解促進

障害者虐待防止対策支援事業

(事業開始年度：平成24年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	1,523千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	1,633千円	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律	

<目的>

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の円滑な施行のための体制整備や普及啓発を図る。

<事業内容>

- 1 連携協力体制整備事業
障がい者虐待の防止、障がい者虐待を受けた障がい者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する適切な支援を行うため、関係機関及び団体等が相互の連携を強化することを目的とした連携会議を開催する。
- 2 障害者虐待防止・権利擁護研修等事業
障害福祉サービス事業所等の管理者や従事者、市町村職員に対して障害者虐待防止に係る研修を実施する。
- 3 普及啓発事業
障がい者虐待の通報義務等の広報その他啓発活動を実施する。

5 健康局

(1) 医療政策課 事業体系

「(新)」は新規事業、「(単)」は単独事業、
 「【地震】」は熊本地震からの創造的復興関係事業、
 「【コロナ】」は新型コロナウイルス感染症関係事業、
 「【豪雨】」は令和2年7月豪雨復旧・復興関係事業、
 「【喫緊】」は基本方針関係事業を表す

頁

医療、介護を支える人材の確保

医師確保総合対策

— 熊本県地域医療対策協議会の運営(単)	177
— 地域医療支援センター事業(単)	177
— 女性医師支援事業(地域医療支援センター事業)(単)	177
— 寄附講座開設事業(単)	177
— 医師修学資金貸与事業(単)	178
— 医師の無料職業紹介制度(ドクターバンク)事業	178
— 医師・臨床研修医確保対策事業(単)	178
— (新)医師少数区域等における勤務医師のキャリア形成支援事業	178
— 産科医・新生児科医等確保事業(単)	179

看護職員確保対策

— 看護師養成所等運営費補助事業(単)	179
— ナースセンター事業(単)【喫緊】	179
— 看護教員等継続教育推進事業(単)【喫緊】	180
— 看護師等修学資金貸与事業(単)	180
— 病院内保育所運営事業(単)【喫緊】	180
— 新人看護職員研修事業(単)【喫緊】	181
— 地域保健関係職員等研修事業(単)	181
— 在宅医療に係る特定行為看護師等養成支援事業(単)【喫緊】	181
— 医療従事者勤務環境改善施設・設備整備事業(単)【喫緊】	182
— 医療従事者宿舎施設整備事業(単)【喫緊】	182
— 病院内保育所施設整備事業(単)【喫緊】	182
— 医療依存度の高い患者の在宅療養に関わる看護職支援事業(単)【喫緊】	182
— 看護学生の県内定着促進事業(単)	183
— 高校生の一泊看護体験・看護学生体験等を通じた啓発事業(単)	183
— 外国人看護師候補者就労研修支援事業	183

医療体制の充実・強化	新型コロナウイルス感染症対策	入院医療機関病床確保支援事業【コロナ】	183
		入院医療機関設備整備支援事業【コロナ】	184
		医療従事者派遣体制確保事業【コロナ】	184
		新型コロナウイルス感染症対策推進事業【コロナ】	184
		外国人患者受入環境整備事業【コロナ】	185
		(新)新型コロナウイルス感染防止遠隔医療推進事業【コロナ】	185
		(新)潜在保健師等人材バンク事業【コロナ】	185
		(新)看護師等卒後フォローアップ研修事業【コロナ】	185
	地域医療構想の推進	地域医療構想推進事業(単)	186
		病床機能分化・連携推進事業(単)	186
		療養病床転換助成事業	186
		病床機能再編支援事業	186
	へき地医療対策	へき地医療施設運営費補助事業	187
		へき地医療施設・設備整備費補助事業	187
		御所浦医療提供体制強化支援事業(単)	187
		自治医科大学負担金(単)	187
	救急・災害医療対策	救命救急センター運営事業	188
		救急患者退院コーディネーター事業	188
		ヘリ救急医療搬送体制推進事業	188
		災害医療対策事業	189
(新)夜間安心医療電話相談事業		189	
小児・周産期医療対策	小児医療対策事業	190	
	周産期医療対策事業	190	
脳卒中・急性心筋梗塞対策	脳卒中等医療推進事業(単)	191	
歯科医療対策	歯科医療確保対策事業(単)	191	
	回復期医科歯科病診連携推進事業(単)	191	
	障がい児・者歯科医療提供体制強化事業(単)	191	
医療提供体制の向上・医療安全対策	医療施設等施設・設備整備費	192	
	(新)医療施設浸水対策事業	192	
	有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業	192	
	地域医療等情報ネットワーク基盤整備事業(単)	192	
	医療勤務環境改善支援センター事業(単)【喫緊】	193	
	(新)地域医療勤務環境改善体制整備事業(単)【喫緊】	193	
	医療安全対策事業(単)	193	
医療機能情報提供事業	193		

熊本県地域医療対策協議会の運営(単)

(事業開始年度：平成19年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10(地域医療介護総合確保基金)
令和3年度予算額	4,200千円	(根拠法令等) 医療法第30条の23 熊本県地域医療対策協議会設置要綱	
令和2年度予算額	4,200千円		

<目的>

総合的な医師確保対策に関する協議を行うため、大学、医師会、公的医療機関、行政等を構成員とする熊本県地域医療対策協議会を開催する。

<事業内容>

協議会を開催し、地域における医療機関の連携体制、医師の効果的な確保・配置対策の協議を行う。

地域医療支援センター事業(単)

(事業開始年度：平成25年度)

実施主体	県(委託先：熊本大学)	負担割合	県10/10(地域医療介護総合確保基金)
令和3年度予算額	46,787千円	(根拠法令等) 医療法第30条の23 医療法第30条の25 医療介護総合確保推進法第4条 熊本県地域医療支援機構設置要綱	
令和2年度予算額	46,787千円		

<目的>

医師の地域偏在の解消のため、県内における医師不足の状況等を把握・分析し、医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足医療機関の医師確保の支援等を行う。

<事業内容>

医師不足の状況等の把握・分析、医師不足医療機関の支援、地域医療を志す医学生及び地域医療に従事する医師のキャリア形成支援、求人・求職の情報発信、県内外の医師や医学生からの相談対応等を行う。

女性医師支援事業(地域医療支援センター事業)(単)

(事業開始年度：平成22年度)

実施主体	事業1:県(委託先:熊本大学) 事業2:県(委託先:熊本市医師会)	負担割合	県10/10(地域医療介護総合確保基金)
令和3年度予算額	10,080千円	(根拠法令等) 医療法第30条の23 医療法第30条の25 医療介護総合確保推進法第4条	
令和2年度予算額	10,209千円		

<目的>

女性医師の離職防止及び復職支援を図る。

<事業内容>

事業1 講習会・冊子等による情報提供、復職支援コーディネーターによる相談対応等を行う。

事業2 講習会等参加時の無料一時保育サービスを提供する。

寄附講座開設事業(単)

(事業開始年度：平成28年度)

実施主体	熊本大学	負担割合	別記(事業ごとに記載)
令和3年度予算額	240,000千円	(根拠法令等) 医療法第30条の23	
令和2年度予算額	240,000千円		

<目的>

地域内の医療機関間の連携強化及び圏域における医療機能向上のための調査・研究

<事業内容>

- 地域医療連携ネットワーク実践学寄附講座(負担割合：県10/10(地域医療介護総合確保基金))
熊本県地域医療連携ネットワーク構築のため、医師派遣を通じた熊本県地域医療拠点病院の医療機能向上、地域内の医療機関間の連携強化、新専門医制度を踏まえた医師修学資金貸与医師や自治医科大学卒業医師への支援及び圏域における医療機能の向上を図るための調査・研究等を行う。
- 地域医療・総合診療実践学寄附講座(負担割合：県3/4(地域医療介護総合確保基金)、市町村1/4)
地域医療に関する卒前からの継続的な教育、総合診療(専門)医の育成や地域の医療機関における診療支援に関する研究を行う。

医師修学資金貸与事業①

(事業開始年度：平成21年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10 (地域医療介護総合確保基金)
令和3年度予算額	57,407千円	(根拠法令等) 医療法第30条の23 医療介護総合確保推進法第4条 熊本県医師修学資金貸与条例	
令和2年度予算額	69,175千円		

<目的>

地域医療を担う医師を養成する。

<対象>

熊本大学医学部生：推薦入試（地域枠）で入学した者（定員5名）

<事業内容>

知事が指定する病院等で一定以上の期間従事することを返還免除の要件とする修学資金を貸与する。

- 1 第1号被貸与者(入学後(編入学、転入学を除く)1年以内に被貸与者となった者)：貸与期間の1.5倍の期間
- 2 第2号被貸与者(編入学・転入学後に被貸与者となった者、入学後1年を経過した後に被貸与者となった者)：貸与期間に3年を加えた期間

医師の無料職業紹介制度(ドクターバンク)事業

(事業開始年度：平成20年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	千円	(根拠法令等) 医療法第30条の23 へき地保健医療対策等実施要綱(H30.3.29医政発0329第12号) 医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱(H30.11.30厚生労働省発医政1130第2号)	
令和2年度予算額	千円		

<目的>

地域医療への従事を希望する医師と地域の医療機関のマッチングの促進を図る。

<事業内容>

医師及び医師を募集する医療機関を登録し、医師への職業あっ旋を行う。

医師・臨床研修医確保対策事業②

(事業開始年度：平成19年度)

実施主体	事業1：県 事業2：県(委託先：熊本大学)	負担割合	県10/10(地域医療介護総合確保基金)
令和3年度予算額	16,973千円	(根拠法令等) 医療法第30条の23 医療介護総合確保推進法第4条 臨床研修費等補助金交付要綱(H27.6.22医政発0622第7号)	
令和2年度予算額	17,223千円		

<目的>

県内における臨床研修医の確保を図る。

<事業内容>

- 1 地域医療を紹介するホームページ等により、全国の医師・医学生に対して本県の魅力を発信し、県内での就業・定着につなげるとともに、臨床研修病院合同説明会への参加や広報誌等の作成により、県内外の医学部生等へ情報発信をし、臨床研修医の確保を図る。
- 2 臨床研修医の指導を行う指導医を養成して、臨床研修の充実を図る。

③医師少数区域等における勤務医師のキャリア形成支援事業

(事業開始年度：令和3年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2、医療機関1/2
令和3年度予算額	1,750千円	(根拠法令等) 医療法第5条の2 認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業実施要綱(R2.7.9医政発第0709第4号) 医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱(H30.11.30厚生労働省発医政1130第2号)	
令和2年度予算額	0千円		

<目的>

県内の医師少数区域等における医師の確保を図る。

<事業内容>

医師少数区域等に所在する病院又は診療所が行う認定医師(医療法第5条の2)のキャリア形成支援に要する経費(研修受講料、旅費、図書購入費)の助成。

産科医・新生児科医等確保事業①

(事業開始年度：平成21年度)

実施主体	別記（事業ごとに記載）	負担割合	別記（事業ごとに記載）
令和3年度予算額	46,830千円	(根拠法令等) 医療法第30条の23 医療介護総合確保推進法第4条 熊本県産科医等育成事業費補助金交付要領 熊本県新生児医療担当医(新生児科医)確保事業費補助金交付要領	
令和2年度予算額	49,225千円		

<目的>

産科医及びNICU担当医等の処遇を改善し、その確保を図る。

<事業内容>

- 産科医等育成事業（実施主体：日本産婦人科学会が指定する卒後研修指導施設、負担割合：県1／3、事業者2／3）
将来の産科医療を担う医師養成を図るため、臨床研修終了後の専門的な研修において、産科を選択する医師に対して研修医手当を支給する医療機関に対して助成する。
- 産科医等確保支援事業（実施主体：県内分娩取扱医療機関、負担割合：県1／3、事業者2／3）
産科医及び助産師に分娩取扱医療機関が支給する分娩手当に対して助成する。
- 新生児医療担当医（新生児科医）確保事業（実施主体：医療機関、負担割合：県1／3、事業者2／3）
NICU医療機関が支給する新生児担当医手当等に対して助成する。
- 産科医・小児科医増加促進事業（（1）実施主体：熊本大学、負担割合：県1／2、（2）実施主体：県）
（1）産科、小児科を選択する医学生及び卒後研修生に対し、学会等への参加費用を助成する。
（2）県外の産科医、小児科医を本県に誘致するためのリクルート活動を行う。

看護師養成所等運営費補助事業①

(事業開始年度：昭和45年度)

実施主体	看護師等養成所	負担割合	県10／10(地域医療介護総合確保基金)
令和3年度予算額	223,579千円	(根拠法令等) 医療介護総合確保推進法第4条 熊本県看護師等養成所運営費補助金交付要領	
令和2年度予算額	225,007千円		

<目的>

看護師等養成所における教育内容の充実を図り、質の高い看護職員を養成する。

<事業内容>

看護師等養成所を運営する学校法人や一般社団法人等に対して、人件費・教材費等の経費を助成する。

ナースセンター事業①【喫緊】

(事業開始年度：平成4年度)

実施主体	県(委託先：熊本県看護協会)	負担割合	県10／10(地域医療介護総合確保基金)
令和3年度予算額	38,244千円	(根拠法令等) 医療介護総合確保推進法第4条 看護師等の人材確保の促進に関する法律	
令和2年度予算額	38,670千円		

<目的>

医療機関等における看護職員の確保や看護に関する普及啓発、在宅医療の推進等を図る。

<事業内容>

- ナースバンク事業：就業希望者の登録、無料職業紹介、看護に関する普及啓発、離職看護職員の届出等
- 訪問看護支援事業：訪問看護相談
- 潜在看護職員再就業研修支援事業：潜在看護職員を対象とした定期的な再就業支援に関する研修会の実施

看護教員等継続教育推進事業①【喫緊】

(事業開始年度：事業1-平成12年度、事業2-平成6年度)

実施主体	別記(事業ごとに記載)	負担割合	県10/10(地域医療介護総合確保基金)
令和3年度予算額	3,876千円	(根拠法令等) 医療介護総合確保推進法第4条 看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン(H27.3.31医政発0331第21号) 保健師助産師看護師実習指導者講習会実施要綱(H27.1.6医政発0106第2号)	
平成2年度予算額	4,695千円		

<目的>

医療の高度化・専門化に対応した教育内容の充実によって、看護教員及び実習指導者等の質の向上を図る。

<事業内容>

- 1 看護教員継続教育研修事業(実施主体：県)
カリキュラム改正に対応した教育の実施や看護教員の成長段階別研修を実施する。
- 2 実習指導者養成講習会事業(実施主体：県(委託先：熊本県看護協会))
看護学生の実習指導者を養成し、看護教育の充実を図るため、実習指導者が学生指導に必要な知識・技術を習得するための講習会を開催する。(年1回開催 期間：40日間、定員50人程度)
- 3 公衆衛生看護実習指導者研修(実施主体：県)
保健師学生の自習を受け入れている県及び市町村の保健師を対象とした研修(実施主体：県)
- 4 圏域看護連携強化推進事業
地域において安心・安全で質の高い看護サービスを提供するために、各圏域での看護職員の資質向上と連携推進を図るための事業

看護師等修学資金貸与事業①

(事業開始年度：昭和37年度)

実施主体	県	負担割合	一般枠：県10/10 地域枠等：県10/10(地域医療介護総合確保基金)
令和3年度予算額	66,070千円	(根拠法令等) 医療介護総合確保推進法第4条 熊本県看護師等修学資金貸与条例等	
令和2年度予算額	66,337千円		

<目的>

県内の医療機関等に就業する保健師、助産師、看護師及び准看護師の確保・定着を図る。

<事業内容>

看護師等学校養成所に在学する者の修学を容易にし、県内定着を図るため、県内の看護師等の確保が困難な施設等に一定期間従事すれば返還が免除される修学資金を貸与する。

病院内保育所運営事業①【喫緊】

(事業開始年度：昭和49年度)

実施主体	医療機関	負担割合	県2/3(地域医療介護総合確保基金) 事業者1/3
令和3年度予算額	80,207千円	(根拠法令等) 医療介護総合確保推進法第4条 病院内保育所運営事業費補助金交付要領	
令和2年度予算額	80,628千円		

<目的>

病院内保育所の運営を支援することにより、子育て世代の医療従事者の離職防止及び再就業の促進を図る。

<事業内容>

病院内保育施設の運営に必要な経費を助成する(保育料、保育児童数、保育時間及び保育士数等が所定の要件を満たす場合、保育士等の人件費相当分の運営費を助成する。)

新人看護職員研修事業①【喫緊】

(事業開始年度：平成22年度)

実施主体	1 医療機関 2 県(委託先：熊本県看護協会)	負担割合	別記(事業ごとに記載)
令和3年度予算額	5,368千円	(根拠法令等) 医療介護総合確保推進法第4条 保健師助産師看護師法 看護師等の人材確保の促進に関する法律 新人看護職員研修事業費補助金交付要領	
令和2年度予算額	6,994千円		

<目的>

新人看護職員の早期離職防止、医療安全の確保のため、全ての新人看護職員が1年間のOJTを計画的に受けられるように、地域の医療機関等の新人看護職員研修体制整備を支援するとともに、研修責任者等研修を実施する。

<事業内容>

- 1 新人看護職員等受入研修事業(負担割合：県1/2(地域医療介護総合確保基金)、事業者1/2)
他の医療機関の新人看護職員、再就業看護職員等を受け入れて研修を実施する病院の研修に要する費用を助成する。
- 2 研修責任者等研修事業(負担割合：県10/10(地域医療介護総合確保基金))
研修責任者等がガイドラインに示されている新人看護職員研修の実施に必要な能力を習得し、適切な研修実施体制を確保する。

地域保健関係職員等研修事業②

(事業開始年度：平成6年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	1,292千円	(根拠法令等) 地域保健法、地域保健対策の推進に関する基本的な指針	
令和2年度予算額	1,485千円		

<目的>

地域の実情に応じた保健活動が行えるよう新任保健師に対する現任教育や、派遣研修等を通じて、これからの地域保健を担う人材の育成及び資質の向上を図る。

<事業内容>

- 1 保健師階層別研修
- 2 保健師派遣研修事業
- 3 保健師現任教育
- 4 保健師学生等実習指導

在宅医療に係る特定行為看護師等養成支援事業③【喫緊】

(事業開始年度：平成28年度)

実施主体	医療機関	負担割合	県1/2(地域医療介護総合確保基金)、事業者1/2
令和3年度予算額	23,994千円	(根拠法令等) 保健師助産師看護師法 看護師等の人材確保の促進に関する法律 在宅医療に係る特定行為看護師等養成支援事業補助金交付要領	
令和2年度予算額	24,086千円		

<目的>

医療の高度化に伴い、専門性の高い看護職員が求められていることに加え、団塊の世代が75歳に達する2025年に備え、在宅医療のニーズが高まっていることから、特定の分野、とりわけ在宅において熟練した技術と知識を用いた看護を実践する認定看護師等の育成を推進する。

<事業内容>

在宅分野に係る認定看護師等の資格取得及び特定行為研修の受講等に要した費用や資格取得に必要な期間の代替職員の人件費を助成する。

医療従事者勤務環境改善施設・設備整備事業(単)【喫緊】

(事業開始年度：平成14年度)

実施主体	医療機関	負担割合	県1 / 3 (地域医療介護総合確保基金) 事業者2 / 3
令和3年度予算額	10,659千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	3,997千円	医療介護総合確保推進法第4条 医療従事者勤務環境改善施設・設備整備事業費補助金交付要領	

<目的>

医療従事者が働きやすい合理的な病棟づくりなど勤務環境改善整備を支援することにより、医療従事者の離職防止を図る。

<対象>

- 1 業務見直し改善検討委員会等を設置し、業務の改善に積極的に取り組んでいる病院
- 2 院内研修等独自に離職防止対策を実施している病院

<事業内容>

- 1 施設整備事業
病院の処置室、カンファレンスルーム、仮眠室及びナースステーション等の拡張や新設により医療従事者が働きやすい合理的な病棟づくりとするための施設整備事業
- 2 設備整備事業
医療従事者の業務省力化につながる設備・システムや機器等の導入に係る設備整備事業

医療従事者宿舎施設整備事業(単)【喫緊】

(事業開始年度：平成21年度)

実施主体	医療機関	負担割合	県1 / 3 (地域医療介護総合確保基金) 事業者2 / 3
令和3年度予算額	9,295千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	70,340千円	医療介護総合確保推進法第4条 医療従事者宿舎施設整備事業費補助金交付要領	

※令和2年度予算額の欄には、令和元年度2月補正予算額(全額繰越：15,719千円)を含む。

<目的>

医療従事者の離職防止対策の一環として、医療従事者宿舎の個室整備を行うことにより、医療従事者の定着促進を図る。

<事業内容>

医療従事者宿舎の個室整備に伴う新築、増改築又は改修に要する工事費等に対して助成する。

病院内保育所施設整備事業(単)【喫緊】

(事業開始年度：平成27年度)

実施主体	医療機関	負担割合	県1 / 3 (地域医療介護総合確保基金) 事業者2 / 3
令和3年度予算額	8,450千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	0千円	医療介護総合確保推進法第4条 病院内保育所施設整備事業費補助金交付要領	

<目的>

病院内保育所の施設整備を支援することにより、子育て世代の医療従事者の離職防止及び再就業の促進を図る。

<事業内容>

病院内保育所の新築・定員増を伴う増改築又は改修に要する工事費等に対して助成する。

医療依存度の高い患者の在宅療養に関わる看護職支援事業(単)【喫緊】

(事業開始年度：平成27年度)

実施主体	熊本大学病院	負担割合	県10 / 10 (地域医療介護総合確保基金)
令和3年度予算額	3,000千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	3,000千円	医療介護総合確保推進法第4条 看護師等の人材確保の促進に関する法律	

<目的>

医療依存度の高い患者に対して、質の高い看護実践を行うための相談・研修体制を整備する。

<事業内容>

急性期から在宅療養を目的に移行した医療依存度の高い患者に係る医療機関や、訪問看護ステーション等に従事する看護職の支援(相談窓口の開設、研修等)に要する経費に対して助成する。

看護学生の県内定着促進事業^(単)

(事業開始年度：平成27年度)

実施主体	看護師等学校養成所	負担割合	県10/10 (地域医療介護総合確保基金)
令和3年度予算額	2,590千円	(根拠法令等) 医療介護総合確保推進法第4条 看護学生県内定着促進事業費補助金交付要領	
令和2年度予算額	3,000千円		

<目的>

看護学生の県内定着を促進するため、看護師等学校養成所の取組を支援し、県内看護職員の確保を図る。

<事業内容>

看護師等学校養成所が行う看護学生の県内定着促進に係る経費に対して助成する。

高校生の一日常護体験・看護学生体験等を通じた啓発事業^(単)

(事業開始年度：平成27年度)

実施主体	県(委託先：熊本県看護協会)	負担割合	県10/10 (地域医療介護総合確保基金)
令和3年度予算額	1,642千円	(根拠法令等) 医療介護総合確保推進法第4条 看護師等の人材確保の促進に関する法律	
令和2年度予算額	1,860千円		

<目的>

高校生に、実際の看護の体験や、看護学生の体験を通して看護の心を理解してもらうことにより、看護職を志望する者の掘り起こしを図る。

<事業内容>

看護に関心がある県内高校生を対象に、病院等における一日常護体験及び看護師等学校養成所における一日常護学生体験を実施する。また、看護職による中学・高校生向け出前講座及び進路指導担当者向け説明会を実施する。

外国人看護師候補者就労研修支援事業

(事業開始年度：平成29年度)

実施主体	医療機関	負担割合	国10/10 (69.5万円を上限とし、残りは事業者負担)
令和3年度予算額	695千円	(根拠法令等) 医療提供体制推進事業費補助金交付要綱(H30.5.30厚生労働省発医政0530第6号) 看護職員確保対策事業等実施要綱(H30.3.30医政発0330第18号) 外国人看護師候補者就労研修支援事業費補助金交付要領	
令和2年度予算額	1,390千円		

<目的>

経済連携協定(EPA)に基づき入国する外国人看護師候補者が、日本で就労する上で必要なる日本語能力の習得及び外国人看護師候補者を受け入れる医療機関の研修支援体制の充実を図る。

<事業内容>

外国人看護師候補者を受け入れる医療機関に対し、日本語習得及び就労研修支援に要する経費を助成する。

新型コロナウイルス感染症入院医療機関病床確保支援事業【コロナ】

(事業開始年度：令和元年度)

実施主体	県	負担割合	国10/10 (緊急包括支援交付金)
令和3年度予算額	18,300,644千円	(根拠法令等) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)交付要綱 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)実施要綱	
令和2年度予算額	21,251,331千円		

<目的>

新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床を確保することで、蔓延期等における医療提供体制の整備と感染拡大防止に資する。

<事業内容>

新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れる医療機関の病床確保に要する経費に対する助成。

新型コロナウイルス感染症入院医療機関設備整備支援事業【コロナ】

(事業開始年度：令和2年度)

実施主体	県	負担割合	国10/10 (緊急包括支援交付金)
令和3年度予算額	300,000千円	(根拠法令等) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分) 交付要綱 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分) 実施要綱	
令和2年度予算額	1,686,641千円		

<目的>

新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関において、人工呼吸器や個人防護服、簡易陰圧装置等の設備整備に対する助成を行い、患者の生命を守る入院医療提供体制の確保に資する。

<事業内容>

新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れる医療機関の設備整備に対する助成。

新型コロナウイルス感染症医療従事者派遣体制確保事業【コロナ】 (事業開始年度：令和2年度)

実施主体	県	負担割合	国10/10 (新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金)
令和3年度予算額	200,000千円	(根拠法令等) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業実施要綱 (R2.4.30医政発0430第5号) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分) 交付要綱 (R2.8.5厚生労働省発医政0805第1号)	
令和2年度予算額	200,000千円		

<目的>

新型コロナウイルス感染症に対応した医療提供体制の確保を図る。

<事業内容>

新型コロナウイルス感染症の入院受入医療機関等に対して医療従事者を派遣する医療機関への派遣費用の助成。

- 1 新型コロナウイルス重症患者を受け入れる医療機関へ専門の医療従事者を派遣する医療機関に対する派遣費用の助成。
- 2 医療機関に勤務する医師が、感染(疑い含む)し、診療ができなくなった場合に、代替医師を派遣する医療機関に対する派遣費用の助成。
- 3 新型コロナウイルス感染症が増加した場合に、地域で維持する必要がある救急等の医療機能を継続するために医療従事者を派遣する医療機関への助成。

新型コロナウイルス感染症対策推進事業【コロナ】

(事業開始年度：令和2年度)

実施主体	県	負担割合	国10/10 ((新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金)
令和3年度予算額	34,480千円	(根拠法令等) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分) 交付要綱 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分) 実施要綱	
令和2年度予算額	34,714千円		

<目的>

新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制の構築を行うとともに、関係医療機関相互の連絡調整を行う。また、県調整本部で患者の入院調整を行うことで、医療従事者の負担軽減と、安全な医療提供を行う。

<事業内容>

- 1 新型コロナウイルス感染症対策熊本県調整本部及び本部サテライトの運営費
- 2 新型コロナウイルス感染症対策に係る実務者会議の開催
- 3 調整本部メンバーの参集に係る経費

外国人患者受入環境整備事業【コロナ】

(事業開始年度：令和2年度)

実施主体	医療機関	負担割合	国10/10 ((新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金)
令和3年度予算額	50,000千円	(根拠法令等) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)交付要綱 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)実施要綱	
令和2年度予算額	100,000千円		

<目的>

新型コロナウイルス感染症患者等の入院医療を提供する医療機関における新型コロナウイルス感染症患者等である外国人について、院内での感染拡大を防ぎながら、多様な言語や宗教・文化的背景への配慮等外国人特有の課題に対応した入院治療・療養が可能な体制を整備し、適切な入院治療・療養が提供される環境を確保する。

<事業内容>

新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関に対して、外国人患者受入に要する費用を助成する。

新型コロナウイルス感染防止遠隔医療推進事業【コロナ】

(事業開始年度：令和3年度)

実施主体	医療機関	負担割合	国1/2 事業者1/2
令和3年度予算額	10,000千円	(根拠法令等) 医療施設等設備整備費補助金交付要綱(R2.7.17厚生労働省発医政0717第3号)	
令和2年度予算額	0千円		

<目的>

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、感染症対策としての遠隔医療の推進が求められているため、遠隔医療(遠隔病理診断・遠隔画像による診断及び助言・在宅患者に対する遠隔医療)の実施に必要なコンピューター機器等の設備整備に対し助成する。

<事業内容>

遠隔医療の実施に必要なコンピューター機器、通信機器等の設備整備費に対し助成する。

潜在保健師等人材バンク事業【コロナ】

(事業開始年度：令和3年度)

実施主体	県	負担割合	県1/2 国1/2
令和3年度予算額	1,671千円	(根拠法令等) 保健所に係る「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」について(R2.9.25健健発0925第1号、健感発0925第1号、総財調第25号)	
令和2年度予算額	0千円		

<目的>

新型コロナウイルス感染症の感染拡大時に、迅速に保健所業務を担う人材を派遣する体制を整備する。

<事業内容>

潜在保健師等人材バンクの整備・保健所業務に必要な研修等を行う。

看護職等卒後フォローアップ研修事業【コロナ】

(事業開始年度：令和3年度)

実施主体	看護師等学校養成所	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	4,320千円	(根拠法令等) 令和3年度新型コロナウイルスの影響に係る看護職員卒後フォローアップ研修事業費補助金交付要綱 看護職員確保対策事業等実施要綱(R3.5.21医発0521第11号)	
令和2年度予算額	0千円		

<目的>

令和3年度の新卒看護職を対象に、学生時の臨地実習不足を補完するための研修を実施し、リアリティショックによる早期離職防止を図る。

<事業内容>

急性期・回復期・在宅等の各領域における体験型の研修の実施に必要な経費について助成する。

地域医療構想推進事業 (単)

(事業開始年度：平成29年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	17,068千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	20,627千円	医療法第30条の14	

<目的>

「熊本県地域医療構想」(平成29年3月策定)に基づき、患者の状態に応じた質の高い医療を地域の関係者が連携することによって効率的に提供できる体制づくりを進める。

<事業内容>

- 1 医療法第30条の14の規定に基づき、県単位と構想区域ごとに「地域医療構想調整会議」を設置・運営する。
- 2 地域医療構想アドバイザーの活動を支援し、県主催の地域医療構想研修会を開催する。

病床機能分化・連携推進事業 (単)

(事業開始年度：平成28年度)

実施主体	病院、診療所、研修実施団体	負担割合	県1/2 (地域医療介護総合確保基金) 事業者1/2
令和3年度予算額	279,277千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	312,700千円	医療介護総合確保推進法、医療法	

<目的>

医療介護需要が最大となる2025年に向け、医療機能に見合った資源の効果的かつ効率的な配置を促し、急性期から回復期、慢性期までの患者の状態に見合った病床で、より良質な医療サービスを受けられる体制を作る。

<事業内容>

- 1 2025年に不足が見込まれる病床機能への転換を行う医療機関又は病床再編を行う複数の医療機関が実施する施設及び設備の整備費に対する助成。
- 2 回復期の病床機能を有する医療機関が実施する医療機器等の購入費への助成及び同機能を有する医療機関の医療従事者を対象にした研修事業を実施する団体への助成。

療養病床転換助成事業

(事業開始年度：平成20年度)

実施主体	医療機関	負担割合	国10/27 県5/27 支払基金12/27
令和3年度予算額	52,500千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	71,500千円	高齢者の医療の確保に関する法律附則第2条 病床転換助成事業交付金交付要綱	

<目的>

療養病床の介護医療院や介護老人保健施設への転換促進を図る。

<事業内容>

医療療養病床の介護医療院等への転換を行う医療機関が実施する施設整備に対する助成。

病床機能再編支援事業

(事業開始年度：令和2年度)

実施主体	県	負担割合	国10/10
令和3年度予算額	270,000千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	500,000千円	医療法第30条の14 病床機能再編支援補助金交付要綱	

<目的>

将来の医療需要等を踏まえ病床の再編や削減を行う医療機関に対する財政支援を実施することで、病床機能の分化連携を推進し、持続可能な医療提供体制の確保を図る。

<事業内容>

地域医療構想調整会議の合意を踏まえて行う医療機関の自主的な病床の削減に対し、削減数に応じた給付金を交付する。

へき地医療施設運営費補助事業

(事業開始年度：昭和32年度)

実施主体	事業1：県 事業2：へき地医療拠点病院 事業3：へき地診療所	負担割合	事業1：国1/2 県1/2 事業2：国1/2 県1/2 事業3：国2/3 市町村1/3
令和3年度予算額	51,311千円	(根拠法令等) へき地保健医療対策等実施要綱 (H30.3.29医政発0329第12号) 医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱 (H30.11.30厚生労働省発医政1130第2号)	
令和2年度予算額	49,283千円		

<目的>

へき地における医療の確保を図る。

<事業内容>

- 1 熊本県へき地医療支援機構運営によるへき地医療対策の各種事業（①医師育成・確保、②へき地診療所への医師派遣の調整、③へき地医療従事者への支援・研修の実施）、へき地保健医療対策に関する協議会運営及びドクターバンク運営を実施する。
- 2 へき地医療拠点病院の運営に対して助成する。
- 3 へき地診療所の運営に対して助成する。

へき地医療施設・設備整備費補助事業

(事業開始年度：昭和54年度)

実施主体	事業1：へき地医療拠点病院 事業2：へき地診療所	負担割合	事業1：国1/2 県1/2 事業2：国1/2 市町村1/2
令和3年度予算額	78,697千円	(根拠法令等) へき地保健医療対策等実施要綱 (H30.3.29医政発0329第12号) 医療施設等設備整備費補助金交付要綱 (H30.5.10厚生労働省発医政0510第5号)	
令和2年度予算額	61,267千円		

<目的>

へき地における医療の確保を図る。

<事業内容>

- 1 へき地医療拠点病院の施設及び設備整備に対して助成する。
- 2 へき地診療所の施設及び設備整備に対して助成する。

御所浦医療提供体制強化支援事業（御所浦地域振興策）単

(事業開始年度：平成27年度)

実施主体	天草市	負担割合	別記（事業ごとに記載）
令和3年度予算額	165,157千円	(根拠法令等) 医療法第30条の23 医療法第30条の25 御所浦地域振興策	
令和2年度予算額	26,622千円		

<目的>

将来にわたる御所浦の医療提供体制の確保を図る。

<事業内容>

- 1 御所浦に勤務する医師に対する研究手当や交通費、医学生受入に係る旅費等に対する補助（負担割合：県10/10）
- 2 御所浦診療所・北診療所及び御所浦北診療所の設備整備等に対する補助。（負担割合：天草市1/2 県1/2）
- 3 御所浦診療所及び歯科診療所の建設に対する補助（負担割合：天草市7/10程度、県3/10程度）

自治医科大学負担金単

(事業開始年度：昭和47年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	131,200千円	(根拠法令等) 全国知事会における負担額の承認	
令和2年度予算額	131,200千円		

<目的>

へき地医療を担う医師の養成を行い、県内のへき地等における医療の確保と向上を図る。

<事業内容>

へき地等の地域医療に従事する医師の養成を目的として、各都道府県が共同出資して設立した自治医科大学の経費を負担する。

救命救急センター運営事業

(事業開始年度：昭和51年度)

実施主体	救命救急センター	負担割合	国 1 / 3 県 1 / 3 事業者 1 / 3
令和3年度予算額	129,192千円	(根拠法令等) 救急医療対策事業実施要綱 (H31.4.18医政発0418第16号) 医療提供体制推進事業費補助金交付要綱 (R2.8.3厚生労働省発医政0803第4号)	
令和2年度予算額	164,010千円		

<目的>

県内の重篤な救急患者の医療を確保するため、三次救急医療体制の充実を図る。

<事業内容>

重篤な救急患者に対応するため、救命救急センターの運営経費を助成する。

救急患者退院コーディネーター事業

(事業開始年度：平成28年度)

実施主体	救命救急センター及び第二次救急医療機関	負担割合	国 1 / 3 事業者 2 / 3
令和3年度予算額	12,964千円	(根拠法令等) 救急医療対策事業実施要綱 (H31.4.18医政発0418第16号) 医療提供体制推進事業費補助金交付要綱 (H30.5.30厚生労働省発医政0530第6号)	
令和2年度予算額	12,964千円		

<目的>

急性期を脱した救急患者の円滑な転床・転院を促進し、救急医療用病床を有効に活用するとともに、医師等の負担を軽減することを目的とする。

<事業内容>

地域の実情に精通した看護師、社会福祉士等の医療従事者を「救急患者退院コーディネーター」として医療機関等に配置する経費を助成する。

ヘリ救急医療搬送体制推進事業

(事業開始年度：平成22年度)

実施主体	別記 (事業ごとに記載)	負担割合	別記 (事業ごとに記載)
令和3年度予算額	256,125千円	(根拠法令等) 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に対する特別措置法 救急医療対策事業実施要綱 (H31.4.18医政発0418第16号) 医療提供体制推進事業費補助金交付要綱 (R2.8.3厚生労働省発医政0803第4号)	
令和2年度予算額	256,247千円		

<目的>

治療開始までの時間短縮や、高次医療機関への迅速な搬送を行うため、防災消防ヘリとドクターヘリが互いの特性を生かした「熊本型」のヘリ救急搬送体制を推進する。

<事業内容>

- 1 ドクターヘリ運営費補助事業 (実施主体：熊本赤十字病院、負担割合：国 1 / 2 県 1 / 2)
ドクターヘリの運航に要する経費を助成する。
- 2 地域救急医療支援事業 (実施主体：熊本医療センター、負担割合：県 1 / 3 実施主体 2 / 3)
搬送先が決まらない患者の最終受入のための空床確保に要する経費を助成する。

災害医療対策事業

(事業開始年度：平成21年度)

実施主体	別記（事業ごとに記載）	負担割合	別記（事業ごとに記載）
令和3年度予算額	33,190千円		(根拠法令等) 熊本県災害派遣医療チーム（熊本DMAT）運営要綱 災害医療対策事業等実施要綱（H31.4.1厚生労働省医政発0401第18号） 医療介護総合確保推進法第4条 医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金交付要綱（H30.8.31厚生労働省発医政0831第9号）
令和2年度予算額	37,215千円		

<目的>

災害医療の専門的な訓練を受けた医療チーム（DMAT）を組織するとともに、熊本地震の経験を踏まえ、新たな災害発生への対応に向け、新たな災害発生への対応に向け、災害医療提供体制の充実・強化を図る。

<事業内容>

- DMAT支援事業（実施主体：県、負担割合：県10/10）
熊本DMATの運用計画等を協議する熊本DMAT運営会議等を開催する。
- 災害医療研修強化事業（実施主体：基幹災害拠点病院、負担割合：県10/10（地域医療介護総合確保基金、県（委託先：基幹災害拠点病院）、負担割合：国10/10）
地域災害医療コーディネーター等を対象とした災害医療研修・訓練に要する経費を助成する。
- 災害保健医療機能分化・連携促進事業（実施主体：熊本大学病院、負担割合：県10/10（地域医療介護総合確保基金）
熊本地震時における健康悪化等の検証・解析を通じて、減災、防災体制の構築を行うとともに、災害医療を担う多職種医療人材の連携促進に要する経費を助成する。
- 災害歯科医療研修強化事業（実施主体：熊本県歯科医師会、負担割合：県10/10（地域医療介護総合確保基金）
災害時に実動可能な体制を整備するため、地域において災害歯科医療を担う人材の育成や連携体制を構築するための研修に要する経費を助成する。
- 九州・沖縄ブロックDMAT実動訓練実施事業（実施主体：県、負担割合：県10/10）
本県で大規模災害が発生した想定でDMATの実動訓練を実施し、参集拠点本部の立ち上げや本部運営訓練等を行う。

⑨ 夜間安心医療電話相談事業 ⑨

(事業開始年度：令和3年度)

実施主体	熊本県	負担割合	県4/5（地域医療介護総合確保基金）、市町村1/5
令和3年度予算額	18,533千円		(根拠法令等) 熊本県保健医療計画
令和2年度予算額	0千円		

<目的>

夜間に県民が急な病気やけがをしたときに、夜間の医療機関受診の必要性や応急手当の方法等を相談員がアドバイスすることにより、不安な県民に安心を提供するとともに、上手な医療のかかり方を促すことで救急外来に対応する医療従事者の負担を軽減する。

<事業内容>

夜間に急な病気やケガをした県民に対し、夜間の医療機関受診の必要性や応急手当の方法等について、看護師等が電話相談を実施する。

小児医療対策事業

(事業開始年度：平成14年度)

実施主体	別記（事業ごとに記載）	負担割合	別記（事業ごとに記載）
令和3年度予算額	184,372千円	(根拠法令等)	医療介護総合確保推進法第4条 救急医療対策事業実施要綱（H31.4.18医政発0418第16号） 医療提供体制推進事業費補助金交付要綱（H30.5.30厚生労働省発 医政0530第6号）
令和2年度予算額	184,372千円		

<目的>

小児（救急）医療の確保や医療的ケア児等に対する在宅医療支援体制の構築を図るとともに、NICU（新生児集中治療管理室）等からの円滑な在宅移行を推進する。

<事業内容>

- 小児救急医療拠点病院運営事業（実施主体：熊本市医師会・天草郡市医師会、負担割合：県10/10（地域医療介護総合確保基金））
入院加療を要する重症の小児救急患者を広域で常時受け入れる小児救急医療拠点病院の運営経費を助成する。
- 小児救命救急センター運営事業（実施主体：熊本赤十字病院、負担割合：国1/3 事業者2/3）
診療科領域を問わず、全ての重篤な小児救急患者を受け入れる小児救命救急センターの運営経費を助成する。
- 子ども医療電話相談事業【#8000】（実施主体：県（委託先：熊本県医師会）、負担割合：県10/10（地域医療介護総合確保基金））
子どもを抱える保護者の不安を解消するため、県下全域を対象として、看護師等が、夜間・休日における小児の急病等の電話相談に対応する。
- 小児訪問看護ステーション機能強化事業（実施主体：県（委託先：NPO 法人 NEXTEP）、負担割合：県10/10（地域医療介護総合確保基金））
小児を対象とした訪問看護ステーション向けの相談窓口（熊本県小児訪問看護ステーション相談支援センター）の運営や技術的支援を担う小児在宅支援コーディネーターを配置する。また、小児訪問看護の技術向上等に向けた研修会を開催する。
- 小児医療体制検討会議（実施主体：県、負担割合：県10/10）
小児医療体制の検討を行うため、大学、県下の小児医療機関・消防等の関係者による検討会議を開催する。
- 熊本県小児在宅医療支援センター運営事業（実施主体：熊本大学病院、負担割合：県10/10（地域医療介護総合確保基金））
小児在宅医療に関する相談窓口の運営等を行う熊本大学病院小児在宅医療支援センターの運用経費を助成する。

周産期医療対策事業

(事業開始年度：平成13年度)

実施主体	別記（事業ごとに記載）	負担割合	別記（事業ごとに記載）
令和3年度予算額	119,803千円	(根拠法令等)	周産期医療対策事業等実施要綱（H30.3.29医政発0329第19号） 医療提供体制推進事業費補助金交付要綱（H30.5.30厚生労働省発 医政0530第6号）
令和2年度予算額	75,859千円		

<目的>

周産期医療体制を整備し、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりの推進を図る。

<事業内容>

- 周産期医療協議会の運営（実施主体：県、負担割合：国1/3 県2/3）
周産期医療体制の整備に関する協議を行う熊本県周産期医療協議会及び検討部会の開催
- 周産期医療関係者の育成研修事業（実施主体：県、負担割合：国1/3 県2/3）
周産期医療に従事する医師、助産師、看護師を対象とした専門的な知識や技術を習得するための研修会の開催
- 周産期医療ホットライン事業（実施主体：県、負担割合：国1/3 県2/3）
ドクター間のホットラインで迅速な搬送先を確保するため、周産期母子医療センター（4箇所）及び地域周産期中核病院（6箇所）の産科・小児科に専用携帯電話を配備（計14台）
- 周産期母子医療センター運営事業
(1)総合周産期母子医療センター運営事業（実施主体：熊本市民病院、負担割合：国1/3 事業者2/3）
(2)地域周産期母子医療センター運営事業（実施主体：福田病院、負担割合：国1/3 事業者2/3）
- 日中一時支援事業（実施主体：熊本再春医療センター、負担割合：国1/3 実施主体2/3）
高度な医療支援が必要なNICU長期入院児等の在宅移行後のレスパイトケアを担う重症心身障がい児施設等への運営費を助成する。

脳卒中等医療推進事業(単)

(事業開始年度：平成22年度)

実施主体	別記(事業ごとに記載)	負担割合	別記(事業ごとに記載)
令和3年度予算額	1,720千円	(根拠法令等) 医療介護総合確保推進法第4条	脳卒中地域連携クリティカルパス推進事業補助金交付要領
令和2年度予算額	1,874千円		

<目的>

関係者との協議・検討を通じ、脳卒中と心筋梗塞等の心血管疾患の医療体制を確保するとともに、急性期、回復期、維持期及び在宅等への復帰に係る医療機関等が相互に連携しながら、一連の医療が切れ目なく提供される連携体制を構築するため、地域連携クリティカルパスの普及を図る。

<事業内容>

- 脳卒中等医療推進事業(実施主体：県、負担割合：県10/10)
脳卒中と心筋梗塞等の心血管疾患の医療体制に関する協議を行う脳卒中医療推進検討会議及び心筋梗塞等の心血管疾患医療推進検討会議の開催
- 脳卒中地域連携クリティカルパス推進事業(実施主体：熊本県医師会、郡市医師会、脳卒中急性期拠点医療機関、負担割合：県10/10(地域医療介護総合確保基金))
熊本県内において、脳卒中地域連携クリティカルパスを導入又は運用拡大するために要する経費に対して助成する。

歯科医療確保対策事業(単)

(事業開始年度：昭和54年度)

実施主体	八代歯科医師会	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	385千円	(根拠法令等) 第7次熊本県保健医療計画 第4次熊本県歯科保健医療計画	
令和2年度予算額	385千円		

<目的>

休日の救急歯科医療体制を確保する。

<事業内容>

休日歯科診療事業を行う八代歯科医師会口腔保健センターに対して助成する。

回復期医科歯科病診連携推進事業(単)

(事業開始年度：平成26年度)

実施主体	熊本県歯科医師会	負担割合	県10/10(地域医療介護総合確保基金)
令和3年度予算額	2,626千円	(根拠法令等) 医療介護総合確保推進法第4条 第7次熊本県保健医療計画 第4次熊本県歯科保健医療計画	
令和2年度予算額	2,626千円		

<目的>

高度急性期から在宅へつなぐ回復期において、医科歯科連携を実施するための人材育成や広報・啓発を行い、患者の状態に応じたサービスを提供できる体制を構築する。

<事業内容>

回復期病院における医科歯科連携推進のための協議会や研修等を行う熊本県歯科医師会に対して助成する。

障がい児・者歯科医療提供体制強化事業(単)

(事業開始年度：令和元年度)

実施主体	熊本県歯科医師会	負担割合	県10/10(地域医療介護総合確保基金) うち、2,000千円は熊本市負担金
令和3年度予算額	17,400千円	(根拠法令等) 医療介護総合確保推進法第4条 熊本県保健医療計画 熊本県歯科保健医療計画	
令和2年度予算額	17,400千円		

<目的>

障がい児・者に対する歯科診療提供体制の充実を図る。

<事業内容>

障がい児・者の歯科診療及び歯科医療従事者の人材育成等の中核を担う熊本県歯科医師会口腔保健センターの体制強化に対して助成する。

医療施設等施設・設備整備費

(事業開始年度：昭和54年度)

実施主体	市町村、病院開設者等	負担割合	施設：国1/3 事業者2/3 設備：国1/3 県1/3 事業者1/3
令和3年度予算額	1,122,990千円	(根拠法令等) 医療提供体制推進事業費補助金交付要綱 (H21.5.13厚生労働省発医政第0513001号) 医療提供体制施設整備交付金交付要綱 (H21.3.30厚生労働省発医政第0330004号)	
令和2年度予算額	1,265,886千円		

<目的>

本県における医療提供体制の充実・確保を図る。

<事業内容>

医療機関等が、機能や入院患者の療養環境の改善を図るために行う施設及び設備の整備費について助成する。

⑧ 医療施設浸水対策事業

(事業開始年度：令和3年度)

実施主体	医療機関	負担割合	設備：国1/2 県1/4 事業者1/4
令和3年度予算額	240,000千円	(根拠法令等) 医療提供体制推進事業費補助金交付要綱 (H21.5.13厚生労働省発医政第0513001号) 医療提供体制施設整備交付金交付要綱 (H21.3.30厚生労働省発医政第0330004号)	
令和2年度予算額	0千円		

<目的>

浸水想定区域に所在し、地域の医療提供体制の観点から浸水想定区域から移転することができない医療機関の浸水対策を財政支援し、浸水被害の防止又は軽減を図る。

<事業内容>

浸水想定区域から移転することができない医療機関に対し、医療用設備や電源設備の浸水深以上への移設や止水版の設置に係る整備費について助成する。

有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業

(事業開始年度：平成26年度)

実施主体	医療機関	負担割合	国1/2 事業者1/2
令和3年度予算額	139,870千円	(根拠法令等) 有床診療所等スプリンクラー施設整備費補助事業実施要綱 (H27.2.4医政発0204第2号) 医療施設等施設整備費補助金交付要綱 (H27.2.9厚生労働省発医政発0209第5号)	
令和2年度予算額	316,172千円		

<目的>

有床診療所等の安全を確保する。

<事業内容>

有床診療所等が、防火対策を図るために行うスプリンクラー等の整備費について助成する。

地域医療等情報ネットワーク基盤整備事業(単)

(事業開始年度：平成26年度)

実施主体	熊本県医師会	負担割合	県10/10 (地域医療介護総合確保基金)
令和3年度予算額	370,342千円	(根拠法令等) 医療介護総合確保推進法第4条 地域医療等情報ネットワーク基盤整備事業費補助金交付要領	
令和2年度予算額	211,809千円		

<目的>

患者を中心としたより質の高い医療・介護サービスを提供するため、ICTを活用し、地域の医療機関をはじめ、薬局、訪問看護ステーション、介護関係施設等における診察情報等の共有・連携を推進するための地域医療等情報ネットワーク(くまもとメディカルネットワーク)の構築を推進する。

<事業内容>

くまもとメディカルネットワークの構築に必要な機器整備費等を助成する。

医療勤務環境改善支援センター事業(単)【喫緊】

(事業開始年度：平成26年度)

実施主体	県(委託先：熊本県医師会)	負担割合	県10/10(地域医療介護総合確保基金)
令和3年度予算額	16,765千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	16,945千円	医療介護総合確保推進法第4条、医療法第30条の15	

<目的>

各医療機関の管理者が行う勤務環境改善マネジメントシステムに基づく「勤務環境改善計画」の策定、実施、評価等を支援し、医療従事者の勤務環境改善を図る。

<事業内容>

医療法に基づき、各医療機関管理者の努力義務とされている勤務環境改善の取組促進に関して、各医療機関が行う勤務環境改善計画の策定、実施、評価等に取り組む際、医療労務管理面、医業経営の面からワンストップで、専門家のチームにより、個々の医療機関のニーズに応じて総合的に支援することで、医師をはじめとした労働時間短縮と働き方改革の取組みを推進する。

新地域医療勤務環境改善体制整備事業(単)【喫緊】

(事業開始年度：令和3年度)

実施主体	医療機関	負担割合	県1/2 事業者1/2
令和3年度予算額	75,000千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	0千円	医療介護総合確保推進法第4条 地域医療介護総合確保基金管理運営要領(R3.3.2厚生労働省医政発0302第3号他)	

<目的>

令和6年(2024年)4月から適用予定の医師の時間外労働上限規制に向けて、特に勤務医が働きやすく働きがよい職場づくり、チーム医療の推進やICT等による業務改革を進める。

<事業内容>

救急搬送件数が一定以上であるなど、地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると県知事が認める医療機関において策定した「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」に基づく労働時間短縮等の取組みに必要な経費について助成する。

医療安全対策事業(単)

(事業開始年度：平成15年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	3,368千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	3,222千円	医療法第6条の13 医療安全支援センター運営要領について(H19.3.30医政発第0330036)	

<目的>

医療の安全と信頼を高めるとともに、医療機関における患者のサービスの向上を図る。

<事業内容>

熊本県医療安全支援センターを県庁及び各保健所に設置し、医療に関する苦情や相談に迅速に対応する体制を整備する。

医療機能情報提供事業

(事業開始年度：平成20年度)

実施主体	県(委託先：熊本県医師会)	負担割合	国1/3 県2/3
令和3年度予算額	22,232千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	22,232千円	医療法第6条の2、第6条の3 医療提供体制推進事業費補助金交付要綱(H21.5.13医政第0513001号) 救急医療対策事業実施要綱(H31.4.18一部改正医政発0418第16号) 医療機能情報提供制度実施要領(H19.3.30医政発第0330013号)	

<目的>

県民が医療機関を選択するために必要な情報を提供するとともに、災害時に必要な医療機関に関する情報ネットワークを構築する。

<事業内容>

- 1 病院、診療所及び助産所が有する医療機能に関する情報を収集し、報告された情報を集約してインターネット等で県民へ提供する。
- 2 災害時に必要な医療機関に関する情報(患者転送要請情報、受入患者数情報等)の収集・提供を行う。

5 健康局

(2) 国保・高齢者医療課 事業体系

〔(単)〕は県単独事業を表す。

		頁		
医療保険の運営・支援	国民健康保険	一般会計 (助言、指導)	国民健康保険助言指導等事業(単)	196
		特別会計 (事業運営)	国民健康保険保険給付費等交付金	197
			社会保険診療報酬支払基金納付金	197
			国民健康保険財政安定化基金積立金	198
			特別高額医療費共同事業拠出金	198
		後期高齢者医療	後期高齢者医療給付費負担金事業	198
			後期高齢者医療高額医療費負担金事業	198
			後期高齢者医療保険基盤安定化負担金事業	199
	後期高齢者医療財政安定化基金事業		199	
	医療費の適正化の推進	医療費の見通しに関する計画検討委員会運営事業(単)		199

国民健康保険助言指導等事業^①

(事業開始年度：昭和34年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	17,822千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	16,858千円	国民健康保険法第4条、第41条、第82条の2、第106条	

<目的>

国民健康保険事業の健全かつ安定的な運営を図るため、国民健康保険法に基づき、保険者（45市町村・2国保組合）及び国民健康保険団体連合会、保険医療機関等に対して財政の健全化、医療費の適正化などについて、技術的助言等を行う。

<対象>

保険者（市町村及び国保組合）及び熊本県国民健康保険団体連合会、保険医療機関等

<事業内容>

1 保険者等への助言指導

保険者の国保事業の適正な運営、保険財政の健全化について、実地に赴き助言指導を行う。

2 保険医療機関等への指導

医療給付の適正化を図るため、国民健康保険指導監査専門医（1名）、医療給付専門指導員（2名）及び医療給付専門点検員（1名）を配置し、保険医療機関の指導、保険者に対するレセプト点検指導及びレセプト点検業務等を行う。

国民健康保険保険基盤安定負担金

(事業開始年度：昭和63年度)

実施主体	県市町村	負担割合	別記（事業ごとに記載）
令和3年度予算額	7,195,978千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	7,385,446千円	国民健康保険法第72条の2、第72条の3、第72条の4、第81条の2	

<事業内容>

1 保険料軽減分（負担割合：県3/4 市町村1/4）

市町村が低所得世帯の保険料（税）を軽減した場合に、その軽減相当額等を補填するため、県が負担金を交付する。

2 保険者支援分（負担割合：国1/2 県1/4 市町村1/4）

低所得者を多く抱える市町村を支援し、中間所得者層を中心に保険料（税）を軽減するため、県が負担金を交付する。

国民健康保険広域化等支援基金事業

(事業開始年度：平成14年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2、県1/2
令和3年度予算額	5,868千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	5,543千円	国民健康保険法第75条の2 熊本県国民健康保険広域化等支援基金条例	

<目的>

市町村の国民健康保険事業の運営の広域化及び財政の安定化を図る。

<事業内容>

市町村への貸付・交付事業を実施していたが、平成29年度をもって終了。貸付を行った市町村の償還が完了する平成34年度まで基金を設置しておく。

国民健康保険事業特別会計繰出金

(事業開始年度：平成30年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	11,404,477千円	(根拠法令等) 国民健康保険法第72条の2	
令和2年度予算額	11,715,397千円		

<目的>

国民健康保険法の規定に基づく国民健康保険事業特別会計への算定対象額の一定割合及び事務費の繰出し

<事業内容>

【財政安定化分】 9,868,199千円

算定対象額（保険給付費等）の9/100に相当する額

【高額医療費負担分】 1,526,477千円

高額医療費負担対象額の1/4に相当する額

【事務費分】 9,801千円

国民健康保険保険給付費等交付金（国民健康保険事業特別会計）

(事業開始年度：平成30年度)

実施主体	市町村	負担割合	国、県等公費1/2、保険料1/2（但し、保険料に対しても国庫補助や地方財政措置等の措置がある。）
令和3年度予算額	155,843,537千円	(根拠法令等) 国民健康保険法第75条の2 熊本県国民健康保険法施行条例第10条	
令和2年度予算額	156,609,302千円		

<目的>

国民健康保険事業の実施のために必要な、市町村への交付金

<事業内容>

【普通交付金】 148,907,316千円

市町村が国民健康保険の保険給付に要した費用を交付する

【特別交付金】 6,936,221千円

市町村の財政状況その他の事情に応じた調整として、個別の事情に着目した財政調整を行うために交付する

- ① 国の特別調整交付金のうち、市町村のために交付される部分
- ② 県繰入金（法定）のうち、個別の市町村に交付される部分
- ③ 保険者努力支援制度交付金のうち、市町村のために交付される部分
- ④ 特定健診費用

社会保険診療報酬支払基金納付金（国民健康保険事業特別会計）

(事業開始年度：平成30年度)

実施主体	社会保険診療報酬支払基金	負担割合	国、県等公費1/2、保険料1/2（但し、保険料に対しても国庫補助や地方財政措置等の措置がある。）
令和3年度予算額	33,218,775千円	(根拠法令等) 介護保険法第150条、高齢者の医療の確保に関する法律第36条、 第118条、附則第7条	
令和2年度予算額	33,263,994千円		

<目的>

社会保険診療報酬支払基金に対する納付金等の納付

<事業内容>

- ・介護納付金 9,439,266千円
- ・前期高齢者納付金、事務費拠出金 35,742千円
- ・後期高齢者支援金、事務費拠出金 23,507,361千円
- ・病床転換支援金、事務費拠出金 135千円

国民健康保険財政安定化基金積立金（国民健康保険事業特別会計）

（事業開始年度：平成27年度）

実施主体	県	負担割合	国10/10
令和3年度予算額	20,792千円	(根拠法令等) 国民健康保険法第81条の2 熊本県国民健康保険財政安定化基金条例	
令和2年度予算額	2,211,140千円		

<目的>

予期せぬ保険給付増や保険料収納不足により財源不足となった場合の備えとして設置している、国民健康保険財政安定化基金の管理。

<事業内容>

【運用利息の積立て】 20,792千円

※貸付・交付等の基金事業に要する費用は補正予算対応。

特別高額医療費共同事業拠出金（国民健康保険事業特別会計）

（事業開始年度：平成30年度）

実施主体	(公社)国民健康保険中央会	負担割合	国、県等公費1/2、保険料1/2（但し、保険料に対しても国庫補助や地方財政措置等の措置がある。）
令和3年度予算額	245,532千円	(根拠法令等) 国民健康保険法第81条の3	
令和2年度予算額	173,579千円		

<目的・事業内容>

(公社)国民健康保険中央会が行う、特別高額医療費共同事業に要する経費の拠出

後期高齢者医療給付費負担金事業

（事業開始年度：平成20年度）

実施主体	後期高齢者医療広域連合	負担割合	国3/12 県1/12 市町村1/12
令和3年度予算額	22,849,213千円	(根拠法令等) 高齢者の医療の確保に関する法律第96条第1項	
令和2年度予算額	22,520,182千円		

<目的>

後期高齢者医療広域連合が被保険者に対して行う療養の給付等に要する費用について、国、県、市町村が一定割合を負担し、所要の医療給付の確保を図る。

<対象>

被保険者のうち自己負担割合が1割負担の者

<事業内容>

後期高齢者医療広域連合が療養の給付等に要する費用について、国が3/12、県が1/12、市町村が1/12を負担する。
※ただし、被保険者のうち、自己負担割合が3割の現役並み所得者に対する療養の給付等に要する費用の額を除く。

後期高齢者医療高額医療費負担金事業

（事業開始年度：平成20年度）

実施主体	後期高齢者医療広域連合	負担割合	国1/4 県1/4
令和3年度予算額	1,447,589千円	(根拠法令等) 高齢者の医療の確保に関する法律第96条第2項	
令和2年度予算額	1,249,682千円		

<目的>

高額な医療費が発生した場合に、国及び県がその一定割合を負担し、後期高齢者医療広域連合の財政リスクの軽減を図る。

<事業内容>

レセプト1件当たり80万円を超える医療費について、保険料で賄うべき部分のうち1/4ずつを国・県が負担する。

後期高齢者医療保険基盤安定負担金事業

(事業開始年度：平成20年度)

実施主体	市町村	負担割合	県3/4 市町村1/4
令和3年度予算額	4,778,088千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	4,634,330千円	高齢者の医療の確保に関する法律第99条第3項	

<目的>

低所得世帯に属する被保険者及び被用者保険の被扶養者であった被保険者について、保険料の均等割額を一定割合減額し、負担を軽減する。

<事業内容>

低所得世帯に属する被保険者については、同一世帯内の総所得金額に応じて3段階（7割、5割、2割）で保険料の均等割額を軽減し、また、被用者保険の被扶養者であった被保険者については、均等割額の5割を軽減する。

その軽減分を県が3/4、市町村が1/4負担する。

後期高齢者医療財政安定化基金事業

(事業開始年度：平成20年度)

実施主体	県	負担割合	国1/3 県1/3 広域連合1/3
令和3年度予算額	14,828千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	12,295千円	高齢者の医療の確保に関する法律第116条	

<目的>

保険料の未納や医療の給付に要する費用が見込額以上に増加した場合等に、後期高齢者医療広域連合の財源不足に対して交付・貸付を行う財政安定化基金を県に設置し、後期高齢者医療広域連合の財政リスクの軽減を図る。

<事業内容>

1 交付事業

- (1) 予定収納率を下回る保険料の未納に対して、財政運営期間（2年間）の最終年度に、未納による不足額の1/2を後期高齢者医療広域連合に交付する。
- (2) 2年ごとに行われる保険料率改定に伴う保険料率の増加を抑制する費用の一部に充てるため後期高齢者医療広域連合に交付する。

2 貸付事業

保険料の未納又は医療の給付に要する費用の見込額以上の増加による後期高齢者医療広域連合の財源不足に対し、毎年度、不足分の1.1倍を限度に、後期高齢者医療広域連合に無利子で貸付を行う。

医療費の見通しに関する計画検討委員会運営事業 (単)

(事業開始年度：平成28年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	246千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	308千円	高齢者の医療の確保に関する法律第9条第1項	

<事業内容>

高齢者の医療の確保に関する法律第9条第1項に基づき、医療費を取り巻く現状と課題を踏まえ、将来的な医療費が過度に増加しないための施策及び目標や医療費の見通しを定めた「第3期熊本県における医療費の見通しに関する計画」の推進。

- ・第3期熊本県における医療費の見通しに関する計画に定める各事業の進捗状況把握
- ・医療費の見通しに関する計画検討委員会の開催

5 健康局

(3) 健康づくり推進課 事業体系

「(新)」は新規事業、「(単)」は県単独事業、
 「【地震】」は熊本地震からの創造的復興関係事業、
 「【コロナ】」は新型コロナウイルス感染症関係事業、
 「【豪雨】」は令和2年7月豪雨復旧・復興関係事業、
 「【喫緊】」は基本方針関係事業を表す

		頁	
健康的な生活習慣の確立	健康増進計画推進事業	202	
	健康長寿推進事業(くまもとスマートライフ推進事業)【喫緊】	202	
	歯科保健推進事業	203	
	健康食生活・食育推進事業	203	
	健康増進法施行事務	204	
	栄養指導対策事業(単)	204	
	栄養士法施行事務(単)	204	
	調理師法施行事務(単)	205	
	特定健康診査等実施事業	205	
	市町村健康増進事業	205	
	糖尿病発症・重症化予防対策支援事業(単)	206	
	国保ヘルスアップ支援事業	206	
医療サービスの充実	難病医療の推進	指定難病医療費	207
		スモン対策事業	207
		在宅人工呼吸器使用患者支援事業	207
		先天性血液凝固因子障害等治療研究事業	208
		難病特別対策推進事業	208
		難病患者等ホームヘルパー養成研修事業	208
		難病相談・支援センター事業	209
		熊本県神経難病診療体制強化支援事業(単)	209
		がん医療の推進	がん対策推進事業
	がん登録事業(単)		210
	医科歯科病診連携発展事業(がん診療)(単)		210
	がん相談機能発展事業(単)		211
	緩和ケア提供体制発展事業(単)		211
	がん診療施設設備整備事業(単)		211
	アレルギー疾患医療の推進	がん診療施設設備整備事業(単)	212
(新)がん患者妊よう性温存治療費助成事業(単)		212	
(新)がん・生殖医療提供体制強化事業(単)		212	
アレルギー疾患対策推進事業		213	
人権教育・啓発の推進と体制の整備	ハンセン病事業(単)	213	
原爆被爆者などへの援護	原爆被爆者対策事業	214	
軽症者等の療養生活の支援	軽症者等療養支援体制整備事業【コロナ】	214	

健康増進計画推進事業

(事業開始年度：平成10年度)

実施主体	県	負担割合	事業1、4、6、7：県10/10 事業2、3、5：国1/2、県1/2
令和3年度予算額	25,180千円	(根拠法令等) 健康増進法第3条、地域保健法第6条第1項、循環器病対策基本法第11条	
令和2年度予算額	24,279千円		

<目的>

新たに策定した第4次くまもと21ヘルスプラン（熊本県健康増進計画 H30～R5年度）の着実な推進により県民の健康づくりを支援する体制を整備する。

<事業内容>

1 普及啓発事業

本庁や保健所における健康づくりの普及啓発及び「くまもと21ヘルスプラン推進委員会」によるヘルスプランの進捗管理・評価の実施。

2 たばこ対策促進事業

たばこの健康影響に関する正しい情報等普及啓発（学校等）及び受動喫煙、たばこ対策研修会の開催。

3 地域・職域連携推進事業

熊本県地域・職域連携推進協議会（兼くまもと21ヘルスプラン推進委員会）、保健所での会議の開催。

4 熊本県健康づくり県民会議

保健医療関係等44団体で構成する健康づくり県民会議の開催及び県民運動の推進

5 受動喫煙防止対策事業

受動喫煙防止対策強化のための周知啓発、助言指導。

6 国民健康保険保健事業

市町村国保保険者が実施する保健事業への助言指導。

7 循環器病対策推進事業

循環器病対策に係る会議体の設置及び県計画の策定。

健康長寿推進事業（くまもとスマートライフ推進事業）【喫緊】

(事業開始年度：平成24年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2、県（地域福祉基金）1/2
令和3年度予算額	16,000千円	(根拠法令等) 健康増進法第3条 地域保健法第6条第1項	
令和2年度予算額	16,000千円		

<目的>

県民自らが健康づくりに主体的に取り組めるよう、県民のためになる健康づくりモデル事業の構築及び普及啓発を図ることにより、県民の健康長寿（健康寿命の延伸）を推進する。

<事業内容>

1 県民による健康長寿推進事業

誰もが簡単に楽しく気軽に取り組める健康づくり活動の企画提案を募り、先進性及び普及性の高いものを県の委託事業として実施し、そのノウハウを県全体に普及させる。

2 健康経営の普及啓発

県民の健康づくり意識への醸成向上を図るため、健康づくりに積極的に取り組む企業・団体等を「くまもとスマートライフプロジェクト応援団」として登録し、社員、職員、その家族、県民（消費者）に対して健康づくりに関する周知を行う。

歯科保健推進事業

(事業開始年度：平成10年度)

実施主体	事業1～6：県 事業5：市町村・県	負担割合	県10/10（一部国10/10） 事業5-(1)、(2)：県1/2、市町村1/2 事業5-(3)、(4)：県
令和3年度予算額	36,683千円	(根拠法令等) 熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例 歯科口腔保健の推進に関する法律	
令和2年度予算額	36,755千円		

<目的>

「熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例」及び「第4次熊本県歯科保健医療計画」に基づき、各種歯科保健事業を実施し、県民全てが歯や口の健康を維持し、生涯を通じた生活の質（QOL）の向上を図る。

<事業内容>

- 1 歯の健康づくり普及啓発
歯と口の健康週間事業（歯の祭典、高齢者のよい歯のコンクール、図画・ポスター・習字・標語の作品募集）
- 2 地域歯科保健推進事業
県歯科保健推進会議及び地域歯科保健推進会議の開催、歯科保健状況調査、実施計画の進捗管理
- 3 歯の健康づくり（8020）推進事業
8020運動の積極的な推進のために必要な歯科保健関係の人材育成
(1)介護者歯科実技研修
(2)市町村歯科衛生士研修事業
- 4 ヘル歯一元気8020支援事業
糖尿病対策における医科・歯科連携体制を整備し、糖尿病や歯周病患者を医科及び歯科へ相互受診勧奨することとて糖尿病の重症化の予防と歯周病ハイリスク者支援を図る。
- 5 むし歯予防対策事業
(1)市町村が実施する4歳未満児を対象としたフッ化物塗布事業への助成
(2)市町村が実施する保育所・幼稚園、小・中学校等を対象としたフッ化物洗口事業への助成
(3)歯及び口腔の健康づくり支援
(4)フッ化物活用推進事業
- 6 歯科疾患実態調査
国の各種歯科保健推進対策の効果検討や健康日本21の設定目標の達成度を判定し、今後の歯科保健医療対策の基礎資料を得るため、国からの依頼調査を行う。（5年に1回）

健康食生活・食育推進事業

(事業開始年度：平成16年度)

実施主体	県	負担割合	事業1、2：県10/10 事業3：国1/2、県1/2
令和3年度予算額	4,550千円	(根拠法令等) 健康増進法第3条、第18条、地域保健法第3条、第6条、 食育基本法第21条、第22条の2	
令和2年度予算額	4,071千円		

<目的>

熊本県健康食生活・食育推進計画に基づき、子どもから高齢者までライフステージの特性に応じ、健康的な食生活習慣の定着化や食を通じた健康づくり、生活習慣病予防、生活習慣病の重症化予防と介護予防を目的とした施策を、地域特性を踏まえ多様な関係者と連携して実施する。

<事業内容>

- 1 ライフステージに応じた食育の推進
- 2 人材育成事業
- 3 環境整備事業
健康に配慮したメニューの提供等を行う「くま食健康マイスター店」を指定し、健康食生活の情報発信を行う。

健康増進法施行事務

(事業開始年度：昭和27年度)

実施主体	県	負担割合	事業1、2、4：県10/10 事業3：国10/10
令和3年度予算額	3,160千円	(根拠法令等) 事業1：健康増進法第18条～第24条 事業2：健康増進法第43条、第65条 食品表示法第4条～6条、15条 事業3：健康増進法第10条、第13条 事業4：健康増進法第18条、第19条	
令和2年度予算額	3,520千円		

<目的>

県民の健康増進を図るために、給食施設における入所者及び通所者に対する栄養管理の質の向上支援や健康や栄養に関わる食品の栄養成分表示・食品の機能性表示・虚偽誇大広告等の指導を行う。

<事業内容>

1 特定給食施設等指導

日本人の食事摂取基準に基づき、栄養管理状況報告書を活用し、給食施設において提供する食事サービス(給食、栄養指導等)の質の向上を支援する。

2 食品の表示に関する指導

- (1) 栄養成分表示や食品の機能性表示に関すること
- (2) 特別用途食品に関すること(特定保健用食品の許可申請含む)
- (3) 健康の保持増進に係る虚偽誇大広告等の禁止に関すること

3 国民健康・栄養調査事業

国民生活基礎調査地区より設定された単位区から無作為に抽出された単位区内の世帯及び世帯員を調査客体として、国民の健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料(身体状況・栄養摂取量及び生活習慣の状況)を得るための調査。

4 専門的栄養指導

専門的栄養指導を必要とする県民に対し、市町村や医療機関等と連携して必要な指導・支援を行う。

栄養指導対策事業(単)

(事業開始年度：昭和45年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	90千円	(根拠法令等) 熊本県食生活改善推進員連絡協議会事業運営費補助金交付要領	
令和2年度予算額	90千円		

<目的>

県民の健康の保持増進を目的に、県民の食生活改善や運動推進のためのボランティア活動を支援する。

<事業内容>

熊本県食生活改善推進員連絡協議会に対して運営費を助成する。

栄養士法施行事務(単)

(事業開始年度：昭和22年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	799千円	(根拠法令等) 栄養士法第2条、第4条	
令和2年度予算額	819千円		

<目的>

県民の食生活向上に資するため、栄養士養成施設において必要な知識及び技術を修得した者に栄養士免許を与える。また、管理栄養士として具備すべき知識及び技能を修得させるため、臨地実習を行う。

<事業内容>

1 栄養士免許事務

(令和2年度免許交付等実績) 新規申請 212件 書換申請 138件 再交付申請 35件

2 栄養士養成施設学生実習指導

熊本県立大学、尚絅大学その他(県外の大学を含む)の学生に対する公衆栄養学の実習指導を行う。

調理師法施行事務(単)

(事業開始年度：昭和33年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	2,742千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	3,111千円	調理師法第3条、第3条の2、第5条	

<目的>

県民の食生活向上に資するため、調理師法に定められた調理師の資格等に係る各種事務を適正に実施し、調理業務に従事する者の資質向上及び調理技術の発達を図る。

<事業内容>

1 調理師試験

試験科目：公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学、調理理論、食文化概論

受験資格：中学校を卒業、又はこれと同等以上の学歴を修めた後、飲食店営業、魚介類販売業、そうざい製造業、複合型そうざい製造業又は寄宿舎、学校、病院等の施設で2年以上調理の実務に従事した者

受験手数料：6,200円（熊本県収入証紙）

受験者等の状況

	H28	H29	H30	R1	R2
受験者数	342	697	639	628	459
合格者	168	369	313	299	267

2 調理師免許事務

(令和2年度免許交付等実績) 新規申請 485件 書換申請 144件 再交付申請 154件

3 調理師養成施設指導等事務

調理師養成施設の指定、変更承認及び変更届出における指導・監督や入所及び卒業の届出事務を行う。

特定健康診査等実施事業

(事業開始年度：平成20年度)

実施主体	市町村	負担割合	国1/3 県1/3 市町村1/3
令和3年度予算額	291,391千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	339,767千円	高齢者の医療の確保に関する法律第20条、第24条 国民健康保険法第72条の5	

<目的>

市町村が行う特定健診・特定保健指導の円滑な実施を支援することにより生活習慣病の予防を推進し、もって県民の高齢期における医療に要する費用の適正化を図る。

<対象>

市町村

<事業内容>

市町村国民健康保険が行う特定健診・特定保健指導に係る経費の1/3を負担する。

市町村健康増進事業

(事業開始年度：平成20年度)

実施主体	市町村	負担割合	国1/3 県1/3 市町村1/3 (一部：国10/10)
令和3年度予算額	54,146千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	54,146千円	健康増進法第17条第1項及び第19条の2	

<目的>

40歳からの健康づくりと、栄養その他の生活習慣の改善等に向けて相談に応じ、脳卒中、心臓病等の生活習慣病の予防や早期発見・早期治療により健康状態の維持を図るため、市町村が実施する健康増進事業を助成することにより、県民の健康増進を推進する。

<対象>

市町村内に居住地を有する40歳以上の者

<事業内容>

市町村が行う健康増進事業（健康教育、健康相談、訪問指導、歯周疾患検診、骨粗鬆症検診等）に要する経費を助成する。

糖尿病発症・重症化予防対策支援事業 (単)

(事業開始年度：令和2年度)

実施主体	熊本大学病院	負担割合	県10/10 (地域医療介護総合確保基金)
令和3年度予算額	13,000千円	(根拠法令等) 医療法第30条 健康増進法第3条 高齢者医療確保法第9条(都道府県医療費適正計画)	
令和2年度予算額	13,000千円		

<目的>

糖尿病の発症、重症化、合併症予防のため、かかりつけ医療機関や地域におけるコメディカルを専門性の高い医療人材として育成するとともに、かかりつけ医療機関を育成するシステム、糖尿病チームによる適切な治療や療養指導を提供できるシステムを構築し、二次医療圏域毎の保健医療体制の充実を図る。

<対象>

糖尿病診療や療養指導に携わる医師、看護師、管理栄養士、理学療法士など

<事業内容>

- ・熊本大学病院に対し、糖尿病保健医療連携体制整備を進めるためのコーディネーター(特任助教)を配置するための費用等を助成する。
- ・コーディネーターが中心となり次の事業を実施する。
 - 熊本地域糖尿病療養指導士の養成
 - 中核病院からかかりつけ医療機関への訪問等による助言指導
 - 中核病院の糖尿病専門医等の育成
 - 糖尿病専門医、日本糖尿病療養指導士資格取得研修会の開催
 - 糖尿病連携医スキルアップ研修会の開催
 - 二次医療圏毎症例検討会及び予防フォーラムの開催
 - 「DM熊友パス」普及啓発
 - 糖尿病予防啓発事業

国保ヘルスアップ支援事業

(事業開始年度：平成30年度)

実施主体	県	負担割合	国10/10
令和3年度予算額	176,824千円	(根拠法令等) 国民健康保険法第72条	
令和2年度予算額	141,411千円		

<目的>

市町村とともに国民健康保険の共同保険者となる県が、市町村ごとの健康課題や保健事業の実施状況を把握し、必要な助言及び支援を行うことで、市町村における保健事業の健全な運営を支援する。

<事業内容>

1. 糖尿病予防総合対策事業：糖尿病の発症、重症化、合併症の予防に向けて、糖尿病保健医療連携体制を2次保健医療圏毎に整備する。
2. 糖尿病予防戦略事業：糖尿病予防に関するキャッチコピーを活用し、県民へ糖尿病予防に関する意識づけを行う。
3. 特定健診未受診者対策支援事業：特定健診受診率向上に向け、県医師会と代表市町村国保保険者が集合契約することで、被保険者が県内の医療機関であればどこでも健診を受けることができる体制の整備を図る。
4. 保健事業分析事業：令和2年度に作成したデータヘルス計画評価シートの活用促進として、市町村国保保険者を対象に研修会や巡回支援を行い、必要に応じ評価シートの改修を行う。
5. 医療費分析等事業：市町村国民健康保険者の医療費分析を実施し、現状と課題を各保険者と共有することで、医療費適正化に向けた取組み支援を行う。事業については、国保・高齢者医療課で行う。
6. 生活習慣病予防等かかりつけ医研修事業：県医師会主催の生活習慣病予防等に関するかかりつけ医研修をより多くの医師が受講できるよう環境整備を支援する。

指定難病医療費

(事業開始年度：昭和48年度)

実施主体	県	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 2
令和3年度予算額	1,670,329千円	(根拠法令等) 難病の患者に対する医療等に関する法律第5条	
令和2年度予算額	1,573,813千円		

<目的>

指定難病の治療研究の推進及び患者の医療費の負担軽減を図る。

<対象>

指定難病の支給認定を受けた患者

<事業内容>

指定難病の支給認定を受けた患者に対する特定医療費の公費負担。(平成30年4月から熊本市に事務移譲)
令和2年度における指定難病医療費受給者証更新人数 8,797人(熊本市を除く)

スモン対策事業

(事業開始年度：昭和53年度)

実施主体	県	負担割合	国 10 / 10
令和3年度予算額	2,015千円	(根拠法令等) スモン総合対策について(S53.11.21薬発第1527号厚生省薬務局長・公衆衛生局長通知) スモンに対するはり、きゅう及びマッサージ治療研究事業実施要綱	
令和2年度予算額	2,015千円		

<目的>

昭和40年代に市販された整腸剤の副作用によりスモンに罹患した者が受ける、はり、きゅう及びマッサージの利用に対して公費負担することにより、スモンに対するはり等の治療研究の推進及び患者の医療費の負担軽減を図る。

<対象>

スモン患者

<事業内容>

はり等の治療研究を担当するのに適当な施術所において施術を受けたスモン患者に対して、月7回を限度として医療費を負担する。

令和2年度 給付人員 11人

在宅人工呼吸器使用患者支援事業

(事業開始年度：平成27年度)

実施主体	県	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 2
令和3年度予算額	1,737千円	(根拠法令等) 療養生活環境整備事業について(H27.3.30健発0330第14号厚生労働省健康局長通知) 療養生活環境整備事業実施要綱	
令和2年度予算額	2,052千円		

<目的>

在宅人工呼吸器使用患者の在宅療養の実態把握と訪問看護の方法等に関する研究を行う。

<対象>

在宅人工呼吸器使用患者

<事業内容>

費用の公費負担

令和2年度 給付人員 6人

*平成26年度までは「在宅人工呼吸器使用患者訪問看護事業」として実施(事業開始年度：平成10年度)

先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

(事業開始年度：平成元年度)

実施主体	県	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 2
令和 3 年度予算額	9,291千円	(根拠法令等) 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について (H1. 7. 24 健医発第896号厚生省保健医療局長通知)	先天性血液凝固因子障害等治療研究事業実施要綱
令和 2 年度予算額	10,590千円		

<目的>

先天性血液凝固因子障害等の治療研究の推進及び患者の医療費の負担軽減を図る。

<対象>

先天性血液凝固因子障害等患者

<事業内容>

医療費の公費負担

令和2年度 給付人員 79人

難病特別対策推進事業

(事業開始年度：平成4年度)

実施主体	県	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 2
令和 3 年度予算額	3,863千円	(根拠法令等) 難病特別対策推進事業実施要綱 (H10. 4. 9健医発第635号厚生省保健医療局長通知)	
令和 2 年度予算額	4,853千円		

<目的>

難病患者の入院施設の確保や在宅療養の適切な支援により安定した療養生活の確保を図る。

<対象>

難病患者、家族

<事業内容>

訪問診療、医療相談、訪問相談、訪問相談員の育成、在宅療養支援、難病対策地域協議会の開催等

難病患者等ホームヘルパー養成研修事業

(事業開始年度：平成9年度)

実施主体	県・熊本市 (共同実施)	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 2 ※県(58.1%)と熊本市(41.9%)の共同実施
令和 3 年度予算額	228千円	(根拠法令等) 難病特別対策推進事業実施要綱 (H10. 4. 9健医発第635号厚生省保健医療局長通知)	
令和 2 年度予算額	285千円		

<目的>

難病患者等の多様化するニーズに対応した適切なサービスを提供するため、介護福祉士等、難病患者ホームヘルプ事業に従事することを希望する者に対し必要な知識・技能を習得させる。

<対象>

難病患者等ホームヘルプサービス事業に従事することを希望する者等 (当面現任ヘルパーのみ、100人規模)

<事業内容>

時期：10月以降※

形態：公益法人等への委託により研修を行う。

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、開催中止。

難病相談・支援センター事業

(事業開始年度：平成17年度)

実施主体	県・熊本市（共同実施） （委託先：特定非営利活動法人熊本 県難病支援ネットワーク）	負担割合	国1/2 県1/2 ※県(59%)と熊本市(41%)の共同実施
令和3年度予算額	13,887千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	13,887千円	難病の患者に対する医療等に関する法律第29条	

<目的>

地域で生活する難病患者及びその家族の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援などの事業を実施し、難病患者等の療養上、日常生活上の悩みや不安等の解消を図る。

<対象>

難病患者、その家族等

<事業内容>

- 1 電話、面談等により、療養、日常生活、各種公的手続等に対する相談・支援及び生活情報の提供等を行う。
- 2 地域交流会の活動を支援する。
- 3 難病患者の就労支援に資するため、公共職業安定所等関係機関と連携を図り、必要な相談・援助、情報提供等を行う。
- 4 講演・研修会を開催する。

熊本県神経難病診療体制強化支援事業^(単)

(事業開始年度：平成28年度)

実施主体	熊本大学病院	負担割合	県10/10(地域医療介護総合確保基金)
令和3年度予算額	26,000千円	(根拠法令等)	
平成2年度予算額	26,000千円	神経難病診療体制構築事業補助金交付要領	

<目的>

県内の神経難病患者が安心して質の高い医療サービスの提供を受けることができる診療体制を構築するため、医師、看護師等の医療従事者に対し、神経難病に関する系統的な教育及び診療支援を行うとともに、神経難病受入病院間のネットワークを構築し、情報の共有を図る。

<対象>

県内の医療従事者、地域の医療機関 等

<事業内容>

熊本大学病院が実施する次の事業に対する助成

- 1 「神経難病診療センター」の設置
 - ・ 神経難病患者検体による病型診断依頼への対応
 - ・ セカンドオピニオンへの対応
 - ・ 遺伝子カウンセリング
 - ・ 神経難病患者に対する県内外の医療機関と連携した診療
 - ・ 医師、看護師等の医療従事者を対象とした神経難病の実践的知識及び実践的医療技術の教育
- 2 神経難病患者データベースの構築

県内の神経難病診療協力病院に入院可能な神経難病疾患、全身状態の条件等の検索が可能なシステムと神経難病患者のデータベースを連携し、神経難病患者の療養の実態を把握する仕組みを構築する。

がん対策推進事業

(事業開始年度：平成17年度)

実施主体	がん診療連携拠点病院、県	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	11,470千円	(根拠法令等) がん対策基本法第4条、第12条、第13条、第15条、第16条、第17条、第18条 がん診療連携拠点病院等の整備について (H26.1.10健発第0110第7号厚生労働省健康局長通知) 熊本県がん対策推進計画	
令和2年度予算額	11,872千円		

<目的>

がん対策を総合的かつ計画的に推進し、県内のがん医療水準の向上を図り、地域の医療機関の連携を促進する。

<対象>

がん診療連携拠点病院、がん患者

<事業内容>

- がん診療連携拠点病院機能強化事業 (がん診療連携拠点病院が実施する次の事業に対する助成)
 - がん医療従事者研修事業
 - がん診療連携拠点病院ネットワーク事業
 - がん相談支援事業
 - 普及啓発・情報提供事業
 - 病理医養成等事業
 - 在宅緩和ケア地域連携事業
 - 緩和ケア推進事業
 - がん患者の就労に関する総合支援事業
- がん対策推進特別事業 (本県のがん医療の推進のための事業等を実施)

がん登録事業(単)

(事業開始年度：平成5年度)

実施主体	県(委託先：(公財)熊本県総合保健センター)	負担割合	県10/10、但し経費等に対し国から5%程度補助あり
令和3年度予算額	9,816千円	(根拠法令等) がん登録等の推進に関する法律	
令和2年度予算額	10,037千円		

<目的>

「がん登録等の推進に関する法律」に基づき、全国がん登録を円滑に実施することで、がん患者の罹患・受診状況の把握及び生存率の測定を行い、本県におけるがん対策の基礎となるデータを把握し、地域のがん対策の推進を図る。

<対象>

医療機関、検診機関、市町村、保健所、がん患者

<事業内容>

病院及び指定を受けた診療所から提出される届出情報を受理・登録等の全国がん登録に関する事務を着実に遂行し、より正確ながん罹患の実態把握及びがん対策への活用を行う。

医科歯科病診連携発展事業(がん診療)(単)

(事業開始年度：令和元年度)

実施主体	県(委託先：(一社)熊本県歯科医師会)	負担割合	県10/10(地域医療介護総合確保基金(医療分))
令和3年度予算額	1,521千円	(根拠法令等) 医療介護総合確保促進法に基づく県計画、 熊本県がん対策推進計画	
令和2年度予算額	2,984千円		

<目的>

がん治療における口腔合併症予防・歯科疾患の早期治療等に有用な医科歯科の病診連携を推進し、がん患者の術後のQOLの向上を図る。

<対象>

歯科医師、歯科衛生士、医療従事者、がん患者等

<事業内容>

熊本県歯科医師会へ次の事業を委託。

- 歯科医師、歯科衛生士及びがん診療連携拠点病院の医師等に対する研修会
- 医科歯科連携運営協議会の実施

がん相談機能発展事業(単)

(事業開始年度：令和元年度)

実施主体	県(委託先：熊本大学病院)	負担割合	県10/10(地域医療介護総合確保基金(医療分))
令和3年度予算額	24,011千円	(根拠法令等) 医療介護総合確保促進法に基づく県計画 熊本県がん対策推進計画	
令和2年度予算額	24,011千円		

<目的>

本県におけるがん患者の不安や悩みに対する相談支援機能を充実させるとともに、がん医療に係る相談員等のサポートスタッフの資質向上及びがん地域連携クリティカルパス(「私のカルテ」)の活用を含む施設間の連携体制を構築し、がん患者及びその家族の療養生活の質の維持向上及びがん治療における医療機関同士の役割分担の推進を図る。

<対象>

がん相談員、がん患者 等

<事業内容>

都道府県がん診療連携拠点病院である熊本大学病院に、事業推進員及び事務職員を配置し、がん相談員の資質向上、がん相談支援センターの認知度向上、ピアサポート活動の支援を実施するとともに、がん地域連携クリティカルパス(「私のカルテ」)運用コーディネーター及び事務職員を配置し、地域の医療機関の連携体制への参加促進や相談対応等の事業を委託する。

緩和ケア提供体制発展事業(単)

(事業開始年度：令和元年度)

実施主体	熊本大学病院	負担割合	県10/10(地域医療介護総合確保基金(医療分))
令和3年度予算額	25,310千円	(根拠法令等) 医療介護総合確保促進法に基づく県計画、 熊本県がん対策推進計画	
令和2年度予算額	25,756千円		

<目的>

緩和ケアに関する知識を持った多施設・多職種の人材が、在宅を含む各地域で緩和医療・緩和ケアを展開し、病院や病棟のみならず在宅における緩和医療の充実を図る。

<対象>

医師をはじめとする医療従事者、がん患者 等

<事業内容>

都道府県がん診療連携拠点病院である熊本大学病院が実施する次の事業に対する助成

- (1)緩和医療の多職種人材育成と多施設による組織の体制整備
- (2)緩和ケアの普及啓発事業
- (3)地域緩和ケア連携調整体制の整備

がん診療施設設備整備事業(単)

(事業開始年度：平成20年度)

実施主体	医療機関	負担割合	県1/3(地域医療介護総合確保基金)、 事業者2/3
令和3年度予算額	30,757千円	(根拠法令等) 医療法第30条の4 がん対策基本法第16条 熊本県がん対策推進計画	
令和2年度予算額	43,285千円		

<目的>

がん診療を行う医療機関が、その機能の拡充を図るために行う設備整備事業に対して助成することにより、本県における医療の充実・確保を図る。

<対象>

がん診療施設として必要ながんの医療機器及び臨床検査機器等の備品購入を行う医療機関

<事業内容>

がん診療施設として必要ながんの医療機器及び臨床検査機器等の備品購入に対する助成

がん診療施設施設整備事業 (単)

(事業開始年度：平成27年度)

実施主体	医療機関	負担割合	県 1 / 3 (地域医療介護総合確保基金)、 事業者 2 / 3
令和 3 年度予算額	0 千円	(根拠法令等) 医療法第30条の4 がん対策基本法第16条 熊本県がん対策推進計画	
令和 2 年度予算額	87,371 千円		

<目的>

がん診断、治療を行う病院がその機能の拡充を図るために行う施設整備に対して助成することにより、本県における医療の充実・確保を図る。

<対象>

がん診断又は治療施設として施設整備を行う病院

<事業内容>

がん診療施設として機能の向上を図るために病院が行うがん診療施設（診療棟、がん専用病棟）の整備費用に対する助成。

新がん患者妊よう性温存治療費助成事業 (単)

(事業開始年度：令和2年度)

実施主体	県	負担割合	県 1 0 / 1 0
令和 3 年度予算額	4,307 千円	(根拠法令等) 熊本県がん対策推進計画	
令和 2 年度予算額	2,267 千円		

<目的>

若い世代のがん患者が妊よう性を治療前に温存するための治療費を助成することにより、経済的負担の軽減を図る。

<対象>

がん患者

<事業内容>

妊よう性温存（精子、卵子等の採取及び凍結並びに受精卵の凍結）に要する費用を助成。ただし、入院費、入院時の食事等、温存治療に直接関係のない費用、凍結保存の維持に係る費用は対象外とする。

新がん・生殖医療提供体制強化事業 (単)

(事業開始年度：令和2年度)

実施主体	熊本大学病院	負担割合	県 1 0 / 1 0 (地域医療介護総合確保基金(医療分))
令和 3 年度予算額	7,365 千円	(根拠法令等) 熊本県がん対策推進計画	
令和 2 年度予算額	4,125 千円		

<目的>

がんの治療が妊よう性に悪影響を及ぼす可能性のある症例を治療前に把握し、適切な情報提供や地域の医療機関とのネットワークの構築を図る。

<対象>

医師をはじめとする医療従事者

<事業内容>

地域との連携強化を目的とした「生殖医療・がん連携センター」の機能向上及び地域への情報提供を行うための広報活動。

アレルギー疾患対策推進事業

(事業開始年度：平成30年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2、県1/2
令和3年度予算額	919千円	(根拠法令等) アレルギー疾患基本法第5条、第11条第1項 アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針 都道府県におけるアレルギー疾患の医療提供体制の整備について	
令和2年度予算額	1,198千円		

<目的>

拠点病院を中心としたアレルギー疾患医療提供体制により、アレルギー疾患を有する者が居住する地域に関わらず、アレルギーの状態に応じて等しく適切な医療サービスを提供できる体制を推進する。

<対象>

県内の医療機関及び医療従事者、アレルギー患者等

<事業内容>

アレルギー医療提供体制推進事業

熊本県アレルギー疾患医療連絡協議会の開催、医療従事者等を対象とした研修会の実施

ハンセン病事業^①

(事業開始年度：昭和43年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	14,163千円	(根拠法令等) ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第5条、第11条、第12条、第16条、第17条 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第5条 熊本県人権教育・啓発基本計画	
令和2年度予算額	14,816千円		

<目的>

ハンセン病に対する偏見や差別の解消を図るため、ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発や、本県出身のハンセン病療養所入所者にふるさと訪問事業、地元新聞の送付等を行う。

<対象>

県民、国立ハンセン病療養所等入所者 等

<事業内容>

1 ハンセン病関係普及啓発事業

- (1) 熊本県ハンセン病問題相談・支援センター（りんどう）の運営
- (2) 啓発用パンフレットの作成、配布
- (3) 菊池恵楓園で学ぶ旅の実施
- (4) ハンセン病問題啓発推進委員会の開催
- (5) 菊池恵楓園の将来構想実現に向けた協議会への参加

2 ふるさと事業

- (1) ふるさと訪問
- (2) 熊本ふるさと便のお届け
- (3) 地元新聞の送付
- (4) 社会復帰等相談への対応

原爆被爆者対策事業

(事業開始年度：昭和32年度)

実施主体	県	負担割合	事業1、2：国10/10、国8/10 事業3：国1/2 県1/2
令和3年度予算額	462,595千円	(根拠法令等)	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第7条、第24条～第28条、第31条、第32条、第37条～第39条
令和2年度予算額	494,217千円		

<目的>

原爆被爆者が今なお置かれている健康上の特別の状態にかんがみ、被爆者に対し健康診断と必要な医療並びに手当支給等の措置を講ずることにより、その健康の保持と福祉の向上を図る。

<対象>

原爆被爆者、健康診断受診者証所持者、被爆二世

<事業内容>

1 原爆被爆者健康診断事業

- (1) 定期健康診断 (年2回、うち1回はがん検査)
- (2) 精密検査

2 原爆被爆者関係手当支給事業

- (1) 医療特別手当
- (2) 特別手当
- (3) 原子爆弾小頭症手当
- (4) 健康管理手当
- (5) 保健手当(一般、増額)
- (6) 介護手当(重度、中度)
- (7) 家族介護手当
- (8) 葬祭料

3 原爆被爆者介護保険等利用助成事業

介護保険法等に規定する次のサービスを利用した場合の自己負担額を助成する。

- (1) 訪問介護
- (2) 介護老人福祉施設入所
- (3) 養護老人ホーム・特別養護老人ホーム入所
- (4) 通所介護・短期入所生活介護・小規模多機能型居宅介護 等

4 医療の給付

- (1) (2)の認定疾病以外の一般疾病に対する医療の給付
- (2) 原爆症と認定された認定疾病に対する医療の給付

軽症者等療養支援体制整備事業【コロナ】

(事業開始年度：令和2年度)

実施主体	県	負担割合	国10/10
令和3年度予算額	604,878千円	(根拠法令等)	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業実施要綱
令和2年度予算額	799,559千円		

<目的>

新型コロナウイルス感染症の軽症者等を対象として、宿泊療養施設における生活物資の提供や健康管理等、療養生活の支援体制を整備し、重症者等の受入病床を確保するとともに感染拡大の防止を図る。

<対象者>

新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査等で陽性となった者のうち、無症状病原体保有者又は軽症患者

<事業内容>

- ・ 療養者の療養生活の支援に必要な防護具や衛生用品等の物資の購入
- ・ 健康管理、生活支援、廃棄物処理等による宿泊療養施設の運営及び開廃。

5 健康局

(4) 薬務衛生課 事業体系

「(新)」は新規事業、「(単)」は単独事業、
 「【地震】」は熊本地震からの創造的復興関係事業、
 「【コロナ】」は新型コロナウイルス感染症関係事業、
 「【豪雨】」は令和2年7月豪雨復旧・復興関係事業、
 「【喫緊】」は基本方針関係事業を表す

頁

安全で安心できる県民生活の確保	防災・消防体制の強化	災害時緊急医薬品等供給対策事業(単)	216	
		(新)災害時医薬品供給体制構築事業(単)	216	
		【豪雨】 特殊医薬品需給費	216	
	生活衛生営業の衛生水準の確保	生活衛生環境確保対策事業(単)	(1)生活衛生営業施設等調査指導等(単)	217
			(2)クリーニング師試験実施事業(単)	217
		生活衛生営業振興対策事業	(1)生活衛生営業指導センター運営費補助【コロナ】	217
			(2)生活衛生営業振興助成事業(単)	218
			(3)公衆浴場経営振興事業(単)	218
	住宅宿泊事業の適正運営の確保	住宅宿泊事業適正運営確保事業(単)	218	
	毒物劇物安全対策	毒物劇物指導育成事業(単)	219	
シンナー・覚せい剤等薬物乱用防止対策	薬物乱用防止事業(単)	219		
	麻薬取締費(単)	220		
	危険ドラッグ対策事業(単)	220		
医療サービスの充実	移植医療の普及	移植医療推進普及啓発事業(単)	220	
		(新)臓器移植院内コーディネーター連携構築等事業(単)	221	
	医薬品・医療機器などの品質確保対策	薬事許認可事業(単)	222	
		(1)薬局等許認可及び登録販売者試験事務(単)	222	
		(2)薬局機能情報提供システム運営事業(単)	222	
		薬価等基準調査費	223	
		医薬品検査及び一斉取締費	223	
	医薬品等安全確保対策事業(単)	223		
	献血者の確保等対策	献血推進対策事業(単)	224	
	長寿を支える環境整備	在宅訪問薬局支援体制強化事業(単)	224	
豊かな自然環境の保全	優れた自然の保全	温泉保護対策等事業(単)	225	
		(1)温泉指導費(単)	225	
		(2)温泉保護対策事業(単)【豪雨】	225	
		(3)令和2年7月豪雨関連の水位計設置等事業(単)【豪雨】	225	
新型コロナウイルスへの対応	医療提供体制の確保	軽症者等の宿泊療養事業(新)【コロナ】	226	
		医療物資供給支援事業(新)【コロナ】	226	

災害時緊急医薬品等供給対策事業(単)

(事業開始年度：平成8年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	1,221千円	(根拠法令等) 九州・山口9県災害時応援協定(H23.10.31締結)	
令和2年度予算額	1,827千円	災害時緊急医薬品等備蓄事業実施要綱	

<目的>

大規模災害が発生した場合に、応急対策の迅速・的確な実施を図るため「九州・山口9県災害時応援協定」が締結されている。その中で医療支援の一つである医薬品等の提供について、特に地震等の大規模災害時における初動医療救護のための医薬品等を備蓄するとともに、その後の救急医療に必要な医薬品等供給体制の確保を図る。

また、緊急の対応が必要な薬物中毒発生時の解毒用医薬品等を備蓄する。

<事業内容>

- 1 備蓄医薬品等の管理委託(県下4ヶ所)
- 2 有効期限切れの備蓄医薬品等の適正処理委託及び更新
- 3 連絡・搬送訓練の実施、熊本県総合防災訓練参加

新 災害時医薬品供給体制構築事業(単)【豪雨】

(事業開始年度：令和3年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	1,734千円	(根拠法令等) 災害時における医薬品等安定供給確保マニュアル 熊本県災害薬事コーディネーターの派遣に関する協定	
令和2年度予算額	—	大規模災害時における災害支援活動に関する協定	

<目的>

災害時における医薬品等安定供給確保マニュアルにより、災害時の医薬品供給に取り組んでいるが、全国的に地震を想定したマニュアルとなっており、水害時に対応したマニュアルになっていない。このため、あらゆる災害に対応可能なマニュアルを作成し、そのマニュアルに沿った訓練を行う。また、今後の災害に備えて、災害医療の専門知識を有する災害支援薬剤師を養成する。

<事業内容>

- 1 医薬品等安定供給確保マニュアルの作成
- 2 医療支援体制合同訓練の実施
- 3 災害支援薬剤師の養成

特殊医薬品需給費

(事業開始年度：昭和26年度)

実施主体	県	負担割合	国10/10
令和3年度予算額	1,651千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	1,161千円	国有ワクチン供給要領	

<事業内容>

国有ワクチン(抗毒素)は、患者発生の予測ができないため需用の見込みが極めて困難であるものや、患者発生頻度は少ないが国民の保健衛生上欠くことができないものとして、国が製造業者から買上げ、全国9拠点(熊本県も含む)に備蓄している。

それらについて、医療機関等からの供給申請に基づき、迅速かつ円滑に供給できるよう体制を整備している。

生活衛生環境確保対策事業

(1) 生活衛生営業施設等調査指導等(単)

(事業開始年度：昭和22年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	1,948千円	(根拠法令等) 理容師法第11条の2、第13条、美容師法第12条、第14条 クリーニング業法第5条の2、第10条 旅館業法第7条 公衆浴場法第6条 興行場法第5条 墓地・埋葬等に関する法律第18条 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第11条、第12条の2、第12条の5 熊本県遊泳用プール等指導要項等	
令和2年度予算額	1,682千円		

<目的>

生活衛生営業施設等への立入調査等を実施し、必要に応じ指導監督を行い、各施設の衛生措置基準の遵守、施設の改善向上を図る。特に、レジオネラ症防止対策として公衆浴場、旅館に対して、入浴施設の衛生管理の徹底を指導する。

<対象>

理容所、美容所、クリーニング所、旅館、公衆浴場、興行場、墓地、火葬場、納骨堂、特定建築物、100m³以上の遊泳用プール

<事業内容>

生活衛生営業施設等の指導、レジオネラ症に関する調査指導

(2) クリーニング師試験実施事業(単)

(事業開始年度：昭和25年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	185千円	(根拠法令等) クリーニング業法第7条	
令和2年度予算額	185千円		

<目的>

クリーニング業法第7条第1項及び第2項の規定に基づき、クリーニング師の試験を実施する。

<事業内容>

次の科目について試験を実施する。

- 1 衛生法規に関する知識
- 2 公衆衛生に関する知識
- 3 洗たく物の処理に関する知識及び技能

生活衛生営業振興対策事業

(1) 生活衛生営業指導センター運営費補助【コロナ】

(事業開始年度：昭和57年度)

実施主体	(公財)熊本県生活衛生営業指導センター	負担割合	国1/2 県1/2
令和3年度予算額	19,611千円	(根拠法令等) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第57条の3、第57条の4、第63条	
令和2年度予算額	12,996千円		

<目的>

(財)熊本県生活衛生営業指導センターに経営指導員を配置し、生活衛生関係営業に対する経営、融資、税務等の専門的指導・相談の実施による経営の健全化及び振興を通じて、その衛生水準の維持向上を図り、併せて、利用者又は消費者の利益の擁護を図る。

<対象>

生活衛生関係営業者

<事業内容>

- 1 経営・融資等相談室の設置運営
- 2 移動相談の実施
- 3 情報化整備事業

(2) 生活衛生営業振興助成事業(単)

(事業開始年度：平成13年度)

実施主体	(財)熊本県生活衛生営業指導センター	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	3,388千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	3,388千円	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第63条、第63条の2	

<目的>

専門技術講習会や技術研鑽のための競技会、接客マナー向上等の研修会等を実施することにより、生活衛生営業全体の活性化、個々の営業者の経営意欲の創出、技術力の確保による経営の安定化を図り、もって衛生水準の低下を未然に防止し、県民生活の安全性を確保する。

<対象>

生活衛生関係営業者

<事業内容>

- 1 消費者へのサービスの向上・需要の開拓等、生活衛生関係営業の活性化のための事業
- 2 専門的知識・技術等を修得するための事業
- 3 後継者育成事業
- 4 福祉関連事業

(3) 公衆浴場経営振興事業(単)

(事業開始年度：平成3年度)

実施主体	熊本県公衆浴場業生活衛生同業組合	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	1,071千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	1,071千円	公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律第3条 熊本県公衆浴場振興対策事業補助金交付要項	

<目的>

一般公衆浴場は、地域住民の日常生活において保健衛生上欠かすことのできない施設であるにもかかわらず、近年利用者の減少、営業経費の高騰、後継者難等によりその数が著しく減少していることから、県公衆浴場業生活衛生同業組合が実施する公衆浴場活性化事業を支援し、地域住民の利用機会の確保及び公衆浴場の振興、公衆衛生の向上を図る。

<対象>

熊本県公衆浴場業生活衛生同業組合加入の一般公衆浴場

<事業内容>

組合が実施する「老人無料の日、子供無料招待の日」に係る事業(毎月1回)に要する経費及び入浴者を対象にした健康相談や交流促進等に資する事業に要する経費を助成する。

住宅宿泊事業適正運営確保事業(単)

(事業開始年度：平成30年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	3,807千円	(根拠法令等) 住宅宿泊事業法第3条、15条、16条、17条、18条、	
令和2年度予算額	3,859千円	41条、42条	

<目的>

住宅宿泊事業を営む者に係る届出制度を設ける等の措置を講じることにより、当該事業を営む者の業務の適正な運営を確保しつつ、国内外からの観光旅客の宿泊に対する需要に的確に対応してこれらの者の来訪及び滞在を促進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の発展に寄与する。

<対象>

住宅宿泊事業者

<事業内容>

- 1 住宅宿泊事業法に基づく届出等の受理
- 2 住宅宿泊事業者に対する指導監督

毒物劇物指導育成事業(単)

(事業開始年度：昭和25年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	1,127千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	645千円	毒物及び劇物取締法第4条、第8条、第22条	

<目的>

毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物製造業、輸入業及び販売業等に対する許認可事務及び指導育成を行い、毒物及び劇物の取扱いの適正化を図る。

<事業内容>

- 1 毒物劇物製造業、輸入業及び販売業の基準調査等許認可事務及び指導育成
- 2 毒物劇物取扱者試験の実施

薬物乱用防止事業(単)

(事業開始年度：昭和49年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	2,427千円	(根拠法令等) 薬物乱用防止対策事業実施要綱(H11.7.9厚生省医薬安全局長通知)、 第五次薬物乱用防止五か年戦略(H30.8.3薬物乱用対策推進本部決定)、 熊本県薬物乱用対策事業実施計画	
令和2年度予算額	2,893千円	「ダメ。ゼッタイ。」普及運動事業実施要綱 薬物乱用防止指導員連合協議会設置要綱(H8.6.10)	

<目的>

薬物乱用は、青少年層に浸透がみられるなど、低年齢化傾向を示し、深刻な状況にある。また、最近では、覚醒剤に加えて大麻や危険ドラッグなどの乱用増加が見られ、多様化している。そこで、県民総ぐるみの薬物乱用防止キャンペーンを展開し、薬物乱用を許さない地域づくりを推進するとともに、薬物関連問題の相談事業を行い、その未然防止、薬物依存者の社会復帰の促進等を図る。

<事業内容>

- 1 熊本県薬物乱用対策推進本部事業
- 2 各種啓発運動及び月間活動等の実施
 - (1) 不正大麻・けし撲滅運動(4/1～5/31)
 - (2) 国連麻薬撲滅デー(6/26)を中心に、近日の土日で「ヤング街頭キャンペーン」の実施→R2中止
 - (3) 薬物乱用防止広報強化月間(7月)
 - (4) 麻薬・覚せい剤乱用防止運動(10月～2月)
- 3 地域啓発運動及び薬物乱用防止教育の推進
 - (1) 薬物乱用防止指導員地域啓発活動
 - (2) 青少年健全育成・薬物乱用防止キャンペーン
 - (3) 小学・中学・高校生への薬物乱用防止教室の開催支援
- 4 薬物相談窓口事業
- 5 薬物乱用防止指導員連合協議会の事業補助
- 6 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動熊本県事業の推進

麻薬取締費^①

(事業開始年度:昭和23年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	11,580千円	(根拠法令等) 麻薬及び向精神薬取締法第3条、第50条、第50条の38 大麻取締法第5条、第21条 あへん法第12条、第44条 覚せい剤取締法第3条、第30条の2、第31条、第32条	
令和2年度予算額	1,537千円		

<目的>

麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法及び覚せい剤取締法に基づく免許事務を行うとともに、法定取扱者に対する指導取締りを実施し、正規ルート外への流出及び不正使用の防止を図る。

また、麻薬・覚せい剤等に係る事犯捜査を行うとともに、麻薬中毒者の発生に際しては、必要の都度「熊本県麻薬中毒審査会」を設置し、措置入院者の入院継続に関する審査を実施する。

<事業内容>

- 1 法定取扱者免許事務
- 2 事犯捜査、取扱者指導取締り
- 3 麻薬中毒者対策
- 4 麻薬使用適正化事業

危険ドラッグ対策事業^①

(事業開始年度:平成27年度)

実施主体	県、NPO法人熊本ダルク	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	3,821千円	(根拠法令等) 熊本県危険ドラッグ対策事業補助金交付要領 第五次薬物乱用防止五か年戦略(H30.8.3薬物乱用対策推進本部決定)	
令和2年度予算額	3,831千円		

<目的>

危険ドラッグ等薬物相談ダイヤル設置等により、薬物に関する相談体制や関係機関の連携体制を充実させ、再乱用防止を図る。

<事業内容>

- 1 NPO法人熊本ダルクが行う危険ドラッグ等薬物相談ダイヤル設置等に対する助成
- 2 県精神保健福祉センター及びNPO法人熊本ダルクによる依存回復出張相談

移植医療推進普及啓発事業^①

(事業開始年度:平成9年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	7,025千円	(根拠法令等) 臓器の移植に関する法律第3条 都道府県臓器移植連絡調整者設置事業実施要綱(H15.3.20健臓発0320001号厚生労働省臓器移植対策室長通知) 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律第5条	
令和2年度予算額	7,024千円		

<目的>

移植医療を推進するため、県臓器移植コーディネーターを設置し、臓器移植の普及啓発や臓器提供体制の整備を図る。また、白血病等の血液疾患に有効な骨髄移植を推進するため、骨髄提供希望者(骨髄ドナー)の登録確保を図る。

<事業内容>

- 1 臓器移植の推進
移植医療の推進及び円滑な実施を図るため、県臓器移植コーディネーターを熊本赤十字病院に設置し、設置に要する経費について助成する。
- 2 骨髄ドナー登録の推進
各種キャンペーンや研修会等における広報啓発を行うとともに、献血会場や人吉、天草保健所において、骨髄ドナーの登録を行う。

⑨ 臓器移植院内コーディネーター連携構築等事業⑨

(事業開始年度:令和3年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10 (地域医療介護総合確保基金(医療分))
令和3年度予算額	5,837千円	(根拠法令等)	臓器の移植に関する法律 熊本県保健医療計画
令和2年度予算額	—		

<目的>

院内コーディネーターを育成し、医療従事者に対する臓器移植に関する知識の普及啓発や臓器提供発生時に対応できるよう、院内の連携体制を整備する。

<事業内容>

次の事業について、公益財団法人熊本県移植医療推進財団に委託することにより、臓器移植院内コーディネーターを育成する。

- 1 移植医療推進ネットワーク協議会の開催
- 2 臓器移植院内コーディネーター研修事業
- 3 臓器移植院内コーディネーター養成事業

薬事許認可事業

(1) 薬局等許認可及び登録販売者試験事務

(事業開始年度：平成10年度)

実施主体	県	負担割合	県10 / 10
令和3年度予算額	9,369千円	(根拠法令等) 医薬品医療機器等法第3条、4条、第12条、第13条、第24条、第36条の8、第39条 熊本県薬事審議会設置条例 熊本県医薬品医療機器等法施行細則	
令和2年度予算額	6,350千円		

<目的>

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（医薬品医療機器等法）に基づき、医薬品製造販売業・製造業、薬局・医薬品販売業等に対する許認可事務及び指導育成、登録販売者試験等を行い、医薬品等の取扱いの適正化を図る。

また、法改正に伴う県規制の制定等について、必要に応じて薬事審議会において調査審議を行う。

<事業内容>

- 1 医薬品製造販売業・製造業、薬局・医薬品販売業等の基準調査等許認可事務及び指導育成
- 2 電算システム（衛生総合情報システム及びFD申請システム）の運営、管理
- 3 登録販売者試験の実施
- 4 薬事審議会の開催
- 5 薬事功労者等の知事表彰の実施
- 6 地域連携薬局等認定事業

(2) 薬局機能情報提供システム運営事業

(事業開始年度：平成30年度)

実施主体	県	負担割合	県10 / 10
令和3年度予算額	2,800千円	(根拠法令等) 医薬品医療機器等法第8条の2 薬局機能情報提供制度実施要領 熊本県薬局機能情報提供制度実施要項	
令和2年度予算額	366千円		

<目的>

医薬品医療機器等法に基づき、医療を受ける方が薬局の選択を適切に行うことができるよう支援するために、薬局の管理、運営、サービス、業務内容などの薬局機能情報の公表を行う。

<事業内容>

平成30年度、利用者が目的とする薬局を容易に検索できる機能を有し、かつ、薬局からの報告受理から公表までをシステム上で一体的に行うことが可能なシステム導入した。当システムの運用・保守を行う。また、法改正に伴う報告事項等を追加するために必要な改修を行う。

薬価等基準調査費

(事業開始年度：昭和23年度)

実施主体	県	負担割合	国10/10
令和3年度予算額	2,243千円	(根拠法令等) 薬事経済調査等実施要綱 医薬品価格調査実施要領 特定保険医療材料価格調査実施要領	
令和2年度予算額	2,243千円		

<目的>

国の委託により医薬品、医薬部外品及び医療機器に関する毎月の生産等の実態を明らかにする。
また、健康保険法の規定により厚生労働大臣が定める薬価基準等の改定の基礎資料等を得る。
さらに、後発医薬品の適正な普及を図る。

<事業内容>

- 1 医薬品等価格調査（医薬品価格調査・特定保険医療材料価格調査・調査客体精密化調査）
- 2 後発医薬品の安心使用及び普及啓発

医薬品検査及び一斉取締費

(事業開始年度：昭和23年度)

実施主体	県	負担割合	国10/10
令和3年度予算額	4,175千円	(根拠法令等) 医薬品医療機器等法第43条、第69条、第14条第6項、第76条の4、第76条の6 医薬品医療機器等法施行令第74条第1項	
令和2年度予算額	4,563千円		

<目的>

国の委託事業として医薬品医療機器等法に基づく医薬品の検定業務、国家検定医薬品の一斉取締、医療機器特別監視等を実施する。

<事業内容>

- 1 医薬品検定事業（生物学的製剤国家検定）
- 2 医療機器特別監視事業
- 3 証明制度対策事業
- 4 査察整合性確保委託事業
- 5 医療用後発医薬品品質確保対策事業
- 6 製造販売後安全管理基準（GVP）査察・指導
- 7 無承認無許可医薬品監視事業
- 8 指定薬物分析事業
- 9 国庫帰属麻薬等処分事業

医薬品等安全確保対策事業[㊦]

(事業開始年度：昭和23年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	971千円	(根拠法令等) 医薬品医療機器等法第69条、第76条の8 毒物及び劇物取締法第17条 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第7条	
令和2年度予算額	1,680千円		

<目的>

製造から市販後までの各段階において、医薬品等の有効性・安全性を確保するための各種基準の遵守徹底を図る。
また、毒物劇物販売業者等における毒物劇物の取扱いについて、適正な使用、保管管理の徹底を図り、不正流通、盗難等の未然防止に務めるとともに、事故発生時には、関係機関が連携し迅速に健康被害の拡大防止を図る。

<事業内容>

- 1 家庭用品（繊維製品、洗浄剤、接着剤等）の試験検査
- 2 医薬品・医療機器GMP及びGVP・GQP査察
- 3 薬事監視指導
- 4 毒物劇物製造業、販売業者等に対する監視指導及び工場、農家等業務上取扱者に対する適正管理、事故等防止の啓発、指導

献血推進対策事業(単)

(事業開始年度：昭和39年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	764千円	(根拠法令等) 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第5条、第10条 熊本県献血推進協議会設置要綱	
令和2年度予算額	1,007千円		

<目的>

県内の医療に必要な血液を確保するため、県献血推進計画で定めた目標達成のための各種啓発事業を実施するとともに、献血推進組織の育成、活性化を図る。

<事業内容>

- 1 愛の血液助け合い運動、はたちの献血キャンペーン等の各種広報啓発の実施
- 2 若年層献血者確保対策の強化
 - (1)高等学校に対する献血セミナーの開催や学校献血の実施等「学校における献血に触れ合う機会の受入れ」の要請
 - (2)県内9大学(10キャンパス)で組織する学生献血推進協議会の活動(研修会、街頭キャンペーン、学内献血)の支援
- 3 企業等における安定的な集団献血の確保
- 4 複数回献血協力者の確保
- 5 献血功労者の表彰
- 6 熊本県献血推進協議会の開催及び市町村献血推進協議会、熊本県学生献血推進協議会等の献血推進組織の育成及び活性化

在宅訪問薬局支援体制強化事業(単)

(事業開始年度：平成24年度)

実施主体	熊本県薬剤師会	負担割合	県1/2(地域医療介護総合確保基金(医療分))
令和3年度予算額	20,328千円	(根拠法令等) 熊本県保健医療計画 熊本県在宅療養対策支援事業補助金交付要領	
令和2年度予算額	14,305千円		

<目的>

薬剤師の参画により在宅患者への最適かつ効率的で安全・安心な薬物療法の提供を図る。

また、在宅訪問薬剤師支援センター及び在宅地域拠点薬局において、24時間対応で医療材料を供給できる体制の整備や、薬局における医療用麻薬の円滑な供給を行う体制の整備、在宅医療に従事する人材育成など、地域における在宅医療の基盤整備を図る。

<事業内容>

次の事業について、熊本県薬剤師会に補助することにより、在宅医療への参画を支援する。

- 1 在宅訪問薬剤師支援センター等の運営事業
- 2 拠点薬局の運営事業
- 3 医療材料等の供給システムの整備事業
- 4 情報発信事業
- 5 薬剤師再就業支援に関する事業
- 6 無菌調剤室整備事業

温泉保護対策等事業

(1) 温泉指導費^①

(事業開始年度：昭和23年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	629千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	619千円	温泉法第3条、第11条、第15条、第32条、第35条	

<目的>

温泉の保護と適正利用という温泉法の目的に沿った温泉掘削等の許可手続きの実施、また許可施設への立入調査等を実施し、温泉の指導の徹底を図る。

<対象>

温泉掘削・増掘・動力装置の許可申請者、温泉採取事業者、温泉利用許可申請者、温泉施設経営者

<事業内容>

温泉法に基づき温泉資源の保護を図るため、温泉の掘削、増掘、動力装置の許可申請案件について現地調査を行い、環境審議会(温泉部会)に諮問する。また、同法に基づく濃度確認、採取許可申請や温泉利用許可申請、掘削工事等の着手届等の提出に伴い、現地調査、確認を行うとともに既許可施設の立入調査を実施し同法の指導の徹底を図る。

(2) 温泉保護対策事業^①【豪雨】

(事業開始年度：平成3年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	356千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	557千円	温泉法第1条、第4条、第12条	

<目的>

県内の地域振興及び観光振興、県民の健康増進等に大きな役割を担ってきた温泉が、近年の温泉掘削の増加等により枯渇を生じるおそれが出てきており、その保護対策を講じるための調査やデータの収集など、温泉資源の保護と適正利用を図るための事業を実施する。

<対象>

源泉所有者、温泉利用者

<事業内容>

温泉資源の保護及び適正利用を図るための基礎資料の収集を行うため、次の取組みを実施する。

- 1 自記水位計を用いた主要温泉地8ヵ所の温泉水位の観測及び解析
- 2 主要温泉地の温度及び揚湯量の調査
- 3 温泉の保護と適正利用に関する調査・研究

(3) 令和2年7月豪雨関連の水位計設置等事業^①【豪雨】

(事業開始年度：令和3年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
令和3年度予算額	1,951千円	(根拠法令等)	
令和2年度予算額	一千円	温泉法第1条、第4条、第12条	

<目的>

令和2年7月豪雨で被災した地域の温泉資源に、災害の影響等が無いかが調査を行う。

<対象>

源泉所有者、温泉利用者

<事業内容>

令和2年7月豪雨で被災した県内主要温泉地に、新たに投げ込み式水位計を設置し、温度や水位等の調査を行う。

⑨ 軽症者等の宿泊療養事業【コロナ】

(事業開始年度：令和3年度)

実施主体	県	負担割合	国10/10
令和3年度予算額	576,406千円	(根拠法令等) 新型コロナウイルスの感染症等の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について 新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアルの送付について	
令和2年度予算額	566,873千円		

<目的>

新型コロナウイルス感染症の軽症者等を受け入れるための宿泊施設（旅館・ホテル等）を、県が借上げ、宿泊療養を実施することにより、新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の入院医療提供体制の確保を図る。

<事業内容>

軽症者等を受け入れるための宿泊施設（旅館・ホテル等）の借上げに係る経費

⑩ 医療物資供給支援事業【コロナ】

(事業開始年度：令和3年度)

実施主体	県	負担割合	国10/10
令和3年度予算額	21,069千円	(根拠法令等) 新型コロナウイルス緊急包括支援交付金	
令和2年度予算額	一千円		

<目的>

新型コロナウイルス感染症や同様の感染症等の拡大により県内でクラスターが発生した施設に対して緊急的に個人防護具（サージカルマスク、N95マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド、ゴーグル、非滅菌手袋、防護具）や消毒液を供給すると共に継続的な備蓄を行うことにより、感染拡大を防止する。

<事業内容>

- 1 クラスター発生時等の緊急時に医療機関や社会福祉施設等に対し、個人防護具及び消毒液を供給する。
- 2 G-MIS（新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム）を活用し、医療物資が不足する医療機関に対して個人防護具を供給する。
- 3 熊本県の備蓄方針に沿って、個人防護具及び消毒液を継続して備蓄する

他部局における健康福祉関連施策

事 業 名	事 業 概 要
<p>シルバー人材センター (労働雇用創生課)</p> <p>根拠法令等 「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」 (S46. 5. 25 法律第 68 号)</p>	<p>本格的な高齢社会の到来に対応するためには、高齢者の知識、技能、経験を生かし、生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者に対して、その意欲と能力に応じて地域に密着した就業機会を提供することにより、活力ある地域社会づくりを図る必要がある。現在、シルバー人材センターは 14 市 31 町村に設置されている。</p> <p>また、平成 9 年 10 月には、(公社)熊本県シルバー人材センター連合会を設立し、県下全域での事業の実施と県内各センターの取りまとめを行っている。</p> <p>○対象者 おおむね 60 歳以上 ○会員数 9,868 人 (R3. 3. 31 現在) ○設置市町村 熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、天草市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町、和水町、南関町、長洲町、大津町、菊陽町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、苓北町、津奈木町、南小国町</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">高齢者・障がい者の雇用対策</p> <p>障害者就業・生活支援センター事業 (労働雇用創生課)</p> <p>根拠法令 「障害者の雇用の促進等に関する法律」 (S35. 7. 25 法律第 123 号)</p>	<p>障がい者の職業生活における自立を図るため、就業、日常生活、又は社会生活上の支援を必要としている障がい者に対し、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関と連携し、身近な地域において必要な指導、助言その他の支援を行い、雇用の促進及び職業の安定を図る。</p> <p><熊本障害者就業・生活支援センター「くまもと障がい者ワーク・ライフサポートセンター縁」> ○運営主体 社会福祉法人慶信会 ○対象地域 熊本地域(熊本、上益城圏域) ○配 置 熊本市内に支援ワーカー10名を配置</p> <p><熊本県南部障害者就業・生活支援センター「結」> ○運営主体 社会福祉法人東康会 ○対象地域 県南(宇城、八代圏域) ○配 置 八代市内に支援ワーカー7名を配置</p> <p><熊本県北部障害者就業・生活支援センター「がまだす」> ○運営主体 社会福祉法人菊愛会 ○対象地域 県北(鹿本、菊池、阿蘇圏域) ○配 置 菊池市内に支援ワーカー6名を配置</p> <p><熊本県有明障害者就業・生活支援センター「きずな」> ○運営主体 医療法人信和会 ○対象地域 有明圏域 ○配 置 玉名市内に支援ワーカー4名を配置</p> <p><熊本県天草障害者就業・生活支援センター> ○運営主体 社会福祉法人弘仁会 ○対象地域 天草圏域 ○配 置 天草市内に支援ワーカー4名を配置</p> <p><熊本県芦北・球磨障害者就業・生活支援センター「みなよし」> ○運営主体 社会福祉法人水俣市社会福祉事業団 ○対象地域 芦北、球磨圏域 ○配 置 水俣市内に支援ワーカー4名を配置</p> <p><共通> ○事業内容 ①障がい者からの相談に応じ必要な指導及び援助を行うとともに、関係機関との連絡調整、事業主に対する助言等、障がい者が職業生活における自立を図るために必要な援助を総合的に行う。 ②障害者職業総合センター等が行う職業準備訓練を受けることについてあつせんする。 等</p>

事業名	事業概要																									
<p>特別支援教育 (特別支援教育課 高校教育課 義務教育課)</p> <p>根拠法令等 「学校教育法」 (S22. 3. 31 制定) (H19. 4. 1 改正)</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">特別支援教育</p>	<p>特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。</p> <p>通常の学級に在籍する知的な遅れのない発達障がいを含めて、教育上特別の支援を必要とする幼児児童生徒が在籍するすべての学校において実施されている。県では、幼児児童生徒の支援充実のため、対応が困難な事例ほどより専門性の高い支援が得られる「段階的な支援体制」を構築し、支援に当たっている。</p> <p>○特別支援学校の概要 (県立20校、市立3校、国立1校) [表中 () 内は県内設置数]</p> <table border="1" data-bbox="485 389 1423 1384"> <thead> <tr> <th>特別支援学校</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主として視覚障がい者に対する教育を行う特別支援学校(1)</td> <td>視覚障がいのある児童生徒を対象とした幼稚部、小学部、中学部、高等部(専攻科を含む)を設置。幼・小・中・高校に準じた教育を行うとともに、障がいに基づく困難を改善・克服するための教育を実施。</td> </tr> <tr> <td>主として聴覚障がい者に対する教育を行う特別支援学校(1)</td> <td>聴覚障がいのある児童生徒を対象とした幼稚部、小学部、中学部、高等部(専攻科を含む)を設置。幼・小・中・高校に準じた教育を行うとともに、障がいに基づく困難を改善・克服するための教育を実施。</td> </tr> <tr> <td>主として知的障がい者に対する教育を行う特別支援学校 (県立12・市立3・国立1)</td> <td>知的障がいのある児童生徒を対象とした小学部、中学部、高等部を設置(高等部のみの特別支援学校4校)。障がいに基づく困難を改善・克服するための教育を実施</td> </tr> <tr> <td>主として肢体不自由者及び知的障がいに対する教育を行う特別支援学校(1)</td> <td>肢体不自由の児童生徒を対象とした小学部、中学部、高等部及び、知的障がいの生徒を対象とした高等部を設置。障がいに基づく困難を改善・克服するための教育を実施。</td> </tr> <tr> <td>主として肢体不自由者に対する教育を行う特別支援学校(3)</td> <td>肢体不自由の児童生徒を対象とした小学部、中学部、高等部を設置。小・中・高校に準じた教育を行う(1校のみ)とともに、障がいに基づく困難を改善・克服するため教育を実施。</td> </tr> <tr> <td>主として肢体不自由者及び病弱に対する教育を行う特別支援学校(1)</td> <td>肢体不自由の児童生徒を対象とした幼稚部、小学部、中学部及び、病弱の児童生徒を対象とした訪問教育を行う小学部、中学部を設置。幼・小・中に準じた教育を行うとともに、障がいに基づく困難を改善・克服するための教育を実施。</td> </tr> <tr> <td>主として病弱者に対する教育を行う特別支援学校(1)</td> <td>病気等により、継続して医療や生活上の管理が必要な児童生徒を対象とした小学部、中学部、高等部を設置。小・中・高校に準じた教育を行うとともに、障がいに基づく困難を改善・克服するための教育を実施。</td> </tr> </tbody> </table> <p>○小・中学校、義務教育学校、高等学校における特別支援学級及び通級による指導概要(高等学校は、通級による指導のみ)</p> <table border="1" data-bbox="485 1451 1423 1930"> <thead> <tr> <th>学級等</th> <th>対象者</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別支援学級 (県内各地)</td> <td>教育上特別の支援を必要とする児童生徒</td> <td>障がいにより通常の学級における指導では、十分に指導の効果を上げることが困難な児童生徒のために編制された少人数の学級。本県には知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障がい学級を設置。</td> </tr> <tr> <td>通級による指導 (県内各地)</td> <td>小・中学校、義務教育学校、高等学校の通常の学級に在籍する教育上特別の支援を必要とする児童生徒</td> <td>大部分の指導を通常の学級で受けながら、一部障がいに応じた特別の指導を、特別な場で受ける教育形態。障がいのある児童生徒が障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための指導(特別支援学校の自立活動に相当)を実施。小・中学校、義務教育学校は、月1～週8単位時間程度、高等学校は年間7単位を超えない範囲で実施する。本県には、言語障がい、情緒障がい、難聴、LD(学習障がい)・ADHD(注意欠陥多動性障がい)の教室を設置。</td> </tr> </tbody> </table> <p>○小・中学校通常の学級、高等学校での支援</p> <p>公立小・中学校、義務教育学校及び高等学校では、すべての学校で特別支援教育コーディネーターを指名するとともに、校内委員会を設置し、関係機関と連携した支援体制を構築。それぞれの学習指導要領では、「特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童(生徒)の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。」と記載されており、本県においては地域ごとに各特別支援学校が助言等を行い支援の充実を図っている。</p>	特別支援学校	概要	主として視覚障がい者に対する教育を行う特別支援学校(1)	視覚障がいのある児童生徒を対象とした幼稚部、小学部、中学部、高等部(専攻科を含む)を設置。幼・小・中・高校に準じた教育を行うとともに、障がいに基づく困難を改善・克服するための教育を実施。	主として聴覚障がい者に対する教育を行う特別支援学校(1)	聴覚障がいのある児童生徒を対象とした幼稚部、小学部、中学部、高等部(専攻科を含む)を設置。幼・小・中・高校に準じた教育を行うとともに、障がいに基づく困難を改善・克服するための教育を実施。	主として知的障がい者に対する教育を行う特別支援学校 (県立12・市立3・国立1)	知的障がいのある児童生徒を対象とした小学部、中学部、高等部を設置(高等部のみの特別支援学校4校)。障がいに基づく困難を改善・克服するための教育を実施	主として肢体不自由者及び知的障がいに対する教育を行う特別支援学校(1)	肢体不自由の児童生徒を対象とした小学部、中学部、高等部及び、知的障がいの生徒を対象とした高等部を設置。障がいに基づく困難を改善・克服するための教育を実施。	主として肢体不自由者に対する教育を行う特別支援学校(3)	肢体不自由の児童生徒を対象とした小学部、中学部、高等部を設置。小・中・高校に準じた教育を行う(1校のみ)とともに、障がいに基づく困難を改善・克服するため教育を実施。	主として肢体不自由者及び病弱に対する教育を行う特別支援学校(1)	肢体不自由の児童生徒を対象とした幼稚部、小学部、中学部及び、病弱の児童生徒を対象とした訪問教育を行う小学部、中学部を設置。幼・小・中に準じた教育を行うとともに、障がいに基づく困難を改善・克服するための教育を実施。	主として病弱者に対する教育を行う特別支援学校(1)	病気等により、継続して医療や生活上の管理が必要な児童生徒を対象とした小学部、中学部、高等部を設置。小・中・高校に準じた教育を行うとともに、障がいに基づく困難を改善・克服するための教育を実施。	学級等	対象者	概要	特別支援学級 (県内各地)	教育上特別の支援を必要とする児童生徒	障がいにより通常の学級における指導では、十分に指導の効果を上げることが困難な児童生徒のために編制された少人数の学級。本県には知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障がい学級を設置。	通級による指導 (県内各地)	小・中学校、義務教育学校、高等学校の通常の学級に在籍する教育上特別の支援を必要とする児童生徒	大部分の指導を通常の学級で受けながら、一部障がいに応じた特別の指導を、特別な場で受ける教育形態。障がいのある児童生徒が障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための指導(特別支援学校の自立活動に相当)を実施。小・中学校、義務教育学校は、月1～週8単位時間程度、高等学校は年間7単位を超えない範囲で実施する。本県には、言語障がい、情緒障がい、難聴、LD(学習障がい)・ADHD(注意欠陥多動性障がい)の教室を設置。
特別支援学校	概要																									
主として視覚障がい者に対する教育を行う特別支援学校(1)	視覚障がいのある児童生徒を対象とした幼稚部、小学部、中学部、高等部(専攻科を含む)を設置。幼・小・中・高校に準じた教育を行うとともに、障がいに基づく困難を改善・克服するための教育を実施。																									
主として聴覚障がい者に対する教育を行う特別支援学校(1)	聴覚障がいのある児童生徒を対象とした幼稚部、小学部、中学部、高等部(専攻科を含む)を設置。幼・小・中・高校に準じた教育を行うとともに、障がいに基づく困難を改善・克服するための教育を実施。																									
主として知的障がい者に対する教育を行う特別支援学校 (県立12・市立3・国立1)	知的障がいのある児童生徒を対象とした小学部、中学部、高等部を設置(高等部のみの特別支援学校4校)。障がいに基づく困難を改善・克服するための教育を実施																									
主として肢体不自由者及び知的障がいに対する教育を行う特別支援学校(1)	肢体不自由の児童生徒を対象とした小学部、中学部、高等部及び、知的障がいの生徒を対象とした高等部を設置。障がいに基づく困難を改善・克服するための教育を実施。																									
主として肢体不自由者に対する教育を行う特別支援学校(3)	肢体不自由の児童生徒を対象とした小学部、中学部、高等部を設置。小・中・高校に準じた教育を行う(1校のみ)とともに、障がいに基づく困難を改善・克服するため教育を実施。																									
主として肢体不自由者及び病弱に対する教育を行う特別支援学校(1)	肢体不自由の児童生徒を対象とした幼稚部、小学部、中学部及び、病弱の児童生徒を対象とした訪問教育を行う小学部、中学部を設置。幼・小・中に準じた教育を行うとともに、障がいに基づく困難を改善・克服するための教育を実施。																									
主として病弱者に対する教育を行う特別支援学校(1)	病気等により、継続して医療や生活上の管理が必要な児童生徒を対象とした小学部、中学部、高等部を設置。小・中・高校に準じた教育を行うとともに、障がいに基づく困難を改善・克服するための教育を実施。																									
学級等	対象者	概要																								
特別支援学級 (県内各地)	教育上特別の支援を必要とする児童生徒	障がいにより通常の学級における指導では、十分に指導の効果を上げることが困難な児童生徒のために編制された少人数の学級。本県には知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障がい学級を設置。																								
通級による指導 (県内各地)	小・中学校、義務教育学校、高等学校の通常の学級に在籍する教育上特別の支援を必要とする児童生徒	大部分の指導を通常の学級で受けながら、一部障がいに応じた特別の指導を、特別な場で受ける教育形態。障がいのある児童生徒が障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための指導(特別支援学校の自立活動に相当)を実施。小・中学校、義務教育学校は、月1～週8単位時間程度、高等学校は年間7単位を超えない範囲で実施する。本県には、言語障がい、情緒障がい、難聴、LD(学習障がい)・ADHD(注意欠陥多動性障がい)の教室を設置。																								

事業名		事業概要
特別支援教育	私立学校経常費助成費補助 (私学振興課) 根拠法令等 「学校教育法」 「私立学校振興助成法」	(高等学校への補助) 特別な支援を要する生徒の受入れ、個別の教育支援計画の策定、個別の指導計画の作成並びに特別支援教育、不登校対策、いじめ対策、中途退学対策のための校内組織の整備及び取組を行っている高等学校に、特別支援教育等に必要な経常的経費の一部を補助し、特別支援教育体制の充実を図る。 受入れ及び計画の策定等については、障がい有していることが確認できる生徒(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、診断書等により確認できる者。また、病院、中学校からの情報提供書等により確認できる者。なお、保護者が記入した健康調査書等による場合は、記載内容{(傷病名(ADHD、LD等)や服用している薬名)により、明らかに障がいを有していると思われる場合)のみを対象とする。 また、校内組織の整備及び取組については、組織を整備のうえ取組が実施されていることが分かる書類(校務分掌等)にて確認を行う。 ・令和2年度の各学校における取組実績 特別な支援を要する生徒の受入れ 19校(367人) 校内組織の整備及び取組(不登校対策等の生徒対策を含む) 18校
	熊本時習館特別支援相談員派遣事業 (私学振興課) 根拠法令 県単独事業	発達障がいに関する専門知識を有する者を私立学校(私立中学高等学校等)に派遣し、教職員に対する研修会の実施や、発達障がいのある生徒への対応について助言することにより私立学校を支援し、発達障がいのある生徒の修学環境の向上を図る。 主な支援の内容 ○私立学校における校内支援体制の充実に関する支援 ・校内委員会による支援検討、特別支援コーディネーターを中心とした支援調整等の充実、活用に必要な助言及び支援 ・発達障がいのある生徒に対する個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成支援に係る助言及び支援 ○発達障がいのある生徒の対応に関する学校への支援 ・支援会議への参加、学校訪問や電話・電子メール等による学校(教職員)への助言及び支援
大学進学支援	熊本県夢応援進学給付金 (私学振興課) 根拠法令 県単独事業	熊本地震により被災して経済的に進学が困難な生徒の大学進学を支援するため、「熊本県育英資金(被災特例枠)」の貸付を受けて大学等に進学する非課税世帯の生徒に対して、大学等進学後に給付金として自宅通学生には10万円、自宅外通学者には30万円を給付する。

特別支援学校一覧

1 公立特別支援学校

設置者	学校名	当該学校が主として行う教育	設置学部					寄宿舎	在籍数	〒		電話	
			幼	小	中	高	専			所在地		FAX	
県	盲学校	視覚障がい者に対する教育	●	●	●	●	●	●	45	862-0901	096-368-3147	熊本市東区東町3-14-1	368-3148
県	熊本聾学校	聴覚障がい者に対する教育	●	●	●	●	●	●	89	862-0901	096-368-2135	熊本市東区東町3-14-2	368-2137
県	熊本はばたき高等支援学校	知的障がい者に対する教育				●			202	862-0901	096-331-5656	熊本市東区東町3-14-3	360-0770
県	ひのくに高等支援学校					●		●	104	861-1101	096-249-1001	合志市合生4360-7	249-1102
県	鏡わかあゆ高等支援学校					●		●	115	869-4201	0965-31-2577	八代市鏡町鏡村937番地	52-5161
県	熊本支援学校			●	●	●			186	862-0941	096-371-2323	熊本市中央区出水5丁目5-16	371-0078
県	松橋西支援学校			●	●				162	869-0502	0964-33-2797	宇城市松橋町松橋308-1	33-2737
	高等部上益城分教室 (甲佐高等学校内)					●			20	861-4606	096-235-8040	上益城郡甲佐町横田327	235-8041
県	荒尾支援学校			●	●	●			167	864-0032	0968-62-1131	荒尾市増永字西長浦2299-3	69-1064
県	かもと稲田支援学校		小中		●	●			47	861-0303	0968-46-1740	山鹿市鹿本町高橋638番地	46-1717
			高			●		861-0304		0968-46-5638	山鹿市鹿本町御宇田312	46-5641	
県	大津支援学校			●	●	●			163	869-1235	096-293-0486	菊池郡大津町室1381	293-8052
県	菊池支援学校			●	●	●			148	861-1101	096-242-0069	合志市合生4300	242-0200
県	小国支援学校			●	●	●			40	869-2501	0967-46-4370	阿蘇郡小国町宮原2635-2	46-5980
県	球磨支援学校			●	●	●			91	868-0501	0966-42-3792	球磨郡多良木町多良木4217	42-6938
県	天草支援学校			●	●	●			107	863-0005	0969-23-0141	天草市本町新休972	22-5673
市	八代市立八代支援学校			●	●	●			87	866-0014	0965-32-3251	八代市高島町1-6	39-5007
市	熊本市立平成さくら支援学校				●			73	860-0833	096-245-6232	熊本市南区平成2丁目20-1	245-6242	
市	熊本市立あおば支援学校		●	●				45	860-0001	096-245-6440	熊本市中央区千葉城町5番3号	245-6449	
県	芦北支援学校(肢)	肢体不自由者及び知的障がいに対する教育		●	●			22	869-5461	0966-82-4627	葦北郡芦北町芦北2829-8	82-4606	
	高等部佐敷分教室(知) (芦北高等学校内)					●		22	869-5431	0966-61-3303	葦北郡芦北町乙千屋20-2	61-3304	
県	熊本かがやきの森支援学校	肢体不自由者に対する教育		●	●	●		68	860-0046	096-319-2000	熊本市西区横手5丁目16-28	319-2111	
	江津湖療育医療センター分教室							20	862-0947	096-379-4420	熊本市東区画図町重富575	379-4420	
	松橋支援学校			●	●	●		●	40	869-0543	0964-32-0729	宇城市松橋町南豊崎252	32-0565
	苓北支援学校			●	●	●			20	863-2503	0969-35-1780	天草郡苓北町志岐1120	35-2766
県	松橋東支援学校	肢体不自由者及び病弱に対する教育	●					19	869-0524	0964-32-1726	宇城市松橋町豊福2910	32-2280	
	訪問教育(病弱)			●	●			15					
県	黒石原支援学校	病弱者に対する教育		●	●	●			107	861-1102	096-242-0156	合志市須屋2659	242-5341
計		23校	3	19	19	21	2	5	2,224				

2 国立特別支援学校

設置者	学校名	設置学部					寄宿舎	在籍数	〒		電話	
		幼	小	中	高	専			所在地		FAX	
国	熊本大学教育学部附属特別支援学校		●	●	●			60	860-0862	096-342-2956	熊本市中央区黒髪5丁目17-1	342-2950